

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年4月3日
【発行者名】	リプラス・レジデンシャル投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 佐久間 隆夫
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【事務連絡者氏名】	リプラス・リート・マネジメント株式会社 取締役経営管理部長 江村 真人
【電話番号】	03-5425-5600
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】	リプラス・レジデンシャル投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 9,930,250,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 990,000,000円 (注1) 発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取 引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で 一般募集を行うため一般募集における発行価格の総額は上 記の金額と異なります。 (注2) 売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する 上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要が あるときは、証券取引法施行令第20条第1項に規定す る安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券 市場を開設する証券取引所は、株式会社東京証券取引 所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(1)【投資法人の名称】

リプラス・レジデンシャル投資法人

(英文表示: re-plus residential investment inc.)

(以下「本投資法人」といいます。)

(注) 本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。

(2)【内国投資証券の形態等】

本書に従って行われる募集（以下「国内募集」といいます。）及び売出しの対象である、本投資法人の投資口を表示する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）は、記名式かつ無額面で、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型の投資証券です。

本投資証券について、格付は取得していません。

(注) 投信法上、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位を「投資口」といい、その所有者を「投資主」といいます。「投資証券」は、投資法人の投資口を表示する有価証券であり、本投資証券を購入した投資家は、本投資法人の投資主となります。

(3)【発行数】

18,055口

(注1) 国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に欧州を中心とする海外市場（ただし、アメリカ合衆国を除きます。）における募集（以下「海外募集」といいます。）を予定しています。国内募集及び海外募集（以下、併せて「本募集」といいます。）の総発行口数は34,300口の予定です。上記発行数18,055口はそのうちの国内募集の予定口数で、海外募集の予定口数は16,245口です。国内募集と海外募集の発行数の最終的な内訳は総発行口数34,300口の範囲内で、需要状況を勘案の上、発行価格決定日（後記「(5) 発行価格（注1）」をご参照下さい。）に決定されます。

海外募集等の内容につきましては、後記「3 その他の事項 (1) 本邦以外の地域における発行」をご参照下さい。

(注2) 国内募集及びオーバーアロットメントに係る売出し並びに海外募集（以下「グローバル・オフERING」といいます。）におけるグローバル・コーディネーターは、三菱UFJ証券株式会社です。

(注3) 国内募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内募集とは別に、三菱UFJ証券株式会社が本投資法人の投資主から1,800口を上限として借り入れる本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。後記「2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

(注4) オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資証券の返還に必要な本投資法人の投資証券を取得させるために、本投資法人は平成19年4月3日（火）開催の役員会において、三菱UFJ証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口1,800口の第三者割当による追加発行（以下「本第三者割当」といいます。）を、国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の翌営業日を払込期日として行うことを決議しています。

- (注5) また、三菱UFJ証券株式会社は、国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本第三者割当の払込期日の4営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とし、借入投資証券の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資法人の投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。三菱UFJ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資法人の投資証券は、借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。
- 更に、三菱UFJ証券株式会社は、国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた本投資法人の投資証券の全部又は一部を借入投資証券の返還に充当することがあります。
- (注6) オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入投資証券の返還に充当する口数を減じた口数について、三菱UFJ証券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資法人の投資証券を取得する予定であります。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- (注7) 上記（注3）乃至（注6）の取引に関しては、三菱UFJ証券株式会社がJPモルガン証券株式会社と協議の上、これを行います。

(4) 【発行価額の総額】

9,930,250,000円

- (注) 上記の発行価額の総額は、後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」をご参照下さい。発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

(5) 【発行価格】

未定

- (注1) 発行価格決定日（以下に定義されます。）における東京証券取引所における本投資証券の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で決定します。
- (注2) 平成19年4月18日（水）から平成19年4月20日（金）までのいずれかの日に国内募集における発行価格及び発行価額（本投資法人が本投資証券1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）を決定します（以下、かかる日を「発行価格決定日」といいます。）。
- (注3) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」の冒頭に記載の通り、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格と発行価額（引受価額）との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(6) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(7) 【申込単位】

1口以上1口単位

(8) 【申込期間】

平成19年4月23日（月）から平成19年4月25日（水）まで

(注) 申込期間は、上記の通り内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間は、需要状況等を勘案した上で、繰り上げられることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成19年4月13日（金）から平成19年4月20日（金）までを予定していますが、実際の発行価格決定日は、平成19年4月18日（水）から平成19年4月20日（金）までのいずれかの日を予定しています。したがって、申込期間が最も繰り上げられた場合は、「平成19年4月19日（木）から平成19年4月23日（月）まで」となります。

(9) 【申込証拠金】

発行価格と同一の金額です。

(10) 【申込取扱場所】

後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人及びその販売委託先証券会社の本店並びに全国支店及び営業所

(11) 【払込期日】

平成19年5月1日（火）

(注) 払込期日は、上記の通り内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記払込期日は、需要状況等を勘案した上で、繰り上げられることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成19年4月13日（金）から平成19年4月20日（金）までを予定していますが、実際の発行価格決定日は、平成19年4月18日（水）から平成19年4月20日（金）までのいずれかの日を予定しています。したがって、払込期日が最も繰り上げられた場合は、「平成19年4月26日（木）」となります。

(12) 【払込取扱場所】

株式会社三菱東京UFJ銀行 新橋支店

東京都港区新橋二丁目12番11号

(注) 上記払込取扱場所では、本投資証券の買付けの申込みの取扱いを行いません。

(13) 【手取金の使途】

国内募集における手取金（9,930,250,000円）については、国内募集と同日付をもって決議された海外募集における手取金（8,934,750,000円）及び本第三者割当による新投資口発行の手取金（上限990,000,000円）と併せて、後記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③ 第2期取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同様とします。）の取得資金（16,695,000,000円）及び本投資法人の借入金の返済（3,160,000,000円）に充当します。

(注) 上記の手取金及び充当の内訳金額は、本書の日付現在における見込額です。

(14) 【その他】

① 引受け等の概要

以下に記載する引受人は、発行価格決定日に決定される予定の発行価額にて本投資証券の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。本投資法人は、

引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
三菱ＵＦＪ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目４番１号	未定
ＪＰモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目７番３号	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目８番１号	
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目２番２０号	
マネックス証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目１１番１号	
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目４番地	
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目１３番１６号	
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋一丁目７番１号	
合計		18,055口

(注１) 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

(注２) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託しているリプラス・リート・マネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、発行価格決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。

(注３) 上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。

(注４) 以下、三菱ＵＦＪ証券株式会社及びＪＰモルガン証券株式会社を併せて「共同主幹事会社」といいます。

② 申込みの方法等

(イ) 申込みは、前記「(8) 申込期間」に記載の申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所に前記「(9) 申込証拠金」に記載の申込証拠金を添えて行うものとします。

(ロ) 申込証拠金には利息をつけません。

(ハ) 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新投資口発行払込金に振替充当します。

(ニ) 本投資証券の受渡期日は、払込期日の翌営業日となります。本投資証券は、株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）に預託され、受渡期日から売買を行うことができます。また、本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知した投資家には、受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。保管振替機構に本投資証券を預託する投資家は、名義書換を行う必要はありません。

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【投資法人の名称】

前記「1 募集内国投資証券 (1) 投資法人の名称」に同じ。

(2) 【内国投資証券の形態等】

前記「1 募集内国投資証券 (2) 内国投資証券の形態等」に同じ。

(3) 【売出数】

1,800口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、国内募集とは別に、三菱UFJ証券株式会社が本投資法人の投資主から1,800口を上限として借り入れる本投資証券の売出しです。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、上記内容に関しては、前記「1 募集内国投資証券 (3) 発行数(注3)乃至(注6)」をご参照下さい。

(4) 【売出価額の総額】

990,000,000円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

(5) 【売出価格】

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券 (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

(6) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(7) 【申込単位】

1口以上1口単位

(8) 【申込期間】

平成19年4月23日（月）から平成19年4月25日（水）まで

(注) 上記申込期間については、前記「1 募集内国投資証券 (8) 申込期間」に記載の申込期間と同一とします。上記申込期間が繰り上げられる可能性があることにつき前記「1 募集内国投資証券 (8) 申込期間」をご参照下さい。

(9) 【申込証拠金】

売出価格と同一の金額

(10) 【申込取扱場所】

三菱UFJ証券株式会社の本店及び支店

(11) 【受渡期日】

平成19年5月2日（水）

（注）上記受渡期日については、上記「1 募集内国投資証券（11）払込期日」に記載の国内募集の払込期日の翌営業日とします。国内募集の払込期日が繰り上がり、その結果上記受渡期日が繰り上げられる可能性があることにつき、上記「1 募集内国投資証券（11）払込期日」をご参照下さい。

(12) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(13) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

(14) 【その他】

① 引受け等の概要

該当事項はありません。

② 申込みの方法等

（イ）申込みは、前記「(8) 申込期間」に記載の申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所に前記「(9) 申込証拠金」に記載の申込証拠金を添えて行うものとします。

（ロ）申込証拠金には利息をつけません。

（ハ）本投資証券は、保管振替機構に預託されますので、前記「(11) 受渡期日」記載の受渡期日から売買を行うことができます。なお、本投資証券の券面の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知した投資家には、当該受渡期日以降に証券会社を通じて本投資証券の券面が交付されます。保管振替機構に本投資証券を預託する投資家は、名義書換を行う必要はありません。

3【その他の事項】

(前記1及び2の各「(14) その他」に記載されていない事項で記載すべき事項)

(1) 本邦以外の地域における発行

① 海外募集

前記「1. 募集内国投資証券 (3) 発行数」の(注1)に記載の通り、国内募集と同時に、欧州を中心とする海外市場(ただし、アメリカ合衆国を除きます。)における海外募集を予定しています。三菱UFJセキュリティーズ・インターナショナル(Mitsubishi UFJ Securities International plc)及びジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド(J.P. Morgan Securities Ltd.)は、発行価格決定日付で本投資法人及び資産運用会社との間で、International Purchase Agreementを締結して、投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第1号)として、本投資証券の海外募集を総額個別買取引受けにより行う予定です。

② 海外募集の概要

(イ) 海外募集に係る発行数

16,245口

(注) 海外募集に係る発行数は、今後変更される可能性があります。なお、国内募集及び海外募集の総発行数は、34,300口の予定であり、その内訳は、国内募集18,055口、海外募集16,245口を目処に行う予定ですが、最終的な内訳は、総発行数34,300口の範囲内で、需要状況を勘案の上、発行価格決定日に決定されます。

(ロ) 海外募集に係る発行価額の総額

8,934,750,000円

(注) 海外募集に係る発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。なお、国内募集及び海外募集における投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内募集における投資口の発行価額の総額が占める割合は、100分の50を超えるものとします。

(ハ) その他

海外募集に関しては、海外投資家向けに英文目論見書を発行していますが、その様式及び内容は本書と同一ではありません。

(2) 売却・追加発行等の制限

① 株式会社リプラス、リプラス・インベストメンツ株式会社及び資産運用会社は、本書の日付現在本投資証券をそれぞれ3,500口、2,000口及び1,000口保有する投資主です。

上記3社はグローバル・オファリングに関し、受渡期日以降3か月を経過する日までの間、グローバル・オファリング前から所有している本投資法人の投資証券につき、グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、売却、貸出し等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資証券の貸出しを除きます。)を行わない旨を合意しています。

② 本投資法人は、グローバル・オファリングに関し、受渡期日以降90日を経過するまでの期間、グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、投資口の追加発行等(ただし、本第三者割当による投資口の追加発行等を除きます。)を行わない旨を合意しています。

なお、グローバル・コーディネーターは、JPモルガン証券株式会社と協議の上、その裁量で上記①及び②における制限の一部又は全部を解除する権限を有しています。

第 2 【投資法人債券】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

① 主要な経営指標等の推移

		第1期（注2）
		自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日
営業収益	百万円	2,467
（うち不動産賃貸事業収入）	百万円	(2,467)
営業費用	百万円	1,248
（うち不動産賃貸事業費用）	百万円	(1,043)
営業利益	百万円	1,218
経常利益	百万円	655
当期純利益	百万円	653
総資産額	百万円	59,307
純資産額	百万円	28,402
出資総額	百万円	27,748
発行済投資口数	口	61,400
1口当たり純資産額	円	462,585
一口当たり当期純利益	円	24,320
分配金総額	百万円	653
1口当たり分配金額	円	10,650
（うち1口当たり利益分配金）	円	(10,650)
（うち1口当たり利益超過分配金）	円	—
総資産経常利益率（注3）	%	1.3（1.7）
自己資本利益率（注3）	%	3.5（4.4）
期末自己資本比率	%	47.9
配当性向	%	100.0
その他参考情報		
投資物件数	件	63
総賃貸可能面積	m ²	170,687.10
期末稼働率（注4）	%	96.8
当期減価償却費	百万円	475
当期資本的支出額	百万円	38
賃貸NOI（Net Operating Income）（注3）	百万円	1,898
1口当たりFFO（Funds from Operation）（注3）	円	19,298
FFO（Funds from Operation）倍率（注3）	倍	17.6
デット・サービス・カバレッジ・レシオ（注3）	倍	6.7
有利子負債額	百万円	29,440
期末総資産有利子負債比率（注3）	%	49.6

(注1) 金額については、記載単位未満を切り捨てて、各種比率等については小数第2位を四捨五入して表示しています。

(注2) 本投資法人における第1期の営業日数は、平成17年10月7日から平成18年9月30日の359日間です。

(注3) 記載した指標は、以下の方法により算定しています。また、運用日数により年換算した数値を()内に記載しています。なお、第1期は平成17年12月15日より実質的に運用を開始しており、総資産経常利益率、自己資本利益率及びFFO倍率は、同日を期首とみなして計算しています。

総資産経常利益率	経常利益／（（期首総資産＋期末総資産）÷2）×100
自己資本利益率	当期純利益／（（期首純資産＋期末純資産）÷2）×100
賃貸NOI	不動産賃貸事業収入－不動産賃貸事業費用＋減価償却費
1口当たりFFO	FFO（＝当期純利益＋当期減価償却費＋その他の償却費－不動産等売却損益）／期末発行済投資口数
FFO倍率	期末投資口価格／年換算後1口当たりFFO
デット・サービス・カバレッジ・レシオ	金利償却前当期純利益／支払利息
期末総資産有利子負債比率	期末有利子負債額／期末総資産額×100

営業収益等には、消費税は含まれておりません。

1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。

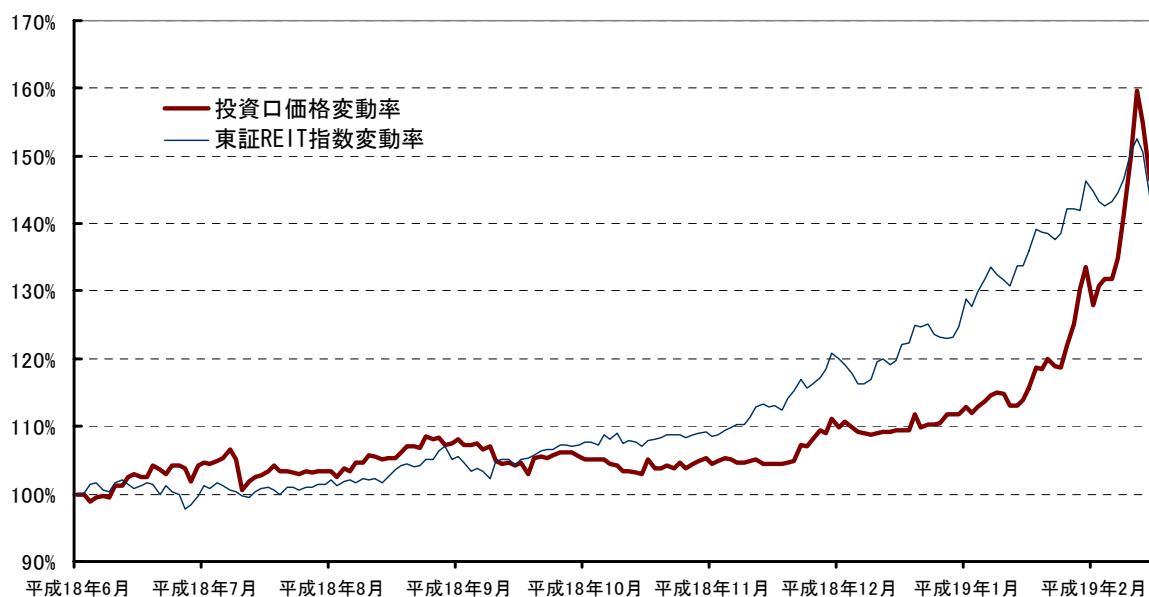
(注4) 期末稼働率は、決算日時点における総賃貸可能面積に占める総賃貸面積の割合を記載しています。

② 投資口価格の推移

以下は、本投資法人の発行する投資証券が東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場した日（平成18年6月22日）（以下「上場日」といいます。）から平成19年2月末日までの本投資法人の投資口の価格及び出来高の推移を示しています。



以下は、上場日を100とした場合の、上場日から平成19年2月までの本投資法人の投資口の価格の変動率及び東証REIT指数(注)の変動率を示しています。



(注) 東証REIT指数とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託証券全銘柄を対象とした時価総額加重平均の指数であり、TOPIX（東証株価指数）に準じた方法により算出され、東京証券取引所のホームページを通じて、終値ベースの指数値（配当込みの指数値を含みます。）が公表されています。

なお、東京証券取引所における本投資法人が発行する投資証券の取引価格及び売買高の推移については、後記「5 運用状況 (3) 運用実績 ① 純資産等の推移」をご参照下さい。

③ 事業の概要

(イ) 本投資法人の主な推移

本投資法人は、投信法に基づき、平成17年10月7日に設立され、平成18年6月22日に本投資法人が発行する投資証券を東京証券取引所不動産投資信託証券市場に上場（銘柄コード8986）しました。本書の日付現在における本投資法人の発行済投資口数は61,400口、出資総額は27,748百万円です。

本投資法人は、株式会社リプラス及び同社グループ(注)の支援の下、同社の子会社であるリプラス・リート・マネジメント株式会社に資産運用を委託し、中長期にわたり、ポートフォリオ収益の安定化、資産規模の着実な拡大及び各個別運用資産の収益の安定化を追求し、もって投資主価値の継続的な拡大を目指します。

(注) リプラス・グループとは、株式会社リプラス並びに同社の子会社及び関連会社によって構成される企業グループをいいます。

(ロ) 市場動向

a. 運用環境

第1期（自平成17年10月7日至平成18年9月30日。以下同じです。）において、日本経済は、企業業績の回復を背景とした堅調な設備投資、輸出の増加並びに雇用及び所得環境の改善を背景とした底堅い個人消費がかみ合い、日本銀行による量的緩和政策が解除されるなど、全般的にデフレ経済からの脱却に進展が見られました。米国及び中国経済の動向、為替変動及び商品市況の変動といった不安定要素はあるものの、景気拡大基調は継続していくものと本投資法人は考えています。本投資法人が属する不動産業界におきましても、地価及び賃料が概ね底を打ったこと、不動産の流動性や透明感の高まりなどにより不動産

の金融商品化が進展したこと、日本のイールドギャップが相対的に高い水準にあることを背景に不動産市場への投資資金の流入が続いており、競合他社の参入などが増加し、一般的に競争環境が激化したものの、本投資法人にとっての事業機会は全体として順調に拡大していると考えています。

b. 市場動向予測

日本経済は、景気拡大の波が一部の企業及び地域から、その他の業種及び地域へと着実に広がりを見せはじめました。今後も企業の設備投資の増加並びに雇用及び所得の改善を背景とした個人消費の増加が期待され、引続き拡大基調が継続するものと考えています。

本投資法人は、東京都心7区において、長らく続いた地価の下落を背景に住宅の都心回帰が進み、人口、世帯数ともに増加しているものの、今後は、地価の上昇により、住宅の都心回帰にブレーキがかかり、反対に東京都心7区をはじめとする大都市中心部から周辺地域への人口の移動が増加するものと、考えています。他方、地方においては、人口が横ばい又は一部の地域では減少しているものの、晩婚化の進展による世帯構成人員数の減少を背景に単身世帯を中心とした世帯数の増加が見られ、家族世帯数も含めた世帯数全体では横ばい又は緩やかに増加するものと考えています。同時に、景気の拡大が徐々に地方に波及しており、これに伴い、地方中核都市の再開発が本格化していくものと予想され、賃貸住宅市場は大都市周辺地域及び地方中核都市を含む、広い地域において安定的に拡大していくものと考えています。

東京都心7区を初めとした大都市中心部においては、供給過多の傾向から、物件競争力を維持・向上させるためには、従来にも増して他の賃貸住宅との明確な差別化が求められるものと考えています。また、大都市周辺地域及び地方中核都市においては、一般勤労者を中心とした裾野の広い安定した賃貸需要が存在しており、優良賃貸住宅に対するニーズは根強いものと思われ、引き続き中長期にわたり安定した賃貸市場が形成されていくものと考えています。

(ハ) 資産運用の経過

a. 資産の推移

第1期中、本投資法人は、その基本方針である「日本全国に所在する主たる用途を住居とする賃貸住宅への投資」を展開するための基礎を構築することを主眼に、中長期的に安定的な収益の確保が見込まれ、かつ価格が妥当である物件を厳選して投資を行いました。

本投資法人は、平成17年12月15日に35物件（取得価格の総額：35,257百万円、総賃貸可能面積の合計：122,666.01㎡）を取得（信託受益権としての取得を含みます。以下同じです。）し、資産の運用を開始しました。その後、平成18年6月22日に19物件（取得価格の総額：14,418百万円、総賃貸可能面積の合計：38,862.77㎡）（上記35物件及び19物件を合計した54物件を以下「上場時ポートフォリオ」と総称します。）を、平成18年8月23日に9物件（取得価格の総額：3,792百万円、総賃貸可能面積の合計：9,158.32㎡）を追加取得しました。

この結果、第1期末日現在の本投資法人の保有資産は、賃貸住宅63物件、取得価格の総額53,468百万円、総賃貸可能面積の合計170,687.10㎡となりました。

また、本投資法人は、第2期（自平成18年10月1日至平成19年3月31日）中の平成18年10月5日に3物件（取得価格の総額：2,933百万円、総賃貸可能面積の合計：12,049.01㎡）（以下「第2期取得済資産」といい、上記9物件と併せて「上場後追加取得物件」といいです。また、上場時ポートフォリオと上場後追加取得物件を併せて、以下「取得済資

産」といいます。)を取得しました。

本投資法人は、本募集後に26物件（取得予定価格の総額：20,257百万円、総賃貸可能面積の合計：44,344.10㎡）（以下「取得予定資産」といいます。）について平成19年5月1日を取得予定日とする信託受益権譲渡契約を同年4月3日付で締結しています。

なお、取得済資産のうちc-MA3（物件番号：P-4-004）に係る2棟の建物のうち、主たる用途が事務所であるA棟（延床面積：3,196.83㎡）及び土地の共有持分（持分割合67.9%）（以下「売却予定資産」といいます。）を平成19年9月30日までの別途買主と合意する日に3,558百万円で売却する旨の信託受益権譲渡契約を同年4月3日付で締結しています。

取得（予定）時期	取得（予定）物件数	保有物件数 累計	総賃貸可能面積 (㎡)	取得（予定）価 格の総額 (百万円)	総賃貸可能戸数 (戸)	ポートフォリオ PML 値 (%)
私募運用開始時取得 (平成17年12月)	35物件	35物件	122,666.01	35,257	1,969	6.9
上場時取得 (平成18年6月)	19物件	54物件	161,528.78	49,675	2,915	6.4
第1期追加取得 (平成18年8月)	9物件	63物件	170,687.10	53,468	3,203	6.2
第2期取得 (平成18年10月)	3物件	66物件	182,735.82	56,401	3,362	6.2
本募集後 (平成19年5月)	26物件	92物件	227,401.41	76,656	4,616	5.4

ｂ．稼働率の推移

ｉ．ポートフォリオ全体の稼働率推移

平成18年11月末日現在までの本投資法人の保有資産の各月末における稼働率(注1)の推移は、以下の通りであり、第1期末日現在の稼働率は96.83%でした。

平成17年12月末日	95.02%
平成18年1月末日	95.07%
平成18年2月末日	95.33%
平成18年3月末日	95.99%
平成18年4月末日	96.22%
平成18年5月末日	95.55%
平成18年6月末日	95.85%
平成18年7月末日	95.59%
平成18年8月末日	96.47%
平成18年9月末日	96.83%
平成18年10月末日	96.27%
平成18年11月末日	96.44%
平均（注2）	95.95%

(注1) 稼働率は、平成17年12月から平成18年6月まで35物件、6月以降は54物件、8月以降は63物件、10月以降は66物件について賃貸面積ベースの稼働率を示しており、平成17年12月から平成18年11月までの各月末現在の賃貸面積の合計の総和を賃貸可能面積の合計の総和で除した上で、小数第3位を四捨五入しています。

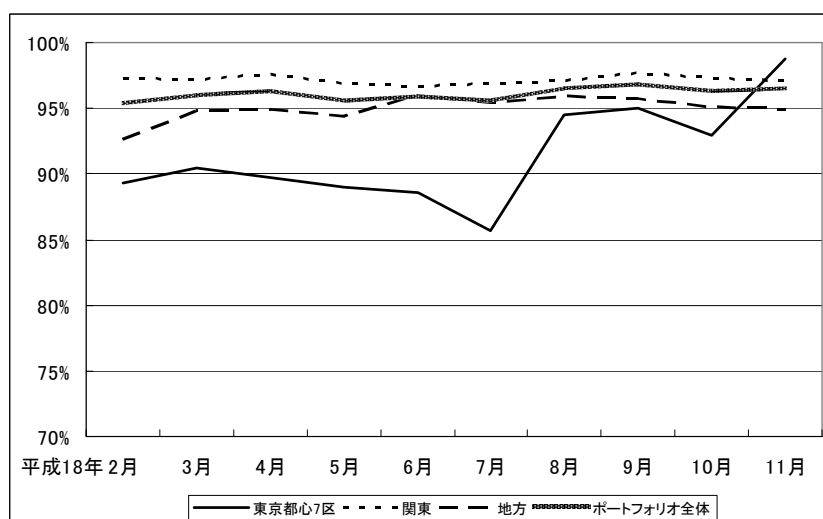
(注2) 平均は、平成17年12月末日から平成18年11月末日までの賃貸面積の合計の総和を賃貸可能面積の合計の総和で除した割合を、小数第3位を四捨五入して記載しています。

ii. 投資対象エリア別稼働率推移（注1）

	都心7区	関東圏	地方
平成17年12月末日	91.76%	96.60%	92.53%
平成18年1月末日	92.94%	96.88%	91.82%
平成18年2月末日	89.34%	97.35%	92.61%
平成18年3月末日	90.45%	97.20%	94.84%
平成18年4月末日	89.73%	97.60%	94.96%
平成18年5月末日	89.01%	96.89%	94.38%
平成18年6月末日	88.55%	96.70%	95.94%
平成18年7月末日	85.66%	96.88%	95.46%
平成18年8月末日	94.47%	97.08%	95.93%
平成18年9月末日	94.99%	97.74%	95.79%
平成18年10月末日	92.99%	97.30%	95.15%
平成18年11月末日	98.80%	97.05%	94.88%
平均（注2）	91.80%	97.11%	94.76%

（注1）投資対象エリアについては、後記「2 投資方針（1）投資方針 ① 基本方針」をご参照下さい。

（注2）平均は、投資対象エリア別に平成17年12月末日から平成18年11月末日までの賃貸面積の合計の総和を賃貸可能面積の合計の総和で除した割合を、小数第3位を四捨五入して記載しています。

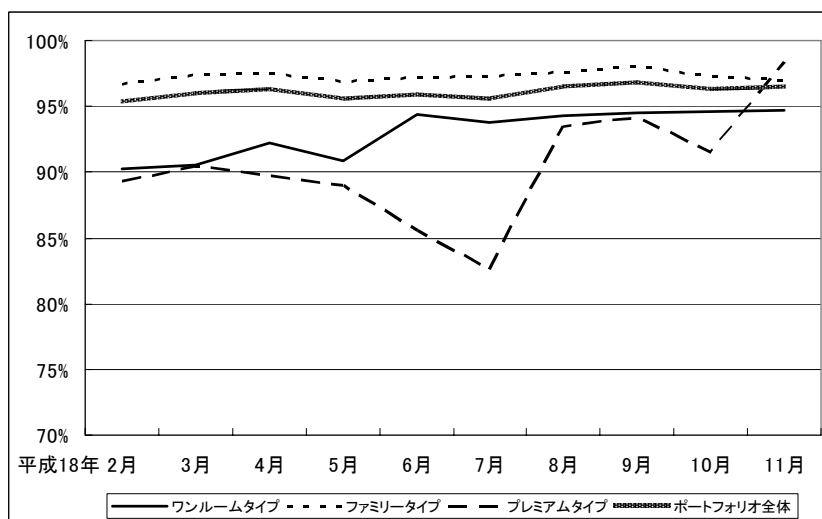


iii. 賃貸住宅カテゴリ別稼働率推移（注1）

	ワンルーム	ファミリー	プレミアム
平成17年12月末日	89.81%	96.16%	91.76%
平成18年1月末日	88.74%	96.29%	92.94%
平成18年2月末日	90.27%	96.71%	89.34%
平成18年3月末日	90.59%	97.38%	90.45%
平成18年4月末日	92.26%	97.46%	89.73%
平成18年5月末日	90.89%	96.91%	89.01%
平成18年6月末日	94.44%	97.18%	85.53%
平成18年7月末日	93.72%	97.29%	82.54%
平成18年8月末日	94.30%	97.60%	93.48%
平成18年9月末日	94.45%	98.02%	94.20%
平成18年10月末日	94.62%	97.26%	91.44%
平成18年11月末日	94.74%	96.95%	98.35%
平均（注2）	93.36%	97.12%	90.73%

（注1）賃貸住宅カテゴリについては、後記「2 投資方針（1）投資方針⑤ 物件取得基準」をご参照下さい。

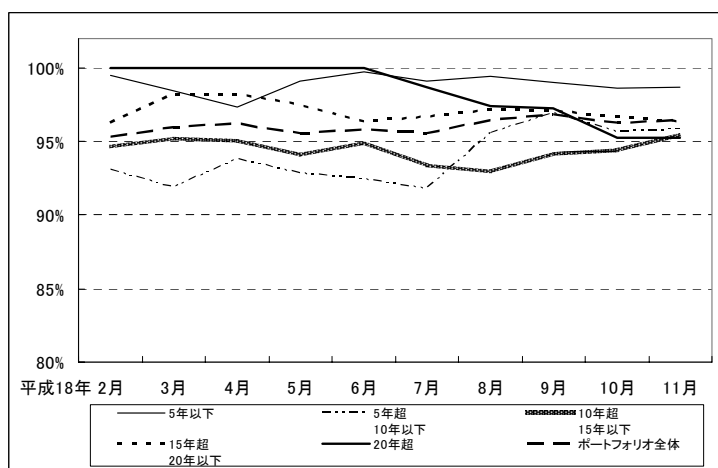
（注2）平均は、賃貸住宅カテゴリ別に平成17年12月末日から平成18年11月末日までの賃貸面積の合計の総和を賃貸可能面積の合計の総和で除した割合を、小数第3位を四捨五入して記載しています。



iv. 築年数別稼働率推移

	5 年以内	5 年超10年以内	10年超15年以内	15年超20年以内	20年超
平成17年12月末日	99.19%	89.36%	94.42%	96.39%	97.52%
平成18年 1 月末日	98.52%	91.89%	95.28%	95.98%	100.00%
平成18年 2 月末日	99.48%	93.07%	94.58%	96.27%	100.00%
平成18年 3 月末日	98.49%	91.86%	95.19%	98.20%	100.00%
平成18年 4 月末日	97.38%	93.83%	95.02%	98.20%	100.00%
平成18年 5 月末日	99.11%	92.87%	94.03%	97.52%	100.00%
平成18年 6 月末日	99.72%	92.42%	94.82%	96.39%	100.00%
平成18年 7 月末日	99.14%	91.80%	93.32%	96.68%	98.71%
平成18年 8 月末日	99.45%	95.56%	92.96%	97.18%	97.46%
平成18年 9 月末日	99.05%	96.94%	94.16%	97.09%	97.25%
平成18年10月末日	98.66%	95.65%	94.40%	96.68%	95.24%
平成18年11月末日	98.68%	95.85%	95.39%	96.37%	95.27%
平均（注）	99.01%	93.78%	94.49%	96.89%	97.31%

（注）平均は、築年数別に平成17年12月末日から平成18年11月末日までの賃貸面積の合計の総和を賃貸可能面積の合計の総和で除した割合を、小数第3位を四捨五入して記載しています。



(二) 財務戦略

a. 資金調達の概要

本投資法人は、平成17年10月7日に100百万円の出資（200口）を受けて設立されました。その後、平成17年12月15日における資産運用の開始に先立ち、平成17年12月13日に第三者割当増資により投資口の追加発行（17,800口）を行い8,900百万円の資金調達を行い、さらに、平成18年6月22日に新規物件の取得及び既存の借入金の一部返済を目的として、一般募集の方法により投資口の追加発行（43,400口）を行い18,748百万円の資金調達を行いました。

また、本投資法人は、借入れ及び投資法人債発行の際には、i. 短期・長期調達の組み

合わせ、ii．返済・償還期限の分散、及びiii．固定・変動金利のバランスに留意しつつ資金調達を行うという財務方針に基づき、資産運用の開始にあたり、平成17年12月15日に複数の金融機関から総額29,000百万円の借入れ（短期シニアローン：24,200百万円、短期メザニンローン：4,800百万円）を行い、また、当該借入れの返済を目的として、平成18年6月22日に複数の金融機関から総額25,360百万円の借入れ（短期借入金：15,400百万円、長期借入金：9,960百万円）を行いました。

さらに、平成18年8月23日及び平成18年10月5日に新規物件の取得を目的として、複数の金融機関から極度ローン基本契約に基づき、総額7,240百万円の短期借入れを行いました。

これらの結果、本投資法人の本書の日付現在の有利子負債残高は32,620百万円（短期借入金18,560百万円、長期借入金：9,960百万円）となっています。

また、平成19年2月27日には、平成18年8月23日に実行された短期借入金の返済を目的として、総額4,100百万円の投資法人債の発行を行いました。

なお、本投資法人の本書の日付現在の借入れ及び投資法人債の状況は、以下の通りです。

(単位：百万円)

区分	借入先	借入日	残高	返済期限	返済方法	摘要
短期借入金	三菱東京ＵＦＪ銀行	平成18年６月22日	2,800	平成19年６月22日	期限一括	有担保 無保証
	あおぞら銀行	平成18年６月22日	2,800	平成19年６月22日	期限一括	
		平成18年10月５日	1,160	平成19年10月４日	期限一括	
	農林中央金庫	平成18年６月22日	1,200	平成19年６月22日	期限一括	
		平成18年10月５日	2,000	平成19年10月４日	期限一括	
	三井住友銀行	平成18年６月22日	1,800	平成19年６月22日	期限一括	
	りそな銀行	平成18年６月22日	1,800	平成19年６月22日	期限一括	
	住友信託銀行	平成18年６月22日	1,500	平成19年６月22日	期限一括	
	新生銀行	平成18年６月22日	1,000	平成19年６月22日	期限一括	
	三菱ＵＦＪ信託銀行	平成18年６月22日	1,500	平成19年６月22日	期限一括	
	中央三井信託銀行	平成18年６月22日	1,000	平成19年６月22日	期限一括	
合計			18,560	—	—	—
長期借入金	三菱東京ＵＦＪ銀行	平成18年６月22日	1,880	平成21年６月22日	期限一括	有担保 無保証
	あおぞら銀行	平成18年６月22日	1,880	平成21年６月22日	期限一括	
	農林中央金庫	平成18年６月22日	1,800	平成21年６月22日	期限一括	
	三井住友銀行	平成18年６月22日	1,200	平成21年６月22日	期限一括	
	りそな銀行	平成18年６月22日	1,200	平成21年６月22日	期限一括	
	住友信託銀行	平成18年６月22日	1,000	平成21年６月22日	期限一括	
	新生銀行	平成18年６月22日	1,000	平成21年６月22日	期限一括	
合計			9,960	—	—	—

投資法人債の概要

銘柄	第1回無担保投資法人債（投資法人債間限定同順位特約付・分割制限少数人数私募（適格機関投資家分を除く））
公募・私募の別	私募
発行日	平成19年2月27日
発行総額	4,100百万円
利率	6か月ユーロ円LIBOR+0.50%（年率）
償還期限	平成22年2月26日
資金使途	借入金の返済
格付	A－（株式会社格付投資情報センターより取得）

b. 財務戦略等

本投資法人は、適切な資産規模への計画的な拡大を図るため、財務の健全性を含めた安定性の維持及び資金調達コストの効率性に留意し、資金調達手段の多様化を進めています。

具体的には、格付の取得により信用力を高め、無担保借入れを推進し、金利上昇リスクやリファイナンスリスクをヘッジするために、調達期間の長期化及び金利の固定化を促進します。本投資法人は、かかる方針に基づき、平成18年10月11日に想定元本100億円、また、平成19年2月14日には想定元本41億円のスプレッド型金利キャップをそれぞれ購入し、金利上昇リスクをヘッジしています（注）。今後はさらに、リファイナンス時期の平準化にも配慮しつつ、借入れ又は投資法人債の発行を検討します。

（注）上記のスプレッド型金利キャップでは、6か月TIBORにつき2段階の上限金利が適用され、対象金利が低位の第一ストライク（1.00%）を上回り、かつ、高位の第二ストライク（2.00%）より低い場合には、対象金利と第一ストライクの差額が購入先から本投資法人に対して支払われ、対象金利が第二ストライクを上回った場合には第二ストライクと第一ストライクの差額が購入先から本投資法人に対して支払われます。

（ホ）資産拡大エンジン（外部成長戦略）

本投資法人は、資産運用会社のスポンサー企業である株式会社リプラス及び同社が運営する不動産ファンドから不動産等の売却予定に関する情報を受ける権利及び一定期間独占的に売買交渉をする権利を活かして、適切な価格での良質な投資不動産の取得を推進します。なお、上場後追加取得物件の取得価格は総額で6,726百万円であり、鑑定評価額を6.6%下回ります。

また、上場時ポートフォリオの平均築年数が10.2年であったのに対し、上場後追加取得物件の平均築年数は7.5年と低減しています。本投資法人は、平均築年数の低減化及び東京都心7区と地方との投資対象エリアへの分散をより図るために、京阪神大都市圏及び中京大都市圏における新築を含む建築後経過年数の浅いワンルームタイプの物件取得を拡大し、かつ、株式会社リプラスの再生・開発能力を活かして東京都心7区におけるプレミアムタイプの物件取得を強化していく方針です。なお、取得予定資産26物件中、京阪神大都市圏に10物件並びに札幌大都市圏及び中京大都市圏にそれぞれ5物件となっており、また、新築後1年未満の物件が15物件となっています。

(へ) 収益安定化インフラ（内部成長戦略）

プロパティマネジメント業務の一元化

本投資法人は、全国に分散した運用資産を安定的に運用するために、マスタープロパティマネジメント会社（以下、プロパティマネジメントを「PM」といいます。）を通じて、全国展開している大手不動産業者のみならず、各地域の賃貸住宅市場において強みを有する不動産業者と連携し、リーシング力の向上と運用資産の適切な管理を行います。

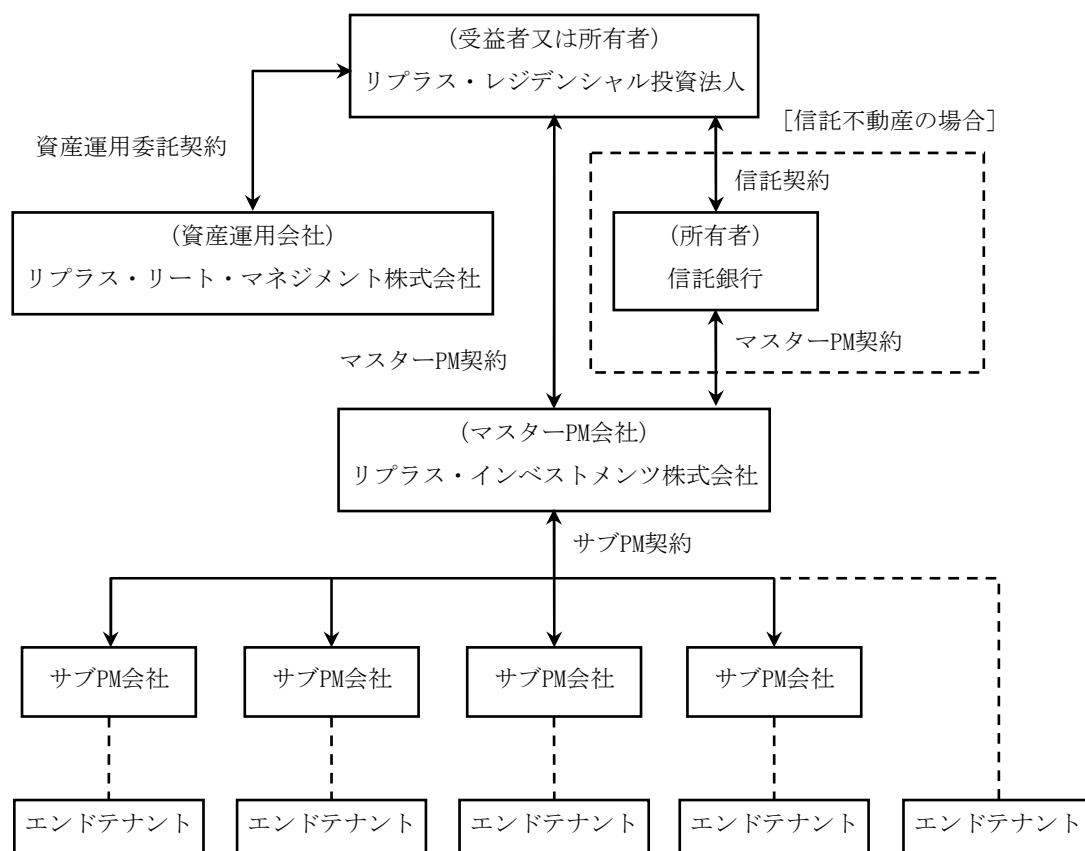
本投資法人は、全国各地の有力な賃貸住宅管理会社に賃貸管理業務を委託していましたが、平成18年12月より、保有物件の管理運営（PM）業務を株式会社リプラスの連結子会社であるリプラス・インベストメンツ株式会社（以下「マスターPM会社」ということがあります。）に委託した上で、全国各地の有力な賃貸住宅管理会社に業務を再委託することとしました（以下、かかる賃貸住宅管理会社を「サブPM会社」、マスターPM会社と併せて「PM会社」ということがあります。）。かかる体制により、保有物件の管理運営に関する情報の集約並びに管理運営能力及び効率の更なる向上を図っています。

本投資法人は、かかるPM業務の一元化により、全国のネットワークからの情報がリプラス・インベストメンツ株式会社に集約され、また、資産運用会社が全国の複数のPM会社と個別に業務に関する指示・連絡をとるのに比べてPM業務に係る負担が軽減されることから、多様化する賃貸住宅に関するニーズを迅速に把握し、きめ細かな管理運営を行うことが可能となると考えています（全国のネットワークからの情報の集約とPM業務集約化による資産運用会社における業務負担軽減）。更に、修繕・原状回復の水準の統一化及び定型化、物件付随設備・備品等の一括発注、価格競争力の確保により、最適なコストへの見直しを実現することができます（規模のメリットによるコスト削減）。

その上、リプラス・インベストメンツ株式会社にPM業務を一括委託した場合にも、同社を通じて、全国各地の有力な企業との連携を図る体制には変更はないため、各物件又は各地域の特性に合わせた効果的なリーシング活動を行い、賃料水準の維持・向上、入居者の入替率の低減及び各物件の競争力の向上を図ることができます。

これらにより、本投資法人は、その保有する各物件の稼働率を向上させて、収益率のアップを図るとともに、ポートフォリオ全体の中長期的な安定収益の確保を図ります。

＜物件の管理運営＞



(ト) スポンサーサポート

本投資法人は、上場日（平成18年6月22日）以来、スポンサー・サポート会社である株式会社リプラス及び業務提携先不動産業者の支援のもと、不動産等の追加取得や運用物件の稼働率の上昇を通じて着実な成長を続けています。

株式会社リプラスは、本投資法人が保有する物件の全国分散が更に進み、全国規模のプロパティマネジメントネットワークが広がりつつある現状を踏まえ、スポンサー企業として迅速な意思決定をもって本投資法人の成長をより積極的に後押しするとともにREIT運用事業へのコミットと成長性への確信を表明するために、平成19年1月31日に業務提携先不動産業者8社（株式会社エイブル、株式会社ハウスメイトパートナーズ、株式会社三好不動産、株式会社タカラ、松本ビル管理株式会社、株式会社中央ビル管理、株式会社デマンド倶楽部及び株式会社アロー建物管理）から資産運用会社の株式1,140株を譲り受けました。

＜株式会社リプラスによる譲受以後の資産運用会社の株主の状況＞

名称	住所	保有株式数 (数)	比率 (注) (%)
株式会社リプラス	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号 虎ノ門タワーズ オフィス	5,400	90.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号	300	5.0
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号	300	5.0
合計		6,000	100.0

なお、本投資法人及び資産運用会社は、各業務提携先不動産業者との間で業務提携契約を締結しており、かかる業務提携関係に基づく業務提携先不動産業者による保有物件の管理及び新規物件の紹介等の支援体制について、上記株式譲渡による変更は生じていません（業務提携関係に基づく支援体制の詳細は、後記「2 投資方針 ② ポートフォリオ成長戦略 (ハ) スポンサーサポート契約及び業務提携契約に基づくサポート内容 b. 業務提携先不動産業者のサポート内容」をご参照下さい。）。

(チ) 運用資産におけるブランド戦略

本投資法人は、各運用資産における稼働率の向上及び収益の安定化を実現するため、「リプラス・リート」ブランドの構築を行い、入居者からの同ブランドに対する信頼を得ることを目指し、かかるブランド戦略について検討を進めています。

今般、本投資法人は、スポンサーサポート会社である株式会社リプラスが商標登録出願中の以下の4つのブランドについて無償の使用許諾を受けています。

■ワンルーム及びファミリータイプ



<re-plus Choice (リプラスチョイス)>

安全性（地震リスク、新耐震性基礎構造、土壌汚染、環境リスク等）及び仕様（エアコン、地上波デジタル、ケーブルテレビ、バス・トイレ別等の設備）の面で一定の水準以上の品質を有するワンルームタイプ及びファミリータイプの物件に付与されるブランドです。



<willDo (ウィルドゥー)>

上記の「re-plus Choice」に加えて一定の付加価値（オートロック等セキュリティ設備や宅配ボックス等の利便性その他の所要の施設の有無等）を備えたワンルームタイプ及びファミリータイプの物件に付与されるブランドです。

■プレミアムタイプ



<howff (ホフ)> <howff RELAX (ホフ・リラックス)>

スコットランド語で「住まい、住みか、人の集まる場所」を意味する「howff (ホフ)」は、都心部に生活基盤を持つ都市生活者を対象として、立地条件に優れたあらゆるタイプの物件に付与されるブランドです。そのうち、住居については、「howff RELAX (ホフ・リラックス)」というブランドが付与されます。

(注) ワンルームタイプ、ファミリータイプ及びプレミアムタイプの区分については、後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ⑤ 物件取得基準 (ロ) 選別基準及び取得基準 a. 選別基準」をご参照下さい。

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

① 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、中長期にわたり、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保を目指し、規約の規定に基づき、主として後記「2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類」に列挙する特定資産に投資して運用を行います（規約第9条）。

② 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人が発行する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）は、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型です（規約第6条）。本投資法人の資産運用は、投信法上の投資信託委託業者であるリプラス・リート・マネジメント株式会社にすべて委託してこれを行います。

（注）投資法人に関する法的枠組みは、大要以下の通りです。

投資法人は、投資信託委託業者等の一定の資格を有する設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、発行可能投資口総口数、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の成立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行して、投資家より出資を受けます。投資口を有する者を投資主といい、投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できる他、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利と必ずしも同一ではありません。投資主の権利については、後記「第三部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利」をご参照下さい。

投資法人の業務の執行は、執行役員により行われます。執行役員は、投資法人を代表します。また、執行役員の職務の執行を監督する機関として、監督役員が存在します。執行役員と監督役員は、役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員の一定の重要な職務の執行に対する承認、計算書類等（金銭の分配に係る計算書を含みます。）の承認等、投資法人の業務の執行に係る重要な意思決定を行います。更に、投資法人には、会計監査を行う者として、会計監査人が存在します。これらの執行役員、監督役員及び会計監査人はいずれも投資主総会において選任されます（ただし、設立の際には設立企画人より、設立時執行役員、設立時監督役員及び設立時会計監査人の候補者として通知された者が選任されたものとみなされます。）。投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、後記「(4) 投資法人の機構 ① 投資法人の機構」をご参照下さい。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入れを行うことができるほか、投資主の請求による投資口の払戻しを認めない旨を規約に定めた場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を募集することもできます。

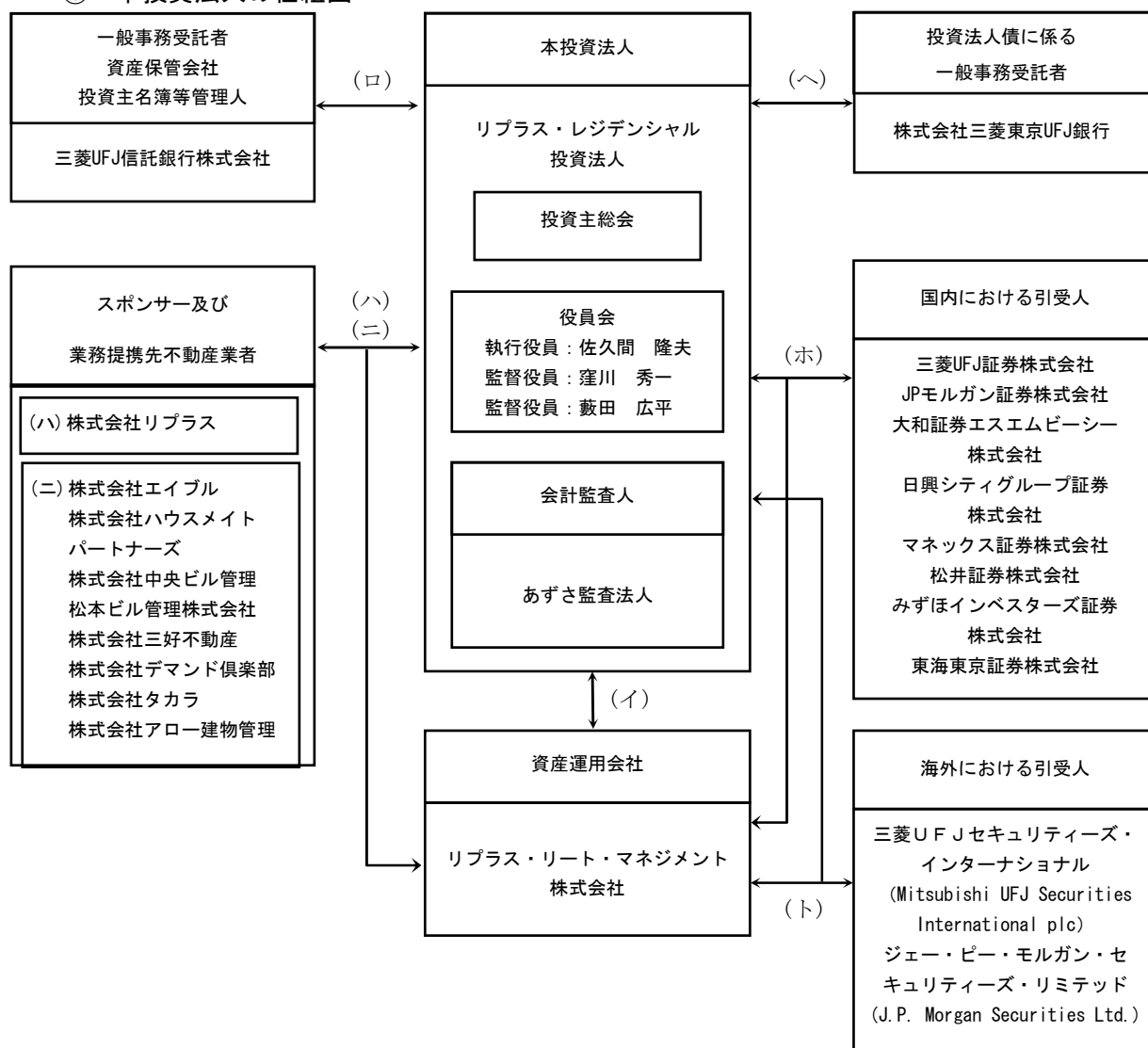
投資法人は、投資口及び投資法人債の発行による手取金並びに借入金を、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、運用します。なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります（以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。）。本投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「2 投資方針 (1) 投資方針 及び (2) 投資対象」をご参照下さい。

投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針に従って、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配方針については、後記「2 投資方針 (3) 分配方針」をご参照下さい。登録投資法人は、内閣総理大臣の認可を受け投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者（資産運用会社）にその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりません。また、登録投資法人は、信託会社等

の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければなりません。更に、投資法人は、一般事務受託者に発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務並びに投資主名簿等に関する事務その他の事務を委託しなければなりません。本投資法人の資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者及び投資主名簿等管理人については、後記「(3) 投資法人の仕組み」及び「第三部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況」をご参照下さい。

(3) 【投資法人の仕組み】

① 本投資法人の仕組み図



(イ) 資産運用委託契約

(ロ) 一般事務委託契約／資産保管業務委託契約／投資口事務代行委託契約

(ハ) スポンサーサポート契約

(ニ) 業務提携契約

(ホ) 新投資口引受契約

(へ) 財務代理契約

(ト) International Purchase Agreement

② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の内容

運営上の役割	名称	関係業務の内容
投資法人	リプラス・レジデンシャル投資法人	規約に基づき、投資主より払い込まれた資金等を、主として不動産等及び不動産対応証券に投資することにより運用を行います。
資産運用会社	リプラス・リート・マネジメント株式会社	平成17年10月7日付で本投資法人との間で資産運用委託契約を締結しました。 投信法上の投資信託委託業者として、同契約に基づき、本投資法人の規約に従い、資産の運用に係る業務を行います（投信法第198条第1項）。 資産運用会社に委託された業務の内容は、①本投資法人の資産運用に係る業務、②本投資法人が行う資金調達に係る業務、③本投資法人への報告業務及び④その他本投資法人が随時委託する前記①から③に関連し又は付随する業務です。
一般事務受託者 資産保管会社 投資主名簿等管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成17年10月7日付で本投資法人との間で一般事務委託契約、資産保管業務委託契約及び投資口事務代行委託契約をそれぞれ締結しました。 投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第4号、第5号及び第6号）として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の①計算に関する事務、②会計帳簿の作成に関する事務、③納税に関する事務及び④役員会、投資主総会の運営に関する事務（ただし、投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計に関する事務を除きます。）等を行います。 また、投信法上の資産保管会社として、資産保管業務委託契約に基づき、本投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行います（投信法第208条第1項）。 さらに、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号。ただし、投資法人債に関する事務を除きます。）として、投資口事務代行委託契約に基づき①投資主名簿に関する事務、②本投資証券の発行に関する事務、③投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、④投資主からの本投資法人に対する権利行使に関する請求、その他の投資主からの申出の受付に関する事務等を行います。
国内における引受人	三菱UFJ証券株式会社 JPモルガン証券株式会社 大和証券エスエムビーシー株式会社 日興シティグループ証券株式会社 マネックス証券株式会社 松井証券株式会社 みずほインベスターズ証券株式会社 東海東京証券株式会社	発行価格決定日付で本投資法人及び資産運用会社との間で、新投資口引受契約を締結します。本投資法人から委託された投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として、本投資証券の買取引受けを行います。

運営上の役割	名称	関係業務の内容
海外における引受人	三菱UFJセキュリティーズ・ インターナショナル (Mitsubishi UFJ Securities International plc) ジェー・ピー・モルガン・セ キュリティーズ・リミテッド (J.P. Morgan Securities Ltd.)	発行価格決定日付で本投資法人及び資産運用会社との間 で、International Purchase Agreementを締結します。本投 資法人から委託された投信法上の一般事務受託者（投信法第 117条第1号）として、本投資証券の海外における買取引受 けを行います。
投資法人債に係る一 般事務受託者	株式会社三菱東京UFJ銀行	平成19年2月13日付で、投資法人との間で第1回無担保投 資法人債（投資法人債間限定同順位特約付・分割制限少数人 数私募（適格機関投資家分を除く））（以下「本投資法人債」 といいます。）に係る財務代理契約を締結しました。 投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号及び第 6号）として、同契約に基づき、本投資法人債に関する、① 投資法人債原簿に関する事務、②投資法人債権者に対する利 息又は償還金の支払に関する事務等を行います。

③ 上記以外の本投資法人の主な関係者

運営上の役割	名 称	業務の内容
スポンサー・サポート会社及び業務提携先不動産業者	株式会社リプラス	平成17年12月9日付で本投資法人及び資産運用会社との間でスポンサーサポート契約を締結しました。業務の内容は後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ成長戦略」をご参照下さい。
	株式会社エイブル	平成18年3月17日付で本投資法人及び資産運用会社との間で業務提携契約を締結しました。業務の内容は後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ成長戦略」をご参照下さい。
	株式会社ハウスメイトパートナーズ	平成18年3月17日付で本投資法人及び資産運用会社との間で業務提携契約を締結しました。業務の内容は後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ成長戦略」をご参照下さい。
	株式会社中央ビル管理	平成18年3月17日付で本投資法人及び資産運用会社との間で業務提携契約を締結しました。業務の内容は後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ成長戦略」をご参照下さい。
	松本ビル管理株式会社	平成18年3月17日付で本投資法人及び資産運用会社との間で業務提携契約を締結しました。業務の内容は後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ成長戦略」をご参照下さい。
	株式会社三好不動産	平成18年3月17日付で本投資法人及び資産運用会社との間で業務提携契約を締結しました。業務の内容は後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ成長戦略」をご参照下さい。
	株式会社デマンド倶楽部	平成18年3月17日付で本投資法人及び資産運用会社との間で業務提携契約を締結しました。業務の内容は後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ成長戦略」をご参照下さい。
	株式会社タカラ	平成18年3月17日付で本投資法人及び資産運用会社との間で業務提携契約を締結しました。業務の内容は後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ成長戦略」をご参照下さい。
	株式会社アロー建物管理	平成18年3月17日付で本投資法人及び資産運用会社との間で業務提携契約を締結しました。業務の内容は後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ成長戦略」をご参照下さい。

(4) 【投資法人の機構】

① 投資法人の機構

本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内（ただし、執行役員の員数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第27条第1項）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名、執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。

(イ) 投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、出席した投資主の議決権の過半数をもって行われます（規約第22条第1項）が、規約の変更（投信法第140条）等投信法第93条の2第2項に定める決議は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われます（特別決議）。ただし、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成したものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第24条第1項）。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、本投資法人の規約に定められています（規約第3章「資産運用の対象、方針及び計算」）。かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記の通り投資主総会の特別決議による規約の変更が必要となります。

本投資法人の投資主総会は、その開催場所を東京都23区内として、2年に1回以上開催されます（規約第18条）。

また、本投資法人は、資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります（投信法第34条の9）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条第1項）。

(ロ) 執行役員、監督役員及び役員会

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、第5項、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）第349条）。ただし、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管業務委託契約の締結その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第2項）ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって行われます（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第29条）。

投信法の規定（投信法第115条第1項、会社法第369条第2項）において、役員会の決議について特別の利害関係を有する執行役員又は監督役員は議決に加わることができないことが定められています。

執行役員又は監督役員は、その任務を怠ったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負いますが（投信法第115条の6第1項）、本投資法人は、投信法の規定（投信法第115条の6第7項）に基づき、規約をもって、役員会の決議により前記賠償責任を法令の限度において免除することができるとしています（規約第33条）。なお、免除は、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度とします。

- i. 役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（下記ii. に定めるものを除きます。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額
- ii. 当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額

(ハ) 会計監査人

本投資法人は、あずさ監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行う（投信法第115条の2第1項）とともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行います（投信法第115条の3第1項等）。

会計監査人は、その任務を怠ったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負いますが（投信法第115条の6第1項）、本投資法人は、投信法の規定（投信法第115条の6第7項）に基づき、規約をもって、役員会の決議により前記賠償責任を法令の限度において免除することができるとしています（規約第37条）。なお、免除は、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度とします。

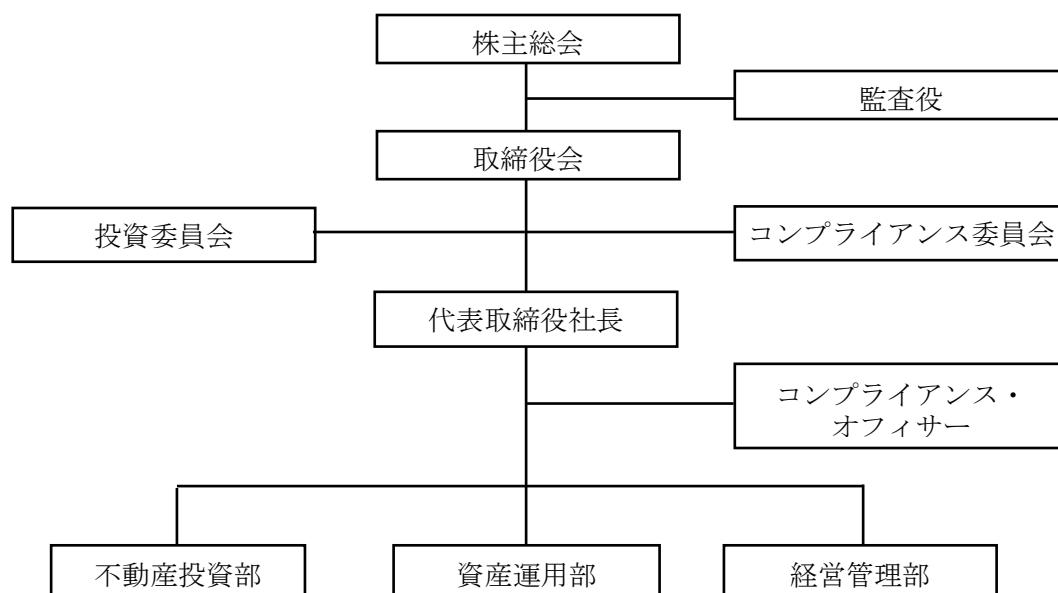
- i. 役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該会計監査人が報酬その他の職務遂行の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（下記ii. に定めるものを除きます。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の2年分に相当する額
- ii. 当該会計監査人が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に2を乗じた額とのいずれか低い額

② 投資法人の運用体制

前記の通り、本投資法人の資産運用は、資産運用会社に委託して行います。

資産運用会社の組織及びそれぞれの業務の概略は、以下の通りです。

資産運用会社組織図



資産運用会社は、上記組織の下、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。資産運用会社の各種業務は、不動産投資部、資産運用部、経営管理部の各部署及びコンプライアンス・オフィサーに分掌され、それぞれ、担当の取締役又は部長が統括します。

また、資産の運用に関する審議及び決定並びに運用評価等を行う機関として投資委員会を設置し、更に、コンプライアンスの問題を担当する機関としてコンプライアンス委員会を設置しています。

(イ) 資産運用会社の各組織の業務の概要

各組織の主な業務は以下の通りです。

組織・機関	主な業務の概略
不動産投資部	・投資方針の策定 ・運用ガイドラインの策定 ・運用資産の取得及び売却に関する調査並びに選定等の実施 ・運用資産の取得、売却及び評価に係る業務 ・資産取得計画の策定及び実行 ・ポートフォリオの管理
資産運用部	本投資法人が保有する運用資産のアセット・マネジメント業務 ・運用管理計画及び修繕計画（上記資産取得計画と併せて、以下「資産運用計画」といいます。）の策定及び実行 ・プロパティ・マネジメント業務受託者の選定並びにプロパティ・マネジメント業務受託者への指示及び監督 ・運用資産の管理状況の把握及びパフォーマンスの確認 ・大規模修繕計画の策定及び実行
経営管理部	本投資法人に係る組織運営等の業務 ・投資主総会及び役員会の運営補佐 ・資金調達全般に関する業務（資産調達計画の策定を含みます。） ・I R及びディスクロージャーに係る業務 ・事務及び経理の統括 資産運用会社に係る業務 ・資産運用会社の株主総会及び取締役会の運営 ・経理及び財務 ・人事及び総務 ・各種契約の管理
コンプライアンス・オフィサー	・業務全般についてのコンプライアンスの管理 ・リスク全般の管理 ・法務 ・社内諸規程・規則等の制定又は改廃及びその遵守状況の確認 ・行政機関への定例報告及び届出 ・内部監査 ・外部監査への対応及び検討

(ロ) 委員会

資産運用会社に設置されている委員会及びその概要は以下の通りです。

a. 投資委員会

委員	代表取締役（委員長）、取締役、不動産投資部長、資産運用部長、経営管理部長（なお、コンプライアンス・オフィサー及び監査役もオブザーバーとして参加することができます。）
審議内容	・本投資法人の運用資産に係る運用方針及び資産運用計画の策定に関する審議 ・本投資法人へ組み入れる運用資産の取得に関する審議 ・本投資法人が所有する運用資産の売却に関する審議 ・本投資法人の資金調達計画の策定に関する審議
審議方法等	・代表取締役を含む委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数の賛成により決定します（ただし、委員長の出席を要します。）。 ・決議結果（少数意見を含みます。）は委員長が取締役会に報告します。 ・利害関係者（後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 利害関係者取引規則」において記載する利害関係者をいい、以下「利害関係者」といいます。）との取引の場合、コンプライアンス委員会の決議結果の報告を受けた上で、投資委員会で審議します。なお、利害関係者との取引を審議する際、利害関係を持つ委員は、当該決議に参加できないものとします。

b. コンプライアンス委員会

委員	コンプライアンス・オフィサー（委員長）、代表取締役、常勤取締役、経営管理部長、外部委員(注)
審議内容	・利害関係者取引に関するリスク管理及び遵法性等の審議 ・全社的な法令遵守及びリスク管理
審議方法等	・委員の3分の2以上が出席し、出席委員の全会一致により決定します。 ・委員会の開催には、委員長の出席を要します。また、委員長の認める特段の事由がある場合を除き、外部委員全員の出席を要します。 ・決議結果は委員長が投資委員会及び取締役会に報告します。なお、利害関係者との取引を審議する際、利害関係を持つ委員は、当該決議に参加できないものとします。

(注) 本書の日付現在、外部委員として弁護士（1名）及び公認会計士（1名）が選任されています。

③ 投資運用の意思決定機構

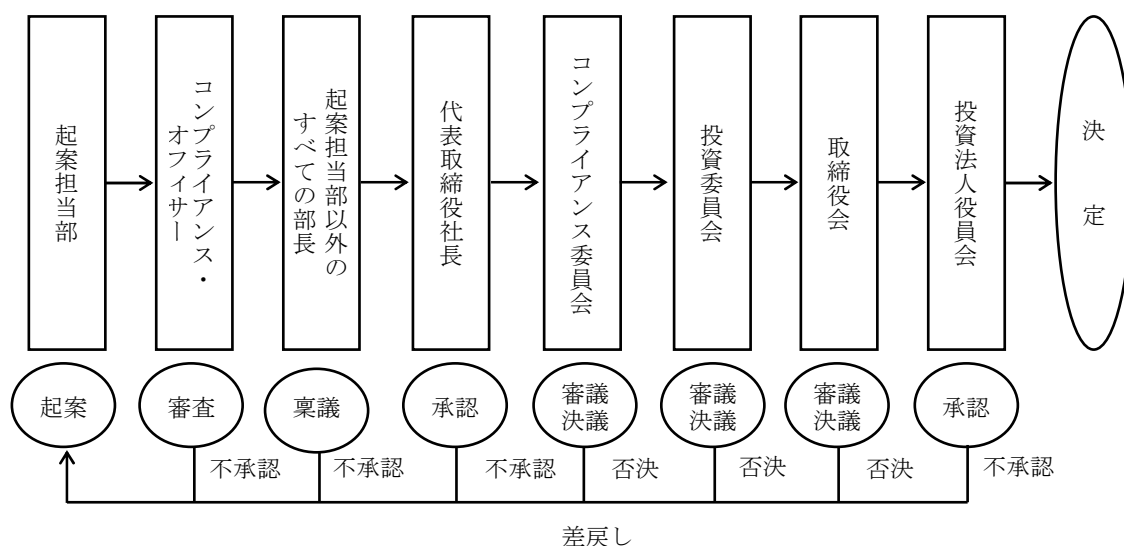
資産運用会社は、本投資法人の規約に基づき運用ガイドラインを策定し、本投資法人の投資方針、利害関係者との取引のルール、開示の方針等の投資運用に関する基本的な考え方を定めています。

また、資産運用会社は、運用ガイドラインに従い、資産運用計画を策定し、運用資産の取得その他の資産運用に係る決定を行います。

運用ガイドライン及び資産運用計画の策定及び変更に係る意思決定フロー、運用資産の取得

及び売却に係る意思決定フロー並びに運用資産の管理運用に係る意思決定フローは以下の通りです。

(イ) 本投資法人の運用ガイドライン及び資産運用計画の策定及び変更に係る意思決定フロー



a. 運用ガイドラインの策定に係る意思決定フロー

資産運用会社は、本投資法人の規約に基づき、本投資法人の投資方針等を定める運用ガイドラインを策定します。

運用ガイドラインの策定又は変更に際しては、市場情報を基に、不動産投資部が、運用資産の取得目的、取得規模、取得地域、取得時期、予算及び資金計画その他の必要事項を定めた運用ガイドラインの策定案又は変更案を起案します。不動産投資部において起案された運用ガイドラインの策定案又は変更案は不動産投資部長の承認の後、コンプライアンス・オフィサーの審査を受けます。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス基本規程に従って審査を行い、法令、社内諸規程・諸規則の遵守状況を確認します。コンプライアンス・オフィサーの審査によりコンプライアンス上の問題点が確認されなかった場合、資産運用部長及び経営管理部長に稟議され、代表取締役社長の承認を経てコンプライアンス委員会に付議されます。コンプライアンス委員会における審議の結果、問題がないと決議された場合、投資委員会に付議されます。投資委員会は、コンプライアンス委員会の決議結果の報告を受けた上で、審議及び決議をし、その結果（少数意見を含みます。）を取締役に提出し、取締役会はこれらを参考に決議を行い、運用ガイドラインを策定又は変更します。取締役会において承認された運用ガイドラインは投資法人の役員会に付議され、役員会において承認された場合に最終決定されます。

なお、各手続において承認を得られなかった場合又は問題点を指摘された場合、当該議案は起案担当部に差し戻されます。

b. 本投資法人の資産運用計画の策定に係る意思決定フロー

本投資法人の資産運用計画のうち、資産取得計画は不動産投資部が起案し、運用管理計画及び修繕計画は資産運用部が起案します。

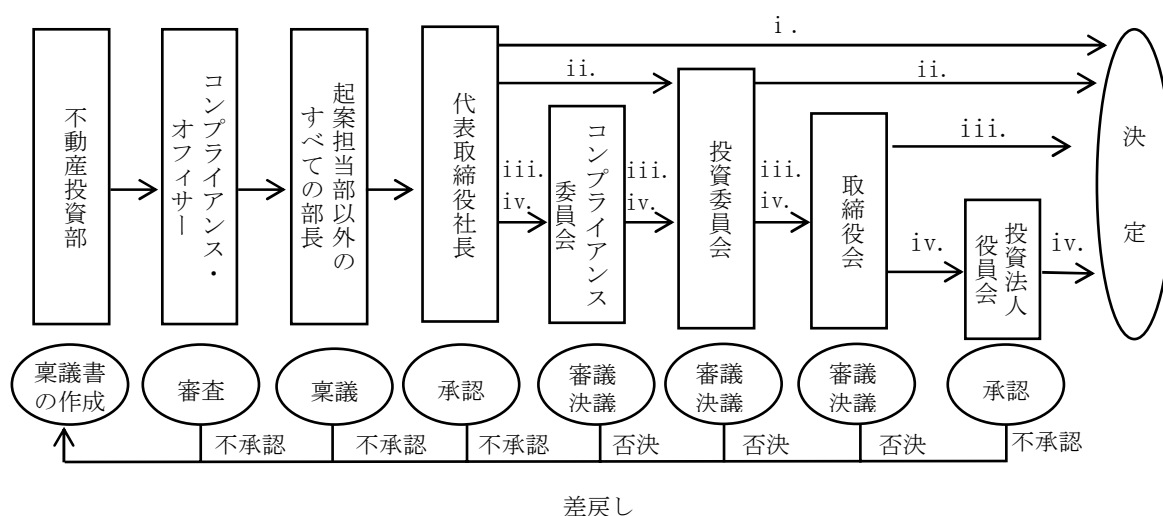
起案された資産運用計画は、起案担当部長の承認後、コンプライアンス・オフィサーの審査を受けます。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス基本規程に従って審査を行い、法令、社内諸規程・諸規則の遵守状況を確認します。コンプライアンス・オ

フィサーの審査によりコンプライアンス上の問題点が確認されなかった場合、起案担当部以外のすべての部長に稟議され、代表取締役社長の承認を経てコンプライアンス委員会に付議されます。コンプライアンス委員会における審議の結果問題がないと決議された場合、投資委員会に付議されます。投資委員会は、審議及び決議の結果（少数意見を含みます。）を取締役に提出し、取締役会はこれらを参考に決議を行い、資産運用計画を策定します。取締役会において承認された資産運用計画は投資法人の役員会に付議され、役員会において承認された場合に最終決定されます。

資産運用計画は、一年に一度見直しを行うこととします。何らかの事由により資産運用計画の期間中に変更を行う必要が生じた場合、その都度資産運用部又は不動産投資部が変更計画を起案し、資産運用計画の策定と同様の手続で見直しを行います。

なお、各手続において承認を得られなかった場合又は問題点を指摘された場合、当該議案は起案担当部に差し戻されます。

(ロ) 運用資産の取得及び売却に係る意思決定フロー



- i. 10億円未満の取引
- ii. 10億円以上30億円未満の取引
- iii. 30億円以上の取引
- iv. 利害関係者との取引

運用資産の取得及び売却に関する稟議書の作成は不動産投資部が担当します。不動産投資部は運用資産の取得に際し、物件をめぐる権利関係、建物賃借人の状況、建物賃貸借契約等の内容、現地の状況、修繕履歴、建物の状況、環境問題及び不動産鑑定評価額等の物件に関する精査（経済的、物理的及び法的調査）（以下「デュー・デリジェンス」といいます。）を行い、本投資法人の投資方針及び運用ガイドラインに合致し、本投資法人が投資することのできる物件を選定し、稟議書を作成します。

なお、以下の各手続において承認を得られなかった場合又は問題点を指摘された場合、当該議案は起案担当部に差し戻されます。

- i. 取引金額が10億円未満の取引

不動産投資部において作成された稟議書は不動産投資部長の承認後、コンプライアンス・オフィサーの審査を受けます。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス

ス基本規程に従って審査を行い、法令、社内諸規程・諸規則の遵守状況を確認します。コンプライアンス・オフィサーの審査によりコンプライアンス上の問題点が確認されなかった場合、資産運用部長及び経営管理部長に稟議された後、代表取締役社長の承認を受け、運用資産の取得及び売却が決定されます。

ii. 取引金額が10億円以上30億円未満の取引

i. と同様の手続により代表取締役社長の承認を受けた議案は、投資委員会に付議されます。投資委員会は、運用ガイドラインに照らして取得価額その他の取引条件について審議し、承認が決議された場合、運用資産の取得及び売却が決定されます。

iii. 取引金額が30億円以上の取引

i. と同様の手続により代表取締役社長の承認を受けた議案は、コンプライアンス委員会に付議されます。コンプライアンス委員会における審議の結果問題がないと決議された場合、投資委員会に付議されます。投資委員会は、コンプライアンス委員会の決議結果の報告を受けた上で審議及び決議をし、その結果を取締役会に提出し、取締役会は稟議書並びにコンプライアンス委員会及び投資委員会の審議結果（少数意見を含みます。）を参考に審議を行い、承認が決議された場合、運用資産の取得及び売却が決定されます。

iv. 利害関係者との取引における意思決定プロセス

利害関係者と本投資法人との取引に係る意思決定は、iii. と同様の手続に加えて、資産運用会社の内部手続が適切に完了していることについての本投資法人の役員会の承認がなされることを条件として行われます。

(ハ) 運用資産の管理運用に係る意思決定フロー

PM会社の選定等、運用資産の管理運営に関する意思決定については、資産運用部が起案し、不動産投資部長及び経営管理部長の稟議により決裁されます。ただし、PM会社に利害関係者を選定する場合等、利害関係者との取引が含まれる場合の意思決定は、資産運用部が起案した後、上記(ロ) iv. と同様の手続（本投資法人の役員会の承認を除きます。）で行われます。

(5) 【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

出資総額	27,748,800,000円
投資法人の発行可能投資口総口数	2,000,000口
発行済投資口総数	61,400口

最近5年間における出資総額及び発行済投資口数並びに各増減は、以下の通りです。

年月日	摘要	発行済投資口数（口数）		出資金総額（千円）		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成17年10月7日	私募設立	200	200	100,000	100,000	(注1)
平成17年12月13日	第三者割当増資	17,800	18,000	8,900,000	9,000,000	(注2)
平成18年6月21日	公募増資	43,400	61,400	18,748,800	27,748,800	(注3)

(注1) 1口当たり発行価格500,000円にて、本投資法人が設立されました。

(注2) 1口当たり発行価格500,000円にて、投資口17,800口を追加発行し、資産運用を開始しました。

(注3) 1口当たり発行価格450,000円（発行価額432,000円）にて、新規物件の取得及び既存の借入金の返済を目的として公募の方法により新投資口の発行を行いました。

(6) 【主要な投資主の状況】

平成18年9月30日現在における主要な投資主は、以下の通りです。

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	比率 (%) (注1)
有限会社URAGASUMI	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズ オフィス	6,600	10.7
有限会社ISOJIMAN	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズ オフィス	4,900	7.9
日興シティ信託銀行株式会社 (投信口)	東京都品川区東品川二丁目3番14号	4,441	7.2
株式会社リプラス	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズ オフィス	3,500	5.7
リプラス・インベストメンツ株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズ オフィス	2,000	3.2
モルガンスタンレーアンドカンパニー インターナショナルリミテッド(常任 代理人:モルガン・スタンレー証券株 式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA England (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	1,939	3.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	1,673	2.7
アメリカンライフインシュアランスカ ンパニージーエイエル(常任代理 人:シティバンク・エヌエイ東京支 店)	東京都品川区東品川二丁目3番14号	1,597	2.6
シーエムビーエルエスエーリミュー チュアルファンド(常任代理人:株式 会社みずほコーポレート銀行兜町証券 決裁業務室)	Woolgate House, Coleman Street London EC2P 2HD, England (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,414	2.3
株式会社北都銀行	秋田県秋田市中通三丁目1番41号	1,000	1.6
リプラス・リート・マネジメント株式 会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズ オフィス	1,000	1.6
合計		30,064	48.9

(注1) 比率とは、発行済投資口数に対する所有投資口数の比率をいい、小数第2位以下を切り捨てて記載しています。

(注2) 日興アセットマネジメント株式会社が、平成19年1月15日現在、本投資法人の投資口を4,156口(6.7%)保有している旨の同年1月18日付大量保有報告書を、プロスペクト・アセット・マネジメント・インク(Prospect Asset Management, Inc.)が、同年2月28日現在、本投資法人の投資口を2,090口(3.4%)保有している旨の同年3月6日付大量保有報告書の変更報告書を、アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー(American Life Insurance Company)が、同年3月15日現在、本投資法人の投資口を3,381口(5.5%)保有している旨の同年3月23日付大量保有報告書を、それぞれ提出しています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

本投資法人は、主として日本全国に所在する主たる用途を住居とする不動産等（後記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (イ)」に記載する不動産等を指します。以下同様とします。）の特定資産（賃貸住宅）への投資を行います（住宅特化型REIT）。本投資法人は、賃貸住宅について、オフィス、商業施設等と比べて、投資地域の分散が容易であり、また、賃料収入が好不況にかかわらず比較的安定している資産と判断しています。かかる賃貸住宅への投資により、本投資法人は、中長期にわたり、ポートフォリオ収益の安定化、資産規模の着実な拡大及び各運用資産の収益の安定化を追求し、もって投資主価値の継続的な拡大を目指します。本投資法人は、かかる目的の実現のために、資産運用会社の親会社である株式会社リプラスの強みである、全国ネットワーク、滞納家賃保証システム、不動産ファンド（ウェアハウジングファンド等）及び再生・開発力を最大限に活用します。

本投資法人は、賃貸住宅の利用形態が、そのユーザーの家族構成、収入、年齢等によって大きく異なること、また、その需要動向もユーザー層毎に異なることに着目しています。その上で、家族構成の変化、それぞれの住居に対する考え方の変化、世代間格差、地域特性等の要因を考慮し、多様化するユーザーのニーズを捉えて、投資判断を行います。投資に際しては、ユーザーの特性に基づいて本投資法人が以下の通り分類した我が国の3つの賃貸住宅カテゴリーの中から安定収益を生み出すと考える不動産を選別して、後記の投資比率に基づき組み合わせる投資を行う方針です（賃貸住宅カテゴリーの詳細については後記「⑤ 物件取得基準」をご参照下さい。）。即ち、本投資法人は、ワンルームタイプにおいては長期的に安定した市場拡大が見込まれるため、小規模な物件等を数多く組み込み、安定需要が見込まれるファミリータイプにおいては安定運用が可能と考えられる一定規模以上の物件を組み込みます。これら2つの賃貸住宅カテゴリーに、都心に位置し賃料水準が相対的に高く景気動向とともにアップサイド（収益向上）が見込めるプレミアムタイプを選択して組み合わせたポートフォリオを構築します。かかる投資により、多数のテナントが分散する住宅アセットの特徴を最大限に引き出すとともに、ポートフォリオが生み出すキャッシュ・フローの変動リスクを適度にコントロールすることができます。

<賃貸住宅カテゴリー>

賃貸住宅カテゴリー	主たるユーザー
ワンルームタイプ	学生や独身者等の単身世帯
ファミリータイプ	家族を有する世帯のうち、賃貸住宅を選好する世帯又は所得や貯蓄水準から分譲マンションの購入に至らない世帯、転勤等の理由により一時的に賃貸住宅を必要とする世帯、企業の社宅制度の見直し等を背景に賃貸住宅を必要とする世帯
プレミアムタイプ	相対的に所得水準が高い世帯、DINKS（夫婦共働きで子供を持たない世帯）、外資系企業の役職員、高収入の専門職従事者等により構成される世帯

本投資法人は、かかる3つのカテゴリーに分類した賃貸住宅について、下記の投資比率に基づき取得していきます。また、賃貸住宅が戸数ベースにおいて東京都心部を含む関東圏に全体の約35%、その他の地域に残りの約65%が存在しているという実情（後記「③ ポートフォリオ設計戦略 (ロ) 全国の賃貸住宅への分散投資 a. 賃貸住宅の戸数分布状況」をご参照下

さい。)を踏まえて、日本全国にわたり下記の投資比率で賃貸住宅を取得していきます。なお、競争力のある物件の確保及び不動産市場の状況等により、運用開始時を含め一時的又は一定期間、下記投資比率の範囲を超えることがあります。

<賃貸住宅カテゴリー別投資比率>

賃貸住宅カテゴリー	取得価格ベース投資比率
ワンルームタイプ	25～40%
ファミリータイプ	35～50%
プレミアムタイプ	15～25%

(注1) 取得価格ベース投資比率の策定に際しては以下の戸数ベースの投資比率を参考指標としています。

賃貸住宅カテゴリー	戸数ベース投資比率
ワンルームタイプ	40～70%
ファミリータイプ	30～50%
プレミアムタイプ	15%未満

(注2) 一棟の建物につき複数の賃貸住宅カテゴリーの住居が混在する場合、戸数ベースにおいて最も多い戸数のカテゴリーに属するものとして、当該一棟の建物全体を分類して投資比率を算定します。

<投資対象エリア別投資比率>

投資対象エリア	取得価格ベース投資比率 (注4)
東京都心7区(注1)	15～25%
関東圏(注2)	30～50%
地方(注3)	30～50%

(注1) 東京都心7区とは、千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区、世田谷区及び目黒区をいいます。

(注2) 関東圏とは、東京都心7区以外の関東大都市圏をいいます。

大都市圏については、後記「③ ポートフォリオ設計戦略 (ロ) 全国の賃貸住宅への分散投資 a. 賃貸住宅の戸数分布状況」における(注2)をご参照下さい。以下同じです。

(注3) 地方とは、札幌大都市圏、仙台大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏、広島大都市圏及び北九州・福岡大都市圏並びに人口が30万人以上の都市をいいます。

(注4) 取得価格ベース投資比率の策定に際しては以下の戸数ベース投資比率を参考指標としています。

投資対象エリア	戸数ベース投資比率
東京都心7区	15%未満
関東圏	25～55%
地方	30～70%

本投資法人は、賃貸住宅の取得にあたり、株式会社リプラスがアセット・マネジメント事業及び賃貸保証事業を通じて培ったノウハウを資産運用会社にて承継し、並びに株式会社リプラスが同事業を通じて形成した全国各地の不動産業者との連携を活用することにより、賃貸住宅を取得していきます。本投資法人は、かかる不動産業者から各地域に特有なユーザーの嗜好やニーズを取り込んだ情報を取得し、更には資産運用会社自体の日本全国にわたるネットワークも活用して、収益率が高いと判断される賃貸住宅に投資を行います。

本投資法人は、賃貸住宅の新規テナント募集に際し、原則として株式会社リプラスの滞納家賃保証システムを導入することにより、運用資産の競争力を高め、安定した収益の確保を目指します。株式会社リプラスによる賃貸保証事業については、後記「④ 株式会社リプラスの事

業概要と実績（ハ）賃貸保証事業（賃貸住宅の滞納家賃保証事業）」をご参照下さい。

更に、本投資法人は、株式会社リプラスが有する開発型物件及びコンバージョン（用途変更を伴う転用）物件に関する企画能力及び再生・開発能力を活用することにより、大都市圏中心部における優良な再生・開発型物件を取得します。運用資産の安全性の確保やその品質の維持管理に関しても、本投資法人は、株式会社リプラスが有するプロジェクト・マネジメント能力、コンストラクション・マネジメント能力を最大限に活用します。

また、本投資法人は、株式会社リプラスが運営する不動産ファンドから継続的に不動産等の取得が可能と考えます。株式会社リプラスのアセットマネジメント業務については、後記「④株式会社リプラスの事業概要と実績（ロ）アセットマネジメント事業（不動産ファンドのアセットマネジメント事業）」をご参照下さい。

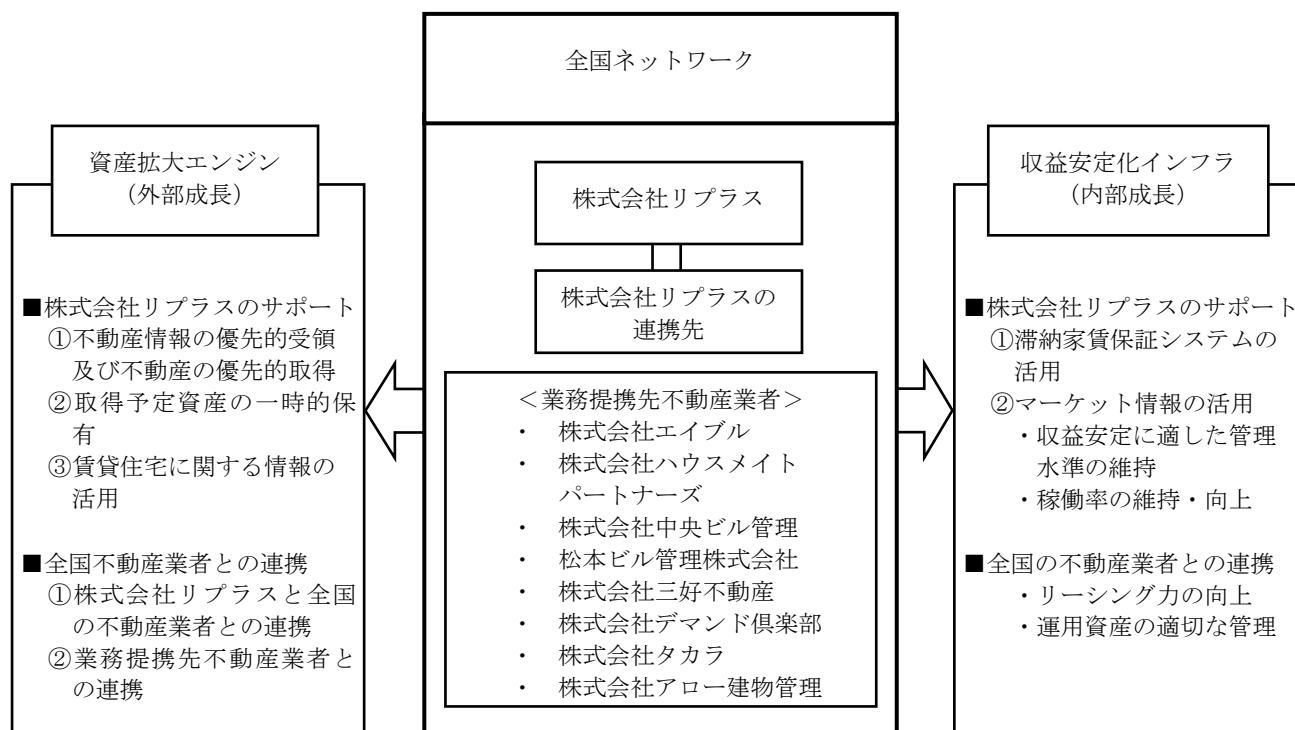
本投資法人は、運用資産において付加価値のあるサービスを提供することにより、「リプラス・リート」ブランドを構築し、入居者からの同ブランドに対する信頼を得ることにより、各運用資産における稼働率の向上及び収益の安定化を目指します。

また、本投資法人は、資産の効率的な運用及び運用の機動性や安定性を図るため、その時々において的確な財務戦略を採用します。

なお、資産運用会社は、本投資法人による、株式会社リプラス又は株式会社リプラスが運営する不動産ファンドやその他の法人の不動産等の取得に関して、自主ルールとして利害関係者取引規則を定め、資産運用における独立性を確保することにより、適正かつ透明性を有するコンプライアンス及びガバナンスの体制を構築し、これを基礎とした資産運用を行います。利害関係者取引規則については後記「7 管理及び運営の概要（2）利害関係人との取引制限 ②利害関係者取引規則」をご参照下さい。

② ポートフォリオ成長戦略

＜リプラス・レジデンシャル投資法人の成長戦略とネットワーク＞



(イ) 外部成長戦略

本投資法人は、株式会社リプラスのサポート及び全国の不動産業者との連携を原動力として運用資産の拡大を目指します（資産拡大エンジン）。

a. 株式会社リプラスのサポート

i. 不動産情報の優先的受領及び不動産の優先的取得

(i) 不動産等の継続的取得パイプライン

本投資法人は、スポンサーサポート契約に基づき、株式会社リプラス及び同社が運営する不動産ファンドから不動産等の売却予定に関する情報提供を受けるとともに当該不動産に関して優先的に売買交渉する権利を付与されます。株式会社リプラスと優先的に売買交渉をする権利の詳細は、後記「(ハ) スポンサーサポート契約及び業務提携契約に基づくサポート内容」をご参照下さい。

株式会社リプラスは、不動産のアセットマネジメント事業を行うアセットマネジメント事業部において、本投資法人に不動産等を継続的に供給することを主な戦略として設立された不動産ファンド（ウェアハウジングファンド）（後記「④ 株式会社リプラスの事業概要及び実績 (ロ) アセットマネジメント事業（不動産ファンドのアセットマネジメント事業）」をご参照下さい。）を運営しています。ウェアハウジングファンドにおいては、本投資法人の投資基準に適合する物件供給を継続的に行うという仕組みが構築されています。

(ii) 再生・開発型物件の取得パイプライン

本投資法人は、スポンサーサポート契約に基づき、株式会社リプラスのアセットマネジメント事業部がその企画能力及びコンストラクション・マネジメント能力を活かして再生・開発した不動産等（以下「再生・開発型物件」といいます。）を相対（あいたい）取引で取得します。

株式会社リプラスはアセットマネジメント事業部において、再生・開発型の投資を行うために設立された不動産ファンド（コンストラクションマネジメントファンド）（後記「④ 株式会社リプラスの事業概要及び実績 （ロ）アセットマネジメント事業（不動産ファンドのアセットマネジメント事業）」をご参照下さい。）を運営しています。

株式会社リプラスのコンストラクションマネジメントファンドは、本投資法人が直接手がけない再生・開発型の投資を行い、本投資法人の投資基準に適合する再生・開発型物件を本投資法人に供給するためのパイプラインとなります。

このように本投資法人は、再生・開発型物件を、入札を回避して東京都心部における過度な物件取得競争に巻き込まれることなく取得できることから、株式会社リプラスによる再生・開発型物件の供給を資産拡大の重要なパイプラインと考えます。今後、本投資法人は、再生・開発型物件の取得に更に積極的に取り組んで参ります。

株式会社リプラスとのスポンサーサポート契約については、後記「(ハ) スポンサーサポート契約及び業務提携契約に基づくサポート内容 a. 株式会社リプラスによるサポート内容」をご参照下さい。

ii. 取得予定物件の一時的保有

本投資法人は、将来における不動産の取得を目的として、株式会社リプラス以外の第三者である売主により保有されている不動産等の取得及び一時的な保有を株式会社リプラス（又は同社の運営する不動産ファンド）に依頼することができます。これにより、本投資法人の資金調達等の動向等に左右されずに本投資法人の取得基準に適合する運用資産を機動的に確保することが可能になります。

iii. 賃貸住宅に関する情報の活用

株式会社リプラスは、賃貸保証事業を通じて、全国の賃貸住宅に関する情報（賃貸住宅ユーザーの基本的属性、生活スタイル、所得水準、賃料水準、嗜好する住居タイプ等）に接しています。本投資法人は、長期安定運用が可能な運用資産を選別するための地域特性、適正賃料の査定、投資利回り、ユーザーニーズ、周辺物件の需給状況、周辺住宅のユーザーの属性等を把握して運用資産の選別を行うに際して、資産運用会社の親会社である株式会社リプラスよりかかる情報の提供を受け、有効に活用することができると考えています。

b. 全国の不動産業者との連携

i. 株式会社リプラスと全国の不動産業者との連携

株式会社リプラスは、各地方によって異なる賃貸住宅市場の動向を分析するために全国の不動産業者と連携し、独自のネットワークを構築しています。本投資法人は、かかる全国の不動産業者と株式会社リプラスとの連携を最大限に活用し、その資産の拡大を図ります。

ii. 業務提携先不動産業者との連携

本投資法人及び資産運用会社は、その投資基準に合致する不動産等を全国各地の不動産市場から取得するため、全国の有力な不動産業者と業務提携契約を締結しており、これらの不動産業者が入手する第三者保有の不動産等に関する売却・仲介情報のうち、本投資法人の投資方針及び投資基準に合致するものについて、優先的な情報提供^(注1)を受け、また、第三者に先駆けて交渉を行う権利（優先交渉権）^(注2)を付与されています。これらの不動産業者との業務提携契約については、後記「(ハ) スポンサーサポート契約及び業務提携契約に基づくサポート内容 b. 業務提携先不動産業

者によるサポート内容」をご参照下さい。

(注1) 「優先的な情報提供」とは、遅くとも第三者と同時に情報の提供を受けることをいいます。

(注2) 優先交渉権は、株式会社エイブルからは付与されていません。

(ロ) 内部成長戦略

本投資法人は、株式会社リプラスのサポート及び全国の不動産業者との連携を収益安定化の基盤とします(収益安定化インフラ)。

a. 株式会社リプラスのサポート

i. 滞納家賃保証システムの活用

本投資法人は、平成18年11月30日現在、保有する不動産及び信託の受益権に係る不動産66物件のうち、55物件において株式会社リプラスの滞納家賃保証システムを導入しています。この滞納家賃保証システムを活用するためには、賃借人(エンドテナント)の同意が必要であるため、本投資法人が信託の受益権を取得する前からの賃貸借契約に関しては、滞納家賃保証システムの利用者は多くありませんが、本投資法人は、新規に締結する賃貸借契約に関しては、原則として滞納家賃保証システムを利用してもらうことを目指しています。平成18年11月30日現在、滞納家賃保証システムが利用されている賃貸借契約は、上記66物件における賃借人(エンドテナント)との賃貸借契約総数2,403件のうち、約38.2%に相当する55物件における917件ですが、そのうち、本投資法人が不動産等を取得した後に新規に締結された賃貸借契約については、その総数423件のうち、約73.8%に相当する312件につき滞納家賃保証システムが利用されています。

<滞納家賃保証システム契約状況>

	平成18年 2月	平成18年 3月	平成18年 4月	平成18年 5月	平成18年 6月
保有物件数	35	35	35	35	54
滞納家賃保証システム導入物件数	27	29	29	30	44
滞納家賃保証システム導入物件割合	77.1%	82.9%	82.9%	85.7%	81.5%
賃貸借契約総数	1,378	1,378	1,386	1,366	1,979
滞納家賃保証システム契約数	295	342	364	361	705
滞納家賃保証システム契約割合	21.4%	24.8%	26.3%	26.4%	35.6%
新規賃貸借契約締結数(累計)	62	112	164	178	213
新規滞納家賃保証システム契約数(累計)	43	86	113	122	147
新規滞納家賃保証システム契約割合(累計)	69.4%	76.8%	68.9%	68.5%	69.0%

	平成18年 7月	平成18年 8月	平成18年 9月	平成18年 10月	平成18年 11月
保有物件数	54	63	63	66	66
滞納家賃保証システム導入物件数	44	52	51	54	55
滞納家賃保証システム導入物件割合	81.5%	82.5%	81.0%	81.8%	83.3%
賃貸借契約総数	1,970	2,264	2,271	2,407	2,403
滞納家賃保証システム契約数	724	856	875	904	917
滞納家賃保証システム契約割合	36.8%	37.8%	38.5%	37.6%	38.2%
新規賃貸借契約締結数(累計)	251	293	339	383	423
新規滞納家賃保証システム契約数(累計)	178	208	245	281	312
新規滞納家賃保証システム契約割合(累計)	70.9%	71.0%	72.3%	73.4%	73.8%

(注) 滞納家賃保証システムの契約状況の各項目においては、賃料保証型のマスターリース物件は1物件につき契約数を1として算定しています。ただし、賃料保証型のマスターリースのうち、エンドテナントの滞納家賃保証システムの契約状況が把握できる物件(c-MA2)についてはエンドテナントの契約数を用いて算定しています。

このように、本投資法人は、滞納家賃保証システムの活用により、運用資産から生じる賃料の確実な回収によるキャッシュ・フロー及び収益の安定化を図り、運用資産の競争力の向上を目指します。

株式会社リプラスの滞納家賃保証システムについては、後記「④ 株式会社リプラスの事業概要と実績 (ハ) 賃貸保証事業(賃貸住宅の滞納家賃保証事業)」をご参照下さい。

ii. マーケット情報の活用

本投資法人は、賃貸住宅マーケットには地域特性があることから、各地域におけるユーザーのニーズ、賃料水準等のマーケット情報を取得し、分析してリーシング活動を行うことが重要と考えています。本投資法人は、資産運用会社の親会社である株式会社リプラスから、同社がその賃貸保証事業等を通じて獲得したかかるマーケット情報の提供を受け、これを活用することによって、稼働率の維持・向上、また、賃料の最適化を目指します。

b. 全国の不動産業者との連携

本投資法人は、全国に分散した運用資産を安定的に運用するために、全国展開している大手の不動産業者のみならず、各地域の賃貸住宅市場において強みを有する不動産業者との連携を通じて、運用資産に関するリーシング力の向上及び運用資産の適切な管理を目指します。

かかる連携に加えて、本投資法人は、全国の有力な不動産業者との間で業務提携契約を締結し、賃貸仲介業務及び賃貸管理業務に関する協力を受ける体制を整えています。

(ハ) スポンサーサポート契約及び業務提携契約に基づくサポート内容

a. 株式会社リプラスによるサポート内容

スポンサーサポート契約に基づき株式会社リプラスから提供を受けるサポートの内容は、以下の通りです。また、株式会社リプラスは、本投資法人が取得する不動産に関し、可能な限り、当該不動産に係る賃貸借契約に基づく賃借人の債務を連帯保証する滞納家賃保証システムを提供します。

i. 優先的情報提供

株式会社リプラスは、自己又はその子会社及び株式会社リプラスの運営する不動産ファンドが保有する不動産のうち、本投資法人の投資基準に適合する不動産(本(ハ)において、以下「適格不動産」といいます。)及び適格不動産の候補となりうる不動産(開発中の不動産を含みます。本(ハ)において以下、適格不動産と併せて「対象不動産」といいます。)に該当すると判断する不動産の売却を予定する場合(竣工前であるか竣工後であるかを問いません。)、当該不動産に関する情報を第三者に先立ち資産運用会社及び本投資法人に提供します。

ii. 適格不動産の本投資法人に対する優先的な売却

株式会社リプラスは、アセット・マネジャーとして適格不動産の売却を予定する場合、当該適格不動産に関して優先的に売買交渉をする権利(本(ハ)において以下「優先交渉

権」といいます。)を付与します。優先交渉権の期間は、原則として当該情報提供をした日から起算して5営業日までとし、当該期間中、株式会社リプラスは、第三者に対して当該適格不動産の情報を提供せず、かつ、第三者との間で当該不動産に関する売買交渉を行いません。

iii. 本投資法人の取得予定不動産の一時保有

株式会社リプラスは、資産運用会社及び本投資法人から依頼され、その裁量により(かかる保有が株式会社リプラスにとり可能であると判断した場合)、将来における本投資法人による不動産の取得を目的として、株式会社リプラス又は株式会社リプラスが保有又は運営する特定目的会社その他の投資ビークル(不動産ファンドを含みます。)において本投資法人が取得を予定する不動産の取得及び一時的な保有(原則として1年以内です。)を行います。株式会社リプラスは、アセット・マネジャーとしてかかる不動産を取得した場合、本投資法人が指定する取得予定時期が経過するまで、本投資法人以外の第三者に当該不動産の売却その他の処分の申入れを行いません。

iv. 人材確保に関する協力

株式会社リプラスは、資産運用会社に対して、本投資法人から受託する資産運用業務の遂行に必要な人材の派遣(ただし、派遣には株式会社リプラスからの転籍出向を含むものとし、派遣の条件等については協議の上別途決定されます。)を行います。

b. 業務提携先不動産業者によるサポート内容

各不動産業者との間の業務提携契約に基づき各不動産業者から提供を受けるサポートの内容は、以下の通りです。

- i. 対象不動産の売買に関する情報の第三者に先立つ優先的な情報提供^(注1)
- ii. 対象不動産の売買に関する優先交渉権の付与^(注2)
- iii. 賃料相場、建物管理費等のマーケットに関する情報提供
- iv. 上記 i.乃至 iii.を前提として委託される、本投資法人の取得した対象不動産の賃貸仲介及び賃貸管理等に関する業務

(注1)「優先的な情報提供」とは、遅くとも第三者と同時に情報の提供を受けることをいいます。

(注2)「優先交渉権」とは、第三者に先駆けて売買の交渉を行う権利をいいます。なお、株式会社エイブルからは優先交渉権を付与されていません。

＜業務提携先不動産業者＞

会社名	本店所在地店舗数 (注1)	事業内容	営業地域
株式会社エイブル	東京都港区 539店舗 (ネットワーク店： 304)	不動産賃貸仲介業 不動産管理事業 賃貸関連サービス (リフォーム・保険代理・引越取次・消毒) 不動産賃貸仲介フランチャイズ事業 資産活用コンサルティング業	全国
株式会社ハウスメイト パートナーズ	東京都豊島区 36支店 4 営業所	賃貸建物のサブリース及び管理運営 賃貸建物の保守・メンテナンス 営繕業務 土地、建物等の資産コンサルティング アパート、マンション、店舗事務所及び駐車場等の仲介 斡旋業 借り上げ社宅管理の業務代行事業 損害保険代理業 その他のサービス業務 信託受益権販売	全国
株式会社中央ビル管理	埼玉県越谷市 17店舗	アパート、マンション、貸家、オフィスビル及び駐車場 等の募集・管理 不動産売買及び仲介 リフォーム及びメンテナンス 損害保険代理店業務	埼玉 東京 千葉
松本ビル管理株式会社	大阪府大阪市住吉区 3 店舗	ビルの保守管理及び清掃業 建物の営繕工事及び内装仕上工事業 交通誘導、常駐警備、保安警備、臨時警備、機械警備の 請負 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業 不動産の売買、賃貸及び管理業 一般建築の設計及び施行 貸金業 不動産賃貸に関する保証業務 建築、不動産及び金融に関するコンサルティング業務 上記に附帯関連する一切の業務	近畿 関東
株式会社三好不動産	福岡県福岡市中央区 10店舗	不動産の売買、賃貸及びその仲介業 宅地の造成、分譲及び建売業 不動産有効利用、コンサルタント及び経営企画 コイン駐車場経営 賃貸不動産の総合管理業 損害保険代理業 生命保険代理店業 前各号に附帯する一切の業務	福岡市内 とその近 郊

会社名	本店所在地店舗数 (注1)	事業内容	営業地域
株式会社デマンド倶楽部 (注2)	福岡県北九州市小倉南区 1店舗（東京支店）	浄水器レンタル事業 デマンド安心システム （夜間休日緊急対応システムの提供） 賃貸管理実務研修 家賃管理システム グリーンアレンジメント （オフィス等へのアレンジメントフラワー装飾） ハローコンテナ、トランクマンション （レンタル倉庫） コイン駐車場運営	全国
株式会社タカラ	北海道札幌市中央区 1店舗	賃貸住宅管理・不動産売買	札幌市内
株式会社アロー建物管理	大阪府大阪市西区 3店舗	不動産管理業務 不動産一括借上事業 高齢者住宅開発及び運営業務 不動産売買 賃貸仲介業務 賃貸借業務及び管理業務 マンション、土地及び建物の売買及び仲介ビル、マンション及び駐車場の管理及び運営 各種損害保険代理店業務 その他宅地建物取引業全般	大阪 京都 奈良 兵庫

（注1）店舗数、支店数及び営業所数は、平成18年11月30日現在の数字です。

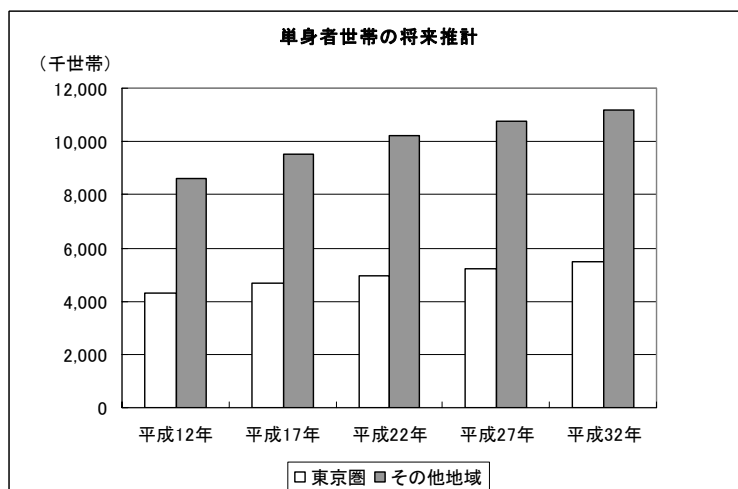
（注2）株式会社デマンド倶楽部は、株式会社不動産中央情報センターの子会社であり、同社から、賃貸住宅管理に関する業務サポートの提供を受けています。

③ ポートフォリオ設計戦略

(イ) 賃貸住宅市場におけるすべてのカテゴリーへの分散投資（複数の物件タイプの組合せ）

a. ワンルームタイプの賃貸住宅

我が国の人口は、平成19年をピークに減少に転じると予想されていますが、単身者世帯は、東京圏を含め全国的に長期的な増加傾向を辿ると予想されています。本投資法人は、単身者世帯向けの賃貸住宅、特にワンルームタイプの賃貸住宅については安定した需要が将来的にも持続するものと見込まれ、長期的に安定した賃料水準と稼働率が期待できると考えています。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口 日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）平成17（2005）年8月推計」

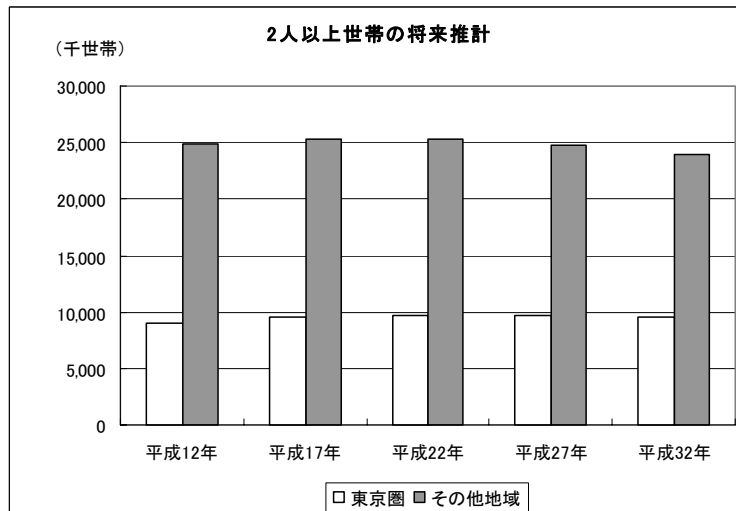
(注) 上記グラフは、出所記載のデータに資産運用会社が以下に基づき加工を施して作成したものです。

- i. 東京圏は、東京、神奈川、埼玉及び千葉の合計として算出しました。
- ii. 単身者世帯数は、単独世帯（世帯主：男）及び単独世帯（世帯主：女）の合計として算出しました。

本投資法人は、1R、1K、1DK、1LDKを中心とするワンルームタイプの賃貸住宅に関して、単身者世帯、特に主たるテナントである学生及び独身者等が生活利便性の観点から、「駅からの近さ」を基準に賃貸住宅を選ぶことが比較的多いと分析しています。そのため、中長期的に安定した賃料水準と稼働率が確保されと考えられる、主要交通機関からの距離が概ね徒歩5分以内に立地する物件に対して投資します。

b. ファミリータイプの賃貸住宅

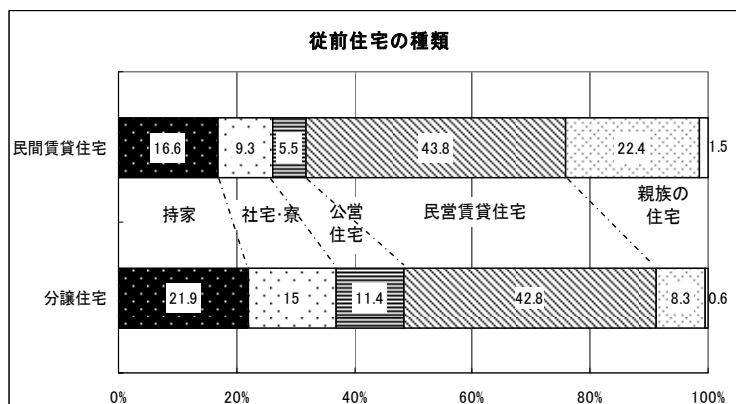
日本の世帯数の将来推計からは、我が国における2人以上の世帯数は、概ね安定的に推移すると予想されています。また、一般的な世帯においては、分譲マンション購入に至る過程で、一時的に賃貸住宅に居住する傾向があることや企業の社宅制度の見直し等を背景に、本投資法人は、ファミリータイプの賃貸住宅には引き続き安定した需要があるものと考えています。



(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口 日本の世帯数の将来推計 (都道府県別推計) 平成17(2005)年8月推計」

(注) 上記グラフは、出所記載のデータに資産運用会社が以下に基づき加工を施して作成したものです。

- i. 東京圏は、東京、神奈川、埼玉及び千葉の合計として算出しました。
- ii. 2人以上世帯数は、一般世帯数から単独世帯(世帯主:男)及び単独世帯(世帯主:女)の合計値を差し引いて算出しました。



(出所) 国土交通省「住宅市場動向調査(平成15年度)」

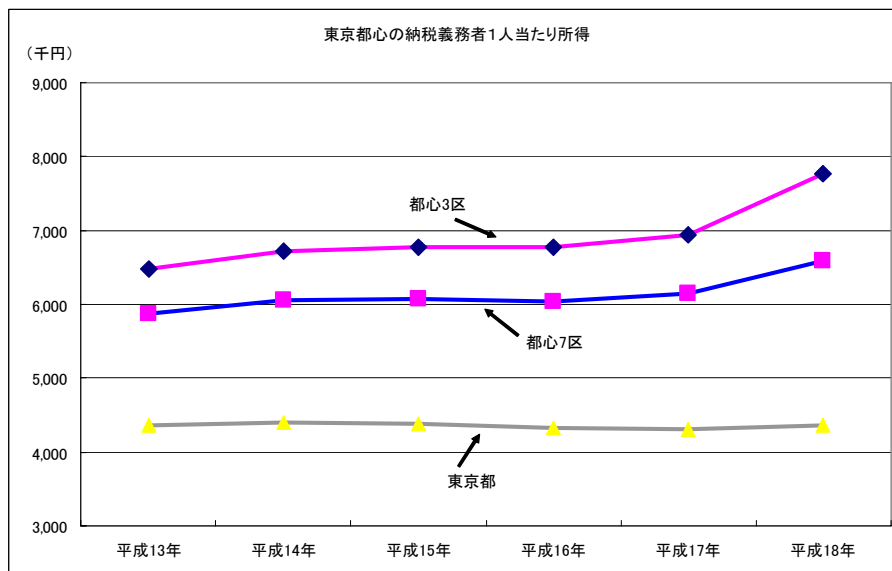
(注) 上記グラフは、出所記載のデータから注文住宅、分譲住宅、中古住宅、民間賃貸住宅のうち民間賃貸住宅及び分譲住宅のみを抽出して、資産運用会社が作成したものです。

本投資法人は、2K、2DK、2LDK以上の間取りの賃貸住宅を原則としてファミリータイプと定めて投資を行います。ファミリータイプのユーザーにとっての賃貸住宅の選択の基準は、主要交通機関からの距離、駐車場の有無に加え、周辺に商業施設、教育施設、医療施設、公園、図書館等の施設があること等の住環境にあると考えられることから、本投資法人は、かかる事項を調査し、選別基準及び取得基準(後記「⑤ 物件取得基準」をご参照下さい。)を満たす物件に投資する方針です。

c. プレミアムタイプの賃貸住宅

本投資法人は、企業が集中する大都市中心部では所得水準の高い世帯(DINKS(夫婦共働きで子供を持たない世帯)、外資系企業の役職員、高収入の専門職従事者等により

構成される世帯）が相対的に多いのに加え、かかる世帯が利便性や快適性を求め、個性的で、ゆとりのあるライフスタイルを追求する一般的な傾向に着目し、設備が充実した居住面積の広い住宅への需要が見込まれると考えています。

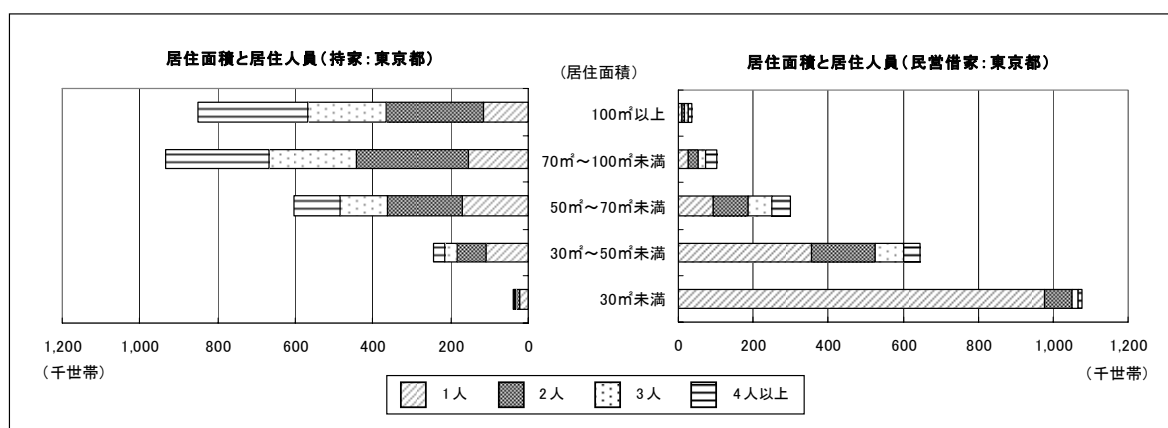


(出所) 日本マーケティング教育センター (2002年版乃至2005年版) / 株式会社 J P S (2006年版及び2007年版) 「個人所得指標」

(注1) 上記グラフは、総務省の「市町村税課税状況等の調」を基に作成された出所記載のデータに資産運用会社が以下に基づき加工を施して作成したものです。

- i. 都心3区は、千代田区、中央区及び港区の数値を単純平均して算出しました。
- ii. 都心7区は、都心3区に渋谷区、新宿区、目黒区及び世田谷区を加えて単純平均して算出しました。

(注2) 株式会社 J P S は、昭和54年に設立され、ビジネス G I S (地理情報システム) を専門としてシステム・コンテンツの販売及びコンサルティングを行っています。平成17年5月からは日本マーケティング教育センターの「個人所得指標」刊行業務を引き継いでいます。



(出所) 総務省統計局「平成17年国勢調査」

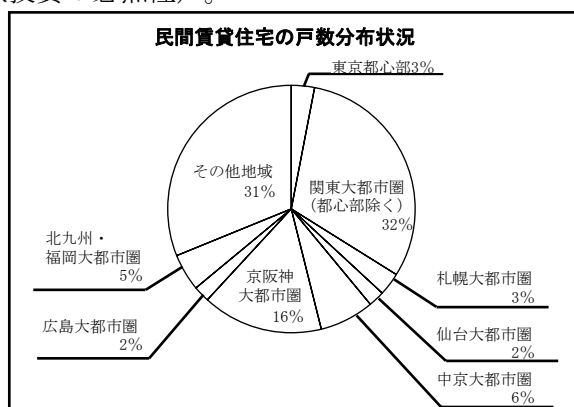
(注) 上記グラフは、出所記載のデータを、i. 30㎡未満、ii. 30～50㎡未満、iii. 50～70㎡未満、iv. 70～100㎡未満及びv. 100㎡以上の5区分に括り直して資産運用会社が作成したものです。

(ロ) 全国の賃貸住宅への分散投資

本投資法人は、収益機会を獲得し、特定エリアに集中投資するリスクを低減するため、全国に分散投資を行います。

a. 賃貸住宅の戸数分布状況

賃貸住宅は、人口分布と同様に日本全国に分散して所在しており、戸数において東京都心部を含む関東大都市圏に全体の約35%、その他の地域に約65%が存在しています。本投資法人は、地方都市にも存在する賃貸住宅についての底堅い需要を取り込んでいきます（全国分散投資の必然性）。



(出所) 総務省統計局「住宅・土地統計調査（平成15年調査）」

(注1) 上記グラフは、出所記載のデータに資産運用会社が以下に基づき加工を施して作成したものです。

- i. 東京都心部は、住宅・土地統計調査の千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区、世田谷区及び目黒区の民間借家戸数の合計として算出しました。
- ii. 関東大都市圏（都心部を除きます。）は、住宅・土地統計調査の関東大都市圏の民間借家戸数から上記 i. の東京都心部の戸数を除いた戸数として算出しました。
- iii. 札幌大都市圏、仙台大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏、広島大都市圏及び北九州・福岡大都市圏の数字は、住宅・土地統計調査の民間借家戸数原数値を使用しました。
- iv. その他地域は、住宅・土地統計調査の全国の民間借家戸数から札幌大都市圏、仙台大都市圏、関東大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏、広島大都市圏及び北九州・福岡大都市圏を除いた戸数として算出しました。

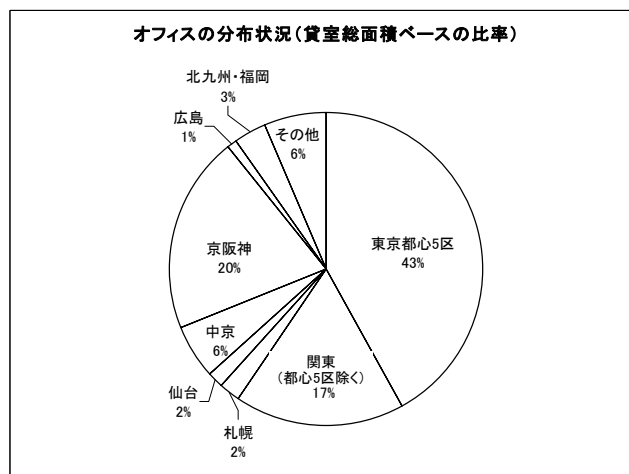
(注2) 住宅・土地統計調査における大都市圏は、平成12年国勢調査において広域的な都市地域を規定するために行政区域を越えて設定された地域区分であり、「中心市」及びこれに社会・経済的に結合している「周辺市町村」によって構成されています。大都市圏の「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定市であり、「周辺市町村」は、大都市圏の「中心市」への15歳以上通勤・通学者数の割合が該当市町村常住人口の1.5%以上あり、かつ、中心市と接続している市町村を指します。ただし、中心市がお互いに接近している場合は、それぞれについて大都市圏を設定することはせずその地域を統合して一つの大都市圏とし、また中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が1.5%未満の市町村であっても、その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、「周辺市町村」とされます。

かかる基準に基づき画定された大都市圏並びにその中心市及び周辺市町村の内訳は、以下の通りです。

大都市圏名	中心市	周辺市町村
札幌大都市圏	札幌市	14市町村
仙台大都市圏	仙台市	49市町村（宮城県47市町村、福島県2市町）
関東大都市圏	さいたま市、千葉市、東京特別区部、横浜市、川崎市	244市町村（茨城県24市町村、栃木県6市町村、群馬県4市町村、埼玉県79市町村、千葉県63市町村、東京都30市町村、神奈川県34市町村、山梨県3市町村、静岡県1市）
中京大都市圏	名古屋市	127市町村（岐阜県43市町村、愛知県71市町村、三重県13市町村）
京阪神大都市圏	京都市、大阪市、神戸市	169市町村（三重県3市町村、滋賀県28市町村、京都府26市町村、大阪府43市町村、兵庫県31市町村、奈良県33市町村、和歌山県5市町村）
広島大都市圏	広島市	39市町村（広島県36市町村、山口県3市町村）
北九州・福岡大都市圏	北九州市、福岡市	95市町村（山口県2市町、福岡県84市町村、佐賀県9市町村）

b. 賃貸住宅とオフィスの分布状況の対比

下記の統計資料によると、オフィスビルは、東京都心への集中度が高く（東京集中投資の妥当性）、これに対し、賃貸住宅は、前記「a. 賃貸住宅の戸数分布状況」記載の通り、日本全国に分布しています。このオフィスビルとは異なる賃貸住宅市場の実態に鑑み、本投資法人は、地域偏在リスクの低減及び収益機会の獲得を目的として、日本全国に分布する賃貸住宅の特性に合わせた分散投資を行い、特定エリアからの影響を受けにくい安定したポートフォリオを構築します。



(出所) 株式会社生駒データサービスシステム「IDSS不動産白書2006」

(注1) 上記グラフは、出所記載のデータに資産運用会社が以下に基づき加工を施して作成したものです。

- i. 東京都心5区は、千代田区、中央区、港区、新宿区及び渋谷区の合計として算出しました。
- ii. 関東（都心5区除きます。）は、東京都心5区を除く東京都特別区（18区）、武蔵野市、立川市、八王子市、千葉市、柏市、船橋市、さいたま市、横浜市、川崎市及び厚木市の合計として算出しました。
- iii. 札幌は、札幌市の原数値を記載しました。
- iv. 仙台は、仙台市の原数値を記載しました。
- v. 中京は、名古屋市、岐阜市及び四日市市の合計として算出しました。
- vi. 京阪神は、大阪市、吹田市、堺市、京都市、神戸市、奈良市及び大津市の合計として算出しました。
- vii. 広島は、広島市の原数値を記載しました。

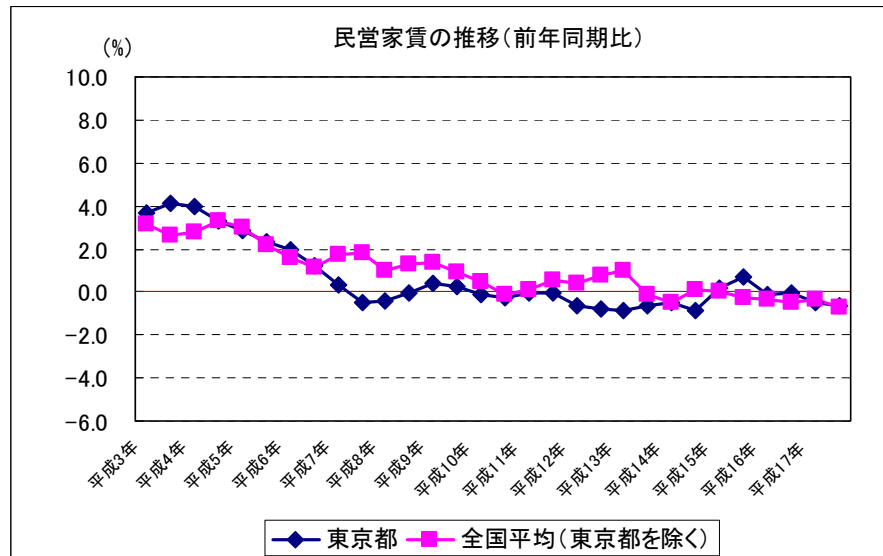
viii. 北九州・福岡は、北九州市及び福岡市の合計として算出しました。

ix. その他は、全国の合計数値から、東京都心5区、関東（都心5区除きます。）、札幌、仙台、中京、京阪神、広島、北九州・福岡を除いた数値を記載しました。

(注2) 株式会社生駒データサービスシステムは、昭和62年に設立された不動産の調査・コンサルティング会社であり、全国のおフィスマーケット調査に基づくデータベースを利用して、マーケット・レポートの刊行やコンサルティング・サービスの提供を行っています。

c. 賃貸住宅の賃料水準の推移

本投資法人は、投資先を全国に分散させることでポートフォリオ全体として安定したパフォーマンスが期待できると考えています。



(出所) 総務省統計局「小売物価統計調査年報（平成2年～平成17年版）」

(注) 上記グラフは、出所記載のデータに資産運用会社が以下に基づき加工を施して作成したものです。

- 小売物価統計調査における家賃調査地区の抽出替えを理由とするデータの非連続性を解消するため、総務省が公表している修正係数（リンク係数）に基づきデータを修正しました。
- 総務省が公表している月次データを単純平均して半期データを算出しました。
- 全国平均は、札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市及び北九州市の単純平均として算出しました。

④ 株式会社リプラスの事業概要と実績

株式会社リプラスは、資産運用会社の親会社であり、不動産ファンドのアセットマネジメント事業（以下「アセットマネジメント事業」といいます。）及び賃貸住宅の滞納家賃保証システムの提供事業（以下「賃貸保証事業」といいます。）を行っています。

株式会社リプラスは、不動産（real estate）に関わる各種の金融サービスを提供することにより不動産を再生し（renew）、その価値を向上（plus）させることを事業のミッションとしています。

株式会社リプラスは中長期的な経営戦略として、賃貸保証事業においては、滞納家賃保証システムの浸透率を高め、家賃回収インフラとしての地位を確立することを、アセットマネジメント事業においては、住居系ファンドとして資産規模を積み上げ、投資家から信頼のおけるファンドマネジャーとしての地位を確固たるものとすることを目指しています。

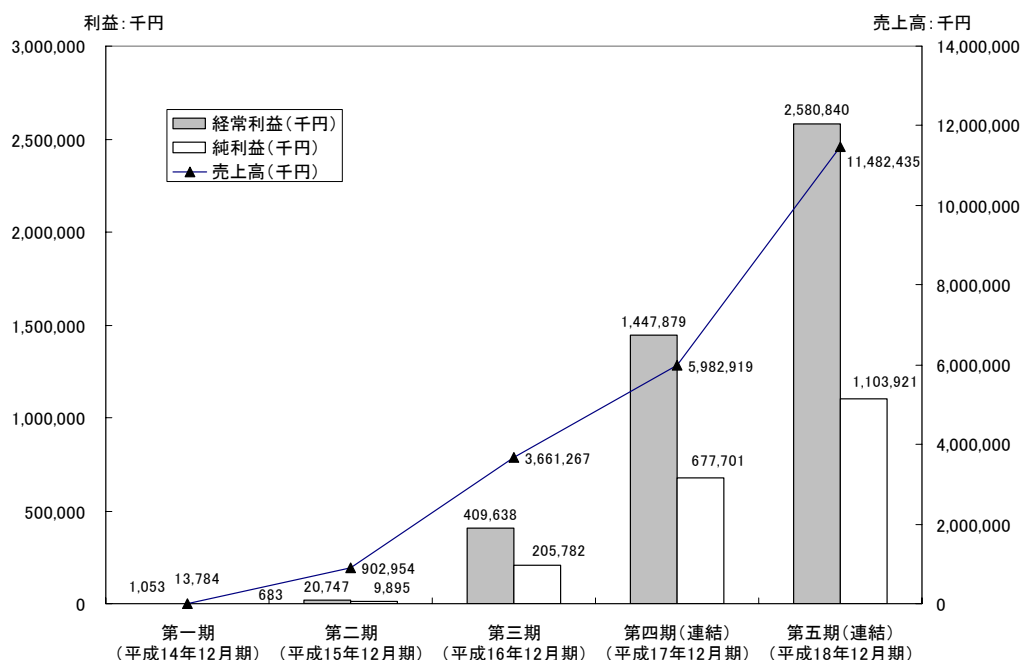
株式会社リプラスの沿革は、以下の通りです。

平成14年	9月	株式会社リプラス設立 ホフ事業（現アセットマネジメント事業）を開始
平成15年	4月	賃貸サポート事業（現賃貸保証事業）を開始 東京本社、福岡、仙台及び札幌に拠点開設
平成16年	12月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
平成17年	2月	リプラス・リート・マネジメント株式会社設立（本書の日付現在の出資比率90%）
	4月	リプラス・インベストメンツ株式会社設立（本書の日付現在の出資比率100%）
	11月	リプラス・レジデンシャル・ウェアハウジングファンドの設立とともにアセットマネジメント業務を受託
	12月	リプラス・チャイナ・アセットマネジメント株式会社設立（本書の日付現在の出資比率65%）
平成18年	4月	リプラス・インシュアランス株式会社設立（本書の日付現在の出資比率100%）
	8月	高松支店（賃貸保証事業）開設
	9月	リプラス・アセットマネジメント株式会社設立（本書の日付現在の出資比率100%）
	11月	リプラス・レジデンシャル・コンストラクションマネジメントファンドの運用を開始

（注）営業拠点は、平成19年1月31日現在、全国に14拠点（東京本社、札幌支店、仙台支店、静岡支店、名古屋支店、大阪支店、岡山支店、広島支店、高松支店、松山支店、福岡支店、北九州支店、熊本支店及び沖縄支店）です。

(イ) 株式会社リプラスの主要な経営指標等の推移

本投資法人が物件の取得及び運用の両面にわたりサポートを受ける株式会社リプラスの主要な経営指標等の推移は、以下の通りです。



(注) 株式会社リプラスは、第四期から連結財務諸表を作成しています。

(ロ) アセットマネジメント事業（不動産ファンドのアセットマネジメント事業）

株式会社リプラスのアセットマネジメント事業とは、機関投資家を主たる顧客とし、不動産資産を通じて資金運用・投資収益の確保を支援する事業をいいます。

具体的には、不動産のブローカレッジ業務、不動産や不動産担保付債権等への投資戦略の立案及び投資アドバイス、ノンリコースローン等のファイナンス・アレンジメント、投資対象不動産の付加価値の向上のためのプランニング、コンストラクションマネジメント（建築マネジメント）並びに投資案件の運営・管理によるアセットマネジメント業務等一連の投資プロセスに対する総合的な投資サービスの提供を行っています。

株式会社リプラスは、安定的かつ継続的な収益の拡大を目指して、賃貸住宅を主たる投資対象とし、中期的な安定配当をもたらす賃料収入に、より着目するという投資スタンスを取っている点、また収益物件のみならず不動産の再生・付加価値の向上を投資収益確保の手法に組み込んでいるという点に特徴を有しています。

- a. 株式会社リプラスは、プレミアムタイプの賃貸住宅について、その把握する賃貸住宅市場におけるユーザーのニーズに基づき、都心において低稼働になったオフィスビルやホテルを用途変更して賃貸住宅に転用できる物件及び土地を購入し、立地、用途、ユーザー等の諸条件から最も有効と考えるコンセプトを独自に立案し、それに基づいて付加価値のある物件を企画・設計・開発します。不動産の再生・付加価値の向上の手法には、オフィスビル等から住宅へのコンバージョンや休眠建造物の全面的な改築や建物の外装・内装変更による大規模リニューアル等があります。機関投資家への投資サービスの一環としてコンバージョンをも実施する点に強みがあります。

本投資法人が取得済みの株式会社リプラスのアセットマネジメント事業部による再生物件の実例は、以下の通りです。

<物件概要>

物件名 : c-MA1 (物件番号: P-4-002)
所在地 : 東京都港区元麻布三丁目13番15号
竣工年月日 : 昭和60年4月
再生工事完了日 : 平成15年10月22日
本投資法人取得日 : 平成17年12月15日



- ・写真スタジオ兼倉庫だった建物が、ガラススクリーンや格子状ルーバーなどを使った概観をもち、その中に3戸の住空間を有する建物に再生されました。
- ・事務所から共同住宅に用途変更することで、現行の法規に照らして容積率不算入となる住空間が屋上に新たに創出されました。
- ・3戸は、天井高が最大で約5m、3層のフロアを持つスキップフロア、ロフト又は回廊を持つタイプなど、それぞれがデザイン性を有する空間となりました。

b. 株式会社リプラスは、再生・開発のノウハウを活かして「コンストラクションマネジメントファンド」を運営しています。

<コンストラクションマネジメントファンドの概要>

保有主体 : リプラス・レジデンシャル・コンストラクション1号特定目的会社
運用開始 : 平成18年11月
総資産額 : 5億円 (平成18年11月30日現在)
最大一時取得可能金額 : 645億円
許容LTV : 80%
ファンド存続期間 : 4年 (1年の延長可能)
設定平均物件保有期間 : 17.2か月

コンストラクションマネジメントファンドは、株式会社リプラスの特徴のひとつである再生・開発型投資を促進し、その効率化を図るため、全国の遊休不動産、低稼働不動産、土地を取得して一定の期間これを保有し、本投資法人の投資基準に適合させるための再生、大規模改修又は新築工事を行います。

具体的には、主として、都心の遊休不動産、郊外駅前土地及び解体が可能な不動産を取得し、改修・新築工事を行い、本投資法人の取得基準に適合する物件に調整をした上で、本投資法人への売却交渉を行います。

c. 株式会社リプラスは、アセットマネジメント事業を通じて培った運用ノウハウを活かして「ウェアハウジングファンド」を運営しています。

＜ウェアハウジングファンドの概要＞

保有主体	: 有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号、リプラス・レジデンシャルウェアハウス2号特定目的会社、リプラス・レジデンシャル3号特定目的会社、リプラス・レジデンシャル4号特定目的会社
総資産額	: 398億円（平成18年11月30日現在）
最大一時取得可能金額	: 800億円
許容LTV	: 70%
ファンド存続期間	: 3年（1年毎2回までの延長可能）
設定平均物件保有期間	: 9か月

ウェアハウジングファンドは、本投資法人へ不動産等を供給することを主要な戦略として平成17年11月に設立された不動産ファンドであり、本投資法人に対する不動産等の継続的な供給源となることが期待されています。

株式会社リプラスは、ウェアハウジングファンドのアセット・マネジャーとしてウェアハウジングファンドにおいて取得した既稼働物件及び竣工直後の物件の大規模修繕及び補修等の必要なメンテナンス及びリーシング等を行い、本投資法人の投資基準に合致する物件へと調整します。その上で、スポンサーサポート契約に基づき、本投資法人に対して、一定期間独占的な売買交渉権を付与します。前記「② ポートフォリオ成長戦略（ハ）スポンサーサポート契約及び業務提携契約に基づくサポート内容 a. 株式会社リプラスによるサポート内容 ii. 適格不動産の本投資法人に対する優先的な売却」をご参照下さい。

（ハ）賃貸保証事業（賃貸住宅の滞納家賃保証システムの提供事業）

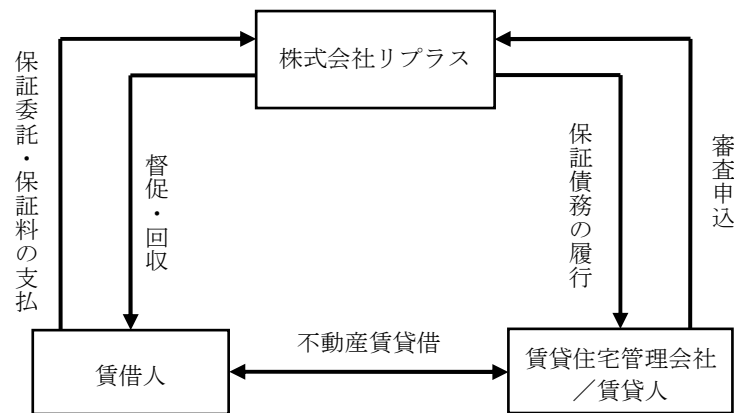
株式会社リプラスは、不動産賃貸借契約に関わる滞納家賃保証システムの提供及び賃貸住宅管理会社への家賃回収業務の提供等を行っており、その商品設計、サービス内容の拡充を通じて、滞納家賃保証システムの浸透・拡大を図っています。

株式会社リプラスは、平成19年1月31日現在、賃貸保証事業を全国14か所の拠点で行っています。

日本においては、賃貸住宅を借りる際、通常賃借人は連帯保証人を付することが求められます。株式会社リプラスは、賃借人の賃料債務に関して賃借人との間で個別に保証委託契約を締結し、かかる保証委託契約に基づき、賃貸人と賃貸保証契約を締結します。賃借人は、株式会社リプラスに対して、入居時とその後は1年経過する毎に一定の保証料を支払います。株式会社リプラスは、賃借人に賃料の支払遅延・滞納が発生した場合には、賃貸人に対して連帯保証債務を履行します。これにより、賃貸人は、株式会社リプラスが連帯保証を付与した賃貸借契約については、家賃の完全回収が可能となります。

株式会社リプラスの賃貸保証事業を通じた賃貸住宅管理会社との業務提携関係や蓄積された情報、経験、ノウハウが、スポンサーサポート契約を通じて本投資法人の運用を支えています。

< 賃貸保証事業の事業モデル >



⑤ 物件取得基準

(イ) 保有期間

本投資法人は、原則として中長期的な保有を目的として不動産等を取得し、当初から短期で売却することを想定した不動産等の取得を行いません。

(ロ) 選別基準及び取得基準

本投資法人は、3つの賃貸住宅カテゴリから安定収益を生み出す不動産等を選別して取得するために、以下の選別基準及び取得基準を設けています。ただし、下記基準を充足しない不動産等であっても、競争力があり中長期的な安定収益が見込める場合には、かかる不動産等を所定の意思決定手続を経て取得することがあります。

a. 選別基準

本投資法人が各カテゴリにおける不動産等に関して想定するテナント及び安定した収益を生み出す不動産等を選別するための基準は、以下の通りです。

項目	ワンルームタイプ	ファミリータイプ	プレミアムタイプ
世帯像 (主たるユーザー)	学生や独身者等の単身者世帯	家族を有する世帯のうち、賃貸住宅を選好する世帯又は所得や貯蓄水準から分譲マンションの購入に至らない世帯、転勤等の理由により一時的に賃貸住宅を必要とする世帯、企業の社宅制度の見直し等を背景に賃貸住宅を必要とする世帯	相対的に所得水準が高い世帯、DINKS(夫婦共働きで子供を持たない世帯)、外資系企業の役員、高収入の専門職従事者等により構成される世帯
世帯主年齢像	20歳代～30歳代前半	30歳代	30～40歳代
世帯人数像	1人	2～4人	1～4人
間取り等 (注1)	1R、1K、1DK、1LDK	2K、2DK、2LDK以上	100㎡未満のコンパクトタイプ、100㎡以上のラグジュアリータイプ
立地・住環境	主要交通機関からの距離が概ね徒歩5分以内であること。 生活上の利便性が高いこと。	教育施設、商業施設等が周辺にあり、生活利便性が高いこと。主要交通機関からの距離が概ね徒歩12分以内又は一定数の駐車場が確保されていること。嫌悪施設が近隣にないこと。	職場から近接しており、生活環境が良いこと。
投資地域	全国(関東大都市圏、札幌大都市圏、仙台大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏、広島大都市圏、北九州・福岡大都市圏、その他人口30万人以上の中核都市(注2)(注3))	全国(関東大都市圏、札幌大都市圏、仙台大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏、広島大都市圏、北九州・福岡大都市圏、その他人口30万人以上の中核都市(注2)(注3))	大都市中心(東京都心7区、中京大都市圏、京阪神大都市圏(注2)(注4))

(注1) 本投資法人は、各住居の間取り及び面積に応じて、各不動産等を下表の通りの各タイプに分類しています。

(注2) 大都市圏については、前記「③ ポートフォリオ設計戦略 (ロ) 全国の賃貸住宅への分散投資 a. 賃貸住宅の戸数分布状況」における(注2)をご参照下さい。

(注3) その他人口30万人以上の中核都市とは、新潟市、倉敷市、金沢市、姫路市、高松市、長崎市、熊本市、鹿児島市等を指します。

(注4) 東京都心7区とは、千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区、世田谷区及び目黒区をいいます。

	30㎡未満	～40㎡	～50㎡	～60㎡	～70㎡	～80㎡	～90㎡	～100㎡	100㎡以上
1R又は1K	O	O/P	O/P	O/P	O/P	P	P	P	P
1DK	O	O	O/P	O/P	O/P	P	P	P	P
1LDK	—	O	O	O/P	O/P	P	P	P	P
2DK	—	F	F	F/P	F/P	P	P	P	P
2LDK	—	—	F	F	F/P	F/P	F/P	P	P
3DK	—	—	F	F	F/P	F/P	F/P	P	P
3LDK	—	—	—	F	F	F	F/P	F/P	F/P
4LDK	—	—	—	—	F	F	F/P	F/P	F/P
5LDK以上	—	—	—	—	—	F	F	F	F/P

O：ワンルームタイプ F：ファミリータイプ P：プレミアムタイプ

O/P：原則として、東京都心7区に所在する場合はプレミアムタイプ、東京都心7区以外に所在する場合はワンルームタイプ

F/P：原則として、東京都心7区に所在する場合はプレミアムタイプ、東京都心7区以外に所在する場合はファミリータイプ

b. 取得基準

ポर्टフォリオ全体において中長期的観点から安定収益を確保することを目的として上記の選別基準を満たした不動産等のうち、原則として以下の取得基準を満たす物件に投資します。

	ワンルームタイプ	ファミリータイプ	プレミアムタイプ
1 物件当たり投資額	1 億円以上	2 億円以上	3 億円以上
1 物件当たり戸数	20 戸以上	20 戸以上	物件毎に判断する。
築年数	築20 年以下	築20 年以下	築20 年以下（ただし、既存建物をリノベーションし、建築確認を再取得する場合は築20 年超のものでも取得対象とします。）
耐震性	建築基準法（昭和25 年法律第201 号。その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）上の新耐震基準を満たしている物件又はそれと同等と判断される物件で、かつPML 値（地震による予想最大損失率）が15%未満である物件 例外的にPML 値が15%以上の物件を取得する場合には、耐震補強工事等を行いPML 値が15%未満となることを原則とします。ただし、上記基準を超過する場合においても、地震保険の付保により実質的なリスクを軽減できることを条件として取得することができるものとします。		
設備の更新に関する基準	取得後 5 年以内に大規模修繕等の支出が見込まれる場合には、費用を勘案して取得します。		
賃貸形態	通常の賃貸住宅での運営形態の他に、以下の運営形態の不動産等についても特性を考慮して取得することができるものとします。 i. 社宅又は寮 原則として賃貸住宅として活用できる不動産等のみを取得します。テナントである法人への一括賃貸を前提としますが、テナントである法人の変更後も収益の継続性が見込める不動産等のみを取得します。 ii. サービスアパートメント（家具付きで寝具交換やフロントサービス等の付加的サービスの提供を伴う賃貸住宅） 独自の運営組織が必要なため専門業者への運営委託を前提とします。今後の市場環境を精査し、本投資法人による資産運用の一環として、中長期的な安定収益が見込める不動産等のみを取得します。 iii. 高齢者向け住宅 高齢者を対象として医療サービスの提供を伴う施設で、サービスが住戸の賃貸と一体をなすものとして提供されている不動産等については、今後の市場環境を精査し、本投資法人による資産運用の一環として、中長期的な安定収益が見込める不動産等のみを取得します。		

(ハ) 開発型物件及び再生物件の取得について

本投資法人は、原則として安定収益を生み出している不動産等を投資対象とします。このため、開発中及び建築確認の再取得を要する改修工事を行っている物件に対しては投資を行いません。かかる不動産等については、竣工後又は改修工事完了後に投資することとします。

(ニ) 環境有害物質及び土壌汚染について

本投資法人は、環境有害物質が検出されず、かつ、土地に含まれる有害物質が土壌汚染調

査基準値を超えない不動産等のみを取得するものとします。環境有害物質が検出された場合、又は土地に含まれる有害物質が土壌汚染調査基準値を超えていた場合には、適切な処理が施され第三者機関によるレポートで安全性が確認されること、また、当該不動産等が立地する市町村の行政当局に対する改善報告の義務がある場合には行政当局によって安全性が確認されることを条件として、かかる不動産等を取得することとします。

(ホ) 権利形態

本投資法人は、原則として完全所有権の物件に投資するものとしますが、例外として完全所有権以外の物件を選定する場合は、以下の定めるところに従い、個別に判断するものとします。

a. 区分所有物件

区分所有物件については、管理運営の実態を調査し、収益の安定性、物件特性、市場環境等を検討した上で総合的に判断し、投資するものとします。

b. 借地物件

権利関係が明確であり、かつ底地の借地権が十分な賃借期間を残した定期賃貸借又は将来の契約更新が可能な賃貸借である場合においてのみ取得するものとします。

c. 共有物件

共有物件については、管理・処分自由度が確保できることを前提に、他の共有者の属性、信用力等を検討した上で総合的に判断し、投資するものとします。なお、共有物件へ投資する場合には、収益の安定性を確保するために必要な措置（共有物不分割特約の締結及び共有物件の相互利用に関する取決めを含みますが、これらに限りません。）を講ずるものとします。

(ヘ) その他

a. 特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とします。

b. 資産の総額に占める不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権（不動産、地上権及び土地の賃借権のみを信託する信託に係るものに限ります。）及び匿名組合出資持分（その出資された財産を不動産、不動産の賃借権、地上権のみに運用することを定めた契約に係るものに限ります。））の価額の割合として財務省令で定める割合を100分の75以上とします。

⑥ 投資対象不動産のデュー・デリジェンス

本投資法人は、運用資産の取得に際して、利害関係のない専門家から不動産鑑定評価書、建物診断報告書、地震リスク報告書、地質調査報告書及び必要に応じてマーケットレポートを取得し、対象不動産についてのデュー・デリジェンスを行い、各調査事項を総合的に考慮して投資の可否について判断します。

	調査事項	調査内容	調査方法
経済的調査	取得価格	取得価格の妥当性	独立した第三者の不動産鑑定評価書
	市場調査	i. 賃貸市場の現況（賃料相場、稼働率、テナント需要） ii. 賃貸市場の動向（賃料相場推移、稼働率推移、中長期の需要動向） iii. 新規供給状況、競合物件の状況	マーケットレポート 仲介会社及びPM会社からのヒヤリング 現地調査
	入居テナント調査	i. テナント信用力、賃料収受状況 ii. 建物利用目的、使用状況、紛争の有無、世帯状況 iii. 店舗がある場合の業種及び営業状況	仲介会社及びPM会社からのヒヤリング
	収益関係	i. 契約条件（賃料・その他収益） ii. 賃貸稼働状況、収益実績 iii. 賃貸運営方法・運営費用、運営費用の削減余地	売主開示の賃貸借契約書 現地調査
物理的調査	立地	i. 生活上の利便性 ii. 土地利用状況、嫌悪施設の有無 iii. 都市計画及び地域計画と将来動向	エンジニアリング・レポート等 現地調査
	建築及び設備・仕様	i. 設計図書、建築確認通知書、検査済証等の書類 ii. 外溝、屋上、外装、設備等 iii. 賃貸住宅に則した設備・仕様 iv. 関係法令の遵守状況等	エンジニアリング・レポート等 現地調査
	建物管理関係	i. 管理運営方法・規約等 ii. 関係法規の遵守状況 iii. 管理会社の管理状況 iv. 緊急修繕の必要性 v. 長期修繕計画と実施状況	エンジニアリング・レポート等 現地調査
	耐震性能	i. 新耐震基準又はそれと同等水準以上の性能の確保 ii. 地震調査（PML値）	エンジニアリング・レポート等 地震調査レポート
	環境・地質等	i. アスベスト・PCB等の有害物質の使用・管理状況 ii. 土地利用履歴、土壌汚染調査等	エンジニアリング・レポート等 土壌調査レポート

	調査事項	調査内容	調査方法
法的調査	権利関係	前所有者等の権利の確実性。特に区分所有・借地物件等、本投資法人が所有権を有しないか又は単独では所有権を有しない等権利関係が複雑な物件について、以下の点を含めその権利関係について慎重に検討します。 i. 借地権に関する対抗要件具備の有無及び借地権に優先する他の権利の有無 ii. 敷地権登記の有無、建物と敷地権の分離処分の制限及びその登記の有無、持分割合の状況 iii. 敷金保全措置、長期修繕計画に対する積立金の方針・措置 iv. 積立金の滞納の有無 v. 区分所有形態 vi. 本投資法人による所得前に設定された担保の設定状況や契約の内容とその承認の有無 vii. 借地権設定者、区分所有者等の法人・個人の別等の属性 viii. 不動産信託の受益権については信託契約の内容	エンジニアリング・レポート等 売主提示の物件概要説明書 現地調査
	境界調査	境界確定の状況と書面の有無、越境物の有無とその状況	エンジニアリング・レポート等 現地調査

⑦ 管理運営方針

本投資法人は、適切な日常の管理・運営及び計画的な建物・設備のリニューアル・修繕等により運用資産の資産価値の維持・向上を図るとともに、運用資産が所在するエリアにおいてリーシング実績のあるPM会社を採用し、中長期的に収益安定性のある運営を目指します。

(イ) PM会社の選定基準

資産運用会社は、運用資産の資産価値及び競争力の維持・向上、中長期的な安定収益の確保のため、以下の各項目に照らして最適なPM会社を選定します。

- ・ 法令等の遵守状況
- ・ 経験及び実績
- ・ 財務基盤・信用力
- ・ 建物及び設備の管理・運営・保全能力
- ・ プライバシーポリシーの確立及びそれに対応する社内体制
- ・ テナント対応における迅速性・サービス能力
- ・ リーシング能力（特に新規テナント募集能力）
- ・ レポーティング能力
- ・ 報酬手数料の水準

(ロ) PM会社選定手続（利害関係者取引）

利害関係者のPM会社としての選定は、上記の選定基準を満たすことを確認した上で、第三者の見積もりとの比較の結果、適正と判断されることを条件とします。

(ハ) PM会社の管理方針及び指導・監督

資産運用会社は、PM会社から毎月以下の報告を受けることとし、当該報告により各運用資産の事業計画の検証を行うとともに、PM会社に対し、各運用資産の事業計画に沿った運営管理を実行させるための指導・監督を行います。

- ・ テナントからの入出金状況
- ・ 経費等の支出状況
- ・ テナント退去に関する情報
- ・ テナントからの要望・クレームとその対処
- ・ リーシング情報（新規テナント契約及び更新契約）
- ・ 新規テナント獲得に関する情報及び獲得に関する活動内容
- ・ 各投資対象不動産周辺の賃貸住宅市況
- ・ 建物管理・運営情報（サービス業務・清掃・点検等の実施状況）
- ・ 原状回復等修繕工事等の状況

(ニ) PM会社の評価

資産運用会社は、定期的に（原則1年毎）、以下の各項目に照らしてPM会社の運営管理実績を評価し、その結果によっては、PM会社の変更を検討します。

- ・ 管理運営計画の達成度
- ・ リーシング実績
- ・ 運用資産の管理運営状況及び改善提案能力
- ・ テナント対応能力

(ホ) テナント選定

本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、以下の各項目に照らしてテナントを決定します。

a. 法人

- ・ 業種、業歴、事業規模、業況等
- ・ 使用目的、契約期間
- ・ 保証会社による保証の適否

b. 個人

- ・ 職業又は勤務先の業種、勤務先の規模、勤務年数
- ・ 年収、その他賃料負担能力の根拠
- ・ 使用目的、契約期間
- ・ 家族構成
- ・ 保証会社による保証の適否

(ヘ) 日常の管理運営及び計画的な建物・設備のリニューアル・修繕

本投資法人は、中長期的な観点から以下の項目について留意し、支出を行います。

- ・ 運用資産の建物・設備の状況、入居者のセグメントに最適なサービス業務・管理仕様を選定し、コストに留意の上決定します。

- ・ 運用資産の建物・設備の機能・美観上の観点から中長期的な経年劣化への対応及び資産価値及び競争力の維持・向上のため、計画的な修繕を立案・実行し、ポートフォリオ全体への影響の平準化を図ります。

⑧ 付保方針

各種保険の付保に際して、保険料、免責額、キャッシュリザーブ等を総合的に勘案して判断します。

(イ) 損害保険

損害保険の付保に関しては、各物件の特性に応じて適正と判断される内容の火災保険及び賠償責任保険を付保します。

(ロ) 地震保険

地震リスク調査報告書に基づきPML値が15%以上の場合には、地震保険の付保を条件としてのみ不動産等を取得します。また、上記以外のケースであっても、ポートフォリオ及び個別運用資産毎のPML値及び地震発生時における予想最大損失額と付保に要するコスト等を勘案し、適切と判断される場合にはポートフォリオ又は個別運用資産毎に地震保険を付保することがあります。

⑨ 資産運用計画

資産運用会社は、本投資法人の運用資産全体について「中期（5年）資産運用計画」及び「年度運用計画」を、また、各運用資産について「個別事業計画」を策定し、計画的な運用を行います。

(イ) 年度運用計画

本投資法人の保有するポートフォリオの運営管理について、営業期間毎に、年度運用計画を策定し、計画的な運営管理を実施します。年度運用計画は、各営業期間開始時点のポートフォリオ全体の収支予算及び物件別事業計画により構成されるものとし、各営業期間の開始時まで決定されます。

(ロ) 個別事業計画

個別の運用資産の収益を安定化させるために、営業期間毎に策定される個別事業計画は、運用資産毎に、当該営業期間の収支予算（月次収支予算を含みます。）、リーシング計画、大規模改修計画等の項目から構成されます。

(ハ) 年度運用計画の検証

a. 月次検証

資産運用会社は、運用資産毎及びポートフォリオ全体での月次収支実績を検証します。月次収支予算と実績に乖離が見られる等、年度運用計画の見直しが必要と判断される場合には、速やかに修正年度運用計画（期中運用計画）を策定します。なお、期中に不動産等の取得・売却を行った場合も同様とします。

b. 営業期間毎の検証

各運用資産及びポートフォリオ全体の運用状況を分析し、それを踏まえて、翌営業期間以降の年度運用計画を策定します。

⑩ 売却方針

本投資法人は、中長期的な保有を基本方針として運用資産の取得を行います。以下の項目を検討した結果、運用資産を売却することが利益となると判断した場合には、運用資産を売却することがあります。

- a. ポートフォリオの構成
- b. 当該不動産等の将来の収支動向予想
- c. 当該不動産等の経年劣化による保有コストと期待収益とのバランス
- d. 当該不動産等が所在する周辺の将来性予測
- e. 当該不動産等の将来価値変動予測
- f. 所在エリアの賃貸市場動向及び不動産売買市場動向

⑪ 財務方針

(イ) 基本方針

本投資法人は、資産の効率的な運用及び運用の機動性、安定性を図るため、運用資産の取得資金、運用資産に係る工事代金及び運転資金又は債務の返済等を使途として、借入れ又は投資法人債の発行を行います。

借入れ及び投資法人債発行の際には、a. 短期・長期調達の組合せ、b. 返済・償還期限の分散、及びc. 固定・変動調達のバランスに留意しつつ資金調達を行います。

借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、かつ、その合計額が1兆円を超えないものとします。

借入先は、証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家に限ります。

(ロ) 負債比率

本投資法人の保有する資産の総額に対する借入金（投資法人債を含みます。）残高の割合（以下「LTV」といいます。）の上限は、60%を目途とします。ただし、資産の取得状況や投資口の追加発行のタイミング等により一時的に上記数字を超えることがあります。

(ハ) 投資法人債の発行

安定的な資金調達的手段として投資法人債を発行することがあります。

(ニ) 借入条件等に関する方針

借入条件等については、借入期間、金利、財務制限条項の内容、担保設定の有無等諸条件を複数の借入先と交渉し、総合的に最も有利とされる条件を採用します。

(ホ) コミットメントライン

運用資産の追加取得に係る機動的な資金調達を目的とし、コミットメントライン契約や極度貸付枠設定契約等、随時借入れの予約契約や借入枠の設定を行うことがあります。

(ヘ) 投資口の追加発行

本投資法人の資産の長期的かつ安定的な成長を目指し、金融環境を的確に把握した上で、投資口の希薄化（新規投資口の追加発行による投資口の持分割合の低下及び投資口1口当たりの純資産額又は分配金の減少）に配慮しつつ、投資口の追加発行を行います。

⑫ 開示方針

(イ) 投信法、証券取引法、東京証券取引所、社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」といいます。）等がそれぞれ要請する内容及び様式に従って開示を行います。

(ロ) 投資家に対して可能な限り迅速かつ正確な自主的な情報開示を行います。具体的には、以下のような場合を想定しています。

- ・ 物件の取得・売却の事実が発生した場合における取得・売却資産の概要について
- ・ 自然災害等の投資不動産に重要な影響を及ぼすおそれのある事象が生じた場合における運用資産への影響について
- ・ その他資産の運用に重要な影響を及ぼす事実が生じた場合における当該事実について

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

本投資法人の主要な投資対象は、不動産等とします（規約第11条）。

(イ) 不動産等とは以下に掲げるものをいいます。

- a. 不動産
- b. 不動産の賃借権
- c. 地上権
- d. 不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合せて信託する包括信託を含みますが、有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行令」といいます。）第3条第1号に定めるものをいいます。以下同じです。）に該当するものを除きます。）
- e. 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）
- f. 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。）
- g. 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）

(ロ) 本投資法人は、前記(イ)に掲げる不動産等の他、次に掲げる特定資産に投資することができます。

- a. 預金
- b. コールローン
- c. 譲渡性預金証書
- d. 有価証券
- e. 金銭債権（投信法施行令第3条第11号で定めるものをいいます。）
- f. 信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）
- g. 金融先物取引等に係る権利（投信法施行令第3条第13号で定めるものをいいます。）
- h. 金融デリバティブ取引に係る権利（投信法施行令第3条第14号で定めるものをいいます。）

(ハ) 本投資法人は、必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができます。

- a. 商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含みます。）第18条第1項に規定する商標権又は同法第30条第1項に規定する専用使用権若しくは同法第31条第1項に規定する通常使用権（前記（イ） a. 乃至 e. に掲げる資産に対する投資に付随するものに限りま
す。）
- b. 温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含みます。）第2条第1項に定める温
泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備
- c. 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）（以
下「資産流動化法」といいます。）第2条第6項に規定する特定出資（実質的に前記
（ロ） a. 乃至 d. に掲げる資産に投資することを目的とする場合に限りま
す。）
- d. 特定資産への投資に付随して、民法第667条に規定される組合の出資持分（不動産、不
動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理を目的と
したものに限りま
す。）
- e. 信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信
託の受益権（有価証券に該当するものを除きます。）

② 投資基準

（イ）投資基準については、前記「(1) 投資方針 ⑤ 物件取得基準」をご参照下さい。

（ロ）用途別、地域別による投資割合については、前記「(1) 投資方針 ① 基本方針」をご参
照下さい。

③ 第2期取得済資産及び取得予定資産の概要

本投資法人は、平成18年10月5日に第2期取得済資産として以下の不動産3物件をそれぞれ信託財産とする信託受益権を取得しました。また、本投資法人は、一般募集の対象とする本投資証券の発行により調達した資金及び借入金により、以下の表に掲げる不動産26物件をそれぞれ信託財産とする信託受益権（以下「取得予定資産」といいます。）を取得することを予定しています。第2期取得済資産の取得価格の合計は、2,933,892千円であり、取得予定資産の取得価格の合計は20,254,438千円を予定しています。本投資法人は、取得予定資産に関して平成19年4月3日付で、それぞれの売主（現受益者）との間で同年5月1日を取得予定日として信託受益権譲渡契約を締結しています。

なお、取得予定資産の売主はいずれも、資産運用会社の利害関係者取引規則に定義する利害関係者に該当することから、資産運用会社は、同ルールに則り、平成19年3月12日及び平成19年3月13日に開催されたコンプライアンス委員会、更に平成19年4月2日に開催された投資委員会における審議を経て、平成19年4月2日に取締役会において取得予定資産の取得を決議した上で、平成19年4月3日に本投資法人役員会の承認を得ています。同ルールについては、後記「7 管理及び運営の概要 (2) 利害関係人との取引制限 ② 利害関係者取引規則」を、また、利害関係者の取引については、後記「7 管理及び運営の概要 (2) 利害関係人との取引制限 ③ 利害関係者との取引状況」をご参照下さい。

＜第2期取得済資産及び取得予定資産の概要＞

(本書の日付現在)

物件番号 (注1)	物件名称	資産の種類 (信託 受益権／ 不動産)	所有形態 (注2)		前々所有者／ 前所有者 (注3)	前所有者／ 現所有者 (注3)	信託受託者		取得(予定) 価格 (注4)	
			土地	建物				信託期間 満了日	(千円)	シェア (%)
第2期取得済資産										
O-4-031	エステージ大塚	信託受益権	所有権	所有権	有限会社ケイ ダブリュー・ プロパティ・ シックス	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 10月31日	725,229	3.1
ワンルーム(計1物件) 小計									725,229	3.1
F-4-029	リーベスト東中 山	信託受益権	所有権 (敷地 権)	所有権 (区分 所有 権)	株式会社エス シーエム興産	有限会社 MASUMI(注 6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 10月31日	1,371,314	5.9
F-4-030	リーベスト中山	信託受益権	所有権 (敷地 権)	所有権 (区分 所有 権)	株式会社エス シーエム興産	有限会社 MASUMI(注 6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 10月31日	837,348	3.6
ファミリー(計2物件) 小計									2,208,662	9.5
第2期取得済資産合計(計3物件)									2,933,892	12.7
取得予定資産										
O-1-032	ステージア n25	信託受益権	所有権	所有権	株式会社セン トラル企画	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成23年 4月30日	316,000	1.4
O-1-033	フラットカレラ	信託受益権	所有権	所有権	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	合同会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 6号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成22年 12月31日	290,000	1.3
O-1-034	s13w9h+	信託受益権	所有権	所有権	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	合同会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 6号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成23年 2月28日	463,000	2.0
O-1-035	s9w12h+	信託受益権	所有権	所有権	有限会社マウ ント・ワン	合同会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 6号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 12月31日	533,000	2.3
O-1-036	ステージア hg 7	信託受益権	所有権	所有権	株式会社セン トラル企画	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成23年 4月30日	315,000	1.4
O-2-037	パーシティハウ ス西下台	信託受益権	所有権	所有権	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	合同会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 6号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 10月30日	512,000	2.2
O-4-038	マーベラス新座	信託受益権(注 5)	所有権	所有権	—	株式会社西都 建設	未定(注 5)	未定(注 5)	590,438	2.5
O-4-039	東信松涛マン ション	信託受益権	所有権	所有権	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	合同会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 5号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 7月31日	912,000	3.9
O-5-040	ステージア千代 田	信託受益権	所有権	所有権	有限会社 ティーズド リーム	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 10月30日	633,000	2.7

物件番号 (注1)	物件名称	資産の種類 (信託 受益権/ 不動産)	所有形態 (注2)		前々所有者/ 前所有者 (注3)	前所有者/ 現所有者 (注3)	信託受託者		取得(予定) 価格 (注4)	
			土地	建物				信託期間 満了日	(千円)	シェア (%)
O-5-041	ステージア太閤 通	信託受益 権	所有権	所有権	株式会社日東 建設	合同会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 8号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成29年 2月28日	1,120,000	4.8
O-5-042	ステラ金山寺番 館	信託受益 権	所有権	所有権	株式会社日東 建設	合同会社Rブ リッジ(注 6)	中央三井信 託銀行株式 会社	平成29年 3月31日	370,000	1.6
O-5-043	ステラ金山寺番 館	信託受益 権	所有権	所有権	株式会社日東 建設	合同会社Rブ リッジ(注 6)	中央三井信 託銀行株式 会社	平成29年 3月31日	375,000	1.6
O-6-044	ドリームネオボ リス大日	信託受益 権	所有権	所有権	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	合同会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 5号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成23年 2月28日	217,000	0.9
O-6-045	ステージア東中 島I	信託受益 権	所有権	所有権	森繁建設株式 会社	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成23年 5月31日	244,000	1.1
O-6-046	インペリアル塚 本	信託受益 権	所有権	所有権	日清建設株式 会社	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 6月30日	730,000	3.1
O-6-047	セントロイアル クラブ天満橋	信託受益 権	所有権	所有権	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	合同会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 6号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成37年 11月30日	338,000	1.5
O-6-048	セントロイアル クラブ材木町	信託受益 権	所有権	所有権	株式会社ワル ルド・アミー	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 10月30日	325,000	1.4
O-6-049	City Life 谷 町	信託受益 権	所有権	所有権	株式会社シ ティライフ コーポレー ション	合同会社Rブ リッジ(注 6)	中央三井信 託銀行株式 会社	平成29年 3月31日	1,040,000	4.5
O-6-050	インペリアル桜 川南II	信託受益 権	所有権	所有権	日清建設株式 会社	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成23年 5月31日	486,000	2.1
O-6-051	インペリアル桜 川南I	信託受益 権	所有権	所有権	日清建設株式 会社	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 9月30日	690,000	3.0
O-6-052	是空弁天	信託受益 権	所有権	所有権	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	合同会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 5号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成23年 5月31日	466,000	2.0
O-9-053	サンドマークレ ジデンス	信託受益 権	所有権	所有権	株式会社ユニ カ	合同会社Rブ リッジ(注 6)	中央三井信 託銀行株式 会社	平成29年 3月31日	2,460,000	10.6
ワンルーム(計22物件) 小計									13,425,438	57.9
F-4-031	MGA金町	信託受益 権	所有権	所有権	モア都市開発 株式会社	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 9月30日	484,000	2.1
F-5-032	ステラートシ ティ桜山	信託受益 権	所有権	所有権	宝交通株式会 社	有限会社リブ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 8月31日	735,000	3.2

物件番号 (注1)	物件名称	資産の種類 (信託 受益権/ 不動産)	所有形態 (注2)		前々所有者/ 前所有者 (注3)	前所有者/ 現所有者 (注3)	信託受託者		取得(予定) 価格 (注4)	
			土地	建物				信託期間 満了日	(千円)	シェア (%)
F-6-033	ラ・ヴィータ日 本橋	信託受益 権	所有権	所有権	有限会社リプ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	合同会社リプ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 6号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成28年 11月30日	1,860,000	8.0
ファミリー(計3物件)小計									3,079,000	13.3
P-4-006	n-OM1	信託受益 権	所有権	所有権	有限会社 HAKUSHIKA (注6)	有限会社リプ ラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号(注6)	三菱UFJ 信託銀行株 式会社	平成27年 1月31日	3,750,000	16.2
プレミアム(計1物件)小計									3,750,000	16.2
取得予定資産合計(計26物件)									20,254,438	87.3
合計(計29物件)									23,188,330	100.0

- (注1) 物件番号が「O」で始まる物件はワンルームタイプ、「F」で始まる物件はファミリータイプ、「P」で始まる物件はプレミアムタイプの物件です。以下同じです。
- (注2) 土地及び建物の「所有形態」の欄には、不動産信託受託者が保有し又は取得する予定の権利の種類を記載しています。
- (注3) 「前々所有者/前所有者」の欄には、第2期取得済資産については、不動産信託の前々受益者を、取得予定資産については、不動産信託の前受益者を記載し、また、「前所有者/現所有者」の欄には、第2期取得済資産については、不動産信託の前受益者を、取得予定資産については、本書の日付現在における不動産信託の受益者(本投資法人による取得時点までに受益者となる者を含みます。以下同じです。)を記載しています。
- (注4) 「取得(予定) 価格」の欄には、第2期取得済資産については、本投資法人が各不動産信託の前受益者との間で締結した信託受益権譲渡契約に記載された各不動産信託の受益権の売買価格を、取得予定資産については、本投資法人が各不動産信託の現受益者との間で締結した信託受益権譲渡に記載された各不動産信託の受益権の売買価格(いずれの場合も消費税等相当額を除きます。)を、それぞれ千円未満を切り捨てて記載しています。合計欄及び小計欄には、切捨て前の取得(予定) 価格を合計したものを千円未満を切り捨てて記載しています。また、「シェア」の欄は、第2期取得済資産及び取得予定資産の取得(予定) 価格の合計額に対する各第2期取得済資産及び取得予定資産の取得(予定) 価格の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。なお、一物件当たり平均取得(予定) 価格(取得(予定) 価格の合計を物件数で除した数値をいいます。)は、779百万円です(百万円未満を四捨五入しています。)
- (注5) 本書の日付現在、信託されていませんが、本投資法人が取得するまでに信託銀行又は信託会社を信託受託者として信託され、本投資法人は、各物件を信託財産とする信託の受益権を取得する予定です。
- (注6) 有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号、有限会社MASUMI、合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス6号、合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス5号、合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス8号、合同会社Rブリッジ及び有限会社HAKUSHIKAは、資産運用会社の主要株主であり投信法上の利害関係人等に該当する株式会社リプラスの意向により設立され、株式会社リプラスがアセット・マネジメント業務を提供する特別目的会社であり、資産運用会社の利害関係者に該当します。

④ 個別資産の概要

第2期取得済資産及び取得予定資産の個別の概要は、以下の通りです。

以下に記載する各特定資産に関する「特定資産の種類、その名称及び所在地等」、「過年度の収益状況等」、「価格等」、「不動産鑑定評価書の概況」、「賃貸借の状況」、「建物エンジニアリング・レポートの概況」、「地域特性／物件特性」及び「特記事項」における記載事項に関する説明は、以下の通りです。

(イ) 特定資産の種類、その名称及び所在地等

- a. 所在地の「住居表示」は、住居表示を記載しており、住居表示が実施されていないものは、登記簿（登記記録を含みます。以下同じです。）上の建物所在地を記載しています。
所在地の「地番」は、不動産登記法（平成16年法律第123号。その後の改正を含みます。）第2条第17号に定める一筆の土地毎に付す番号を記載しています。
- b. 土地及び建物の「所有形態」は、信託受託者が所有している権利の種類を記載しています。
- c. 土地の「用途地域」は、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- d. 土地の「敷地面積」は、登記簿上の記載に基づいて記載しており、現況とは一致しない場合があります。
- e. 土地の「容積率」は、建築基準法第52条に定める建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる容積率の上限値（指定容積率）を記載しています。指定容積率は、敷地に接続する道路の幅員その他の理由により緩和若しくは割増しされ、又は減少することがあり、実際に適用される容積率とは異なる場合があります。
- f. 土地の「建ぺい率」は、建築基準法第53条に定める建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる建ぺい率の上限値（指定建ぺい率）を記載しています。指定建ぺい率は、防火地域内の耐火建築物であることその他の理由により緩和若しくは割増しされ、又は減少することがあり、実際に適用される建ぺい率とは異なる場合があります。
- g. 建物の「用途」は、登記簿上に記載された建物の種類を記載しています。
- h. 建物の「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいて記載しており、附属建物に係る床面積は含まれていません。
- i. 建物の「建築時期」は、登記簿上に記載された新築年月日を記載しています。
- j. 建物の「構造・階数」は、登記簿上の記載に基づき、以下の略称により記載しています。
RC：鉄筋コンクリート造 SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造
- k. 「タイプ別賃貸可能戸数」は、各間取りのタイプ別賃貸可能戸数を記載しています。
- l. 「サブPM会社」は、本書の日付現在において各特定資産についてマスターPM会社がPM業務を委託しているサブPM会社を記載しています。本書の日付現在、第2期取得済資産及び取得予定資産のすべての物件についてリプラス・インベストメンツ株式会社がマスターPMとなっていますが、同社は、株式会社リプラスの子会社であり、資産運用会社の利害関係者です。本書の日付現在において、サブPM会社にPM業務を委託していない一部の特定資産については「－」と記載しています。
- m. 「信託受託者」は、本書の日付現在における信託受託者を記載しています。本書の日付現在において、信託契約が締結されていない一部の特定資産については「－」と記載しています。

- n. 「マスターリース業者」は、本書の日付現在において当該特定資産につきマスターリース契約を締結している会社を記載しています。「マスターリース業者」に記載される有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス 1 号、有限会社リプラス・レジデンシャル 2 号は、いずれも株式会社リプラスの意向により設立された特別目的会社であり、いずれも資産運用会社の利害関係者です。本書の日付現在において、マスターリース契約が締結されていない一部の特定資産については「－」と記載しています。
- o. 「マスターリース種別」は、エンドテナントの支払う賃料と同額の賃料を受領することとされているマスターリース契約には「パス・スルー型」と、マスターリース会社が固定賃料を支払うこととされているマスターリース契約には「賃料保証型」と記載しています。
- p. 「前所有者／現所有者」は、第 2 期取得済資産については、不動産の前所有者又は不動産信託の前受益者を、取得予定資産については、本書の日付現在における不動産の所有者又は不動産信託の受益者を記載しています。
- q. 「前々所有者／前所有者」は、第 2 期取得済資産については、不動産の前々所有者又は不動産信託の前々受益者を、取得予定資産については、不動産の前所有者又は不動産信託の前受益者を記載しています。

(ロ) 過年度の収益状況等

「過年度の収益状況等」における情報は、第 2 期取得済資産については信託受託者から、取得予定資産については現所有者から提供を受けた情報に基づいて記載をしています。そのため、金額の算出方法又は準拠すべき会計方針が本投資法人とは異なる可能性があります。なお、当該収益状況等には、物件に直接帰属しない収支は含まれていません。記載金額は、原則として発生主義により計上されています。また、千円未満を切り捨てて記載しています。

- a. 「賃貸料収入」は、賃料、共益費及び駐車場収入等が計上されています。
- b. 「その他収入」は、礼金収入、更新手数料収入及び水道光熱費収入等が計上されています。
- c. 「物件管理等委託費」は、PM報酬、建物管理費及び仲介手数料等が計上されています。
- d. 「租税公課」は、不動産に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等が計上されています。
- e. 「水道光熱費」は、電気料及び水道料等が計上されています。
- f. 「修繕費」は、建物の維持管理に必要な修繕として会計処理上費用認識する修繕工事代が計上されています。なお、年度による差異が大きいこと及び定期的に発生する金額ではないこと等から、対象期間における修繕費は、本投資法人が第 2 期取得済資産及び取得予定資産を長期にわたり継続して保有する場合の修繕費と大きく異なる可能性があります。
- g. 「保険料」は、特定資産にかかる損害保険料のうち運用期間に対応する額が計上されています。
- h. 「営業広告費等」は、リーシング活動に関わる広告・宣伝費用等が計上されています。
- i. 「その他賃料事業費用」は、信託報酬、有線放送使用料、消耗品費、電話料及びリース料等が計上されています。
- j. 「資本的支出」は、建物、附属設備等の取替及び更新投資等が計上されています。なお、年度による差異が大きいこと及び定期的に発生する金額ではないこと等から、対象期間における資本的支出は、本投資法人が第 2 期取得済資産及び取得予定資産を長期にわたり継続して保有する場合の資本的支出と大きく異なる可能性があります。
- k. 不動産等の減価償却費は、「賃貸事業費用」に計上されていません。

(ハ) 価格等

「取得（予定）価格」は、第2期取得済資産については、本投資法人が各不動産信託の全受益者との間で締結した信託受益権譲渡契約に、取得予定資産については、本投資法人が各不動産信託の現受益者との間で締結した不動産信託受益権譲渡契約にそれぞれ記載された各不動産信託の受益権の売買価格（消費税等相当額を除きます。）を、それぞれ千円未満を切り捨てて記載しています。

(二) 不動産鑑定評価書の概況

a. 「不動産鑑定評価書の概況」は、本投資法人が投信法に基づく不動産鑑定評価上の留意事項及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。その後の改正を含みます。）並びに不動産鑑定評価基準に基づき、株式会社谷澤総合鑑定所、森井総合鑑定株式会社、株式会社不動産投資研究所、株式会社立地評価研究所、大和不動産鑑定株式会社、株式会社東京カンテイ、株式会社エル・シー・アール国土研究所又は日本土地建物株式会社により作成された各特定資産に係る鑑定評価書の概要を記載しています。

金額については、千円未満を切り捨てて、比率等については小数第2位を四捨五入して記載しています。

b. 不動産の鑑定評価額は、不動産鑑定評価に関する法律及び不動産鑑定基準等に従って鑑定評価を行った不動産鑑定士が、価格時点における評価対象不動産の価格に関する意見を示したものととどまります。同じ不動産について再度鑑定評価を行った場合でも、鑑定評価を行う不動産鑑定士、鑑定評価の方法又は時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。不動産の鑑定評価は、現在及び将来において当該鑑定評価額による売買の可能性を保証するものではありません。

c. 上記の各不動産鑑定会社は、本投資法人との間に利害関係を有しません。

(ホ) 賃貸借の状況

a. 「テナント総数」は、平成18年11月30日現在の各特定資産に係るテナントの総数を記載しています。なお、マスターリース業者との間でマスターリース契約が締結されている場合、テナント総数は「1」として記載しています。また、テナントが同一の物件に重複して入居している場合、当該重複しているテナントは1として計算しています。

b. 「賃貸可能戸数」は、平成18年11月30日現在の各特定資産に係る建物の賃貸が可能な戸数を記載しています。

c. 「賃貸戸数」は、賃貸可能戸数のうち平成18年11月30日現在において効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約（ただし、不動産業者に対して一括して賃貸されている場合には、当該不動産業者との賃貸借契約）に基づき賃貸に供されている戸数を記載しています。

d. 「賃貸可能面積」は、平成18年11月30日現在の各特定資産に係る建物の賃貸が可能な床面積を小数第3位を四捨五入して記載しています。なお、倉庫、駐車場、管理人室、看板、自動販売機及びアンテナ等の、賃借人の主たる賃貸目的に付随して賃貸される面積並びに賃貸人が当該建物の維持管理のために賃貸（使用貸借を含みます。）する面積を除きます。

e. 「賃貸面積」は、賃貸可能面積のうち、平成18年11月30日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約（ただし、不動産業者に対して一括して賃貸されている場合には、当該不動産業者との賃貸借契約）に基づき賃貸に供されている面積の合計を記載しています。

f. 「月額賃料」は、各特定資産に係る平成18年11月30日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約（ただし、不動産業者に対して一括して賃貸されている場合には、当該不動産業者との賃貸借契約）に基づく月額賃料収入（賃料、共益費及び駐車場収入等）を、

千円未満を切り捨てて記載しています。

- g. 「敷金・保証金等」は、各特定資産に係る平成18年11月30日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約（ただし、不動産業者に対して一括して賃貸されている場合には、当該不動産業者との賃貸借契約）に基づく敷金（敷引きがある場合には敷引後の金額）及び保証金の残高の合計額（駐車場及び付属施設の敷金は含みません。）を、千円未満を切り捨てて記載しています。
- h. 「稼働率（戸数ベース）」は、賃貸戸数を賃貸可能戸数で除した割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- i. 「稼働率（面積ベース）」は、賃貸面積を賃貸可能面積で除した割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

（ヘ）建物エンジニアリング・レポートの概況

- a. 「建物エンジニアリング・レポートの概況」は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社又は東京美装興業株式会社により作成された各第2期取得済資産及び取得予定資産に関する建物劣化診断調査、建物有害物質含有調査等の建物状況評価に係る報告書の概要を記載しています。
- b. 「予想最大損失率（PML値）」は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社作成の平成19年3月8日付報告書の記載に基づいて記載しています。PML値に関わる報告書の記載は、報告書の意見を表示したものととどまり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。
- c. 「調査書日付」は、エンジニアリング・レポートの改定が行われた場合には、当該改定日を記載しています。

（ト）地域特性／物件特性

「地域特性／物件特性」は、資産運用会社の分析及び不動産鑑定会社の鑑定評価書における記載に基づき作成しています。

（チ）特記事項

「特記事項」は、各特定資産に関する権利関係、評価額、収益性及び処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。なお、取得予定資産の一部については、航空法又は自衛隊法に基づく高さ制限を受けますが、個別の記載はしていません。

ａ．第２期取得済資産の概要

(物件番号：〇－４－031)－(物件名称：エステージ大塚)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 東京都豊島区北大塚一丁目23番18号 (地番) 東京都豊島区北大塚一丁目27番6、27番8				
土地	所有形態	所有権	用途地域	第1種中高層住居専用地域	
	敷地面積	605.57㎡	容積率／建ぺい率	300％／70％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	1,168.57㎡	建築時期	平成6年3月30日	
	構造・階数	ＲＣ陸屋根5階建			
タイプ別賃貸可能戸数	27戸（1SDK：11戸、1DK：10戸、1LDK：5戸、2DK：1戸）				
サブPM会社	株式会社ミニテック		信託受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号		前々所有者／前所有者	有限会社ケイダブリュー・プロパティ・シックス	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年10月5日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	725,229	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	27
(A) 賃貸事業収入	6,551			賃貸戸数	24
賃貸料収入	6,281	不動産鑑定会社	株式会社エル・シー・アール国土利用研究所	賃貸可能面積（㎡）	1,064.46
その他収入	269	価格時点	平成18年8月10日	賃貸面積（㎡）	937.32
(B) 賃貸事業費用	1,405	鑑定評価額	735,000	月額賃料（千円）	3,232
物件管理等委託費	460	直接還元法による価格	751,000	敷金・保証金等（千円）	5,740
租税公課	－	総賃貸収益	44,047	稼働率（戸数ベース）（％）	88.9
水道光熱費	35	総賃貸費用	6,009	稼働率（面積ベース）（％）	88.1
修繕費	401	賃貸純収益（NOI）	38,038	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	29	資本的支出等	2,611	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	241	純収益（NCF）	35,426	調査書日付	平成18年9月12日
その他賃料事業費用	236	直接還元利回り（％）	4.7	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	5,145	DCF法による価格	735,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	4.6		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	4.8	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	9,100
(E) NCF＝(C)－(D)	5,145	原価法による積算価格	523,000	予想最大損失率（PML値）（％）	10.4
◇地域特性／物件特性◇					
ＪＲ山手線「大塚」駅より約徒歩7分（約550m）に立地します。本物件の周辺地域は、低層戸建住宅・賃貸マンション等が混在する住宅地域です。付近には学校法人十文字学園、区立巣鴨図書館、区立巣鴨体育館等があります。最寄り駅の「大塚」駅からは池袋・新宿・渋谷・東京等への都内各所への交通利便性が良好です。本物件の周辺地域には、駅から比較的近いにもかかわらず、占有面積が広い単身者用のマンションが比較的少なく、空室率は今後も低い水準で推移するものと推測されます。本物件は、1SDK11戸、1DK10戸、1LDK5戸及び2DK1戸から構成される共同住宅です。					
◇特記事項◇					
本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地指定に基づく文化財保護法の制限を受けています。					

(物件番号：F-4-029) - (物件名称：リーベスト東中山)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 千葉県船橋市東中山二丁目6番5号 (地番) 千葉県船橋市東中山二丁目111番1、111番2				
土地	所有形態	所有権 (敷地権)	用途地域	第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域	
	敷地面積	7,468.32㎡ (注) (敷地権割合 601,136/1,449,631)	容積率/建ぺい率	200%/60%	
建物	所有形態	所有権 (区分)	用途	居宅	
	延床面積	5,715.97㎡ (延専有面積)	建築時期	平成12年2月14日	
	構造・階数	SRC陸屋根地下1階付11階建			
タイプ別賃貸可能戸数	76戸 (3LDK:58戸、4LDK:18戸)				
サブPM会社	株式会社ハウスメイトパートナーズ		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者/現所有者	有限会社MASUMI		前々所有者/前所有者	株式会社エスシーエム興産	
◇過年度の収益状況等◇ (単位:千円)		◇価格等◇ (単位:千円)		◇賃貸借の状況◇ (平成18年11月30日現在)	
運用期間	自 平成18年10月5日 至 平成18年11月30日	取得 (予定) 価格	1,371,314	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ (単位:千円)		賃貸可能戸数	76
(A) 賃貸事業収入	21,414			賃貸戸数	73
賃貸料収入	20,442	不動産鑑定会社	株式会社谷澤総合鑑定所	賃貸可能面積 (㎡)	6,011.36
その他収入	972	価格時点	平成18年9月1日	賃貸面積 (㎡)	5,765.62
(B) 賃貸事業費用	3,258	鑑定評価額	1,420,000	月額賃料 (千円)	10,856
物件管理等委託費	2,069	直接還元法による価格	1,450,000	敷金・保証金等 (千円)	17,748
租税公課	—	総賃貸収益	132,151	稼働率 (戸数ベース) (%)	96.1
水道光熱費	—	総賃貸費用	34,819	稼働率 (面積ベース) (%)	95.9
修繕費	24	賃貸純収益 (NOI)	97,332	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	208	資本的支出等	11,827	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	346	純収益 (NCF)	85,504	調査書日付	平成18年6月26日
その他賃料事業費用	610	直接還元利回り (%)	5.9	緊急修繕費 (千円)	—
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	18,156	DCF法による価格	1,410,000	短期修繕費 (千円) (1年以内)	—
		割引率 (%)	6.1		
(D) 資本的支出	—	最終還元利回り (%)	6.2	長期修繕費 (千円) (2年~12年以内)	60,550
(E) NCF = (C) - (D)	18,156	原価法による積算価格	1,500,000	予想最大損失率 (PML値) (%)	9.5
◇地域特性/物件特性◇					
京成本線「東中山」駅の北西方約200m (道路距離) に立地します。本物件の近隣地域は、船橋市中西部、市川市との境界付近にあり、大規模マンションのほか戸建住宅等も存する比較的閑静な地域です。本物件の周辺エリアは、東京都心部への接近性や生活利便性を指向する都心通勤者やファミリー層等を中心とした底堅い需要者層を見込むことができるため、賃料及び空室率ともに今後も比較的安定的に推移するものと思われます。本物件は3LDK58戸及び4LDK18戸から構成される居宅です。					
◇特記事項◇					
(1) 本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地指定に基づく文化財保護法の制限を受けています。					
(2) 本投資法人の保有に係る建物は、196戸の区分所有建物の中の76戸の区分所有建物ですが、本物件建物の管理組合との間の協定に基づき、当該76戸の区分所有建物に関する本物件建物に係る集会における議決権が1個とされるなどの議決権の制限が合意されています。					

(注) 本物件土地の一部 (約5.67㎡) が道路として使用されています。

(物件番号：F-4-030) - (物件名称：リーベスト中山)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 神奈川県横浜市緑区三保町2608番3号 (地番) 神奈川県横浜市緑区三保町字大上2608番3、2652番2、2817番691、2817番694				
土地	所有形態	所有権（敷地権）	用途地域	第1種低層住居専用地域	
	敷地面積	14,266.55㎡（敷地権割合496,959／1,235,625）	容積率／建ぺい率	80％／50％	
建物	所有形態	所有権（区分）	用途	居宅	
	延床面積	4,720.41㎡（延専有面積）	建築時期	平成11年2月24日	
	構造・階数	RC陸屋根10階建			
タイプ別賃貸可能戸数	56戸（3LDK：32戸、3LDK＋SR：5戸、4LDK：18戸、5LDK：1戸）				
サブPM会社	株式会社ハウスメイトパートナーズ		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社MASUMI		前々所有者／前所有者	株式会社エスシーエム興産	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年10月5日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	837,348	テナント総数	1
(A) 賃貸事業収入	13,317	◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	56
				賃貸戸数	52
賃貸料収入	13,317	不動産鑑定会社	株式会社谷澤総合鑑定所	賃貸可能面積（㎡）	4,973.19
その他収入	－	価格時点	平成18年8月31日	賃貸面積（㎡）	4,598.73
(B) 賃貸事業費用	1,633	鑑定評価額	865,000	月額賃料（千円）	7,047
物件管理等委託費	1,018	直接還元法による価格	878,000	敷金・保証金等（千円）	13,154
租税公課	－	総賃貸収益	82,623	稼働率（戸数ベース）（％）	92.9
水道光熱費	－	総賃貸費用	20,874	稼働率（面積ベース）（％）	92.5
修繕費	5	賃貸純収益（NOI）	61,748	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	171	資本的支出等	6,438	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	63	純収益（NCF）	55,310	調査書日付	平成18年6月29日
その他賃料事業費用	375	直接還元利回り（％）	6.3	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	11,683	DCF法による価格	860,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	6.5		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	6.6	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	127,150
(E) NCF＝（C）－（D）	11,683	原価法による積算価格	3,028,000	予想最大損失率（PML値）（％）	7.6
◇地域特性／物件特性◇					
J R横浜線「中山」駅の南西約1.7kmに立地します。近隣地域は、丘陵地に戸建住宅、マンション等が立地する住宅地域です。駅よりバス圏に位置するものの、緑や公園に恵まれた住環境の良好な地域であり、近年宅地開発が活発なエリアとなっています。本物件の周辺エリアは、人口が増加傾向にあり、都心部への交通アクセスや住環境を指向するファミリー層等を中心とした需要者層を引き続き見込むことが出来るため、賃料及び空室率ともに今後も比較的安定的に推移するものと思われます。本物件は3LDK32戸、3LDK＋SR5戸、4LDK18戸、5LDK1戸から構成される居宅です。					
◇特記事項◇					
本投資法人の保有に係る建物は、149戸の区分所有建物のうちの56戸の区分所有建物ですが、本物件建物の管理組合との間の協定に基づき、当該56戸の区分所有建物に関する本物件建物に係る集会における議決権が1個とされるなどの議決権の制限が合意されています。					

ｂ．取得予定資産の概要

(物件番号：Ｏ－１－032)－(物件名称：ステージア n25)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 北海道札幌市北区北二十五条西五丁目 3 番16号 (地番) 北海道札幌市北区北二十五条西五丁目22番159				
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
	敷地面積	330. 57㎡	容積率／建ぺい率	400％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	1, 477. 53㎡	建築時期	平成18年 2 月27日	
	構造・階数	R C陸屋根10階建			
タイプ別賃貸可能戸数	36戸（1 L D K：36戸）				
サブPM会社	株式会社セントラル企画		信託受託者	三菱UF J 信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル 2 号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス 1 号		前々所有者／前所有者	株式会社セントラル企画	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年 4 月28 日 至 平成18年11月30 日	取得（予定）価格	316, 000	テナント総数	1
(A) 賃貸事業収入	16, 023	◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	36
				賃貸戸数	35
賃貸料収入	15, 618	不動産鑑定会社	株式会社立地評価研究所	賃貸可能面積（㎡）	1, 279. 89
その他収入	405	価格時点	平成19年 2 月 1 日	賃貸面積（㎡）	1, 243. 57
(B) 賃貸事業費用	2, 935	鑑定評価額	316, 000	月額賃料（千円）	2, 183
物件管理等委託費	1, 191	直接還元法による価格	316, 000	敷金・保証金等（千円）	－
租税公課	－	総賃貸収益	26, 111	稼働率（戸数ベース） （％）	97. 2
水道光熱費	250	総賃貸費用	5, 786	稼働率（面積ベース） （％）	97. 2
修繕費	－	賃貸純収益（NO I）	20, 325	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	117	資本的支出等	1, 970	調査会社	東京海上日動リスク コンサルティング株 式会社
営業広告費等	314	純収益（NCF）	18, 355	調査書日付	平成19年 1 月12日
その他賃料事業費用	1, 061	直接還元利回り（％）	5. 8	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	13, 088	DCF法による価格	316, 000	短期修繕費（千円） （1 年以内）	－
		割引率（％）	5. 5		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	5. 9	長期修繕費（千円） （2 年～12年以内）	16, 750
(E) NCF＝(C)－(D)	13, 088	原価法による積算価格	336, 000	予想最大損失率（PML 値）（％）	9. 2
◇地域特性／物件特性◇					
地下鉄南北線「北24条」駅から徒歩約 5 分に立地します。対象不動産周辺は、商業、サービス業、飲食業が集積していることに加え、行政機関やコンベンション施設も立地しており、北区の中心的位置付けになっています。更に、北海道中心地である「さっぽろ」駅までかかる路線を使用することにより約 5 分とアクセスも良好である。本物件建物は地上10階建の 1 L D Kデザイナーズマンションで平成18年 2 月竣工物件であり、外壁等は打ちっぱなしコンクリート壁で目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：O-1-033) - (物件名称：フラットカレラ)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 北海道札幌市中央区南九条西五丁目1番6号 (地番) 北海道札幌市中央区南九条西五丁目285番27				
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
	敷地面積	312.85㎡	容積率／建ぺい率	400％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	1,158.34㎡	建築時期	平成13年12月7日	
	構造・階数	RC陸屋根9階建			
タイプ別賃貸可能戸数	26戸(1LDK:26戸)				
サブPM会社	株式会社ハウスメイトパートナーズ		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型(サブマスターリースにおいて賃料保証型)	
前所有者／現所有者	合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス6号		前々所有者／前所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	
◇過年度の収益状況等◇(単位:千円)		◇価格等◇(単位:千円)		◇賃貸借の状況◇ (平成18年11月30日現在)	
運用期間	自 平成17年12月20日 至 平成18年11月30日	取得(予定)価格	290,000	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ (単位:千円)		賃貸可能戸数	26
(A) 賃貸事業収入	20,026			賃貸戸数	26
賃貸料収入	20,021	不動産鑑定会社	株式会社立地評価研究所	賃貸可能面積(㎡)	971.15
その他収入	5	価格時点	平成19年2月1日	賃貸面積(㎡)	971.15
(B) 賃貸事業費用	4,315	鑑定評価額	290,000	月額賃料(千円)	1,736
物件管理等委託費	1,361	直接還元法による価格	289,000	敷金・保証金等(千円)	—
租税公課	787	総賃貸収益	21,153	稼働率(戸数ベース)(%)	100.0
水道光熱費	257	総賃貸費用	4,328	稼働率(面積ベース)(%)	100.0
修繕費	209	賃貸純収益(NOI)	16,825	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	197	資本的支出等	909	調査会社	東京美装興業株式会社
営業広告費等	—	純収益(NCF)	15,915	調査書日付	平成19年2月9日
その他賃料事業費用	1,501	直接還元利回り(%)	5.5	緊急修繕費(千円)	—
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	15,711	DCF法による価格	291,000	短期修繕費(千円) (1年以内)	932
		割引率(%)	5.2		
(D) 資本的支出	—	最終還元利回り(%)	5.6	長期修繕費(千円) (2年～12年以内)	11,427
(E) NCF＝(C)－(D)	15,711	原価法による積算価格	189,000	予想最大損失率(PML値)(%)	6.7
◇地域特性／物件特性◇					
地下鉄南北線の「中島公園」駅から徒歩4分に立地します。「中島公園」駅から北海道の商業・生活の中心地である「札幌」駅まで5分、札幌最大の繁華街を有する「すすきの」駅まで2分と中心地に近接しているため、対象不動産の存する地域は生活利便性・交通利便性共に優れた地域となっています。本物件建物は地上9階建の1LDKマンションで2001年12月竣工物件と築5年以上経過しているが外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：O-1-034) - (物件名称：s13w9h+)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 北海道札幌市中央区南十三条西九丁目1番5号 (地番) 北海道札幌市中央区南十三条西九丁目720番1				
土地	所有形態	所有権	用途地域	近隣商業地域	
	敷地面積	668.33㎡	容積率／建ぺい率	300％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	2,145.82㎡	建築時期	平成18年1月31日	
	構造・階数	RC陸屋根10階建			
タイプ別賃貸可能戸数	48戸（1LDK：48戸）				
サブPM会社	株式会社タカラ		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス6号		前々所有者／前所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年2月24日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	463,000	テナント総数	1
(A) 賃貸事業収入	26,187	◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	48
賃貸料収入	24,789			賃貸戸数	48
その他収入	1,397	不動産鑑定会社	株式会社立地評価研究所	賃貸可能面積（㎡）	1,835.21
(B) 賃貸事業費用	4,756	価格時点	平成19年2月1日	賃貸面積（㎡）	1,835.21
物件管理等委託費	2,546	鑑定評価額	463,000	月額賃料（千円）	3,154
租税公課	－	直接還元法による価格	459,000	敷金・保証金等（千円）	2,920
水道光熱費	621	総賃貸収益	36,102	稼働率（戸数ベース）（％）	100.0
修繕費	64	総賃貸費用	8,063	稼働率（面積ベース）（％）	100.0
保険料	203	賃貸純収益（NOI）	28,039	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
営業広告費等	106	資本的支出等	2,319	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
その他賃料事業費用	1,213	純収益（NCF）	25,719	調査書日付	平成19年1月11日
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	21,430	直接還元利回り（％）	5.6	緊急修繕費（千円）	－
(D) 資本的支出	－	DCF法による価格	465,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	5.3	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	20,739
(E) NCF＝（C）－（D）	21,430	最終還元利回り（％）	5.7	予想最大損失率（PML値）（％）	7.5
原価法による積算価格 447,000					
◇地域特性／物件特性◇					
市電山鼻線「行啓通」駅から徒歩約5分に立地します。本物件周辺は、戸建住宅とマンション等が混在する住宅地域です。市内の中心商業地のひとつである「すすきの」駅まで徒歩約9分と交通至便な立地特性から、近年の都心回帰傾向と相俟ってマンションの新規供給が増加しつつあるエリアとなっています。対象不動産の立地条件、デザイナーズマンションなどのグレード等を考慮すると、このエリア内においても十分な競争力を有する物件となっています。本物件建物は地上10階建の1LDKデザイナーズマンションで平成18年1月竣工物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
本物件土地と隣地との境界の一部が未確定です。					

(物件番号：O-1-035) - (物件名称：s9w12h+)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇						
特定資産の種類	信託受益権					
所在地	(住居表示) 北海道札幌市中央区南九条西十二丁目 2 番26号 (地番) 北海道札幌市中央区南九条西十二丁目786番 3					
土地	所有形態	所有権	用途地域	近隣商業地域		
	敷地面積	778.57㎡	容積率／建ぺい率	300％／80％		
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅		
	延床面積	2,668.97㎡	建築時期	平成18年10月27日		
	構造・階数	RC陸屋根14階建				
タイプ別賃貸可能戸数	55戸（1LDK：55戸）					
サブPM会社	株式会社タカラ		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型		
前所有者／現所有者	合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス6号		前々所有者／前所有者	有限会社マウント・ワン		
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）		
運用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	取得（予定）価格	533,000	テナント総数	1	
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	55	
(A) 賃貸事業収入	—			賃貸戸数	8	
賃貸料収入	—	不動産鑑定会社	株式会社立地評価研究所	賃貸可能面積（㎡）	2,210.96	
その他収入	—	価格時点	平成19年2月1日	賃貸面積（㎡）	324.52	
(B) 賃貸事業費用	—	鑑定評価額	533,000	月額賃料（千円）	543	
物件管理等委託費	—	直接還元法による価格	529,000	敷金・保証金等（千円）	503	
租税公課	—	総賃貸収益	42,011	稼働率（戸数ベース）（％）	14.5	
水道光熱費	—	総賃貸費用	9,659	稼働率（面積ベース）（％）	14.7	
修繕費	—	賃貸純収益（NOI）	32,352	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇		
保険料	—	資本的支出等	2,736	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	
営業広告費等	—	純収益（NCF）	29,615	調査書日付	平成19年1月11日	
その他賃料事業費用	—	直接還元利回り（％）	5.6	緊急修繕費（千円）	—	
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	—	DCF法による価格	534,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	—	
		割引率（％）	5.3			
(D) 資本的支出	—	最終還元利回り（％）	5.7	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	—	
(E) NCF＝（C）－（D）	—	原価法による積算価格	595,000	予想最大損失率（PML値）（％）	8.1	
◇地域特性／物件特性◇						
札幌市電「西線九条旭山公園通」駅より徒歩6分に立地します。本物件の周辺エリアは、西屯田通り沿いに中高層のマンションや事業所等が建ち並び、近年では、着工面積・戸数とも増加傾向を示しており、供給が勢いづいている地域です。また札幌市電を利用することにより札幌の商業地である「大通」駅まで約13分と中心部へのアクセスも良好です。本物件建物は地上10階建の1LDKデザイナーズマンションで平成18年10月竣工の新築物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。						
◇特記事項◇						
隣地所有者の所在を確認できないため、本物件土地と当該隣地との境界の一部が未確定です。						

(物件番号：O-1-036) - (物件名称：ステージアhg7)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 北海道札幌市豊平区平岸七条十三丁目 2 番34号 (地番) 北海道札幌市豊平区平岸七条十三丁目13番 1				
土地	所有形態	所有権	用途地域	近隣商業地域	
	敷地面積	419.85㎡	容積率／建ぺい率	300％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	1,667.84㎡	建築時期	平成18年 3 月20日	
	構造・階数	R C 陸屋根地下 1 階付10階建			
タイプ別賃貸可能戸数	36戸（1LDK：36戸）				
サブPM会社	株式会社セントラル企画		信託受託者	三菱UFJ 信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル 2 号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス 1 号		前々所有者／前所有者	株式会社セントラル企画	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年 4 月28日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	315,000	テナント総数	1
(A) 賃貸事業収入	16,175	◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	36
賃貸料収入	15,095	不動産鑑定会社	株式会社立地評価研究所	賃貸戸数	35
その他収入	1,079	価格時点	平成19年 2 月 1 日	賃貸可能面積（㎡）	1,208.07
(B) 賃貸事業費用	3,371	鑑定評価額	315,000	賃貸面積（㎡）	1,175.68
物件管理等委託費	1,164	直接還元法による価格	314,000	月額賃料（千円）	2,120
租税公課	－	総賃貸収益	25,212	敷金・保証金等（千円）	－
水道光熱費	219	総賃貸費用	5,303	稼働率（戸数ベース）（％）	97.2
修繕費	－	総賃貸純収益	19,909	稼働率（面積ベース）（％）	97.3
保険料	109	資本的支出等	1,670	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
営業広告費等	816	純収益（NCF）	18,238	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
その他賃料事業費用	1,061	直接還元利回り（％）	5.8	調査書日付	平成19年 1 月12日
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	12,804	DCF法による価格	316,000	緊急修繕費（千円）	－
(D) 資本的支出	－	割引率（％）	5.5	短期修繕費（千円） （1 年以内）	－
		最終還元利回り（％）	5.9	長期修繕費（千円） （2 年～12年以内）	13,364
(E) NCF＝(C)－(D)	12,804	原価法による積算価格	300,000	予想最大損失率（PML 値）（％）	7.0
◇地域特性／物件特性◇					
地下鉄南北線「南平岸」駅から徒歩約12分に立地します。対象不動産周辺は、幹線沿いにロードサイド型店舗、大型医療機関等が建ち並び、その背後は戸建住宅、マンション等が混在する住宅地域となっています。対象不動産の立地条件、グレード等を考慮すると、エリア内においても十分な競争力を有する物件となっています。本物件建物は地上10階建の1LDKデザイナーズマンションで平成18年3月竣工物件であり、外壁等は打ちっばなしコンクリート壁で目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
本物件土地から北側隣地及び南側隣地へフェンスの一部がそれぞれ越境していますが、当該越境についてはいずれも、隣地所有者との間で、将来建物の再築を行う際に越境物を撤去する旨の合意がなされています。					

(物件番号：O-2-037) - (物件名称：バーシティハウス西下台)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 岩手県盛岡市西下台町16番32号 (地番) 岩手県盛岡市西下台町40番1、40番2、41番13、40番4・38番7 (公衆用道路)				
土地	所有形態	所有権	用途地域	第1種住居地域	
	敷地面積	1,546.86㎡	容積率／建ぺい率	200％／60％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	2,508.35㎡	建築時期	平成18年5月23日	
	構造・階数	RC陸屋根5階建			
タイプ別賃貸可能戸数	76戸 (1K：76戸)				
サブPM会社	株式会社バーシティハウス		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型 (サブマスターリースにおいて賃料保証型)	
前所有者／現所有者	合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス6号		前々所有者／前所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	
◇過年度の収益状況等◇ (単位：千円)		◇価格等◇ (単位：千円)		◇賃貸借の状況◇ (平成18年11月30日現在)	
運用期間	自 平成18年10月25日 至 平成18年11月30日	取得 (予定) 価格	512,000	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ (単位：千円)		賃貸可能戸数	76
(A) 賃貸事業収入	4,637			賃貸戸数	76
賃貸料収入	4,637	不動産鑑定会社	株式会社エル・シー・アール国土利用研究所	賃貸可能面積 (㎡)	2,304.00
その他収入	－	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積 (㎡)	2,304.00
(B) 賃貸事業費用	371	鑑定評価額	512,000	月額賃料 (千円)	3,782
物件管理等委託費	127	直接還元法による価格	536,000	敷金・保証金等 (千円)	－
租税公課	－	総賃貸収益	45,393	稼働率 (戸数ベース) (%)	100.0
水道光熱費	53	総賃貸費用	7,763	稼働率 (面積ベース) (%)	100.0
修繕費	－	賃貸純収益 (NOI)	37,630	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	37	資本的支出等	3,038	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	－	純収益 (NCF)	34,591	調査書日付	平成19年1月11日
その他賃料事業費用	153	直接還元利回り (%)	6.5	緊急修繕費 (千円)	－
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	4,265	DCF法による価格	512,000	短期修繕費 (千円) (1年以内)	－
		割引率 (%)	6.4		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り (%)	6.6	長期修繕費 (千円) (2年～12年以内)	1,040
(E) NCF＝(C)－(D)	4,265	原価法による積算価格	552,000	予想最大損失率 (PML値) (%)	4.9
◇地域特性／物件特性◇					
JR東北本線「盛岡」駅で約2,200mに立地します (「盛岡」駅下車バス約10分で「館坂橋」バス停下車徒歩約5分)。本物件の東側には岩手大学の広大な敷地があり、周辺は岩手大学の学生をターゲットとしたマンションやアパートが多く見られます。間取りは1Kタイプで専有面積はすべて30.24㎡で、学生向けマンションですが、オートロックや宅配ボックスがついており、また専有部分は冷暖房、ウォシュレット、シャンプードレッサー等が備えられており、競争力も見込め今後も安定的な収入が確保できるものと推定されます。本物件建物は地上5階建の1Kシングルマンションで平成18年5月竣工物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
本物件土地に敷設したアスファルトが隣地に越境していますが、当該越境については、隣地所有者との間で、将来建物の再築を行う際に越境物を撤去する旨の合意がなされています。					

(注) 本物件土地の一部 (約103㎡) が道路として使用されています。

(物件番号：O-4-038) - (物件名称：マーベラス新座)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	－				
所在地	(住居表示) 埼玉県新座市野火止四丁目 5 番41号 (地番) 埼玉県新座市野火止四丁目757番 3				
土地	所有形態	所有権	用途地域	準住居地域	
	敷地面積	663. 40㎡	容積率／建ぺい率	200％／60％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・車庫・駐輪場	
	延床面積	1, 503. 52㎡	建築時期	平成18年11月20日	
	構造・階数	R C陸屋根 6 階建			
タイプ別賃貸可能戸数	56戸 (1 K : 56戸)				
サブPM会社	－		信託受託者	－	
マスターリース業者	－		マスターリース種別	－	
前所有者／現所有者	株式会社西都建設		前々所有者／前所有者	－	
◇過年度の収益状況等◇ (単位：千円)		◇価格等◇ (単位：千円)		◇賃貸借の状況◇ (平成18年11月30日現在)	
運用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	取得 (予定) 価格	590, 438	テナント総数	－
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ (単位：千円)		賃貸可能戸数	56
(A) 賃貸事業収入	－			賃貸戸数	－
賃貸料収入	－	不動産鑑定会社	株式会社エル・シー・アール国土利用研究所	賃貸可能面積 (㎡)	1, 260. 00
その他収入	－	価格時点	平成19年 1 月31日	賃貸面積 (㎡)	－
(B) 賃貸事業費用	－	鑑定評価額	630, 000	月額賃料 (千円)	－
物件管理等委託費	－	直接還元法による価格	644, 000	敷金・保証金等 (千円)	－
租税公課	－	総賃貸収益	46, 721	稼働率 (戸数ベース) (%)	－
水道光熱費	－	総賃貸費用	7, 255	稼働率 (面積ベース) (%)	－
修繕費	－	賃貸純収益 (N O I)	39, 465	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	－	資本的支出等	3, 094	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	－	純収益 (N C F)	36, 370	調査書日付	平成19年 1 月12日
その他賃料事業費用	－	直接還元利回り (%)	5. 7	緊急修繕費 (千円)	
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	－	D C F 法による価格	630, 000	短期修繕費 (千円) (1 年以内)	－
		割引率 (%)	5. 6		
(D) 減価償却費	－	最終還元利回り (%)	5. 8	長期修繕費 (千円) (2 年～12年以内)	17, 660
(E) 賃貸事業損益＝ (C)－(D)	－	原価法による積算価格	544, 000	予想最大損失率 (P M L 値) (%)	7. 9
◇地域特性／物件特性◇					
J R 武蔵野線「新座」駅より徒歩約 7 分に立地します。「新座」駅周辺には飲食店が建ち並んでいることに加え大型商業施設も立地し、スーパーやフードガーデンのほか薬局やおもちゃ屋等が入居営業しているなど生活利便性は相対的に高いと判断できます。また、近隣 2 ～ 3 km 圏内には大学が数件存在していることなどから学生及び若年層の単身勤労者をターゲットとしているマンション仕様は当該需要に適しており、今後も需要が見込めます。本物件建物は地上 6 階建の 1 K シングルマンションで平成18年11月竣工の新築物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
本物件は、新座市ワンルーム形式集合住宅に関する指導要綱に基づき、56台分の駐車場が必要ですが、新座市長との確認に基づき20台分のみ の駐車場が設置されています。					

(物件番号：O-4-039) - (物件名称：東信松涛マンション)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 東京都渋谷区松涛一丁目27番7号 (地番) 東京都渋谷区松涛一丁目38番3				
土地	所有形態	所有権	用途地域	第1種住居地域	
	敷地面積	585.71㎡(注)	容積率／建ぺい率	300％／60％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・店舗・事務所	
	延床面積	1,232.63㎡	建築時期	昭和53年6月27日	
	構造・階数	RC陸屋根4階建			
タイプ別賃貸可能戸数	27戸(1DK:12戸、1R:2戸、2DK:4戸、事務所:7、店舗:2)				
サブPM会社	－		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス5号		前々所有者／前所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	
◇過年度の収益状況等◇(単位:千円)		◇価格等◇(単位:千円)		◇賃貸借の状況◇ (平成18年11月30日現在)	
運用期間	自 平成18年7月25日 至 平成18年11月30日	取得(予定)価格	912,000	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ (単位:千円)		賃貸可能戸数	27
(A) 賃貸事業収入	18,817			賃貸戸数	25
賃貸料収入	18,067	不動産鑑定会社	株式会社不動産投資研究所	賃貸可能面積(㎡)	1,044.19
その他収入	750	価格時点	平成19年3月1日	賃貸面積(㎡)	986.59
(B) 賃貸事業費用	2,076	鑑定評価額	912,000	月額賃料(千円)	4,293
物件管理等委託費	1,099	直接還元法による価格	923,000	敷金・保証金等(千円)	17,401
租税公課	－	総賃貸収益	55,708	稼働率(戸数ベース)(%)	92.6
水道光熱費	134	総賃貸費用	7,354	稼働率(面積ベース)(%)	94.5
修繕費	186	賃貸純収益(NOI)	48,354	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	120	資本的支出等	2,195	調査会社	東京美装興業株式会社
営業広告費等	－	純収益(NCF)	46,159	調査書日付	平成19年3月5日
その他賃料事業費用	535	直接還元利回り(%)	5.0	緊急修繕費(千円)	－
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	16,740	DCF法による価格	901,000	短期修繕費(千円) (1年以内)	－
		割引率(%)	4.8		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り(%)	5.2	長期修繕費(千円) (2年～12年以内)	34,036
(E) NCF＝(C)－(D)	16,740	原価法による積算価格	1,130,000	予想最大損失率(PML値)(%)	12.7
◇地域特性／物件特性◇					
京王井の頭線「神泉」駅から徒歩4分、JR線・東京メトロ各線「渋谷」駅から徒歩9分に立地します。「渋谷」駅周辺は都内有数の商業集積の質を持ち、ビジネス・ショッピング・娯楽の拠点としての賑わいを見せているなど、職住近接の住宅地として人気の高いエリアです。東京都心部への交通利便性及び生活利便性は総じて良好であることに加え、純粋な住宅としての利用だけでなくSOHO等の小規模オフィスとしての潜在需要も望めることなどから安定的な賃貸需要が見込まれます。本物件建物は地上4階建のワンルームマンションで昭和53年築の築古マンションですが、一部居室部分や外壁をリノベーションし、加えて定期的な修繕が行われているため、建物・設備共に良好な状態にあります。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(注) 本物件土地の一部(約27㎡)が道路として使用されています。

(物件番号：O-5-040) - (物件名称：ステージア千代田)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 愛知県名古屋市中区千代田一丁目10番 5 号 (地番) 愛知県名古屋市中区千代田一丁目1005番、1006番 1				
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
	敷地面積	322. 07㎡	容積率／建ぺい率	500％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	1, 527. 08㎡	建築時期	平成18年 7 月29日	
	構造・階数	R C 陸屋根11階建			
タイプ別賃貸可能戸数	60戸 (1 K：60戸)				
サブPM会社	株式会社エイブル		信託受託者	三菱UFJ 信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号		前々所有者／前所有者	有限会社ティーズドリーム	
◇過年度の収益状況等◇ (単位：千円)		◇価格等◇ (単位：千円)		◇賃貸借の状況◇ (平成18年11月30日現在)	
運用期間	自 平成18年10月31日 至 平成18年11月30日	取得 (予定) 価格	633, 000	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ (単位：千円)		賃貸可能戸数	60
(A) 賃貸事業収入	4, 199			賃貸戸数	60
賃貸料収入	4, 170	不動産鑑定会社	大和不動産鑑定株式会社	賃貸可能面積 (㎡)	1, 447. 40
その他収入	28	価格時点	平成19年 1 月31日	賃貸面積 (㎡)	1, 447. 40
(B) 賃貸事業費用	389	鑑定評価額	633, 000	月額賃料 (千円)	4, 040
物件管理等委託費	223	直接還元法による価格	639, 000	敷金・保証金等 (千円)	－
租税公課	－	総賃貸収益	46, 467	稼働率 (戸数ベース) (%)	100. 0
水道光熱費	7	総賃貸費用	9, 752	稼働率 (面積ベース) (%)	100. 0
修繕費	－	賃貸純収益 (NOI)	36, 715	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	27	資本的支出等	1, 547	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	－	純収益 (NCF)	35, 167	調査書日付	平成18年12月26日
その他賃料事業費用	130	直接還元利回り (%)	5. 5	緊急修繕費 (千円)	－
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	3, 810	DCF法による価格	627, 000	短期修繕費 (千円) (1 年以内)	－
		割引率 (%)	5. 4		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り (%)	5. 7	長期修繕費 (千円) (2 年～12年以内)	3, 720
(E) NCF＝(C)－(D)	3, 810	原価法による積算価格	506, 000	予想最大損失率 (PML値) (%)	8. 8
◇地域特性／物件特性◇					
名古屋市営地下鉄線「矢場町」駅から徒歩約 6 分に位置します。対象不動産は名古屋市の商業の中心地である「栄」地区へも徒歩圏にあるほか、「矢場町」駅からオフィスエリアのある「伏見」駅、「丸の内」駅への乗車時間は約 7 分と名古屋市都心部へのアクセス等の交通の利便性も良好である。本物件建物は地上11階建の 1 K マンションで平成18年 7 月竣工物件であり、内装等の仕上げ、貸室の規模、貸室内の設備については標準的な水準です。					
◇特記事項◇					
本物件土地と隣地との境界の一部が未確定です。					

(物件番号：O-5-041) - (物件名称：ステージャ太閤通)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇						
特定資産の種類		信託受益権				
所在地		(住居表示) 愛知県名古屋市中村区太閤通五丁目20番 4号				
		(地番) 愛知県名古屋市中村区太閤通五丁目20番 4、20番 9、名楽町一丁目41番 2				
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域		
	敷地面積	856.71㎡	容積率／建ぺい率	400％／80％		
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅		
	延床面積	3,190.39㎡	建築時期	平成18年 8月24日		
	構造・階数	R C 陸屋根15階建				
タイプ別賃貸可能戸数		98戸（1 K：56戸、1 D K：42戸）				
サブPM会社		株式会社エイブル		信託受託者	三菱UFJ 信託銀行株式会社	
マスターリース業者		有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者		合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス8号		前々所有者／前所有者	株式会社日東建設	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）			◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	取得（予定）価格	1,120,000		テナント総数	—
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	98	
(A) 賃貸事業収入	—			賃貸戸数	—	
賃貸料収入	—	不動産鑑定会社	日本土地建物株式会社	賃貸可能面積（㎡）	3,075.93	
その他収入	—	価格時点	平成19年 1 月31日	賃貸面積（㎡）	—	
(B) 賃貸事業費用	—	鑑定評価額	1,120,000	月額賃料（千円）	—	
物件管理等委託費	—	直接還元法による価格	1,130,000	敷金・保証金等（千円）	—	
租税公課	—	総賃貸収益	79,880	稼働率（戸数ベース）（％）	—	
水道光熱費	—	総賃貸費用	17,390	稼働率（面積ベース）（％）	—	
修繕費	—	賃貸純収益（NOI）	62,490	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇		
保険料	—	資本的支出等	487	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	
営業広告費等	—	純収益（NCF）	62,003	調査書日付	平成19年 1 月10日	
その他賃料事業費用	—	直接還元利回り（％）	5.5	緊急修繕費（千円）	—	
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	—	DCF法による価格	1,110,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	—	
		割引率（％）	5.2			
(D) 資本的支出	—	最終還元利回り（％）	5.8	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	3,417	
(E) NCF＝(C)－(D)	—	原価法による積算価格	927,000	予想最大損失率（PML値）（％）	10.4	
◇地域特性／物件特性◇						
名古屋市中村区地下鉄線「中村区役所」駅から徒歩約7分に立地します。本物件は近年再開発や大型企業の移転に伴い発展目覚しい「名古屋」駅へ1駅と接近性が良好であり賃貸需要は都心部に通勤する単身者が中心となります。本物件建物は地上15階建の1K・1DKマンションで平成18年8月に竣工し、概観はタイル貼りで落ち着きがあり、内装、仕上げ、設備水準はいずれも需要者のニーズに応え得る水準にあります。						
◇特記事項◇						
本物件土地と隣地との境界の一部が未確定です。						

(物件番号：O-5-042) - (物件名称：ステラ金山壹番館)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 愛知県名古屋市中熱田区沢下町1番2号 (地番) 愛知県名古屋市中熱田区沢下町102番				
土地	所有形態	所有権	用途地域	工業地域	
	敷地面積	489.37㎡	容積率／建ぺい率	200％／60％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	930.03㎡	建築時期	平成18年9月14日	
	構造・階数	RC陸屋根7階建			
タイプ別賃貸可能戸数	36戸（1K：36戸）				
サブPM会社	株式会社ミニテック		信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	合同会社Rブリッジ		前々所有者／前所有者	株式会社日東建設	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	取得（予定）価格	370,000	テナント総数	－
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	36
(A) 賃貸事業収入	－			賃貸戸数	－
賃貸料収入	－	不動産鑑定会社	大和不動産鑑定株式会社	賃貸可能面積（㎡）	892.44
その他収入	－	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	－
(B) 賃貸事業費用	－	鑑定評価額	370,000	月額賃料（千円）	－
物件管理等委託費	－	直接還元法による価格	375,000	敷金・保証金等（千円）	－
租税公課	－	総賃貸収益	28,174	稼働率（戸数ベース）（％）	－
水道光熱費	－	総賃貸費用	6,206	稼働率（面積ベース）（％）	－
修繕費	－	賃貸純収益（NOI）	21,967	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	－	資本的支出等	983	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	－	純収益（NCF）	20,984	調査書日付	平成19年1月9日
その他賃料事業費用	－	直接還元利回り（％）	5.6	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	－	DCF法による価格	365,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	5.5		
(D) 減価償却費	－	最終還元利回り（％）	5.8	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	3,109
(E) 賃貸事業損益＝ (C)－(D)	－	原価法による積算価格	292,000	予想最大損失率（PML値）（％）	10.6
◇地域特性／物件特性◇					
東海道線「金山」駅から徒歩約8分に立地します。徒歩圏内にショッピングセンターが存する等、生活利便性は良好です。本物件の近隣地域は、共同住宅、中小規模の工場・作業所が多くみられ、ターミナル駅である「金山」駅から徒歩圏に位置し、市内の主要ビジネス街及び商業中心地への接近性は比較的良好です。本物件建物は地上7階建の1Kマンションで平成18年9月に竣工し、内装等の仕上げ、貸室の規模・貸室内の設備については標準的な水準にあります。また、貸室の主たる開口部は道路又は本物件敷地の空地部分に面しており、採光・通風等の環境条件における問題は、特にありません。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：O-5-043) - (物件名称：ステラ金山貳番館)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 愛知県名古屋市中熱田区沢下町2番1号 (地番) 愛知県名古屋市中熱田区沢下町201番、213番				
土地	所有形態	所有権	用途地域	工業地域	
	敷地面積	517.01㎡	容積率／建ぺい率	200％／60％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	1,017.76㎡	建築時期	平成19年1月18日	
	構造・階数	RC陸屋根7階建			
タイプ別賃貸可能戸数	36戸（1K：36戸）				
サブPM会社	株式会社ミニテック		信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	合同会社Rブリッジ		前々所有者／前所有者	株式会社日東建設	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	取得（予定）価格	375,000	テナント総数	—
(A) 賃貸事業収入	—	◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	36
				賃貸戸数	—
賃貸料収入	—	不動産鑑定会社	大和不動産鑑定株式会社	賃貸可能面積（㎡）	970.80
その他収入	—	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	—
(B) 賃貸事業費用	—	鑑定評価額	375,000	月額賃料（千円）	—
物件管理等委託費	—	直接還元法による価格	381,000	敷金・保証金等（千円）	—
租税公課	—	総賃貸収益	29,258	稼働率（戸数ベース）（％）	—
水道光熱費	—	総賃貸費用	6,813	稼働率（面積ベース）（％）	—
修繕費	—	賃貸純収益（NOI）	22,444	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	—	資本的支出等	1,131	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	—	純収益（NCF）	21,313	調査書日付	平成19年2月2日
その他賃料事業費用	—	直接還元利回り（％）	5.6	緊急修繕費（千円）	—
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	—	DCF法による価格	369,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	—
		割引率（％）	5.5		
(D) 減価償却費	—	最終還元利回り（％）	5.8	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	2,586
(E) 賃貸事業損益＝ （C）－（D）	—	原価法による積算価格	325,000	予想最大損失率（PML値）（％）	10.0
◇地域特性／物件特性◇					
東海道線「金山」駅から徒歩約8分に立地します。徒歩圏内にショッピングセンターが存する等、生活利便性も良好である。近隣地域は、共同住宅、中小規模の工場・作業所が多くみられるもののターミナル駅である「金山」駅より徒歩圏に位置し、接面する県道（主要地方道弥富名古屋線）の側道沿いで、市内の主要ビジネス街及び商業中心地への接近性は比較的良好である。本物件建物は地上7階建の1Kマンションで平成19年1月竣工し、内装等の仕上げ、貸室の規模・貸室内の設備については標準的な水準です。また、貸室の主たる開口部は道路または対象敷地の空地に面しており、採光・通風等の環境条件においては特に問題は認められません。					
◇特記事項◇					
本物件土地と隣地との境界の一部が未確定ですが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間で確認作業を行っています。					

(物件番号：O-6-044) - (物件名称：ドリームネオポリス大日)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 大阪府守口市八雲東町二丁目74番22号 (地番) 大阪府守口市八雲東町二丁目228番12				
土地	所有形態	所有権	用途地域	準工業地域	
	敷地面積	234.18㎡	容積率／建ぺい率	300％／60％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・事務所	
	延床面積	692.04㎡	建築時期	平成18年1月23日	
	構造・階数	R C陸屋根5階建			
タイプ別賃貸可能戸数	19戸（1DK：18戸、店舗：1戸）				
サブPM会社	松本ビル管理株式会社		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス5号		前々所有者／前所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年2月24日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	217,000	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	19
(A) 賃貸事業収入	15,376			賃貸戸数	19
賃貸料収入	12,386	不動産鑑定会社	株式会社谷澤総合鑑定所	賃貸可能面積（㎡）	608.45
その他収入	2,990	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	608.45
(B) 賃貸事業費用	4,305	鑑定評価額	217,000	月額賃料（千円）	1,495
物件管理等委託費	1,180	直接還元法による価格	221,000	敷金・保証金等（千円）	450
租税公課	－	総賃貸収益	17,438	稼働率（戸数ベース）（％）	100.0
水道光熱費	317	総賃貸費用	3,681	稼働率（面積ベース）（％）	100.0
修繕費	291	賃貸純収益（NOI）	13,757	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	76	資本的支出等	934	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	913	純収益（NCF）	12,822	調査書日付	平成19年1月9日
その他賃料事業費用	1,525	直接還元利回り（％）	5.8	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	11,070	DCF法による価格	215,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	6.0		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	6.1	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	320
(E) NCF＝（C）－（D）	11,070	原価法による積算価格	182,000	予想最大損失率（PML値）（％）	13.5
◇地域特性／物件特性◇					
地下鉄谷町線の「大日」駅から徒歩4分に立地します。「大日」駅から大阪の商業・オフィス街である「東梅田」駅まで18分、「新大阪」駅まで30分と交通利便性も不便でない点から、大阪市勤務者のベッドタウン的地域です。また「大日」駅前は交通量の多い国道1号線沿いにあり、駅周辺には大型スーパーなどもあり映画や美容院を有しているほか、生活必需品が概ね揃う生活利便性が高いエリアです。本物件建物は地上5階建の1DKデザイナーズマンションで平成18年1月竣工であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：O-6-045) - (物件名称：ステージア東中島Ⅰ)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市東淀川区東中島二丁目15番22号 (地番) 大阪府大阪市東淀川区東中島二丁目15番22				
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
	敷地面積	148.66㎡	容積率／建ぺい率	400％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・駐輪場	
	延床面積	719.04㎡	建築時期	平成18年3月21日	
	構造・階数	R C スレート葺 8 階建			
タイプ別賃貸可能戸数	21戸（1 K：21戸）				
サブPM会社	株式会社アロー建物管理		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号		前々所有者／前所有者	森繁建設株式会社	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年5月29日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	244,000	テナント総数	1
(A) 賃貸事業収入	10,982	◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	21
賃貸料収入	7,250	不動産鑑定会社	森井総合鑑定株式会社	賃貸戸数	21
その他収入	3,732	価格時点	平成19年1月31日	賃貸可能面積（㎡）	539.07
(B) 賃貸事業費用	4,308	鑑定評価額	244,000	賃貸面積（㎡）	539.07
物件管理等委託費	783	直接還元法による価格	246,000	月額賃料（千円）	1,527
租税公課	－	総賃貸収益	18,581	敷金・保証金等（千円）	－
水道光熱費	162	総賃貸費用	4,602	稼働率（戸数ベース）（％）	100.0
修繕費	－	総賃貸収益（NOI）	13,979	稼働率（面積ベース）（％）	100.0
保険料	56	資本的支出等	707	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
営業広告費等	2,369	純収益（NCF）	13,272	調査会社	東京海上日動リスク コンサルティング株式 会社
その他賃料事業費用	937	直接還元利回り（％）	5.4	調査書日付	平成19年1月10日
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	6,673	DCF法による価格	241,000	緊急修繕費（千円）	－
(D) 資本的支出	－	割引率（％）	5.1	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
(E) NCF＝(C)－(D)	6,673	最終還元利回り（％）	5.6	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	400
		原価法による積算価格	197,100	予想最大損失率（PML値）（％）	11.1
◇地域特性／物件特性◇					
地下鉄御堂筋線「西中島南方」駅から徒歩約9分に立地します。最寄駅への近接性は若干劣るものの、当該路線は主要商業地域を結ぶ大阪公共交通機関の主要路線であり、これを用いた市内移動の利便性は高く、最寄駅以外にも徒歩圏には阪急京都線南方駅、JR京都線・同東海道新幹線新大阪駅等の各駅が存し、目的に応じて複数路線の選択利用が可能です。「西中島南方」駅周辺にはスーパーが存するほか、同駅周辺には飲食店舗やコンビニエンスストア、金融機関などが多く集まり、シングルマンションとしての生活利便性は高いものと思われます。本物件建物は地上8階建のシングルマンションで平成18年3月竣工物件であり、外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：O-6-046) - (物件名称：インペリアル塚本)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市西淀川区花川二丁目11番18号 (地番) 大阪府大阪市西淀川区花川二丁目202番1、202番4、202番5、203番6				
土地	所有形態	所有権	用途地域	第2種住居地域・第1種住居地域	
	敷地面積	613.62㎡	容積率／建ぺい率	300％／80％、200％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・車庫	
	延床面積	2,175.21㎡	建築時期	平成18年3月30日	
	構造・階数	RC陸屋根11階建			
タイプ別賃貸可能戸数	66戸（1K：66戸）				
サブPM会社	株式会社アロー建物管理		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号		前々所有者／前所有者	日清建設株式会社	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年6月26日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	730,000	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	66
(A) 賃貸事業収入	24,619			賃貸戸数	64
賃貸料収入	22,466	不動産鑑定会社	森井総合鑑定株式会社	賃貸可能面積（㎡）	1,710.27
その他収入	2,152	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	1,658.81
(B) 賃貸事業費用	3,638	鑑定評価額	730,000	月額賃料（千円）	4,440
物件管理等委託費	1,496	直接還元法による価格	738,000	敷金・保証金等（千円）	－
租税公課	－	総賃貸収益	55,479	稼働率（戸数ベース）（％）	97.0
水道光熱費	271	総賃貸費用	12,698	稼働率（面積ベース）（％）	97.0
修繕費	16	賃貸純収益（NOI）	42,781	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	132	資本的支出等	1,444	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	647	純収益（NCF）	41,337	調査書日付	平成19年1月10日
その他賃料事業費用	1,074	直接還元利回り（％）	5.6	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	20,980	DCF法による価格	721,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	5.3		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	5.8	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	879
(E) NCF＝（C）－（D）	20,980	原価法による積算価格	604,000	予想最大損失率（PML値）（％）	12.2
◇地域特性／物件特性◇					
JR東海道線「塚本」駅より徒歩8分に立地します。かかる路線を使用することによりJR「大阪」駅まで3分と大阪都心への接近性に優れているため、通勤・通学の利便性が非常に高い地域になっています。また最寄り駅である「塚本」駅周辺にはコンビニエンスストアが存するほか、物販・飲食等の各種店舗、スーパーマーケットが集積する商店街が形成されており、生活利便性においても良好と言えます。本物件建物は地上11階建のシングルマンションで平成18年3月竣工物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：O-6-047) - (物件名称：セントロイヤルクラブ天満橋)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市中央区石町二丁目4番7号 (地番) 大阪府大阪市中央区石町二丁目9番				
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
	敷地面積	169.28㎡	容積率／建ぺい率	800％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	801.51㎡	建築時期	平成17年9月13日	
	構造・階数	R C陸屋根11階建			
タイプ別賃貸可能戸数	20戸（1DK：20戸）				
サブPM会社	株式会社ワールド・アミー		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス6号		前々所有者／前所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成17年12月1日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	338,000	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	20
(A) 賃貸事業収入	19,023			賃貸戸数	20
賃貸料収入	16,703	不動産鑑定会社	株式会社谷澤総合鑑定所	賃貸可能面積（㎡）	662.00
その他収入	2,320	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	662.00
(B) 賃貸事業費用	8,076	鑑定評価額	338,000	月額賃料（千円）	1,941
物件管理等委託費	1,668	直接還元法による価格	346,000	敷金・保証金等（千円）	1,409
租税公課	504	総賃貸収益	23,225	稼働率（戸数ベース）（％）	100.0
水道光熱費	369	総賃貸費用	3,664	稼働率（面積ベース）（％）	100.0
修繕費	－	賃貸純収益（NOI）	19,560	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	154	資本的支出等	1,216	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	3,524	純収益（NCF）	18,344	調査書日付	平成19年1月11日
その他賃料事業費用	1,854	直接還元利回り（％）	5.3	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	10,947	D C F法による価格	335,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	5.5		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	5.6	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	2,355
(E) NCF＝（C）－（D）	10,947	原価法による積算価格	262,000	予想最大損失率（PML値）（％）	14.5
◇地域特性／物件特性◇					
地下鉄堺筋線「北浜」駅・地下鉄谷町線「天満橋」駅から徒歩約6分に立地し、本物件周辺の地域は金融機関、大手企業等の事務所ビルが高度業務商業地域と問屋街や中小の事務所ビル街によって複合的に構成されています。「天満橋」駅周辺にはシティモールやコンビニなどの施設が増え生活環境が充実してきていることに加え、近年の都心回帰傾向の影響も受け分譲マンションや共同住宅が多く建築されています。本物件建物は地上10階建の1DKマンションで平成17年9月竣工物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：O-6-048) - (物件名称：セントロイアルクラブ材木町)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市中央区材木町2番15号 (地番) 大阪府大阪市中央区材木町21番				
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
	敷地面積	178.06㎡	容積率／建ぺい率	800％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	974.21㎡	建築時期	平成18年9月9日	
	構造・階数	R C陸屋根11階建			
タイプ別賃貸可能戸数	21戸（1DK：20戸、事務所：1）				
サブPM会社	株式会社宅都管理		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号		前々所有者／前所有者	株式会社ワールド・アミー	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年10月25日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	325,000	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	21
(A) 賃貸事業収入	2,132			賃貸戸数	11
賃貸料収入	1,094	不動産鑑定会社	株式会社谷澤総合鑑定所	賃貸可能面積（㎡）	723.58
その他収入	1,037	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	385.33
(B) 賃貸事業費用	628	鑑定評価額	325,000	月額賃料（千円）	1,069
物件管理等委託費	127	直接還元法による価格	331,000	敷金・保証金等（千円）	－
租税公課	－	総賃貸収益	23,493	稼働率（戸数ベース）（％）	52.4
水道光熱費	3	総賃貸費用	4,171	稼働率（面積ベース）（％）	53.3
修繕費	－	賃貸純収益（NOI）	19,321	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	15	資本的支出等	1,092	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	328	純収益（NCF）	18,229	調査書日付	平成19年1月9日
その他賃料事業費用	153	直接還元利回り（％）	5.5	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	1,503	DCF法による価格	323,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	5.7		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	5.8	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	635
(E) NCF＝（C）－（D）	1,503	原価法による積算価格	270,000	予想最大損失率（PML値）（％）	6.9
◇地域特性／物件特性◇					
地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅・地下鉄長堀鶴見緑地線「松屋町」駅からそれぞれ徒歩約7分に立地します。本物件周辺は、中低層事務所ビル、作業所及び共同住宅等が混在する地域になっています。中央区役所や生活関連店舗等が徒歩圏に存していることから生活利便性も比較的高い地域で、比較的良好な住環境を反映し、近隣地域は今後更なる住居系土地利用への移行が進むものと見込まれます。本物件建物は地上11階建のワンルームマンションで平成18年9月竣工の新築物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：O-6-049) - (物件名称：City Life 谷町)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市中央区谷町七丁目6番11号 (地番) 大阪府大阪市中央区谷町七丁目18番				
土地	所有形態	所有権	用途地域	第2種住居地域	
	敷地面積	678.05㎡	容積率／建ぺい率	300％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・車庫	
	延床面積	2,213.11㎡	建築時期	平成19年1月15日	
	構造・階数	RC陸屋根10階建			
タイプ別賃貸可能戸数	54戸（1LDK：54戸）				
サブPM会社	東急リパブル株式会社		信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	合同会社Rブリッジ		前々所有者／前所有者	株式会社シティライフコーポレーション	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	取得（予定）価格	1,040,000	テナント総数	－
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	54
(A) 賃貸事業収入	－			賃貸戸数	－
賃貸料収入	－	不動産鑑定会社	日本土地建物株式会社	賃貸可能面積（㎡）	1,927.80
その他収入	－	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	－
(B) 賃貸事業費用	－	鑑定評価額	1,040,000	月額賃料（千円）	－
物件管理等委託費	－	直接還元法による価格	1,060,000	敷金・保証金等（千円）	－
租税公課	－	総賃貸収益	67,169	稼働率（戸数ベース）（％）	－
水道光熱費	－	総賃貸費用	12,038	稼働率（面積ベース）（％）	－
修繕費	－	賃貸純収益（NOI）	55,131	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	－	資本的支出等	－1,389	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	－	純収益（NCF）	56,520	調査書日付	平成19年1月24日
その他賃料事業費用	－	直接還元利回り（％）	5.3	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	－	DCF法による価格	1,030,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	5.0		
(D) 減価償却費	－	最終還元利回り（％）	5.6	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	1,819
(E) 賃貸事業損益＝ (C)－(D)	－	原価法による積算価格	793,000	予想最大損失率（PML値）（％）	13.9
◇地域特性／物件特性◇					
地下鉄谷町線「谷町六丁目」駅より徒歩約4分に立地します。本物件周辺は、一般住居・長屋・店舗・共同住宅が混在する住宅地域を形成しています。「谷町六丁目」駅から大阪の中心地である「東梅田」駅へは約8分程度（「東梅田」駅から「梅田」駅へは徒歩可）、大型デパートを有する「心斎橋」駅へは約4分と交通利便性が高くなっています。また駅周辺には商店街を有しており飲食店・食品店・衣類店など生活用品が揃うなど過ごしやすい住環境になっています。本物件建物は地上10階建の1LDKマンションで平成19年1月竣工物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
(1) 本物件は埋蔵文化財包蔵地に所在するため、開発行為や建物の建替えを行う場合は、事前に大阪市教育委員会に届出の上協議を行う必要があります。					
(2) 本物件のレンガ積みよう壁及び土間コンクリートがそれぞれ隣地に越境しています。当該越境については、一部の隣地所有者との間で、将来建物を建て替える際に当該越境物を是正する旨の合意がなされていますが、残りの隣地所有者との間においては、所有者の特定ができないため、かかる合意がなされていません。					

(物件番号：O-6-050) - (物件名称：インペリアル桜川南Ⅱ)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市浪速区塩草三丁目 9 番27号 (地番) 大阪府大阪市浪速区塩草三丁目 9 番25、 9 番26				
土地	所有形態	所有権	用途地域	準工業地域	
	敷地面積	308.00㎡	容積率／建ぺい率	400％／60％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・車庫	
	延床面積	1,543.78㎡	建築時期	平成18年 3 月 3 日	
	構造・階数	RC 合金メッキ鋼板葺・陸屋根10階建			
タイプ別賃貸可能戸数	45戸（1 K：45戸）				
サブPM会社	株式会社アロー建物管理		信託受託者	三菱UFJ 信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル 2 号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス 1 号		前々所有者／前所有者	日清建設株式会社	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年 5 月29日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	486,000	テナント総数	1
(A) 賃貸事業収入	17,762	◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	45
賃貸料収入	13,162	不動産鑑定会社	株式会社谷澤総合鑑定所	賃貸戸数	44
その他収入	4,600	価格時点	平成19年 1 月31日	賃貸可能面積（㎡）	1,146.51
(B) 賃貸事業費用	7,756	鑑定評価額	486,000	賃貸面積（㎡）	1,119.44
物件管理等委託費	1,164	直接還元法による価格	498,000	月額賃料（千円）	2,978
租税公課	－	直接還元法による価格	498,000	敷金・保証金等（千円）	－
水道光熱費	207	総賃貸収益	36,753	稼働率（戸数ベース）（％）	97.8
修繕費	26	総賃貸費用	6,802	稼働率（面積ベース）（％）	97.6
保険料	109	賃貸純収益（NOI）	29,951	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
営業広告費等	5,059	資本的支出等	2,062	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
その他賃料事業費用	1,190	純収益（NCF）	27,888	調査書日付	平成18年12月27日
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	10,006	直接還元利回り（％）	5.6	緊急修繕費（千円）	－
(D) 資本的支出	－	DCF法による価格	481,000	短期修繕費（千円） （1 年以内）	－
(E) NCF＝(C)－(D)	10,006	割引率（％）	5.8	長期修繕費（千円） （2 年～12年以内）	910
		最終還元利回り（％）	5.9	予想最大損失率（PML 値）（％）	11.8
		原価法による積算価格	402,000		
◇地域特性／物件特性◇					
JR 線「芦原橋」駅から徒歩 3 分に立地します。本物件周辺は、なにわ筋沿いに共同住宅、小規模店舗、事業所等が混在する住商混在地域になっています。交通便利の面からは難波エリアへ 1 km圏で自転車等での通勤も可能であり、相応の賃貸需要が見込める地域です。「芦原橋」駅周辺にはコンビニエンスストア、ファーストフード、小規模飲食店等、単身世帯の生活に必要な施設は散在してことや難波エリアへの至近性からも特に不便な点はありません。本物件建物は地上10階建のワンルームマンションで平成18年 3 月竣工物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：O-6-051) - (物件名称：インペリアル桜川南Ⅰ)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市浪速区塩草三丁目11番3番 (地番) 大阪府大阪市浪速区塩草三丁目11番2				
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
	敷地面積	301.30㎡	容積率／建ぺい率	600％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・車庫	
	延床面積	2,260.40㎡	建築時期	平成18年8月10日	
	構造・階数	RC陸屋根12階建			
タイプ別賃貸可能戸数	66戸（1K：66戸）				
サブPM会社	株式会社アロー建物管理		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号		前々所有者／前所有者	日清建設株式会社	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年9月25日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	690,000	テナント総数	1
(A) 賃貸事業収入	5,325	◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	66
賃貸料収入	4,611			不動産鑑定会社	株式会社谷澤総合鑑定所
その他収入	714	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	1,659.57
(B) 賃貸事業費用	7,718	鑑定評価額	690,000	月額賃料（千円）	4,509
物件管理等委託費	462	直接還元法による価格	701,000	敷金・保証金等（千円）	－
租税公課	－	総賃貸収益	52,036	稼働率（戸数ベース）（％）	100.0
水道光熱費	4	総賃貸費用	9,802	稼働率（面積ベース）（％）	100.0
修繕費	－	賃貸純収益（NOI）	42,233	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	66	資本的支出等	2,987	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	6,891	純収益（NCF）	39,245	調査書日付	平成18年12月27日
その他賃料事業費用	294	直接還元利回り（％）	5.6	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	－2,393	DCF法による価格	685,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	5.8		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	5.9	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	890
(E) NCF＝（C）－（D）	－2,393	原価法による積算価格	553,000	予想最大損失率（PML値）（％）	12.4
◇地域特性／物件特性◇					
JR線「芦原橋」駅から徒歩4分に立地します。本物件周辺は、なにわ筋沿いに共同住宅、小規模店舗、事業所等が混在する住商混在地域になっています。交通便利の面からは難波エリアへ1km圏で自転車等での通勤も可能であり、相応の賃貸需要が見込める地域です。「芦原橋」駅周辺にはコンビニエンスストア、ファーストフード、小規模飲食店等、単身世帯の生活に必要な施設が存在し、難波エリアへの至近性からも特に不便な点はありません。本物件建物は地上12階建のワンルームマンションで平成18年5月竣工物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：O-6-052) - (物件名称：是空弁天)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市港区弁天四丁目1番14号 (地番) 大阪府大阪市港区弁天四丁目1番9				
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
	敷地面積	282.06㎡	容積率／建ぺい率	400％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・車庫	
	延床面積	1,277.22㎡	建築時期	平成18年4月12日	
	構造・階数	RC陸屋根7階建			
タイプ別賃貸可能戸数	34戸（1R：5戸、1DK：22戸、1LDK：7戸）				
サブPM会社	株式会社オー・エム・コーポレーション		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス5号		前々所有者／前所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年5月29日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	466,000	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	34
(A) 賃貸事業収入	24,003			賃貸戸数	32
賃貸料収入	15,406	不動産鑑定会社	森井総合鑑定株式会社	賃貸可能面積（㎡）	1,096.34
その他収入	8,597	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	1,004.09
(B) 賃貸事業費用	8,535	鑑定評価額	466,000	月額賃料（千円）	2,742
物件管理等委託費	1,615	直接還元法による価格	472,000	敷金・保証金等（千円）	－
租税公課	－	総賃貸収益	36,229	稼働率（戸数ベース）（％）	94.1
水道光熱費	178	総賃貸費用	10,096	稼働率（面積ベース）（％）	91.6
修繕費	66	賃貸純収益（NOI）	26,133	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	99	資本的支出等	654	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	5,388	純収益（NCF）	25,479	調査書日付	平成18年12月27日
その他賃料事業費用	1,187	直接還元利回り（％）	5.4	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	15,468	DCF法による価格	459,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	5.1		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	5.6	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	411
(E) NCF＝（C）－（D）	15,468	原価法による積算価格	374,000	予想最大損失率（PML値）（％）	7.6
◇地域特性／物件特性◇					
JR大阪環状線「弁天町」駅から徒歩約2分に立地します。かかる路線を利用することにより同駅からターミナル駅である「大阪」駅まで約8分、「天王寺」駅まで約12分と都心部への連絡性に優れています。また「弁天町」駅周辺には飲食店・スポーツクラブ・ショッピング店・医療施設・遊技場といった設備を有する複合施設「オーク200」があり、生活利便性も優れています。本物件建物は地上7階建の1R、1DK、1LDKを有するデザイナーズマンションで平成18年4月竣工の新築物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：O-9-053) - (物件名称：サンドマークレジデンス)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 福岡県福岡市博多区中洲五丁目5番16号 (地番) 福岡県福岡市博多区中洲五丁目64番1、71番				
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
	敷地面積	1,157.64㎡	容積率／建ぺい率	500％／80％、600％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	6,130.28㎡	建築時期	平成19年1月30日	
	構造・階数	RC陸屋根15階建			
タイプ別賃貸可能戸数	175戸（1K：83戸、1R：11戸、1LDK：81戸）				
サブPM会社	株式会社三好不動産		信託受託者	中央三井信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	合同会社Rブリッジ		前々所有者／前所有者	株式会社ユニカ	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	取得（予定）価格	2,460,000	テナント総数	－
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	175
(A) 賃貸事業収入	－			賃貸戸数	－
賃貸料収入	－	不動産鑑定会社	株式会社エル・シー・アール国土利用研究所	賃貸可能面積（㎡）	5,759.20
その他収入	－	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	－
(B) 賃貸事業費用	－	鑑定評価額	2,460,000	月額賃料（千円）	－
物件管理等委託費	－	直接還元法による価格	2,530,000	敷金・保証金等（千円）	－
租税公課	－	総賃貸収益	166,574	稼働率（戸数ベース）（％）	－
水道光熱費	－	総賃貸費用	25,642	稼働率（面積ベース）（％）	－
修繕費	－	賃貸純収益（NOI）	140,931	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	－	資本的支出等	9,496	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	－	純収益（NCF）	131,435	調査書日付	平成19年2月13日
その他賃料事業費用	－	直接還元利回り（％）	5.2	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ (A)－(B)	－	DCF法による価格	2,460,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	5.1		
(D) 減価償却費	－	最終還元利回り（％）	5.3	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	3,800
(E) 賃貸事業損益＝ (C)－(D)	－	原価法による積算価格	2,440,000	予想最大損失率（PML値）（％）	4.4
◇地域特性／物件特性◇					
市営地下鉄空港・箱崎線「中洲川端」駅より徒歩約3分に立地する鉄筋コンクリート造陸屋根15階建の単身者・DINKS向け共同住宅です。本物件周辺は、昭和通り沿いに中高層の店舗事務所ビル、ホテル、共同住宅等が混在する商業地域です。「中洲川端」駅周辺は、天神・博多へのアクセスも良好であり、24時間営業コンビニエンスストアがマンションに隣接しており、単身者等の生活利便性としては比較的良好です。本物件は平成19年1月に竣工し、総戸数は175戸、1K・1R・1LDKタイプ単身者・DINKS向けの賃貸マンションとしては設備水準の高い物件です。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：F-4-031) - (物件名称：MG A金町)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 東京都葛飾区東金町二丁目23番10号 (地番) 東京都葛飾区東金町二丁目439番、440番				
土地	所有形態	所有権	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	敷地面積	1,021.47㎡	容積率／建ぺい率	200％／60％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	1,527.69㎡	建築時期	平成2年9月12日	
	構造・階数	RC陸屋根4階建			
タイプ別賃貸可能戸数	26戸（2DK：15戸、3DK：11戸）				
サブPM会社	株式会社ハウスメイトパートナーズ		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号		前々所有者／前所有者	モア都市開発株式会社	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年9月25日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	484,000	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	26
(A) 賃貸事業収入	5,499			賃貸戸数	25
賃貸料収入	5,492	不動産鑑定会社	株式会社エル・シー・アール国土利用研究所	賃貸可能面積（㎡）	1,522.89
その他収入	7	価格時点	平成19年3月1日	賃貸面積（㎡）	1,471.05
(B) 賃貸事業費用	906	鑑定評価額	484,000	月額賃料（千円）	2,458
物件管理等委託費	363	直接還元法による価格	499,000	敷金・保証金等（千円）	3,206
租税公課	－	総賃貸収益	32,751	稼働率（戸数ベース）（％）	96.2
水道光熱費	56	総賃貸費用	4,653	稼働率（面積ベース）（％）	96.6
修繕費	65	賃貸純収益（NOI）	28,097	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	44	資本的支出等	1,643	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	－	純収益（NCF）	26,453	調査書日付	平成19年3月1日
その他賃料事業費用	377	直接還元利回り（％）	5.3	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	4,592	DCF法による価格	484,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	5.2		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	5.4	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	6,400
(E) NCF＝（C）－（D）	4,592	原価法による積算価格	463,000	予想最大損失率（PML値）（％）	8.8
◇地域特性／物件特性◇					
JR常磐線「金町」駅より徒歩約8分に立地します。本物件が存する東京都葛飾区は、区内にJR常磐線・総武線・京成本線・押上線・金町線が通り、他の鉄道会社との相互乗り入れが行われていることもあり、都心へのアクセスが比較的容易です。本物件建物は地上4階建2DK及び3DKのファミリータイプのマンションで入居者は東京中心部への通勤者が中心となります。本物件建物は平成2年9月に竣工されましたが、定期的な修繕が行われているため、建物・設備共に良好な状態にあります。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：F－5－032)－(物件名称：ステラートシティ桜山)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 愛知県名古屋市昭和区広見町一丁目6番 (地番) 愛知県名古屋市昭和区広見町一丁目6番				
土地	所有形態	所有権	用途地域	近隣商業地域	
	敷地面積	668.45㎡	容積率／建ぺい率	300％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	2,071.15㎡	建築時期	平成18年7月5日	
	構造・階数	S R C陸屋根14階建			
タイプ別賃貸可能戸数	26戸（3 L D K：26戸）				
サブPM会社	宝エステートサービス株式会社		信託受託者	三菱U F J 信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号		前々所有者／前所有者	宝交通株式会社	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年8月25日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	735,000	テナント総数	1
		◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	26
(A) 賃貸事業収入	13,579			賃貸戸数	26
賃貸料収入	9,760	不動産鑑定会社	株式会社不動産投資研究所	賃貸可能面積（㎡）	1,922.25
その他収入	3,819	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	1,922.25
(B) 賃貸事業費用	8,796	鑑定評価額	735,000	月額賃料（千円）	4,493
物件管理等委託費	988	直接還元法による価格	746,000	敷金・保証金等（千円）	－
租税公課	－	総賃貸収益	52,921	稼働率（戸数ベース）（％）	100.0
水道光熱費	106	総賃貸費用	10,977	稼働率（面積ベース）（％）	100.0
修繕費	－	賃貸純収益（N O I）	41,944	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	71	資本的支出等	902	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	7,060	純収益（N C F）	41,042	調査書日付	平成18年12月25日
その他賃料事業費用	570	直接還元利回り（％）	5.5	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	4,783	D C F 法による価格	724,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	5.3		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	5.8	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	9,176
(E) N C F＝（C）－（D）	4,783	原価法による積算価格	656,000	予想最大損失率（P M L 値）（％）	10.0
◇地域特性／物件特性◇					
名古屋市営地下鉄線「桜山」駅から徒歩約9分に位置し、72.12㎡～81.0㎡の3 L D Kタイプ住戸計26室から構成される14階建の平成18年7月竣工物件です。「桜山」駅から「名古屋」駅まで名古屋市営地下鉄桜通線を利用して約15分であり、中心部に近接していることから主に名古屋中心部に勤務するサラリーマン世帯や職住接近を指向するD I N K S等に人気があるエリアです。本物件建物は外観はベージュブラウン系のカラーを基調とした外壁を有し、専用設備も賃貸マンションとしては比較的高水準にあります。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

(物件番号：F－6－033)－(物件名称：ラ・ヴィータ日本橋)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 大阪府大阪市中央区日本橋二丁目20番11号 (地番) 大阪府大阪市中央区日本橋二丁目21番15				
土地	所有形態	所有権	用途地域	商業地域	
	敷地面積	875.38㎡	容積率／建ぺい率	400％／80％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅	
	延床面積	4,980.24㎡	建築時期	平成18年9月20日	
	構造・階数	ＲＣ陸屋根15階建			
タイプ別賃貸可能戸数	69戸（２ＬＤＫ：41戸、３ＬＤＫ：13戸、４ＬＤＫ：15戸）				
サブPM会社	東急リバブル株式会社		信託受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル２号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	合同会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス６号		前々所有者／前所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス１号	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年11月27日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	1,860,000	テナント総数	－
(A) 賃貸事業収入	－	◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	69
賃貸料収入	－			賃貸戸数	－
その他収入	－	不動産鑑定会社	森井総合鑑定株式会社	賃貸可能面積（㎡）	4,605.19
(B) 賃貸事業費用	26	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	－
物件管理等委託費	－	鑑定評価額	1,860,000	月額賃料（千円）	－
租税公課	－	直接還元法による価格	1,880,000	敷金・保証金等（千円）	－
水道光熱費	－	総賃貸収益	131,261	稼働率（戸数ベース）（％）	－
修繕費	－	総賃貸費用	26,990	稼働率（面積ベース）（％）	－
保険料	9	賃貸純収益（ＮＯＩ）	104,271	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
営業広告費等	－	資本的支出等	2,643	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
その他賃料事業費用	16	純収益（ＮＣＦ）	101,628	調査書日付	平成19年1月9日
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	－26	直接還元利回り（％）	5.4	緊急修繕費（千円）	－
(D) 資本的支出	－	ＤＣＦ法による価格	1,840,000	短期修繕費（千円） （１年以内）	－
		割引率（％）	5.1	長期修繕費（千円） （２年～12年以内）	1,068
(E) ＮＣＦ＝（C）－（D）	－26	最終還元利回り（％）	5.6	予想最大損失率（PM L値）（％）	7.0
		原価法による積算価格	1,911,000		
◇地域特性／物件特性◇					
地下鉄千日前線「日本橋」駅から徒歩約9分に立地します。またターミナル駅である「なんば」駅も徒歩15分圏に有しています。かかる路線を利用することにより、「梅田」駅まで約15分と、市内中心部に立地しているため交通利便性が高い地域になっています。また、大阪の台所と呼ばれる黒門市場商店街が至近に存するほか、日本橋の電気街やなんばC i t yなど大型商業施設も生活圏内に所存していることなどより高い生活利便性を有します。本物件建物は地上15階建の４LDK、３LDK、２LDKを有するファミリーマンションで平成18年9月竣工の新築物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
本物件土地と隣地との境界の確定作業において、隣地所有者の権限が確認できていない箇所が一部あります。					

(物件番号：P-4-006) - (物件名称：n-OM1)

◇特定資産の種類、その名称及び所在地等◇					
特定資産の種類	信託受益権				
所在地	(住居表示) 東京都港区南青山四丁目17番33号 (地番) 東京都港区南青山四丁目313番1、313番2				
土地	所有形態	所有権	用途地域	第1種住居地域・第2種中高層住居専用地域	
	敷地面積	1,374.96㎡	容積率／建ぺい率	300％／60％、200％／60％	
建物	所有形態	所有権	用途	共同住宅・店舗・事務所	
	延床面積	2,862.10㎡	建築時期	平成18年10月10日	
	構造・階数	RC陸屋根地下2階付5階建			
タイプ別賃貸可能戸数	21戸（1K：10戸、1LDK：8戸、店舗：2、事務所：1）				
サブPM会社	－		信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	
マスターリース業者	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
前所有者／現所有者	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号		前々所有者／前所有者	有限会社HAKUSHIKA	
◇過年度の収益状況等◇（単位：千円）		◇価格等◇（単位：千円）		◇賃貸借の状況◇ （平成18年11月30日現在）	
運用期間	自 平成18年10月31日 至 平成18年11月30日	取得（予定）価格	3,750,000	テナント総数	1
(A) 賃貸事業収入	5,485	◇不動産鑑定評価書の概況◇ （単位：千円）		賃貸可能戸数	21
				賃貸戸数	7
賃貸料収入	4,415	不動産鑑定会社	大和不動産鑑定株式会社	賃貸可能面積（㎡）	1,960.94
その他収入	1,069	価格時点	平成19年1月31日	賃貸面積（㎡）	1,150.63
(B) 賃貸事業費用	1,827	鑑定評価額	3,750,000	月額賃料（千円）	12,597
物件管理等委託費	1,256	直接還元法による価格	3,730,000	敷金・保証金等（千円）	36,304
租税公課	－	総賃貸収益	202,881	稼働率（戸数ベース）（％）	33.3
水道光熱費	57	総賃貸費用	30,566	稼働率（面積ベース）（％）	58.7
修繕費	－	賃貸純収益（NOI）	172,315	◇建物エンジニアリング・レポートの概況◇	
保険料	119	資本的支出等	4,331	調査会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
営業広告費等	258	純収益（NCF）	167,984	調査書日付	平成18年12月28日
その他賃料事業費用	136	直接還元利回り（％）	4.5	緊急修繕費（千円）	－
(C) 賃貸事業収支＝ （A）－（B）	3,658	DCF法による価格	3,770,000	短期修繕費（千円） （1年以内）	－
		割引率（％）	4.4		
(D) 資本的支出	－	最終還元利回り（％）	4.7	長期修繕費（千円） （2年～12年以内）	44,600
(E) NCF＝（C）－（D）	3,658	原価法による積算価格	3,730,000	予想最大損失率（PML値）（％）	8.1
◇地域特性／物件特性◇					
東京メトロ各線「表参道」駅より徒歩約9分に立地します。本物件の周辺は、幅員約15mの都道沿いにおいて、規模の大きい中低層の共同住宅を中心に、社宅等も見られる閑静な住宅地域です。地域のステータス性、良好な住環境及び都心近接性を兼ね備えています。また、最寄駅である「表参道」駅付近は、旧同潤会アパート跡地に表参道ヒルズがオープンし、最寄駅付近に商業施設が集積していることに加え、当該物件の周辺は成熟した住宅地域であることから、当面の間地域要因の変動はないものと考えられ、立地の優位性は高いと言えます。本物件建物はプレミアムマンションで平成18年10月竣工の新築物件であり外壁等目立つ汚れもなく良好に管理されています。					
◇特記事項◇					
該当事項はありません。					

⑤ ポートフォリオ全体に係る事項

取得済資産及び取得予定資産の概要並びに本投資法人が取得予定資産を取得した後における投資比率等は、以下の通りです。

なお、本投資法人は、取得済資産のうちc-MA3（物件番号：P-4-004）に係る2棟の建物のうち、主たる用途が事務所であるA棟（延床面積：3,196.83㎡）及び土地の共有持分（持分割合67.9%）を3,558百万円で売却する信託受益権譲渡契約を平成19年4月3日付で締結していますが、売却が実行される時期が、同年9月30日までの別途買主と合意する日であることから、以下の表ではこれを含めて記載しています。

（イ）取得済資産及び取得予定資産の概要

（平成18年11月30日現在）

物件番号	物件名称	地域区分 (注1)	敷地面積 (㎡) (注2)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・階数 (注2)	建築時期 (注2)	築年数 (年) (注3)	PML値 (%) (注4)	取得（予定）価格 (千円) (注5)	投資比率 (%) (注6)
取得済資産										
O-1-001	サテラ北34条	地方	3,398.25	6,859.56	RC陸屋根11階建	平成6年9月20日	12.2	7.8	1,133,714	1.5
O-1-002	カレラ2.9	地方	262.53	1,107.91	RC陸屋根9階建	平成16年3月12日	2.7	7.0	281,285	0.4
O-1-003	サッポロヒルズ	地方	264.46	1,340.95	RC陸屋根10階建	平成15年10月25日	3.1	7.8	287,666	0.4
O-1-004	サテラ永山	地方	2,372.00	①3,422.59 ②166.75	①RC陸屋根7階建 ②S亜鉛メッキ鋼板葺平塚建	①平成9年2月19日 ②平成8年3月14日	①9.8 ②10.7	1.0未満	342,428	0.4
O-1-023	ステージアs12	地方	845.19	1,905.20	RC陸屋根9階建	平成18年1月26日	0.8	8.8	460,839	0.6
O-4-005	ベル越谷21	関東圏	516.40	1,403.70	RC陸屋根9階建	平成17年4月20日	1.6	7.9	499,333	0.7
O-4-006	ジョイフル狭山	関東圏	620.75	1,046.61	RC陸屋根4階建	平成3年7月29日	15.4	8.4	216,619	0.3
O-4-007	ルミエール八王子	関東圏	1,595.42	2,254.89	RC陸屋根5階建	昭和61年3月14日	20.7	9.5	480,761	0.6
O-4-008	Kiyosumi h+	関東圏	2,775.96	9,948.90	RC陸屋根8階建	平成17年12月26日	0.9	12.6	5,024,619	6.6
O-4-009	ターキーズ田園調布第2	関東圏	248.88	491.78	RC陸屋根5階建	平成元年2月6日	17.8	9.2	281,523	0.4
O-4-010	スカイコート100	関東圏	545.94	2,201.20	SRC陸屋根地下1階付8階建	平成2年10月29日	16.1	12.2	379,857	0.5
O-4-011	FC高砂町	関東圏	196.95	641.86	RC陸屋根7階建	平成14年2月5日	4.8	12.2	233,142	0.3
O-4-012	サイトピア	関東圏	654.00	1,949.05	SRC・RC陸屋根8階建	昭和62年10月31日	19.1	10.3	506,142	0.7
O-4-024	VISTAシュブリーム	関東圏	533.49	914.28	RC陸屋根4階建	平成17年3月3日	1.7	9.2	563,584	0.7
O-4-025	ジョイ尾山台	東京都心7区	446.28	1,221.70	RC陸屋根5階建	昭和60年7月18日	21.4	9.3	624,265	0.8
O-4-031	エステージ大塚	関東圏	605.57	1,168.57	RC陸屋根5階建	平成6年3月30日	12.7	10.4	725,229	0.9
O-5-013	ステージア金山	地方	397.12	1,444.36	RC陸屋根9階建	平成18年2月20日	0.8	10.9	490,095	0.6
O-5-026	エクセルシオール栄	地方	630.38	1,736.61	RC陸屋根7階建	平成14年3月12日	4.7	10.4	641,767	0.8

物件番号	物件名称	地域 区分 (注1)	敷地面積 (㎡) (注2)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・階数 (注2)	建築時期 (注2)	築年数 (年) (注3)	PML値 (%) (注4)	取得(予定) 価格 (千円) (注5)	投資 比率 (%) (注6)
Ｏ－５－０２７	ステージア日 比野	地方	262.25	823.64	ＲＣ陸屋根８階 建	平成18年 1月16日	0.9	12.0	317,603	0.4
Ｏ－６－０１４	セレニテド リームネオポ リス市岡	地方	465.92	2,276.36	ＲＣ陸屋根10階 建	平成18年 2月20日	0.8	9.8	722,761	0.9
Ｏ－６－０１５	セントロイヤ ルクラブ海老 江	地方	204.06	949.82	ＲＣ陸屋根10階 建	平成18年 2月8日	0.8	9.1	350,904	0.5
Ｏ－６－０１６	ドリームネオ ボリス今福西	地方	275.18	1,258.40	ＲＣ陸屋根８階 建	平成17年 10月13日	1.1	14.7	413,857	0.5
Ｏ－６－０１７	メゾンフロー ラ	地方	470.40	2,064.56	ＲＣ陸屋根・ス レート葺８階建	平成２年 6月1日	16.5	8.3	584,285	0.8
Ｏ－６－０１８	ウィンド フォー南本町	地方	542.14	1,072.52	ＲＣ陸屋根６階 建	平成３年 7月11日	15.4	11.6	307,142	0.4
Ｏ－６－０２８	インペリアル 新大阪	地方	168.94	883.00	ＲＣ陸屋根10階 建	平成17年 10月17日	1.1	11.0	285,723	0.4
Ｏ－６－０２９	グランメール 東淀川	地方	381.62	614.51	ＲＣ陸屋根４階 建	平成17年 2月25日	1.8	14.8	236,069	0.3
Ｏ－６－０３０	ドリームネオ ボリス深江南	地方	282.11	669.96	ＲＣ陸屋根４階 建	平成17年 11月19日	1.0	12.8	184,716	0.2
Ｏ－９－０１９	スターズ内山	地方	176.29	609.74	ＲＣ陸屋根８階 建	平成７年 11月27日	11.0	4.2	160,000	0.2
Ｏ－９－０２０	内山南小倉駅 前ビル	地方	916.08	4,065.76	ＳＲＣ陸屋根13 階建	平成４年 12月3日	14.0	4.7	579,761	0.8
Ｏ－９－０２１	デュミナス唐 人町	地方	144.20	754.26	ＲＣ陸屋根９階 建	平成17年 3月19日	1.7	2.4	209,714	0.3
Ｏ－９－０２２	ストリームラ イン大濠	地方	469.02	1,627.55	ＲＣ陸屋根９階 建	平成18年 3月23日	0.7	6.0	382,857	0.5
ワンルーム(計31物件)小計			21,667.78	58,896.55	—	—	6.4	—	17,908,275	23.4
F－２－００１	ロイヤルガー デン森林公園	地方	1,200.24	2,373.27	ＲＣコンクリー ト屋根・陸屋根 7階建	平成元年 8月30日	17.3	6.9	396,190	0.5
F－２－００２	グリーンパー ク小松島	地方	1,371.85	3,106.12	ＳＲＣ・ＲＣ ルーフィング葺 10階建	平成２年 10月1日	16.2	7.1	550,523	0.7
F－２－００３	ダイアパレス 泉崎	地方	1,178.88	2,338.89	ＲＣ陸屋根地下 1階付5階建	平成元年 7月11日	17.4	10.8	355,095	0.5
F－２－００４	サンヴァーリ オ高砂	地方	998.19	1,692.80	ＲＣ陸屋根11階 建	平成17年 6月10日	1.5	9.7	364,904	0.5
F－４－００５	ジョアンナマ ンション	関東圏	2,630.32	4,537.72	ＳＲＣ陸屋根10 階建	平成４年 2月22日	14.8	3.8	556,714	0.7
F－４－００６	入間駅前ビル	関東圏	1,725.19	4,942.65	ＲＣ陸屋根８階 建	昭和61年 3月20日	20.7	8.1	1,517,000	2.0
F－４－００７	入間駅前第二 ビル	関東圏	2,205.78	4,504.84	ＲＣ陸屋根８階 建	昭和63年 3月23日	18.7	8.3	687,666	0.9
F－４－００８	セレーノ大宮	関東圏	5,604.96	① 782.46 ②1,162.18 ③ 782.46 ④4,234.79	①ＳＲＣ陸屋根 ４階建 ②ＲＣ陸屋根３ 階建 ③ＲＣ陸屋根４ 階建 ④ＲＣ陸屋根７ 階建	平成９年 11月27日	9.0	10.9	1,554,523	2.0

物件番号	物件名称	地域 区分 (注1)	敷地面積 (㎡) (注2)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・階数 (注2)	建築時期 (注2)	築年数 (年) (注3)	PML値 (%) (注4)	取得(予定)価格 (千円) (注5)	投資 比率 (%) (注6)
F-4-009	すずらん館	関東圏	247.13	1,319.71	S・RC陸屋根 8階建	平成12年 3月15日	6.7	9.6	441,190	0.6
F-4-010	ボヌール常盤	関東圏	1,194.21	2,241.04	RCルーフィ ング葺5階建	昭和63年 2月29日	18.8	9.5	752,904	1.0
F-4-011	プロフィット リンク竹ノ塚	関東圏	1,303.22	2,498.10	RC陸屋根6階 建	平成2年 2月6日	16.8	11.7	636,333	0.8
F-4-012	竹ノ塚フラッ ト	関東圏	3,597.68	8,594.90	RC陸屋根8階 建	平成3年 3月6日	15.7	12.3	2,051,809	2.7
F-4-013	ドリームハイ ツ	関東圏	449.06	1,247.47	RC陸屋根地下 1階付5階建	昭和60年 10月17日	21.1	8.6	358,666	0.5
F-4-014	グリーンヒル ズ飛鳥山	関東圏	989.43	1,580.13	RC陸屋根ルー フィング葺5階 建	平成4年 2月18日	14.8	8.9	587,238	0.8
F-4-015	王子ハイツ	関東圏	210.88	1,045.55	SRC陸屋根11 階建	平成3年 11月22日	15.0	9.7	347,857	0.5
F-4-016	阪上ロイヤル ハイツ第二	関東圏	301.26	1,368.27	SRC陸屋根10 階建	平成2年 10月16日	16.1	10.2	360,714	0.5
F-4-017	パティオ等々 力	東京都心7区	886.00	2,553.49	RC陸屋根7階 建	平成8年 10月31日	10.1	11.6	1,764,809	2.3
F-4-018	シェモア桜ヶ 丘	関東圏	803.38	2,055.87	RC陸屋根7階 建	平成元年 3月15日	17.7	9.9	609,904	0.8
F-4-019	リーベスト西 千葉	関東圏	4,556.00 (敷地権の 割合 1,106,014/ 1,682,955)	10,519.36 (延専有面 積)	SRC陸屋根地下 1階付14階建	平成11年 2月18日	7.8	14.0	2,152,476	2.8
F-4-020	コリンヌ津田 沼	関東圏	1,133.87	1,434.29	RC陸屋根3階 建	平成元年 3月31日	17.7	14.1	352,761	0.5
F-4-021	磯子フラット	関東圏	17,548.64	① 450.33 ② 5,884.71 ③ 22,232.78 ④ 2,614.14	①RC陸屋根3 階建 ②RC陸屋根7 階建 ③RC陸屋根8 階建 ④RC陸屋根地下 1階付5階建	①平成2年 8月20日 ②平成2年 10月4日 ③平成2年 8月8日 ④平成2年 10月4日	①16.3 ②16.2 ③16.3 ④16.2	14.0	5,290,571	6.9
F-4-022	茅ヶ崎ダイカ ンプラザ	関東圏	987.28	1,909.27	RC陸屋根5階 建	昭和62年 9月9日	19.2	13.4	453,571	0.6
F-4-028	ウィンベル コーラス平塚 第13	関東圏	738.98	1,787.02	RC陸屋根7階 建	平成2年 12月18日	16.0	12.9	477,587	0.6
F-4-029	リーベスト東 中山	関東圏	7,468.32 (敷地権の割 合601,136/ 1,449,631)	5,715.97 (延専有面 積)	SRC陸屋根地下 1階付11階建	平成12年 2月14日	6.8	9.5	1,371,314	1.8
F-4-030	リーベスト中 山	関東圏	14,266.55 (敷地権の割 合496,959/ 1,235,625)	4,720.41 (延専有面 積)	RC陸屋根10階 建	平成11年 2月24日	7.8	7.6	837,348	1.1
F-5-023	ステラートシ ティ伝馬町	地方	559.13	2,453.19	RC陸屋根11階 建	平成18年 3月21日	0.7	8.5	627,785	0.8
F-5-024	グレースマン ション藤	地方	2,244.20	3,013.10	RC陸屋根7階 建	平成6年 3月4日	12.8	13.4	492,761	0.6
F-6-025	ルネ神戸北町 IIセンター コート	地方	27,392.38	11,819.67	SRCルーフィ ング葺地下1階 付14階建	平成4年 3月3日	14.8	8.6	878,857	1.1

物件番号	物件名称	地域 区分 (注1)	敷地面積 (㎡) (注2)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・階数 (注2)	建築時期 (注2)	築年数 (年) (注3)	PML値 (%) (注4)	取得(予定) 価格 (千円) (注5)	投資 比率 (%) (注6)
F-6-026	サテラ魚住	地方	2,700.79	4,972.86	RC陸屋根8階建	平成15年 3月20日	3.7	8.9	635,666	0.8
F-9-027	イマージュ霧が丘	地方	1,898.31	3,789.22	S・RC陸屋根13階建	平成4年 7月7日	14.4	5.3	662,714	0.9
ファミリー(計30物件)小計			108,392.11	138,279.03	—	—	13.4	—	28,127,463	36.7
P-4-001	チェルシーガーデン	東京都心7区	2,312.76	5,273.44	RC陸屋根地下1階付3階建	平成12年 9月18日	6.2	7.9	4,238,476	5.5
P-4-002	c-MA1	東京都心7区	280.56	453.48	RC・S陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付3階建	昭和60年4月30日(平成15年10月22日増築完了)	21.6 (3.1)	7.8	618,095	0.8
P-4-003	c-MA2	東京都心7区	409.75	723.01	S・RC合金メッキ鋼板葺地下1階付4階建	平成16年 11月16日	2.0	8.2	699,285	0.9
P-4-004	c-MA3	東京都心7区	1,307.48	A棟: 3,196.83 B棟: 2,246.26	A棟:SRC・RC陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺地下3階付8階建 B棟:RC陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺地下3階付5階建	平成5年3月10日(平成17年1月再生工事完了)	13.7	A棟: 9.4 B棟: 8.7	4,344,238	5.7
P-4-005	n-GT1	東京都心7区	528.25	695.71	RC陸屋根3階建	平成17年 1月31日	1.8	8.4	466,095	0.6
プレミアム(計5物件)小計			4,838.80	12,588.73	—	—	9.8	—	10,366,190	13.5
取得予定資産										
O-1-032	ステージアn25	地方	330.57	1,477.53	RC陸屋根10階建	平成18年 2月27日	0.8	9.2	316,000	0.4
O-1-033	フラットカレラ	地方	312.85	1,158.34	RC陸屋根9階建	平成13年 12月7日	5.0	6.7	290,000	0.4
O-1-034	s13w9h+	地方	668.33	2,145.82	RC陸屋根10階建	平成18年 1月31日	0.8	7.5	463,000	0.6
O-1-035	s9w12h+	地方	778.57	2,668.97	RC陸屋根14階建	平成18年 10月27日	0.1	8.1	533,000	0.7
O-1-036	ステージアhg7	地方	419.85	1,667.84	RC陸屋根地下1階付10階建	平成18年 3月20日	0.7	7.0	315,000	0.4
O-2-037	バーシティハウス西下台	地方	1,546.86	2,508.35	RC陸屋根5階建	平成18年 5月23日	0.5	4.9	512,000	0.7
O-4-038	マーベラス新座	関東圏	663.40	1,503.52	RC陸屋根6階建	平成18年 11月20日	0.0	7.9	590,438	0.8
O-4-039	東信松涛マンション	東京都心7区	585.71	1,232.63	RC陸屋根4階建	昭和53年 6月27日	28.4	12.7	912,000	1.2
O-5-040	ステージア千代田	地方	322.07	1,527.08	RC陸屋根11階建	平成18年 7月29日	0.3	8.8	633,000	0.8
O-5-041	ステージア太閤通	地方	856.71	3,190.39	RC陸屋根15階建	平成18年 8月24日	0.3	10.4	1,120,000	1.5
O-5-042	ステラ金山壱番館	地方	489.37	930.03	RC陸屋根7階建	平成18年 9月14日	0.2	10.6	370,000	0.5

物件番号	物件名称	地域区分 (注1)	敷地面積 (㎡) (注2)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・階数 (注2)	建築時期 (注2)	築年数 (年) (注3)	PML値 (%) (注4)	取得(予定)価格 (千円) (注5)	投資比率 (%) (注6)
O-5-043	ステラ金山式番館	地方	517.01	1,017.76	R C陸屋根7階建	平成19年1月18日	—	10.0	375,000	0.5
O-6-044	ドリームネオボリス大日	地方	234.18	692.04	R C陸屋根5階建	平成18年1月23日	0.9	13.5	217,000	0.3
O-6-045	ステージア東中島I	地方	148.66	719.04	R Cスレート葺8階建	平成18年3月21日	0.7	11.1	244,000	0.3
O-6-046	インペリアル塚本	地方	613.62	2,175.21	R C陸屋根11階建	平成18年3月30日	0.7	12.2	730,000	1.0
O-6-047	セントロイヤルクラブ天満橋	地方	169.28	801.51	R C陸屋根11階建	平成17年9月13日	1.2	14.5	338,000	0.4
O-6-048	セントロイヤルクラブ材木町	地方	178.06	974.21	R C陸屋根11階建	平成18年9月9日	0.2	6.9	325,000	0.4
O-6-049	C i t y L i f e 谷町	地方	678.05	2,213.11	R C陸屋根10階建	平成19年1月15日	—	13.9	1,040,000	1.4
O-6-050	インペリアル桜川南II	地方	308.00	1,543.78	R C合金メッキ鋼板葺・陸屋根10階建	平成18年3月3日	0.7	11.8	486,000	0.6
O-6-051	インペリアル桜川南I	地方	301.30	2,260.40	R C陸屋根12階建	平成18年8月10日	0.3	12.4	690,000	0.9
O-6-052	是空弁天	地方	282.06	1,277.22	R C陸屋根7階建	平成18年4月12日	0.6	7.6	466,000	0.6
O-9-053	サンドマークレジデンス	地方	1,157.64	6,130.28	R C陸屋根15階建	平成19年1月30日	—	4.4	2,460,000	3.2
ワンルーム(計22物件)小計			11,562.15	39,815.06	—	—	2.3	—	13,425,438	17.5
F-4-031	M G A 金町	関東圏	1,021.47	1,527.69	R C陸屋根4階建	平成2年9月12日	16.2	8.8	484,000	0.6
F-5-032	ステラートシティ桜山	地方	668.45	2,071.15	S R C陸屋根14階建	平成18年7月5日	0.4	10.0	735,000	1.0
F-6-033	ラ・ヴィータ日本橋	地方	875.38	4,980.24	R C陸屋根15階建	平成18年9月20日	0.2	7.0	1,860,000	2.4
ファミリー(計3物件)小計			2,565.30	8,579.08	—	—	2.8	—	3,079,000	4.0
P-4-006	n-OM1	東京都心7区	1,374.96	2,862.10	R C陸屋根地下2階付5階建	平成18年10月10日	0.1	8.1	3,750,000	4.9
プレミアム(計1物件)小計			1,374.96	2,862.10	—	—	0.1	—	3,750,000	4.9
合計(計92物件)			150,401.10	261,020.55	—	—	8.3	5.4	76,656,367	100.0

(注1) 「地域区分」の欄における、東京都心7区、関東圏及び地方の区分については、前記「(1) 投資方針 ① 基本方針 <投資対象エリア別投資比率>」における(注1)乃至(注3)をご参照下さい。

(注2) 「敷地面積」、「延床面積」、「構造・階数」及び「建築時期」の各欄は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。なお、一部の物件については道路として使用されている部分も含まれます。略称は、それぞれ次を表します。

S R C : 鉄骨鉄筋コンクリート造、R C : 鉄筋コンクリート造、S : 鉄骨造

(注3) 「築年数」の欄には、平成18年11月30日現在における建築時期からの経過年数を小数第2位を四捨五入して記載しています。平成18年12月1日以降に建築された物件については0年として計算しています。合計欄及び小計欄には、四捨五入前の各物件の築年数(竣工年月の異なる複数棟からなる物件については、延床面積で加重平均した年数を当該物件の築年数として計算しています。)を取得(予定)価格で加重平均した数値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

- (注4) 「PML (Probable Maximum Loss) 値」とは、地震による予想最大損失率を意味します。PML 値は、個別建築物に関するものと、ポートフォリオに関するものに分けられます。PML 値についての統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、想定した予定使用期間（50年＝一般的建物の耐用年数）中に想定される最大規模の地震（475年に一度起こる大地震＝50年間に起こる可能性が10%の大地震）によりどの程度の被害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率（％）で示したものを意味します。なお、合計欄に記載された5.4％は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社作成の「92物件ポートフォリオ解析」に基づくポートフォリオPML 値を記載しています。
- (注5) 「取得（予定）価格」は、第2期取得済資産については、本投資法人が各不動産信託の全受益者との間で締結した信託受益権譲渡契約に、取得予定資産については本投資法人が各不動産信託の現受益者との間で締結した不動産信託受益権譲渡契約にそれぞれ記載された各不動産信託の受益権の売買価格（消費税等相当額を除きます。）を、それぞれ千円未満を切り捨てて記載しています。
- (注6) 「投資比率」の欄には、取得（予定）価格の合計額に対する各取得済資産及び取得予定資産の取得（予定）価格の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(ロ) 賃貸状況の概要

(平成18年11月30日現在)

物件番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	稼働率 (戸数ベース) (%) (注5)	稼働率 (面積ベース) (%) (注6)	テナント 総数 (注7)	年間賃料総額 (注8)		マスター リースの 種別
		(千円)	シェア (%)								
取得済資産											
〇ー1ー001	サテラ北34条	5,691.96	5,357.42	181	172	95.0	94.1	1	111,178	2.3	パス・ス ルー型
〇ー1ー002	カレラ2.9	956.31	956.31	26	26	100.0	100.0	1	21,086	0.4	パス・ス ルー型 (注9)
〇ー1ー003	サッポロヒルズ	1,195.95	1,195.95	28	28	100.0	100.0	1	21,605	0.4	パス・ス ルー型 (注9)
〇ー1ー004	サテラ永山	2,744.83	2,276.77	79	67	84.8	82.9	1	39,362	0.8	パス・ス ルー型
〇ー1ー023	ステージア s 12	1,637.76	1,637.76	48	48	100.0	100.0	1	37,022	0.7	パス・ス ルー型
〇ー4ー005	ベル越谷21	1,204.24	1,135.39	49	46	93.9	94.3	1	38,484	0.8	パス・ス ルー型
〇ー4ー006	ジョイフル狭山	870.97	837.47	52	50	96.2	96.2	1	22,828	0.5	パス・ス ルー型
〇ー4ー007	ルミエール八王子	1,649.70	1,632.15	94	93	98.9	98.9	1	46,695	0.9	パス・ス ルー型
〇ー4ー008	Kiyosumi h+	7,499.18	7,499.18	200	200	100.0	100.0	1	304,858	6.2	パス・ス ルー型 (注9)
〇ー4ー009	ターキーズ田園調布第2	462.12	427.71	27	25	92.6	92.6	1	19,992	0.4	パス・ス ルー型
〇ー4ー010	スカイコート100	1,903.05	1,848.98	30	29	96.7	97.2	1	34,330	0.7	パス・ス ルー型
〇ー4ー011	F C 高砂町	483.17	458.80	21	20	95.2	95.0	1	19,925	0.4	パス・ス ルー型
〇ー4ー012	サイトピア	1,694.90	1,533.35	86	79	91.9	90.5	1	52,407	1.1	パス・ス ルー型
〇ー4ー024	V I S T A シュブリーム	894.34	871.54	37	36	97.3	97.5	1	34,104	0.7	パス・ス ルー型
〇ー4ー025	ジョイ尾山台	1,057.19	1,057.19	21	21	100.0	100.0	1	42,234	0.9	パス・ス ルー型
〇ー4ー031	エステージ大塚	1,064.46	937.32	27	24	88.9	88.1	1	38,784	0.8	パス・ス ルー型
〇ー5ー013	ステージア金山	1,192.32	1,167.48	48	47	97.9	97.9	1	36,913	0.7	パス・ス ルー型
〇ー5ー026	エクセルシオール栄	1,486.56	1,486.56	48	48	100.0	100.0	1	40,752	0.8	パス・ス ルー型
〇ー5ー027	ステージア日比野	767.25	742.50	31	30	96.8	96.8	1	23,184	0.5	パス・ス ルー型
〇ー6ー014	セレニテドリームネオポリス市岡	1,626.88	1,600.64	62	61	98.4	98.4	1	50,438	1.0	パス・ス ルー型
〇ー6ー015	セントロイヤルクラブ海老江	769.93	769.93	28	28	100.0	100.0	1	25,927	0.5	パス・ス ルー型
〇ー6ー016	ドリームネオポリス今福西	1,020.93	952.69	29	28	96.6	93.3	1	28,799	0.6	パス・ス ルー型

物件番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	稼働率 (戸数ベース) (%) (注5)	稼働率 (面積ベース) (%) (注6)	テナント 総数 (注7)	年間賃料総額 (注8)		マスター リースの 種別
									(千円)	シェア (%)	
○-6-017	メゾンフローラ	1,684.21	1,563.54	38	37	97.4	92.8	1	41,544	0.8	パス・スルー型
○-6-018	ウィンドフォー南本町	905.42	836.05	39	36	92.3	92.3	1	24,324	0.5	パス・スルー型
○-6-028	インパリアル新大阪	628.65	628.65	27	27	100.0	100.0	1	21,903	0.4	パス・スルー型
○-6-029	グランメール東淀川	585.30	585.30	27	27	100.0	100.0	1	18,456	0.4	パス・スルー型
○-6-030	ドリームネオボリス深江南	567.76	567.76	16	16	100.0	100.0	1	14,160	0.3	パス・スルー型
○-9-019	スターズ内山	567.61	485.80	27	23	85.2	85.6	1	13,584	0.3	パス・スルー型
○-9-020	内山南小倉駅前ビル	3,343.95	2,628.85	48	37	77.1	78.6	1	39,124	0.8	パス・スルー型
○-9-021	デュミナス唐人町	532.80	489.58	24	22	91.7	91.9	1	15,432	0.3	パス・スルー型
○-9-022	ストリームライン大濠	1,249.52	1,249.52	48	48	100.0	100.0	1	34,284	0.7	パス・スルー型
ワンルーム(計31物件)小計		47,939.22	45,418.14	1,546	1,479	95.7	94.7	3	1,313,727	26.6	—
F-2-001	ロイヤルガーデン森林公園	2,053.10	1,987.98	29	28	96.6	96.8	1	35,496	0.7	パス・スルー型
F-2-002	グリーンパーク小松島	2,781.60	2,291.52	45	37	82.2	82.4	1	39,323	0.8	パス・スルー型
F-2-003	ダイアパレス泉崎	2,036.05	1,739.80	37	32	86.5	85.4	1	28,738	0.6	パス・スルー型
F-2-004	サンヴァーリオ高砂	1,623.68	1,623.68	32	32	100.0	100.0	1	30,816	0.6	パス・スルー型
F-4-005	ジョアンナマンション	4,066.20	3,747.60	52	48	92.3	92.2	1	54,701	1.1	パス・スルー型
F-4-006	入間駅前ビル	4,266.59	4,111.36	67	64	95.5	96.4	1	122,487	2.5	パス・スルー型
F-4-007	入間駅前第二ビル	3,601.74	3,380.58	53	49	92.5	93.9	1	62,755	1.3	パス・スルー型
F-4-008	セレーノ大宮	6,698.60	6,501.30	102	99	97.1	97.1	1	138,584	2.8	パス・スルー型
F-4-009	すずらん館	1,151.35	1,151.35	20	20	100.0	100.0	1	37,175	0.8	パス・スルー型
F-4-010	ボヌール常盤	1,925.47	1,816.12	28	26	92.9	94.3	1	54,864	1.1	パス・スルー型
F-4-011	プロフィットリンク竹ノ塚	2,404.66	2,217.74	46	42	91.3	92.2	1	47,393	1.0	パス・スルー型
F-4-012	竹ノ塚フラット	8,232.98	8,232.98	111	111	100.0	100.0	1	149,200	3.0	賃料保証型
F-4-013	ドリームハイッ	1,073.69	946.08	19	17	89.5	88.1	1	25,812	0.5	パス・スルー型
F-4-014	グリーンヒルズ飛鳥山	1,480.10	1,480.10	28	28	100.0	100.0	1	44,652	0.9	パス・スルー型
F-4-015	王子ハイツ	989.31	989.31	20	20	100.0	100.0	1	32,292	0.7	パス・スルー型

物件番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	稼働率 (戸数ベース) (%) (注5)	稼働率 (面積ベース) (%) (注6)	テナント 総数 (注7)	年間賃料総額 (注8)		マスター リースの 種別
									(千円)	シェア (%)	
F-4-016	阪上ロイヤル ハイツ第二	1,175.86	1,175.86	28	28	100.0	100.0	1	31,932	0.6	パス・ス ルー型
F-4-017	パティオ等々 力	2,410.47	2,410.47	26	26	100.0	100.0	1	97,401	2.0	パス・ス ルー型
F-4-018	シェモア桜ヶ 丘	1,910.03	1,849.80	30	29	96.7	96.8	1	48,180	1.0	パス・ス ルー型
F-4-019	リーバスト西 千葉	10,988.88	10,763.66	140	137	97.9	98.0	1	201,070	4.1	パス・ス ルー型
F-4-020	コリンヌ津田 沼	1,450.80	1,450.80	20	20	100.0	100.0	1	26,929	0.5	パス・ス ルー型 (注9)
F-4-021	磯子フラット	25,007.11	25,007.11	279	279	100.0	100.0	1	407,294	8.2	賃料保証 型
F-4-022	茅ヶ崎ダイカ ンプラザ	1,838.43	1,727.04	34	32	94.1	93.9	1	37,877	0.8	パス・ス ルー型
F-4-028	ウィンベル コーラス平塚 第13	1,533.51	1,208.22	33	26	78.8	78.8	1	26,268	0.5	パス・ス ルー型
F-4-029	リーバスト東 中山	6,011.36	5,765.62	76	73	96.1	95.9	1	130,272	2.6	パス・ス ルー型
F-4-030	リーバスト中 山	4,973.19	4,598.73	56	52	92.9	92.5	1	84,564	1.7	パス・ス ルー型
F-5-023	ステラートシ ティ伝馬町	2,179.40	2,179.40	40	40	100.0	100.0	1	52,925	1.1	パス・ス ルー型
F-5-024	グレースマン ション藤	2,882.52	2,882.52	45	45	100.0	100.0	1	41,792	0.8	パス・ス ルー型 (注9)
F-6-025	ルネ神戸北町 IIセンター コート	10,548.28	10,548.28	126	126	100.0	100.0	1	79,000	1.6	賃料保証 型
F-6-026	サテラ魚住	4,676.55	4,530.16	64	62	96.9	96.9	1	64,008	1.3	パス・ス ルー型
F-9-027	イマージュ霧 が丘	3,667.49	3,486.04	63	60	95.2	95.1	1	58,014	1.2	パス・ス ルー型
ファミリー（計30物件）小計		125,639.00	121,801.21	1,749	1,688	96.5	96.9	3	2,291,823	46.4	—
P-4-001	チェルシー ガーデン	3,810.93	3,810.93	17	17	100.0	100.0	1	241,920	4.9	パス・ス ルー型
P-4-002	c-MA 1	377.93	279.48	4	3	75.0	74.0	1	26,371	0.5	パス・ス ルー型
P-4-003	c-MA 2	658.20	658.20	10	10	100.0	100.0	1	42,030	0.9	パス・ス ルー型 (注9)
P-4-004	c-MA 3 (注10)	3,602.99	3,550.37	26	25	96.2	98.5	1	252,118	5.1	パス・ス ルー型
P-4-005	n-GT 1	707.55	707.55	10	10	100.0	100.0	1	27,588	0.6	パス・ス ルー型
プレミアム（計5物件）小計		9,157.60	9,006.53	67	65	97.0	98.4	1	590,027	11.9	—
取得予定資産											
O-1-032	ステージア n 25	1,279.89	1,243.57	36	35	97.2	97.2	1	26,201	0.5	パス・ス ルー型

物件番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	稼働率 (戸数ベース) (%) (注5)	稼働率 (面積ベース) (%) (注6)	テナント 総数 (注7)	年間賃料総額 (注8)		マスター リースの 種別
									(千円)	シェア (%)	
O-1-033	フラットカレラ	971.15	971.15	26	26	100.0	100.0	1	20,843	0.4	パス・スルー型 (注9)
O-1-034	s13w9h+	1,835.21	1,835.21	48	48	100.0	100.0	1	37,848	0.8	パス・スルー型
O-1-035	s9w12h+	2,210.96	324.52	55	8	14.5	14.7	1	6,516	0.1	パス・スルー型
O-1-036	ステージアhg7	1,208.07	1,175.68	36	35	97.2	97.3	1	25,446	0.5	パス・スルー型
O-2-037	パーシティハウス西下台	2,304.00	2,304.00	76	76	100.0	100.0	1	45,393	0.9	パス・スルー型 (注9)
O-4-038	マーベラス新座	1,260.00	—	56	—	—	—	—	—	—	—
O-4-039	東信松涛マンション	1,044.19	986.59	27	25	92.6	94.5	1	51,524	1.0	パス・スルー型
O-5-040	ステージア千代田	1,447.40	1,447.40	60	60	100.0	100.0	1	48,487	1.0	パス・スルー型
O-5-041	ステージア太閤通	3,075.93	—	98	—	—	—	—	—	—	—
O-5-042	ステラ金山壹番館	892.44	—	36	—	—	—	—	—	—	—
O-5-043	ステラ金山貳番館	970.80	—	36	—	—	—	—	—	—	—
O-6-044	ドリームネオボリス大日	608.45	608.45	19	19	100.0	100.0	1	17,940	0.4	パス・スルー型
O-6-045	ステージア東中島Ⅰ	539.07	539.07	21	21	100.0	100.0	1	18,324	0.4	パス・スルー型
O-6-046	インペリアル塚本	1,710.27	1,658.81	66	64	97.0	97.0	1	53,282	1.1	パス・スルー型
O-6-047	セントロイヤルクラブ天満橋	662.00	662.00	20	20	100.0	100.0	1	23,303	0.5	パス・スルー型
O-6-048	セントロイヤルクラブ材木町	723.58	385.33	21	11	52.4	53.3	1	12,831	0.3	パス・スルー型
O-6-049	C i t y L i f e谷町	1,927.80	—	54	—	—	—	—	—	—	—
O-6-050	インペリアル桜川南Ⅱ	1,146.51	1,119.44	45	44	97.8	97.6	1	35,738	0.7	パス・スルー型
O-6-051	インペリアル桜川南Ⅰ	1,659.57	1,659.57	66	66	100.0	100.0	1	54,108	1.1	パス・スルー型
O-6-052	是空弁天	1,096.34	1,004.09	34	32	94.1	91.6	1	32,913	0.7	パス・スルー型
O-9-053	サンドマークレジデンス	5,759.20	—	175	—	—	—	—	—	—	—
ワンルーム(計22物件)小計		34,332.83	17,924.88	1,111	590	53.1 (注11)	52.2 (注11)	2	510,702	10.3	—
F-4-031	MGA金町	1,522.89	1,471.05	26	25	96.2	96.6	1	29,504	0.6	パス・スルー型
F-5-032	ステラートシティ桜山	1,922.25	1,922.25	26	26	100.0	100.0	1	53,916	1.1	パス・スルー型

物件番号	物件名称	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能戸数 (戸) (注3)	賃貸戸数 (戸) (注4)	稼働率 (戸数ベース) (%) (注5)	稼働率 (面積ベース) (%) (注6)	テナント 総数 (注7)	年間賃料総額 (注8)		マスター リースの 種別
									(千円)	シェア (%)	
F-6-033	ラ・ヴィータ 日本橋	4,605.19	—	69	—	—	—	—	—	—	パス・ス ルー型
ファミリー（計3物件）小計		8,050.33	3,393.30	121	51	42.1 (注11)	42.2 (注11)	1	83,421	1.7	—
P-4-006	n-OM1	1,960.94	1,150.63	21	7	33.3	58.7	1	151,166	3.1	パス・ス ルー型
プレミアム（計1物件）小計		1,960.94	1,150.63	21	7	33.3	58.7	1	151,166	3.1	—
合計92物件		227,079.92	198,694.69	4,615	3,880	84.1 (注11)	87.5 (注11)	4	4,940,869	100.0	—

(注1) 「賃貸可能面積」の欄には、平成18年11月30日現在の各取得済資産及び取得予定資産に係る建物の賃貸が可能な床面積を小数第3位を四捨五入して記載しています。なお、倉庫、駐車場、管理人室、看板、自動販売機及びアンテナ等の、賃借人の主たる賃貸目的に付随して賃貸される面積並びに賃貸人が当該建物の維持管理のために賃貸(使用貸借を含みます。)する面積を除きます。

(注2) 「賃貸面積」の欄には、賃貸可能面積のうち、平成18年11月30日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約(ただし、不動産業者に対して一括して賃貸されている場合は、当該不動産業者との賃貸借契約)に基づき賃貸に供されている面積の合計を記載しています。

(注3) 「賃貸可能戸数」の欄には、平成18年11月30日現在の各取得済資産及び取得予定資産に係る建物の賃貸が可能な戸数を記載しています。

(注4) 「賃貸戸数」の欄には、賃貸可能戸数のうち、平成18年11月30日現在効力を有するエンドテナントの賃貸借契約(ただし、不動産業者又は事業会社に対して一括して賃貸されている場合には、当該不動産業者又は事業会社との賃貸借契約)に基づき賃貸に供されている戸数を記載しています。

(注5) 「稼働率(戸数ベース)」の欄には、賃貸戸数を賃貸可能戸数で除した割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注6) 「稼働率(面積ベース)」の欄には、賃貸面積を賃貸可能面積で除した割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注7) 「テナント総数」の欄には、平成18年11月30日現在の各取得済資産及び取得予定資産に係るテナントの総数を記載しています。なお、マスターリース業者との間でマスターリース契約が締結されている場合、テナント総数は「1」として記載しています。また、テナントが同一の物件に重複して入居している場合、当該重複しているテナントは1として計算し、また、複数の物件に重複して入居している場合には、小計及び合計の欄において1として計算しています。

(注8) 「年間賃料総額」の欄には、各取得済資産及び取得予定資産に係る平成18年11月30日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約(ただし、不動産業者に対して一括して賃貸されている場合には、当該不動産業者との賃貸借契約)に基づく月額賃料収入(賃料、共益費及び駐車場収入等)を12倍した金額を、千円未満を切り捨てて記載しています。合計欄及び小計欄には、切捨て前の年間賃料総額を合計したものを千円未満を切り捨てて記載しています。また、「シェア」の欄には、年間賃料総額の合計額に係る各取得済資産及び取得予定資産の年間賃料総額の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注9) パス・スルー型のマスターリース契約を締結している各マスターリース業者から他の不動産業者又は事業会社に対して、一括して賃貸されています。

(注10) c-MA3(物件番号:P-4-004)については、平成18年11月30日現在共用部分として使用されていた部分がある後、賃貸に供されることとなったため、本書の日付現在、賃貸可能面積は321.49㎡増加して3,924.48㎡、賃貸可能戸数及び賃貸戸数はそれぞれ1増加して、27及び26となっています。

(注11) 平成18年11月30日現在未稼働であったマーベラス新座(O-4-038)、ステージア太閤通(O-5-041)、ステラ金山壱番館(O-5-042)、ステラ金山弐番館(O-5-043)、CityLife谷町(O-6-

049)、サンドマークレジデンス(〇ー9ー053)及びラ・ヴィータ日本橋(Fー6ー033)を除外した場合、取得予定資産の「ワンルーム(計22物件)」の稼働率の小計は、89.9%(戸数ベース)及び87.7%(面積ベース)、「ファミリー(計3物件)」の稼働率の小計は、98.1%(戸数ベース)及び98.5%(面積ベース)並びに「合計92物件」の稼働率の合計は、84.1%(戸数ベース)及び87.5%(面積ベース)となります。

(ハ) 鑑定評価書の概要

物件番号	物件名称	評価額 (千円)	積算価格 (千円)	直接還元法（注2）		DCF法（注3）			取得（予定）価格 (千円)	価格時点
				直接還元価格 (千円)	直接還元利回り (%)	DCF価格 (千円)	DCF割引率 (%)	DCFターミナル キャップ レート (%)		
取得済資産										
〇－1－001	サテラ北34条	1,175,000	1,160,000	1,186,000	6.3	1,163,000	6.1	6.6	1,133,714	平成18年 9月30日
〇－1－002	カレラ2.9	293,000	277,000	299,000	6.0	286,000	6.0	6.2	281,285	平成18年 9月30日
〇－1－003	サッポロヒルズ	317,000	330,000	324,000	5.6	310,000	5.6	5.8	287,666	平成18年 9月30日
〇－1－004	サテラ永山	403,000	639,000	403,000	7.5	403,000	7.3	7.7	342,428	平成18年 9月30日
〇－1－023	ステージア s 12	479,000	467,000	501,000	6.0	456,000	6.0	6.5	460,839	平成18年 9月30日
〇－4－005	ベル越谷21	527,000	481,000	539,000	5.6	522,000	5.8	5.9	499,333	平成18年 9月30日
〇－4－006	ジョイフル狭山	226,000	203,000	231,000	6.0	224,000	6.2	6.3	216,619	平成18年 9月30日
〇－4－007	ルミエール八王子	536,000	411,000	548,000	6.0	531,000	6.2	6.3	480,761	平成18年 9月30日
〇－4－008	Kiyosumi h+	5,260,000	4,202,000	5,572,000	4.7	5,260,000	4.6	4.8	5,024,619	平成18年 9月30日
〇－4－009	ターキーズ田園 調布第2	289,000	160,000	304,000	5.4	283,000	5.6	5.7	281,523	平成18年 9月30日
〇－4－010	スカイコート 100	406,000	334,000	424,000	5.8	398,000	5.3	5.9	379,857	平成18年 9月30日
〇－4－011	FC高砂町	252,000	195,000	258,000	5.5	250,000	5.7	5.8	233,142	平成18年 9月30日
〇－4－012	サイトピア	532,000	331,400	533,000	5.8	528,000	5.5	6.0	506,142	平成18年 9月30日
〇－4－024	VISTAシュ ブリーム	590,000	439,900	594,000	5.2	582,000	5.0	5.4	563,584	平成18年 9月30日
〇－4－025	ジョイ尾山台	631,000	497,000	643,000	4.7	631,000	4.6	4.8	624,265	平成18年 9月30日
〇－4－031	エステージ大塚	735,000	523,000	751,000	4.7	735,000	4.6	4.8	725,229	平成18年 8月10日
〇－5－013	ステージア金山	539,000	375,000	558,000	5.8	519,000	5.8	6.1	490,095	平成18年 9月30日
〇－5－026	エクセルシオール 栄	673,000	584,900	679,000	5.3	666,000	5.1	5.5	641,767	平成18年 9月30日
〇－5－027	ステージア日比 野	338,000	270,000	346,000	5.2	338,000	5.1	5.3	317,603	平成18年 9月30日
〇－6－014	セレニテドリー ムネオボリス市 岡	750,000	573,500	755,000	5.6	743,000	5.4	5.7	722,761	平成18年 9月30日
〇－6－015	セントロイヤル クラブ海老江	371,000	257,000	374,000	5.6	368,000	5.6	5.9	350,904	平成18年 9月30日
〇－6－016	ドリームネオボ リス今福西	437,000	345,000	445,000	5.5	434,000	5.2	5.8	413,857	平成18年 9月30日
〇－6－017	メゾンフローラ	587,000	405,000	600,000	5.6	578,000	5.4	6.0	584,285	平成18年 9月30日

物件番号	物件名称	評価額 (千円)	積算価格 (千円)	直接還元法（注２）		DCF法（注３）			取得（予定）価格 (千円)	価格時点
				直接還元価格 (千円)	直接還元利回り (%)	DCF価格 (千円)	DCF割引率 (%)	DCFターミナル キャップ レート (%)		
Ｏ－６－０１８	ウィンドフオー南本町	300,000	263,000	303,000	6.4	297,000	6.1	6.6	307,142	平成18年 9月30日
Ｏ－６－０２８	インペリアル新大阪	303,000	212,600	307,000	5.6	298,000	5.3	5.8	285,723	平成18年 9月30日
Ｏ－６－０２９	グランメール東淀川	255,000	210,700	257,000	5.7	252,000	5.4	5.9	236,069	平成18年 9月30日
Ｏ－６－０３０	ドリームネオボリス深江南	199,000	177,100	201,000	5.8	197,000	5.6	6.0	184,716	平成18年 9月30日
Ｏ－９－０１９	スターズ内山	173,000	150,000	175,000	6.2	171,000	5.9	6.4	160,000	平成18年 9月30日
Ｏ－９－０２０	内山南小倉駅前ビル	535,000	635,000	532,000	6.2	537,000	5.9	6.4	579,761	平成18年 9月30日
Ｏ－９－０２１	デュミナス唐人町	215,000	221,400	216,000	5.6	213,000	5.3	5.8	209,714	平成18年 9月30日
Ｏ－９－０２２	ストリームライン大濠	440,000	385,000	448,000	5.7	437,000	5.4	6.0	382,857	平成18年 9月30日
ワンルーム（計31物件）小計		18,766,000	15,715,500	19,306,000	—	18,610,000	—	—	17,908,275	
F－２－００１	ロイヤルガーデン森林公園	423,000	357,000	428,000	5.7	418,000	5.5	6.0	396,190	平成18年 9月30日
F－２－００２	グリーンパーク小松島	565,000	494,000	571,000	5.9	558,000	5.7	6.2	550,523	平成18年 9月30日
F－２－００３	ダイアパレス泉崎	370,000	410,000	374,000	5.7	365,000	5.5	6.0	355,095	平成18年 9月30日
F－２－００４	サンヴァーリオ高砂	370,000	348,000	370,000	6.0	361,000	5.8	6.4	364,904	平成18年 9月30日
F－４－００５	ジョアンナマンション	566,000	685,000	569,000	6.7	564,000	6.9	7.0	556,714	平成18年 9月30日
F－４－００６	入間駅前ビル	1,590,000	1,020,000	1,620,000	6.1	1,570,000	6.3	6.4	1,517,000	平成18年 9月30日
F－４－００７	入間駅前第二ビル	744,000	602,000	765,000	6.2	735,000	6.4	6.5	687,666	平成18年 9月30日
F－４－００８	セレーノ大宮	1,680,000	2,000,000	1,706,000	5.6	1,660,000	5.4	5.9	1,554,523	平成18年 9月30日
F－４－００９	すずらん館	464,000	427,000	470,000	5.5	462,000	5.7	5.8	441,190	平成18年 9月30日
F－４－０１０	ボヌール常盤	765,000	643,000	776,000	5.5	753,000	5.3	5.8	752,904	平成18年 9月30日
F－４－０１１	プロフィットリンク竹ノ塚	623,000	607,000	638,000	5.7	616,000	5.9	6.0	636,333	平成18年 9月30日
F－４－０１２	竹ノ塚フラット	2,100,000	2,100,000	2,090,000	5.7	2,100,000	5.4	5.9	2,051,809	平成18年 9月30日
F－４－０１３	ドリームハイツ	367,000	293,000	377,000	5.5	363,000	5.7	5.8	358,666	平成18年 9月30日
F－４－０１４	グリーンヒルズ飛鳥山	594,000	591,000	609,000	5.5	587,000	5.7	5.8	587,238	平成18年 9月30日
F－４－０１５	王子ハイツ	376,000	241,000	383,000	5.0	373,000	5.2	5.3	347,857	平成18年 9月30日
F－４－０１６	阪上ロイヤルハイツ第二	366,000	330,000	372,000	5.5	363,000	5.7	5.8	360,714	平成18年 9月30日

物件番号	物件名称	評価額 (千円)	積算価格 (千円)	直接還元法（注２）		DCF法（注３）			取得（予定）価格 (千円)	価格時点
				直接還元価格 (千円)	直接還元利回り (%)	DCF価格 (千円)	DCF割引率 (%)	DCFターミナル キャップ レート (%)		
F-4-017	パティオ等々力	1,844,000	1,230,000	1,871,000	4.4	1,817,000	4.2	4.6	1,764,809	平成18年 9月30日
F-4-018	シェモア桜ヶ丘	629,000	412,000	639,000	5.6	624,000	5.8	5.9	609,904	平成18年 9月30日
F-4-019	リーベスト西千葉	2,240,000	3,000,000	2,280,000	5.9	2,220,000	6.1	6.2	2,152,476	平成18年 9月30日
F-4-020	コリンヌ津田沼	384,000	354,000	396,000	5.5	384,000	5.4	5.6	352,761	平成18年 9月30日
F-4-021	磯子フラット	5,430,000	6,120,000	5,310,000	6.0	5,430,000	5.7	6.2	5,290,571	平成18年 9月30日
F-4-022	茅ヶ崎ダイカン プラザ	472,000	332,000	483,000	5.8	467,000	6.0	6.1	453,571	平成18年 9月30日
F-4-028	ウィンベルコー ラス平塚第13	525,000	344,000	535,000	5.0	525,000	4.9	5.1	477,587	平成18年 9月30日
F-4-029	リーベスト東中山	1,420,000	1,500,000	1,450,000	5.9	1,410,000	6.1	6.2	1,371,314	平成18年 9月1日
F-4-030	リーベスト中山	865,000	3,028,000	878,000	6.3	860,000	6.5	6.6	837,348	平成18年 8月31日
F-5-023	ステラートシ ティ伝馬町	677,000	652,000	692,000	5.7	661,000	5.7	6.0	627,785	平成18年 9月30日
F-5-024	グレースマン ション藤	517,000	600,750	520,000	6.6	512,000	6.4	6.8	492,761	平成18年 9月30日
F-6-025	ルネ神戸北町Ⅱ センターコート	908,000	1,810,000	887,000	6.5	908,000	6.2	6.7	878,857	平成18年 9月30日
F-6-026	サテラ魚住	705,000	1,211,000	719,000	6.7	690,000	6.4	6.9	635,666	平成18年 9月30日
F-9-027	イマージュ霧が 丘	664,000	695,000	666,000	6.2	661,000	5.9	6.4	662,714	平成18年 9月30日
ファミリー（計30物件）小計		29,243,000	32,436,750	29,444,000	—	29,017,000	—	—	28,127,463	—
P-4-001	チェルシーガー デン	4,312,000	4,081,000	4,343,000	4.4	4,299,000	4.1	4.5	4,238,476	平成18年 9月30日
P-4-002	c-MA 1	625,000	481,000	629,000	4.6	623,000	4.3	4.7	618,095	平成18年 9月30日
P-4-003	c-MA 2	760,000	762,000	777,000	4.8	742,000	4.8	5.0	699,285	平成18年 9月30日
P-4-004	c-MA 3	4,460,000	4,005,000	4,484,000	4.5	4,450,000	4.2	4.6	4,344,238	平成18年 9月30日
P-4-005	n-GT 1	466,000	423,000	477,000	4.8	461,000	5.0	5.1	466,095	平成18年 9月30日
プレミアム（計5物件）小計		10,623,000	9,752,000	10,710,000	—	10,575,000	—	—	10,366,190	—
取得予定資産										
O-1-032	ステージア n25	316,000	336,000	316,000	5.8	316,000	5.5	5.9	316,000	平成19年 2月1日
O-1-033	フラットカレラ	290,000	189,000	289,000	5.5	291,000	5.2	5.6	290,000	平成19年 2月1日
O-1-034	s13w9h+	463,000	447,000	459,000	5.6	465,000	5.3	5.7	463,000	平成19年 2月1日

物件番号	物件名称	評価額 (千円)	積算価格 (千円)	直接還元法（注２）		DCF法（注３）			取得（予定）価格 (千円)	価格時点
				直接還元価格 (千円)	直接還元利回り (%)	DCF価格 (千円)	DCF割引率 (%)	DCFターミナル キャップ レート (%)		
Ｏ－１－０３５	s 9 w12 h +	533,000	595,000	529,000	5.6	534,000	5.3	5.7	533,000	平成19年 2月1日
Ｏ－１－０３６	ステージア h g 7	315,000	300,000	314,000	5.8	316,000	5.5	5.9	315,000	平成19年 2月1日
Ｏ－２－０３７	パーシティハウス 西下台	512,000	552,000	536,000	6.5	512,000	6.4	6.6	512,000	平成19年 1月31日
Ｏ－４－０３８	マーベラス新座	630,000	544,000	644,000	5.7	630,000	5.6	5.8	590,438	平成19年 1月31日
Ｏ－４－０３９	東信松涛マンション	912,000	1,130,000	923,000	5.0	901,000	4.8	5.2	912,000	平成19年 3月1日
Ｏ－５－０４０	ステージア千代田	633,000	506,000	639,000	5.5	627,000	5.4	5.7	633,000	平成19年 1月31日
Ｏ－５－０４１	ステージア太閤通	1,120,000	927,000	1,130,000	5.5	1,110,000	5.2	5.8	1,120,000	平成19年 1月31日
Ｏ－５－０４２	ステラ金山壺番館	370,000	292,000	375,000	5.6	365,000	5.5	5.8	370,000	平成19年 1月31日
Ｏ－５－０４３	ステラ金山式番館	375,000	325,000	381,000	5.6	369,000	5.5	5.8	375,000	平成19年 1月31日
Ｏ－６－０４４	ドリームネオポリス大日	217,000	182,000	221,000	5.8	215,000	6.0	6.1	217,000	平成19年 1月31日
Ｏ－６－０４５	ステージア東中島Ⅰ	244,000	197,100	246,000	5.4	241,000	5.1	5.6	244,000	平成19年 1月31日
Ｏ－６－０４６	インペリアル塚本	730,000	604,000	738,000	5.6	721,000	5.3	5.8	730,000	平成19年 1月31日
Ｏ－６－０４７	セントロイヤルクラブ天満橋	338,000	262,000	346,000	5.3	335,000	5.5	5.6	338,000	平成19年 1月31日
Ｏ－６－０４８	セントロイヤルクラブ材木町	325,000	270,000	331,000	5.5	323,000	5.7	5.8	325,000	平成19年 1月31日
Ｏ－６－０４９	C i t y L i f e 谷町	1,040,000	793,000	1,060,000	5.3	1,030,000	5.0	5.6	1,040,000	平成19年 1月31日
Ｏ－６－０５０	インペリアル桜川南Ⅱ	486,000	402,000	498,000	5.6	481,000	5.8	5.9	486,000	平成19年 1月31日
Ｏ－６－０５１	インペリアル桜川南Ⅰ	690,000	553,000	701,000	5.6	685,000	5.8	5.9	690,000	平成19年 1月31日
Ｏ－６－０５２	是空弁天	466,000	374,000	472,000	5.4	459,000	5.1	5.6	466,000	平成19年 1月31日
Ｏ－９－０５３	サンドマークレジデンス	2,460,000	2,440,000	2,530,000	5.2	2,460,000	5.1	5.3	2,460,000	平成19年 1月31日
ワンルーム（計22物件）小計		13,465,000	12,220,100	13,678,000	—	13,386,000	—	—	13,425,438	—
F－４－０３１	M G A 金町	484,000	463,000	499,000	5.3	484,000	5.2	5.4	484,000	平成19年 3月1日
F－５－０３２	ステラートシティ桜山	735,000	656,000	746,000	5.5	724,000	5.3	5.8	735,000	平成19年 1月31日
F－６－０３３	ラ・ヴィータ日本橋	1,860,000	1,911,000	1,880,000	5.4	1,840,000	5.1	5.6	1,860,000	平成19年 1月31日
ファミリー（計3物件）小計		3,079,000	3,030,000	3,125,000	—	3,048,000	—	—	3,079,000	—

物件番号	物件名称	評価額 (千円)	積算価格 (千円)	直接還元法（注２）		DCF法（注３）			取得（予定）価格 (千円)	価格時点
				直接還元価格 (千円)	直接還元利回り (%)	DCF価格 (千円)	DCF割引率 (%)	DCFターミナル キャップ レート (%)		
P-4-006	n-OM1	3,750,000	3,730,000	3,730,000	4.5	3,770,000	4.4	4.7	3,750,000	平成19年 1月31日
プレミアム（計1物件）小計		3,750,000	3,730,000	3,730,000	—	3,770,000	—	—	3,750,000	—
合計（計92物件）		78,926,000	76,884,350	79,993,000	—	78,406,000	—	—	76,656,367	—

（注１）鑑定評価書の各価格時点については、前記「④ 個別特定資産の概要」をご参照下さい。

（注２）「直接還元法」とは、収益還元法（対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の総和を求めることにより、対象不動産の試算価格を求める手法）によって収益価格を求める方法のうち、一期間の純収益を還元利回り（直接還元利回り）によって還元する方法をいい、還元された収益価格を直接還元価格といいます。直接還元利回りは、小数第２位以下を四捨五入して記載しています。

（注３）「DCF法」とは、（注２）記載の収益還元法によって収益価格を求める方法のうち、連続する複数の期間に発生する純収益及び復帰価格を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、それぞれを合計する方法をいいます。連続する複数の期間の最終期間に対応する割引率をDCFターミナルキャップレートといい、最終期間を除いた期間に対応する割引率をDCF割引率といいます。DCF割引率及びDCFターミナルキャップレートは、小数第２位以下を四捨五入して記載しています。

(二) 建物状況評価の概要

物件番号	物件名称	委託調査業者	緊急修繕費 (千円)	短期修繕費 (1年以内) (千円)	長期修繕費 (2年～12年以内) (千円)	再調達価格 (千円)	調査書日付
取得済資産							
〇ー1ー001	サテラ北34条	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	74,330	1,442,000	平成18年9月12日
〇ー1ー002	カレラ2.9	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	6,240	245,800	平成18年6月19日
〇ー1ー003	サッポロヒルズ	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	6,480	295,900	平成18年6月19日
〇ー1ー004	サテラ永山	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	80,214	A棟 674,000 B棟 17,800	A棟 平成18年9月15日 B棟 平成18年6月19日
〇ー1ー023	ステージア s 12	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	10,904	378,250	平成18年6月29日
〇ー4ー005	ベル越谷21	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	5,800	329,000	平成18年6月19日
〇ー4ー006	ジョイフル狭山	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	48,780	213,000	平成18年6月19日
〇ー4ー007	ルミエール八王子	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	15,500	478,000	平成18年6月19日
〇ー4ー008	Kiyosumi h+	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	14,100	2,061,040	平成18年6月19日
〇ー4ー009	ターキーズ田園調布第2	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	15,020	123,100	平成18年6月19日
〇ー4ー010	スカイコート100	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	59,700	471,730	平成18年6月19日
〇ー4ー011	F C 高砂町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	3,665	172,239	平成18年6月19日
〇ー4ー012	サイトピア	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	96,500	440,000	平成18年9月12日
〇ー4ー024	V I S T A シュブリーム	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	2,700	195,900	平成18年6月26日
〇ー4ー025	ジョイ尾山台	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	11,300	251,400	平成18年9月13日
〇ー4ー031	エステージ大塚	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	9,100	241,200	平成18年9月12日
〇ー5ー013	ステージア金山	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	216	311,050	平成18年6月19日
〇ー5ー026	エクセルシオール栄	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	20,668	378,100	平成18年6月26日
〇ー5ー027	ステージア日比野	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	128	217,400	平成18年6月26日
〇ー6ー014	セレニテドリームネオポリス市岡	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	850	448,050	平成18年6月19日
〇ー6ー015	セントロイヤルクラブ海老江	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	480	194,300	平成18年6月19日
〇ー6ー016	ドリームネオポリス今福西	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	8,170	238,015	平成18年6月19日
〇ー6ー017	メゾンフローラ	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	—	—	35,178	390,885	平成18年9月14日

物件番号	物件名称	委託調査業者	緊急修繕費 (千円)	短期修繕費 (1年以内) (千円)	長期修繕費 (2年～12年以内) (千円)	再調達価格 (千円)	調査書日付
Ｏ－６－０１８	ウィンドフォー南本町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	30	27,090	243,095	平成18年6月19日
Ｏ－６－０２８	インペリアル新大阪	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	612	159,900	平成18年6月30日
Ｏ－６－０２９	グランメール東淀川	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	588	151,250	平成18年6月30日
Ｏ－６－０３０	ドリームネオポリス深江南	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	552	124,400	平成18年6月28日
Ｏ－９－０１９	スターズ内山	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	230	10,010	160,711	平成18年6月19日
Ｏ－９－０２０	内山南小倉駅前ビル	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	11,228	1,114,350	平成18年9月12日
Ｏ－９－０２１	デュミナス唐人町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	300	162,672	平成18年6月19日
Ｏ－９－０２２	ストリームライン大濠	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	13,870	261,000	平成18年6月19日
ワンルーム（計31物件）小計			－	260	590,273	12,585,537	－
F－２－００１	ロイヤルガーデン森林公園	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	11,200	484,000	平成18年6月19日
F－２－００２	グリーンパーク小松島	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	150	23,910	642,000	平成18年9月12日
F－２－００３	ダイアパレス泉崎	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	19,720	450,000	平成18年9月12日
F－２－００４	サンヴァーリオ高砂	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	5,395	294,650	平成18年6月19日
F－４－００５	ジョアンナマンション	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	15,795	910,000	平成18年9月19日
F－４－００６	入間駅前ビル	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	89,500	1,040,000	平成18年6月19日
F－４－００７	入間駅前第二ビル	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	55,844	743,000	平成18年9月19日
F－４－００８	セレーノ大宮	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	113,200	1,430,300	平成18年6月19日
F－４－００９	すずらん館	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	1,500	25,850	308,998	平成18年6月19日
F－４－０１０	ボヌール常盤	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	20,900	445,000	平成18年6月19日
F－４－０１１	プロフィットリンク竹ノ塚	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	100	46,300	496,600	平成18年6月19日
F－４－０１２	竹ノ塚フラット	東京美装興業株式会社	－	430	16,367	1,829,000	平成17年8月4日
F－４－０１３	ドリームハイツ	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	100	－	31,340	242,880	平成18年6月19日
F－４－０１４	グリーンヒルズ飛鳥山	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	23,600	397,098	平成18年6月19日
F－４－０１５	王子ハイツ	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	79,100	202,000	平成18年6月19日
F－４－０１６	阪上ロイヤルハイツ第二	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	54,750	357,721	平成18年6月19日
F－４－０１７	パティオ等々力	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	－	－	25,954	470,950	平成18年9月21日

物件番号	物件名称	委託調査業者	緊急修繕費 (千円)	短期修繕費 (1年以内) (千円)	長期修繕費 (2年～12 年以内) (千円)	再調達価格 (千円)	調査書日付
F-4-018	シェモア桜ヶ丘	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	34,100	348,000	平成18年6月19日
F-4-019	リーベスト西千葉	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	86,710	4,880,000	平成18年6月19日
F-4-020	コリンヌ津田沼	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	37,747	310,000	平成18年6月19日
F-4-021	磯子フラット	東京美装興業株式会社	—	—	107,430	6,136,500	平成17年8月4日
F-4-022	茅ヶ崎ダイカンブラ ザ	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	3,927	328,000	平成18年6月19日
F-4-028	ウィンベルコーラス 平塚第13	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	18,400	368,300	平成18年9月13日
F-4-029	リーベスト東中山	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	60,550	3,275,900	平成18年6月26日
F-4-030	リーベスト中山	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	127,150	2,633,000	平成18年6月29日
F-5-023	ステラートシティ伝 馬町	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	1,350	522,100	平成18年6月19日
F-5-024	グレースマンション 藤	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	16,632	680,150	平成18年6月19日
F-6-025	ルネ神戸北町Ⅱセン ターコート	東京美装興業株式会社	—	700	31,955	2,110,500	平成17年8月4日
F-6-026	サテラ魚住	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	5,184	1,175,000	平成18年6月19日
F-9-027	イマージュ霧が丘	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	20,738	786,578	平成18年6月19日
ファミリー（計30物件）小計			100	2,880	1,210,598	34,298,225	—
P-4-001	チェルシーガーデン	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	57,980	1,335,000	平成18年6月19日
P-4-002	c-MA 1	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	13,100	103,100	平成18年6月19日
P-4-003	c-MA 2	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	1,000	197,000	平成18年6月19日
P-4-004	c-MA 3	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	61,000	1,940,000	平成18年6月19日
P-4-005	n-G T 1	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	7,560	160,000	平成18年6月19日
プレミアム（計5物件）小計			—	—	140,640	3,735,100	—
取得予定資産							
O-1-032	ステージア n 25	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	16,750	271,300	平成19年1月12日
O-1-033	フラットカレラ	東京美装興業株式会社	—	932	11,427	178,062	平成19年2月9日
O-1-034	s 13w 9 h +	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	20,739	378,500	平成19年1月11日
O-1-035	s 9 w 12 h +	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	—	470,100	平成19年1月11日
O-1-036	ステージア h g 7	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	13,364	272,065	平成19年1月12日
O-2-037	バーンティハウス西 下台	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	—	—	1,040	448,050	平成19年1月11日

物件番号	物件名称	委託調査業者	緊急修繕費 (千円)	短期修繕費 (1年以内) (千円)	長期修繕費 (2年～12 年以内) (千円)	再調達価格 (千円)	調査書日付
Ｏ－４－０３８	マーベラス新座	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	17,660	343,000	平成19年1月12日
Ｏ－４－０３９	東信松涛マンション	東京美装興業株式会社	－	－	34,036	237,643	平成19年3月5日
Ｏ－５－０４０	ステージア千代田	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	3,720	386,800	平成18年12月26日
Ｏ－５－０４１	ステージア太閤通	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	3,417	681,600	平成19年1月10日
Ｏ－５－０４２	ステラ金山壱番館	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	3,109	214,700	平成19年1月9日
Ｏ－５－０４３	ステラ金山貳番館	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	2,586	240,100	平成19年2月2日
Ｏ－６－０４４	ドリームネオポリス 大日	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	320	138,500	平成19年1月9日
Ｏ－６－０４５	ステージア東中島Ⅰ	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	400	151,800	平成19年1月10日
Ｏ－６－０４６	インペリアル塚本	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	879	442,900	平成19年1月10日
Ｏ－６－０４７	セントロイヤルクラ ブ天満橋	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	2,355	175,100	平成19年1月11日
Ｏ－６－０４８	セントロイヤルクラ ブ材木町	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	635	180,000	平成19年1月9日
Ｏ－６－０４９	C i t y L i f e 谷町	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	1,819	438,700	平成19年1月24日
Ｏ－６－０５０	インペリアル桜川南 Ⅱ	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	910	305,400	平成18年12月27日
Ｏ－６－０５１	インペリアル桜川南 Ⅰ	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	890	441,900	平成18年12月27日
Ｏ－６－０５２	是空弁天	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	411	280,600	平成18年12月27日
Ｏ－９－０５３	サンドマークレジデ ンス	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	3,800	1,391,900	平成19年2月13日
ワンルーム（計22物件）小計			－	932	140,267	8,068,720	－
F－４－０３１	M G A金町	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	6,400	310,000	平成19年3月1日
F－５－０３２	ステラートシティ桜 山	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	9,176	443,555	平成18年12月25日
F－６－０３３	ラ・ヴィータ日本橋	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	1,068	1,231,500	平成19年1月9日
ファミリー（計3物件）小計			－	－	16,644	1,985,055	－
P－４－００６	n－OM1	東京海上日動リスクコンサル ティング株式会社	－	－	44,600	762,600	平成18年12月28日
プレミアム（計1物件）小計			－	－	44,600	762,600	－
合計（計92物件）			100	4,072	2,143,022	61,435,237	－

(ホ) 建築主、設計者、施工者、確認検査機関及び構造計算書に関する調査機関

取得予定資産及び取得済資産にかかる建築主、設計者、施工者、確認検査機関及び構造計算書に関する調査機関は、以下の通りです。

本投資法人は、建物の構造計算書偽装等の事件が発覚した昨今の状況を鑑み、一般の建物デュー・デリジェンスのプロセスに加え、第三者専門機関に対し構造計算書に関する追加的な調査を依頼し、取得済資産66物件及び取得予定資産26物件のすべてについて、建築図面、構造図面、構造計算書等をレビューし、建築基準法に適合しているかについての検証を行いました。

調査を行った第三者専門機関は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ、株式会社インデックスコンサルティング、株式会社日建設及びエイ・ビー・エス・ジーコンサルティング・インクの5社であり、調査の結果、いずれの物件においても建築基準法の違反は検出されませんでした。

物件番号	名称	建築主	設計者	施工者	確認検査機関	調査機関
取得済資産						
Ｏ－１－００１	サテラ北34条	住友石炭鉱業株式会社北海道支社	村上建築設計室	住友建設株式会社・青木建設株式会社・飛島建設株式会社・新太平洋建設株式会社共同企業体	北海道札幌市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
Ｏ－１－０２３	ステージア s 12	株式会社セントラル企画	株式会社エヌ・エイ・ディー	株式会社泰進建設	札幌市建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
Ｏ－４－００５	ベル越谷21	リベレステ株式会社	リベレステ株式会社一級建築士事務所	猪又建設株式会社	株式会社都市居住評価センター	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
Ｏ－４－００６	ジョイフル狭山	株式会社渡辺住建株式会社住宅マネジメント	株式会社ドルテック都市建築設計事務所	株式会社佐々木工務所	埼玉県狭山市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
Ｏ－４－００７	ルミエール八王子	大和管機工業株式会社	株式会社パシフィック設計	住友建設株式会社	東京都八王子市	株式会社インデックスコンサルティング
Ｏ－４－００９	ターキーズ田園調布第2	平安ビル株式会社	株式会社ソシアル総合設計	山田建設株式会社	東京都大田区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
Ｏ－４－０１１	F C 高砂町	ファーストクレジット株式会社	株式会社凡建築設計事務所	株木建設株式会社	神奈川県横浜市中部建築事務所	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
Ｏ－４－０２４	V I S T A シュブリーム	株式会社東和工営	株式会社ヨモプランニング一級建築士事務所	朝日建設株式会社	ビューローベリタスジャパン株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
Ｏ－４－０２５	ジョイ尾山台	株式会社太陽住建	一級建築士事務所プランニングシステム株式会社	株式会社間組	世田谷区建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
Ｏ－５－０２６	エクセシオール栄	個人2名	株式会社セントラルホームズ一級建築士事務所	株式会社セントラルホームズ	名古屋市建築主事	エイ・ビー・エス・ジーコンサルディング・インク
Ｏ－５－０２７	ステージア日比野	株式会社三旺	株式会社日東建設一級建築士事務所	株式会社日東建設	財団法人愛知県建築住宅センター	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
Ｏ－６－０１８	ウィンドフォー南本町	株式会社クラモト	株式会社ユソニア一級建築事務所	株式会社森組	兵庫県伊丹市	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
Ｏ－６－０２８	インベリアル新大阪	日清建設株式会社	アトリエ・ループ小林建築設計事務所	株式会社浜口	ビューローベリタスジャパン株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
Ｏ－６－０２９	グランメール東淀川	個人	株式会社エム・ケイ設計事務所	日清建設株式会社	大阪市建築主事	株式会社インデックスコンサルティング
Ｏ－６－０３０	ドリームネオボリス深江南	ウッディアイ株式会社	創建設計株式会社	ウッディアイ株式会社	建築検査機構株式会社	株式会社インデックスコンサルティング
F－４－０２８	ウィンベルコーラス平塚第13	イトマントータルハウジング株式会社	株式会社西山建築設計事務所	日産建設株式会社	平塚市建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
Ｏ－９－０１９	スターズ内山	内山ビル株式会社	株式会社東政敏建築事務所	株式会社コスモシテム	福岡県北九州市	株式会社インデックスコンサルティング
Ｏ－９－０２０	内山南小倉駅前ビル	内山ビル株式会社	株式会社東政敏建築事務所	大木建設株式会社	福岡県北九州市	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
Ｏ－９－０２１	デュミナス唐人町	株式会社泰山	株式会社大江建築設計事務所	株式会社池田繁工務店	日本 E R I 株式会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

物件番号	名称	建築主	設計者	施工者	確認検査機関	調査機関
F-2-001	ロイヤルガーデン森林公園	阿部建木株式会社	東海興業株式会社 仙台支店一級建築士事務所	東海興業株式会社	宮城県仙台市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
F-2-002	グリーンパーク小松島	太平洋興発株式会社	団建築設計事務所	三井建設株式会社	宮城県仙台市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
F-2-003	ダイアパレス泉崎	ダイア建設株式会社	株式会社山本設計事務所	株式会社松村組	宮城県仙台市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
F-4-005	ジョアンナマンション	財団法人首都圏不燃建築公社	片野設計	第一建工株式会社	群馬県前橋市	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-4-006	入間駅前ビル	財団法人首都圏不燃建築公社	株式会社浅沼組東京本店一級建築士事務所	株式会社浅沼組東京本店	埼玉県飯能土木事務所	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
F-4-008	セレーノ大宮	国際電信電話株式会社	KDD開発株式会社 大成プレハブ株式会社一級建築士事務所 株式会社ヘルム建築・都市コンサルタント	大成プレハブ株式会社	埼玉県大宮市	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-4-009	すずらん館	株式会社鈴建工務店	松栄建設株式会社一級建築士事務所	松栄建設株式会社	埼玉県大宮市	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-4-010	ボヌール常盤	個人1名	株式会社あくと総合計画	五洋建設株式会社	埼玉県浦和市	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-4-011	プロフィットリンク竹ノ塚	個人1名	株式会社高柳工業一級建築士設計事務所	株式会社高柳工業	東京都足立区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
F-4-012	竹ノ塚フラット	日本国土開発株式会社	日本国土開発株式会社一級建築士事務所	日本国土開発株式会社	東京都	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
F-4-013	ドリームハイツ	個人2名	株式会社内野工務店一級建築士設計事務所	株式会社内野工務店	住宅・都市整備公団	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-4-014	グリーンヒルズ飛鳥山	個人1名	株式会社日建ハウジングシステム	東急建設株式会社	東京都北区	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-4-015	王子ハイツ	株式会社鈴建工務店	株式会社井上一級建築士事務所	大和建設株式会社	東京都北区	株式会社インデックスコンサルティング
F-4-018	シェモア桜ヶ丘	個人1名	三菱建設株式会社一級建築士事務所	三菱建設株式会社	東京都多摩市	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-4-019	リーベスト西千葉	住友石炭鉱業株式会社	スーパーライフ株式会社	株式会社銭高組	千葉県千葉市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
F-4-021	磯子フラット	ニチモ株式会社	株式会社熊谷組一級建築士事務所	株式会社熊谷組	神奈川県横浜市	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-4-022	茅ヶ崎ダイカンプラザ	ダイカンホーム株式会社	名星建設株式会社一級建築士事務所	株式会社奥村組	神奈川県茅ヶ崎市	株式会社インデックスコンサルティング
F-6-025	ルネ神戸北町Ⅱセンターコート	総合地所株式会社	株式会社長谷工コーポレーション	株式会社長谷工コーポレーション	兵庫県神戸市	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ

物件番号	名称	建築主	設計者	施工者	確認検査機関	調査機関
F-6-026	サテラ魚住	株式会社エスシー エム興産	株式会社長谷工 コーポレーション 大阪エンジニアリ ング事業	株式会社長谷工コー ポレーション	日本テストング 株式会社	株式会社エヌ・ ティ・ティファシ リティーズ
F-9-027	イマージュ霧が 丘	内山ビル株式会社	緑木建築設計事務 所	株式会社片山組	福岡県北九州市	東京海上日動リス クコンサルティン グ株式会社
P-4-001	チェルシーガー デン	ディア開発株式会 社	MTA株式会社	鹿島建設株式会社	東京都渋谷区	東京海上日動リス クコンサルティン グ株式会社
P-4-002	c-MA1	株式会社八創	株式会社アイケイ ディーエス	株式会社奥村組	東京都港区	東京海上日動リス クコンサルティン グ株式会社
P-4-003	c-MA2	株式会社リプラス	有限会社西森事務 所	株式会社岩本組	日本ERI株式会 社	株式会社日建設計
P-4-004	c-MA3	株式会社奈良日日 新聞東京本社	株式会社ケイティ 建築研究所	間組・鴻池東京本店	東京都港区	東京海上日動リス クコンサルティン グ株式会社
P-4-005	n-GT1	三菱商事株式会社	有限会社西森事務 所	株式会社ビーエス三 菱	日本ERI株式会 社	株式会社日建設計
O-1-002	カレラ2.9	個人1名	株式会社三輪設計	興永丸義建設株式会 社	日本ERI株式会 社	株式会社エヌ・ ティ・ティファシ リティーズ
O-1-003	サッポロヒルズ	個人1名	株式会社三輪設計	興永丸義建設株式会 社	日本ERI株式会 社	株式会社エヌ・ ティ・ティファシ リティーズ
O-1-004	サテラ永山	住友石炭鉱業株式 会社	(株)北海道日建 設計一級建築士事 務所	住友建設株式会社 住友扶桑工業株式会 社共同企業体	北海道旭川市	株式会社エヌ・ ティ・ティファシ リティーズ
O-4-008	Kiyosumi h+	みずほ信託銀行株 式会社	T設計工房	前田建設工業株式会 社	株式会社国際確認 検査センター	株式会社日建設計
O-4-010	スカイコート100	株式会社アメリ ティー	松野八郎総合建築 設計事務所	大和建設株式会社	千葉県千葉市	株式会社エヌ・ ティ・ティファシ リティーズ
O-4-012	サイトピア	オクト株式会社	株式会社エフ・ア イ・オウ建築設計 事務所	安藤建設株式会社	神奈川県相模原市	東京海上日動リス クコンサルティン グ株式会社
O-5-013	ステージア金山	株式会社日東建設	株式会社日東建設 一級建築士事務所	株式会社日東建設	財団法人愛知県建 築住宅センター	株式会社エヌ・ ティ・ティファシ リティーズ
O-6-014	セレンテドリー ムネオポリス市 岡	ウッディアイ株式 会社	スナダ建設株式会 社一級建築事務所	スナダ建設株式会 社	株式会社日本確認 検査センター	株式会社インデッ クスコンサルティ ング
O-6-015	セントロイヤル クラブ海老江	ワールド・アミー 株式会社	株式会社オーク設 計	山崎建設株式会社	株式会社日本確認 検査センター	東京海上日動リス クコンサルティン グ株式会社
O-6-016	ドリームネオポ リス今福西	ウッディアイ株式 会社	南海辰村建設株式 会社一級建築士事 務所	南海辰村建設株式会 社	株式会社国際確認 検査センター	株式会社エヌ・ ティ・ティファシ リティーズ
O-6-017	メゾンフローラ	愛和住建株式会社	向井建築設計株式 会社	株式会社吉宗工務店	兵庫県神戸市	株式会社エヌ・ ティ・ティファシ リティーズ
O-9-022	ストリームライ ン大濠	平成建設株式会社	株式会社JIN建 築設計	共栄建設株式会社	日本ERI株式会 社	株式会社エヌ・ ティ・ティファシ リティーズ
F-2-004	サンヴァーリオ 高砂	株式会社サンシ ティ	三和都市建築株式 会社	株式会社ホームメイ ク協和	宮城県建築住宅セ ンター	株式会社エヌ・ ティ・ティファシ リティーズ

物件番号	名称	建築主	設計者	施工者	確認検査機関	調査機関
F-4-007	入間駅前第二ビル	財団法人首都圏不燃建築公社	株式会社浅沼組東京本店一級建築士事務所	株式会社浅沼組東京本店	埼玉県飯能土木事務所	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-4-016	阪上ロイヤルハイツ第二	個人1名	奥野・増島建築設計事務所	伊藤工事株式会社	東京都荒川区	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
F-4-017	パティオ等々力	株式会社中央開発機構	株式会社フジタ東京支店一級建築士事務所	株式会社フジタ東京支店	東京都世田谷区都市整備局	株式会社インデックスコンサルティング
F-4-020	コリンヌ津田沼	個人1名	有限会社渡建築設計事務所	三井ホーム株式会社	千葉県千葉地域整備センター	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-5-023	ステラートシティ伝馬町	宝交通株式会社	K&A設計工房	株式会社長瀬組	日本ERI株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-5-024	グレースマンション藤	個人1名	積水ハウス株式会社名古屋特権一級建築士事務所	積水ハウス株式会社	三重県四日市市	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
O-4-031	エステージ大塚	個人2名	三井不動産建設株式会社一級建築士事務所	三井不動産建設株式会社	豊島区建築主事	株式会社インデックスコンサルティング
F-4-029	リーベスト東中山	住友石炭鉱業株式会社 白井不動産開発株式会社	株式会社安宅設計株式会社仁構社	白井建設株式会社	船橋市建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-4-030	リーベスト中山	住友石炭鉱業株式会社	株式会社西尾建築設計	株式会社末長組	横浜市建築主事	株式会社インデックスコンサルティング及びエイ・ビー・エス・ジーコンサルティング・インク
取得予定資産						
O-1-032	ステージア n25	株式会社セントラル企画	株式会社エヌ・エイ・ディー	株式会社泰進建設	札幌市建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-1-033	フラットカレラ	個人1名	株式会社三輪設計	古久根建設株式会社 興永丸義建設株式会社	札幌市建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-1-034	s13w9h+	有限会社新栄商会 ホールディングス	株式会社石山組一級建築士事務所	株式会社石山組	日本ERI株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-1-035	s9w12h+	有限会社マウント・ワン	株式会社石山組一級建築士事務所	株式会社石山組	日本ERI株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-1-036	ステージア hg7	株式会社セントラル企画	株式会社エヌ・エイ・ディー	株式会社泰進建設	札幌市建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-2-037	パーシティハウス西下台	佐藤建設工業株式会社	有限会社三上建築設計事務所	佐藤建設工業株式会社	盛岡市建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-4-038	マーベラス新座	株式会社西都建物	株式会社ディスク一級建築士事務所	内野建設株式会社	新座市建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-4-039	東信松涛マンション	東信不動産株式会社	不二建設株式会社	不二建設株式会社一級建築士事務所	渋谷区建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-5-040	ステージア千代田	有限会社ティーズドリーム	株式会社日東建設一級建築士事務所	株式会社日東建設	ビューローベリタスジャパン株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ

物件番号	名称	建築主	設計者	施工者	確認検査機関	調査機関
O-5-041	ステージア太閤通	株式会社日東建設	株式会社澤田建築事務所	株式会社日東建設	ビューローベリタスジャパン株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-5-042	ステラ金山老番館	株式会社日東建設	株式会社日東建設一級建築士事務所	株式会社日東建設	財団法人愛知県建築住宅センター	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-5-043	ステラ金山貳番館	株式会社日東建設	株式会社日東建設一級建築士事務所	株式会社日東建設	名古屋市建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-6-044	ドリームネオポリス大日	ウッディアイ株式会社	創建設計株式会社	ウッディアイ株式会社	建築検査機構株式会社	株式会社インデックスコンサルティング
O-6-045	ステージア東中島Ⅰ	森繁建設株式会社	森繁建設株式会社一級建築士事務所	森繁建設株式会社	株式会社近畿建築確認検査機構	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-6-046	インベリアル塚本	日清建設株式会社	株式会社エム・ケイ設計事務所	株式会社三木組	建築検査機構株式会社	株式会社インデックスコンサルティング
O-6-047	セントロイヤルクラブ天満橋	株式会社ワールド・アミー	有限会社アブ設計	松井建設株式会社	日本テストング株式会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
O-6-048	セントロイヤルクラブ材木町	株式会社ワールド・アミー	有限会社アブ設計	株式会社松本組	日本テストング株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-6-049	C i t y L i f e 谷町	株式会社シティライフコーポレーション	株式会社阪南設計事務所	株式会社金山工務店	財団法人大阪市建築技術協会	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-6-050	インベリアル桜川南Ⅱ	日清建設株式会社	アトリエ・ループ 小林建築設計事務所	株式会社浜口	ビューローベリタスジャパン株式会社	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
O-6-051	インベリアル桜川南Ⅰ	日清建設株式会社	アトリエ・ループ 小林建築設計事務所	株式会社榎並工務店	財団法人大阪建築防災センター	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-6-052	是空弁天	株式会社オー・エム・コーポレーション	松本正十キアラ建築研究機関	村本建設株式会社	建築検査機構株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
O-9-053	サンドマークレジデンス	株式会社ユニカ	株式会社J I N建築設計	株式会社高松組	日本E R I 株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-4-031	M G A 金町	株式会社リクルートコスモス東京支社	株式会社三輪設計事務所	株式会社三浦工務店	葛飾区建築主事	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-5-032	ステラートシティ桜山	宝交通株式会社	中日設計株式会社	真柄建設株式会社名古屋支店	日本E R I 株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
F-6-033	ラ・ヴィータ日本橋	東急不動産株式会社	株式会社都市設計	株式会社昭和工務店	財団法人日本建築総合試験所	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ
P-4-006	n-OM1	有限会社HAKUSHIKA 株式会社アークロード	斉藤正毅工務一級建築士事務所	清水建設株式会社東京第一事業部	日本E R I 株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティファシリティーズ

(へ) ポートフォリオの分散

上場時と本募集後を比較した賃貸住宅カテゴリ別、地域別、築年数別及び規模別のポートフォリオの分散は以下の通りです。

a. 賃貸住宅カテゴリ別分散

		ワンルームタイプ		ファミリータイプ		プレミアムタイプ		合計	
上場時	物件数	22		27		5		54	
	取得価格(注1) (千円) / シェア (%) (注4)	13,868,476	27.9	25,441,213	51.2	10,366,190	20.9	49,675,880	100.0
	総賃貸可能面積(注2) (㎡) / シェア (%) (注4)	39,250.14	24.3	113,121.04	70.0	9,157.60	5.7	161,528.78	100.0
	総年間賃料(注3) (千円) / シェア (%) (注4)	947,900	27.7	1,950,046	56.9	526,351	15.4	3,424,299	100.0
本募集後	物件数	53		33		6		92	
	取得(予定)価格(注1) (千円) / シェア (%) (注4)	31,333,714	40.9	31,206,463	40.7	14,116,190	18.4	76,656,367	100.0
	総賃貸可能面積(注2) (㎡) / シェア (%) (注4)	82,272.05	36.2	133,689.33	58.9	11,118.54	4.9	227,079.92	100.0
	総年間賃料(注3) (千円) / シェア (%) (注4)	1,824,430	36.9	2,375,245	48.1	741,194	15.0	4,940,869	100.0

(注1) 「取得価格」及び「取得(予定)価格」の欄には、前記「⑤ ポートフォリオ全体に係る事項 (イ) 取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載された取得(予定)価格を区分毎に合計したものを、千円未満を切り捨てて記載しています。以下本(へ)において同じです。

(注2) 「総賃貸可能面積」の欄には、前記「(ロ) 賃貸状況の概要」に記載された賃貸可能面積を区分毎に合計したものを記載しています。以下本(へ)において同じです。

(注3) 「総年間賃料」の欄には、前記「(ロ) 賃貸状況の概要」の(注8)による切捨て前の各取得済資産及び取得予定資産の年間賃料総額を区分毎に合計したものを、千円未満を切り捨てて記載しています。以下本(へ)において同じです。

(注4) 「シェア」の欄は、小数第2位を四捨五入して記載しています。以下本(へ)において同じです。

b. 地域別分散

		東京都心7区		関東圏		地方		合計	
上場時	物件数	6		25		23		54	
	取得価格(千円) / シェア (%)	12,130,999	24.4	26,333,904	53.0	11,210,975	22.6	49,675,880	100.0
	総賃貸可能面積(㎡) / シェア (%)	11,568.07	7.2	94,029.32	58.2	55,931.39	34.6	161,528.78	100.0
	総年間賃料(千円) / シェア (%)	619,913	18.1	2,017,174	58.9	787,211	23.0	3,424,299	100.0
本募集後	物件数	9		32		51		92	
	取得(予定)価格(千円) / シェア (%)	17,417,265	22.7	31,383,407	40.9	27,855,694	36.3	76,656,367	100.0
	総賃貸可能面積(㎡) / シェア (%)	15,630.39	6.9	111,288.88	49.0	100,160.65	44.1	227,079.92	100.0
	総年間賃料(千円) / シェア (%)	932,354	18.9	2,406,222	48.7	1,602,292	32.4	4,940,869	100.0

c. 築年数別分散

		5 年以下		5 年超10年以下		10年超15年以下	
上場時	物件数	16		6		12	
	取得価格 (千円) / シェア (%)	11,689,975	23.5	10,493,904	21.1	10,267,619	20.7
	総賃貸可能面積 (㎡) / シェア (%)	27,576.90	17.1	27,805.06	17.2	38,616.80	23.9
	総年間賃料 (千円) / シェア (%)	677,550	19.8	680,027	19.9	740,239	21.6
本募集後	物件数	47		7		11	
	取得(予定)価格 (千円) / シェア (%)	33,238,718	43.4	10,937,757	14.3	11,886,038	15.5
	総賃貸可能面積 (㎡) / シェア (%)	75,921.25	33.4	36,379.14	16.0	39,326.03	17.3
	総年間賃料 (千円) / シェア (%)	1,668,966	33.8	872,948	17.7	830,350	16.8
		15年超20年以下		20年超		合計	
上場時	物件数	16		4		54	
	取得価格 (千円) / シェア (%)	14,249,857	28.7	2,974,523	6.0	49,675,880	100.0
	総賃貸可能面積 (㎡) / シェア (%)	60,162.11	37.2	7,367.91	4.6	161,528.78	100.0
	総年間賃料 (千円) / シェア (%)	1,096,671	32.0	229,811	6.7	3,424,299	100.0
本募集後	物件数	21		6		92	
	取得(予定)価格 (千円) / シェア (%)	16,083,063	21.0	4,510,789	5.9	76,656,367	100.0
	総賃貸可能面積 (㎡) / シェア (%)	65,984.21	29.1	9,469.29	4.2	227,079.92	100.0
	総年間賃料 (千円) / シェア (%)	1,253,477	25.4	315,125	6.4	4,940,869	100.0

d. 規模別分散

		5億円未満		5億円以上 10億円未満		10億円以上 30億円未満		30億円以上		合計	
上 場 時	物件数	27		17		6		4		54	
	取得価格 (千円) / シェア (%)	9,706,999	19.5	10,896,642	21.9	10,174,333	20.5	18,897,904	38.0	49,675,880	100.0
	総賃貸可能面積 (㎡) / シェア (%)	34,691.21	21.5	48,627.69	30.1	38,289.48	23.7	39,920.40	24.7	161,528.78	100.0
	総年間賃料 (千円) / シェア (%)	735,821	21.5	764,139	22.3	787,649	23.0	1,136,688	33.2	3,424,299	100.0
本 募 集 後	物件数	46		30		11		5		92	
	取得(予定)価格 (千円) / シェア (%)	16,358,539	21.3	19,624,276	25.6	18,025,647	23.5	22,647,904	29.5	76,656,367	100.0
	総賃貸可能面積 (㎡) / シェア (%)	53,867.84	23.7	71,661.97	31.6	59,668.96	26.3	41,881.15	18.4	227,079.92	100.0
	総年間賃料 (千円) / シェア (%)	1,221,913	24.7	1,411,402	28.6	950,195	19.2	1,357,357	27.5	4,940,869	100.0

<本投資法人のポートフォリオ一覧（取得済資産及び取得予定資産）>

i. 賃貸住宅カテゴリー別ポートフォリオ一覧

(平成18年11月30日現在)

	ポートフォリオ物件別構成比 (%) (注1)	1物件当たり平均取得(予定)価格 (千円) (注2)	物件数	1物件平均戸数 (注3)	賃貸可能戸数	賃貸戸数	1戸当たり平均月額賃料 (円) (注4)
ワンルームタイプ	40.9	591,202	53	50.1	2,657	2,069	73,453
ファミリータイプ	40.7	945,650	33	56.7	1,870	1,739	113,822
プレミアムタイプ	18.4	2,352,698	6	14.7	88	72	857,863
合計 (平均)	100.0	833,221	92	50.2	4,615	3,880	106,102

ii. エリア別ポートフォリオ一覧

(平成18年11月30日現在)

	ポートフォリオ物件別構成比 (%) (注1)	1物件当たり平均取得(予定)価格 (千円) (注2)	物件数	1物件平均戸数 (注3)	賃貸可能戸数	賃貸戸数	1戸当たり平均月額賃料 (円) (注4)
東京都心7区	22.7	1,897,635	9	18.0	162	144	539,557
関東圏	40.9	944,696	32	60.8	1,947	1,827	109,753
地方	36.3	575,438	51	49.1	2,506	1,909	69,912
合計 (平均)	100.0	833,221	92	50.2	4,615	3,880	106,102

(注1) 取得(予定)価格ベースによるもので、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注2) 合計欄には、物件の取得(予定)価格を合計した金額を取得済資産及び取得予定資産の合計数で除して得られた数値を、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注3) 合計欄には、各物件に占める戸数を取得済資産及び取得予定資産の合計数で除して得られた数値を、小数第1位を四捨五入して記載しています。

(注4) 合計欄には、取得済資産及び取得予定資産の賃料を合計した金額を取得済資産及び取得予定資産の賃貸戸数で除して得られた数値を、円未満を切り捨てて記載しています。

(ト) 主なテナントへの賃貸状況等

(平成18年11月30日現在)

物件名称	年間賃料 (千円) (注1)	敷金・保証金 等 (千円) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	総賃貸面積に 占める割合 (%) (注4)	契約満了日	契約更改の方法
テナント名：有限会社リプラス・レジデンシャル2号（特別目的会社）						
Kiyosumi h+	304,858	—	7,499.18	3.8	平成28年 1月31日	協議により、必要に応じて延長
リーベスト東中山	130,272	17,748	5,765.62	2.9	平成20年 10月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
リーベスト中山	84,564	13,154	4,598.73	2.3	平成20年 10月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
入間駅前第二ビル	62,755	27,224	3,380.58	1.7	平成20年 6月30日	信託契約に基づき信託期間が延長され、 賃貸人がその旨を賃借人に通知した場 合、同期間延長
グレースマンション藤	41,792	—	2,882.52	1.5	平成28年 1月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
パティオ等々力	97,401	30,997	2,410.47	1.2	平成23年 2月28日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
パーシティハウス西下台	45,393	—	2,304.00	1.2	平成20年 10月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
サテラ永山	39,362	5,195	2,276.77	1.1	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ステラートシティ桜山	53,916	—	1,922.25	1.0	平成20年 8月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
スカイコート100	34,330	3,190	1,848.98	0.9	平成20年 6月30日	信託契約に基づき信託期間が延長され、 賃貸人がその旨を賃借人に通知した場 合、同期間延長
s13w9h+	37,848	2,920	1,835.21	0.9	平成23年 2月28日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
インペリアル桜川南Ⅰ	54,108	—	1,659.57	0.8	平成20年 9月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
インペリアル塚本	53,282	—	1,658.81	0.8	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
ステージ s12	37,022	—	1,637.76	0.8	平成20年 8月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
サンヴァーリオ高砂	30,816	4,413	1,623.68	0.8	平成20年 6月30日	信託契約に基づき信託期間が延長され、 賃貸人がその旨を賃借人に通知した場 合、同期間延長
セレニテドリームネオポリ ス市岡	50,438	—	1,600.64	0.8	平成23年 3月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
メゾンフローラ	41,544	22,500	1,563.54	0.8	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
サイトピア	52,407	13,987	1,533.35	0.8	平成20年 6月30日	信託契約に基づき信託期間が延長され、 賃貸人がその旨を賃借人に通知した場 合、同期間延長
エクセルシオール栄	40,752	6,968	1,486.56	0.7	平成28年 2月28日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長

物件名称	年間賃料 (千円) (注1)	敷金・保証金 等 (千円) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	総賃貸面積に 占める割合 (%) (注4)	契約満了日	契約更改の方法
MGA金町	29,504	3,206	1,471.05	0.7	平成20年 9月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
コリンヌ津田沼	26,929	—	1,450.80	0.7	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ステージア千代田	48,487	—	1,447.40	0.7	平成20年 10月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
ステージアn25	26,201	—	1,243.57	0.6	平成23年 4月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ウィンベルコーラス平塚第 13	26,268	3,511	1,208.22	0.6	平成28年 3月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
サッポロヒルズ	21,605	—	1,195.95	0.6	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
阪上ロイヤルハイツ第二	31,932	4,742	1,175.86	0.6	平成20年 6月30日	信託契約に基づき信託期間が延長され、 賃借人がその旨を賃借人に通知した場 合、同期間延長
ステージアhg7	25,446	—	1,175.68	0.6	平成23年 4月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ステージア金山	36,913	—	1,167.48	0.6	平成28年 3月31日	期間満了の1か月前までに意思表示なき 場合は、同一条件で更に1年間更新さ れ、その後も同様
n-OM1	151,166	36,304	1,150.63	0.6	平成20年 10月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
インペリアル桜川南Ⅱ	35,738	—	1,119.44	0.6	平成23年 5月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ジョイ尾山台	42,234	19,024	1,057.19	0.5	平成28年 3月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
是空弁天	32,913	—	1,004.09	0.5	平成23年 5月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
東信松涛マンション	51,524	17,401	986.59	0.5	平成20年 7月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
フラットカレラ	20,843	—	971.15	0.5	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
カレラ2.9	21,086	—	956.31	0.5	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ドリームネオポリス今福西	28,799	200	952.69	0.5	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
エステージ大塚	38,784	5,740	937.32	0.5	平成20年 10月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
VISTAシュブリーム	34,104	2,521	871.54	0.4	平成20年 8月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
セントロイヤルクラブ海老 江	25,927	—	769.93	0.4	平成28年 3月31日	期間満了の1か月前までに意思表示なき 場合は、同一条件で更に1年間更新さ れ、その後も同様
ステージア日比野	23,184	—	742.50	0.4	平成28年 3月31日	期間満了の1か月前までに意思表示なき 場合は、同一条件で更に1年間更新さ れ、その後も同様
インペリアル新大阪	21,903	—	628.65	0.3	平成20年 8月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ドリームネオポリス大日	17,940	450	608.45	0.3	平成23年 2月28日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長

物件名称	年間賃料 (千円) (注1)	敷金・保証金 等 (千円) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	総賃貸面積に 占める割合 (%) (注4)	契約満了日	契約更改の方法
グランメール東淀川	18,456	6,840	585.30	0.3	平成20年 8月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ドリームネオポリス深江南	14,160	205	567.76	0.3	平成20年 8月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ステージャ東中島 I	18,324	—	539.07	0.3	平成23年 5月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
セントロイヤルクラブ材木 町	12,831	—	385.33	0.3	平成20年 10月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
ラ・ヴィータ日本橋	—	—	—	0.0	平成22年 5月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長 (ただし、期間満了日の3か月前までに 意思表示なき場合は同条件で1年間更新 され、その後も同様)
合計	2,176,076	248,442	75,858.17	38.2	—	—
テナント名：有限会社リプラス・レジデンシャル1号（特別目的会社）						
リーベスト西千葉	201,070	30,580	10,763.66	5.4	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
セレーノ大宮	138,584	13,792	6,501.30	3.3	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
サテラ北34条	111,178	8,114	5,357.42	2.7	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
サテラ魚住	64,008	7,200	4,530.16	2.3	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
入間駅前ビル	122,487	85,648	4,111.36	2.1	平成27年 12月31日	期間満了の1か月前までに意思表示なき 場合は、同一条件で更に1年間更新さ れ、その後も同様
チェルシーガーデン	241,920	80,640	3,810.93	1.9	平成27年 12月31日	信託契約に基づき信託期間が延長された 場合、同様に延長
ジョアンナマンション	54,701	7,948	3,747.60	1.9	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
c-MA3	252,118	47,638	3,550.37	1.8	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
イマージュ霧が丘	58,014	5,628	3,486.04	1.8	平成27年 12月31日	期間満了の1か月前までに意思表示なき 場合は、同一条件で更に1年間更新さ れ、その後も同様
内山南小倉駅前ビル	39,124	6,253	2,628.85	1.3	平成27年 12月31日	期間満了の1か月前までに意思表示なき 場合は、同一条件で更に1年間更新さ れ、その後も同様
グリーンパーク小松島	39,323	5,691	2,291.52	1.2	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
プロフィットリンク竹ノ塚	47,393	5,496	2,217.74	1.1	平成27年 12月31日	期間満了の1か月前までに意思表示なき 場合は、同一条件で更に1年間更新さ れ、その後も同様
ステラートシティ伝馬町	52,925	—	2,179.40	1.1	平成20年 6月30日	期間満了の1か月前までに意思表示なき 場合は、同一条件で更に1年間更新さ れ、その後も同様
ロイヤルガーデン森林公園	35,496	6,631	1,987.98	1.0	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
シェモア桜ヶ丘	48,180	29,280	1,849.80	0.9	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ボスール常盤	54,864	15,937	1,816.12	0.9	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ダイアパレス泉崎	28,738	4,142	1,739.80	0.9	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長

物件名称	年間賃料 (千円) (注1)	敷金・保証金 等 (千円) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	総賃貸面積に 占める割合 (%) (注4)	契約満了日	契約更改の方法
茅ヶ崎ダイカンプラザ	37,877	6,916	1,727.04	0.9	平成27年 12月31日	期間満了の1か月前までに意思表示なき場合は、同一条件で更に1年間更新され、その後も同様
ルミエール八王子	46,695	322	1,632.15	0.8	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
グリーンヒルズ飛鳥山	44,652	5,427	1,480.10	0.7	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ストリームライン大濠	34,284	—	1,249.52	0.6	平成20年 6月30日	期間満了の1か月前までに意思表示なき場合は、同一条件で更に1年間更新され、その後も同様
すずらん館	37,175	10,142	1,151.35	0.6	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ベル越谷21	38,484	3,081	1,135.39	0.6	平成27年 12月31日	期間満了の1か月前までに意思表示なき場合は、同一条件で更に1年間更新され、その後も同様
王子ハイツ	32,292	9,227	989.31	0.5	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ドリームハイツ	25,812	14,099	946.08	0.5	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ジョイフル狭山	22,828	2,014	837.47	0.4	平成20年 6月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ウィンドフォー南本町	24,324	10,900	836.05	0.4	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
n-GT1	27,588	2,201	707.55	0.4	平成27年 12月31日	信託契約に基づき信託期間が延長された場合、同様に延長
c-MA2	42,030	—	658.20	0.3	平成27年 12月31日	信託契約に基づき信託期間が延長された場合、同様に延長
デュミナス唐人町	15,432	3,318	489.58	0.2	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
スターズ内山	13,584	1,806	485.80	0.2	平成27年 12月31日	期間満了の1か月前までに意思表示なき場合は、同一条件で更に1年間更新され、その後も同様
FC高砂町	19,925	3,039	458.80	0.2	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
ターキーズ田園調布第2	19,992	1,896	427.71	0.2	平成27年 12月31日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
c-MA1	26,371	3,250	279.48	0.1	平成27年 12月31日	信託契約に基づき信託期間が延長された場合、同様に延長
合計	2,099,477	438,261	78,061.63	39.3	—	—
テナント名：東海旅客鉄道株式会社（鉄道業）						
磯子フラット	407,294	—	25,007.11	12.6	平成22年 5月31日	期間満了により終了
ルネ神戸北町Ⅱセンターコート	79,000	—	10,548.28	5.3	平成20年 5月31日	期間満了により終了
竹ノ塚フラット	149,200	—	8,232.98	4.1	平成20年 5月31日	期間満了により終了
合計	635,496	—	43,788.37	22.0	—	—
テナント名：有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号（特別目的会社）						
セントロイヤルクラブ天満橋	23,303	1,409	662.00	0.3	平成37年 11月30日	信託契約に基づき受益者に承継又は延長
合計	23,303	1,409	662.00	0.3	—	—
全合計	4,940,869	688,558	198,694.69	100.0	—	—

（注1）「年間賃料」の欄には、平成18年11月30日現在効力を有する賃貸借契約に基づく月額賃料（共益費を含みますが、駐車場使用料の付属施設の使用料は含みません。）を12倍した金額を、千円未満を切り捨てて記載しています。

- (注2) 「敷金・保証金等」の欄には、平成18年11月30日現在効力を有する賃貸借契約に基づく敷金（敷引きがある場合には敷引後の金額）及び保証金の残高の合計額（駐車場及び付属施設の敷金は含みません。）を、千円未満を切り捨てて記載しています。
- (注3) 「賃貸面積」の欄には、上記各テナントを賃借人として平成18年11月30日現在効力を有する賃貸借契約に記載されている賃貸借面積を記載しています。
- (注4) 「総賃貸面積に占める割合」の欄には、各不動産及び信託不動産の賃貸面積の合計に占める賃貸面積の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(3) 【分配方針】

本投資法人は、原則として、以下の方針に従って分配を行うものとします（規約第15条）。

① 利益の分配

(イ) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」といいます。）は、不動産（本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含みます。）から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設使用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸借契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸業務から生じる収入、利子・配当収入、及びこれらに類する収益に、資産の売買損益及び償還差損益を加減し、諸経費（減価償却を含みます。）、支払利息、資産運用報酬等を控除し、繰越欠損金のあるときはその金額を補填し、繰越利益があるときはその金額を含めた後の金額とします。なお、損失が生じた場合、未分配の金額がある場合は次期へ繰り越します。

(ロ) 利益の金額を限度として金銭の分配を行う場合、分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）第67条の15及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）（以下「租税特別措置法施行令」といいます。）第39条の32の3に規定される本投資法人の配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額を超えて本投資法人が決定する金額とします。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができるものとします。

② 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、役員会において適切と判断した場合、投信法第137条第1項の規定に従い、投資主に対し、投信法第131条第2項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができるものとします。本投資法人は、利益を超える金銭の分配を行う場合には、当該決算期に係る利益の金額に当該営業期間の減価償却費計上額に相当する金額を加算した額を上限とします。ただし、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令第39条の32の3に規定されている配当可能額の90%に相当する金額を超えない場合には、配当可能額の91%に相当する金額まで分配可能金額を超えて金銭の分配をすることができるものとします。

本投資法人は、安定的な分配金の支払を重視しますが、利益を超えた金銭の分配に関して、かかる分配を受けた個人投資主がその分配の都度、税務上の譲渡損益の算定を自己において行うことが必要とされる限りにおいては、投資主に対して利益を超えた金銭の分配は行わないものとします。ただし、本投資法人が課税の特例規定における要件を満たすことを目的とする場合等で、利益を超えた金銭の分配を行うことが必要であると本投資法人の役員会において判断される場合には、上記の分配方針に従い利益を超えた金銭の分配を行うことがあります。

③ 分配金の分配方法

投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算期から3か月以内に決算期における最終の投資主名簿の投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて行います。

④ 分配金請求権の除斥期間

投資主に対する金銭の分配の支払が行われずに、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人は分配金の支払義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息を付さないものとします。

⑤ 上記の他、本投資法人は、金銭の分配にあたっては、投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」（平成13年3月16日制定。その後の改正も含みます。）に従うものとします。

(4) 【投資制限】

① 規約に基づく投資制限

本投資法人の規約に基づく投資制限は以下の通りです。

(イ) 有価証券及び金銭債権に係る制限

本投資法人は、前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (ロ) d. 」に定める有価証券及び「同 e. 」に定める金銭債権への投資を、安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとします（規約第12条第1項）。

(ロ) 金融先物取引等及び金融デリバティブ取引に係る制限

前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (ロ) g. 」に定める金融先物取引等及び「同 h. 」に定める金融デリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限り（規約第12条第2項）。

(ハ) 国外不動産に係る制限

投資対象となる不動産等は国内不動産に限定するものとします（規約第12条第3項）。

(ニ) 本投資法人は、わが国以外に所在する不動産若しくは当該不動産を主として裏付けとする資産、外貨建資産又は外国証券市場で主として取引されている有価証券への投資は行いません（規約第12条第4項）。

(ホ) 組入資産の賃貸・運用及び第三者のための担保提供に係る制限

- a. 本投資法人は、所有する特定資産である不動産について中長期的な安定収益の確保を目的として第三者との間で賃貸借契約を締結し賃貸を行うこととします。また、本投資法人が所有する不動産を裏付にした特定資産である信託の受益権に係る信託財産である不動産については、その信託の受託者をして第三者との間で賃貸借契約を締結させ賃貸を行わせることとします（規約第13条第1項）。
- b. 本投資法人は、前項の不動産の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに準じる金銭（以下「敷金等」といいます。）を自ら又は信託の受託者を通じて受け入れることがあり、かかる敷金等については、規約の定めに従い運用を行います（規約第13条第2項）。
- c. 本投資法人は、余剰資金の効率的な運用を目的として、不動産以外の運用資産の賃貸を行うことができます（規約第13条第3項）。
- d. 本投資法人は、不動産に共有者が存する場合、自ら又は信託の受託者を通じて、共有不動産全体の本投資法人による利用について共有者の同意を得た上で、また、不動産が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。）（以下「区分所有法」といいます。）第1条に規定する建物である場合、他の区分所有者の所有する専有部分を賃借した上で、それぞれこれを第三者に転貸することができます（規約第13条第4項）。

② その他の投資制限

(イ) 有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は、有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

(ロ) 集中投資

集中投資について制限はありません。なお、不動産の所在地域による分散投資に関する方針については、前記「(1) 投資方針 ① 基本方針」をご参照下さい。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本投資証券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券への投資に関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が既に取得した個別の不動産又は信託の受益権の信託財産である不動産に特有のリスクについては、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ② 投資不動産物件 (ニ) 個別資産の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスクの発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券の市場価格が下落又は分配金の額が減少し、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券に関する投資判断を行う必要があります。

本項に記載されているリスク項目は、以下の通りです。

① 投資証券の商品性に関するリスク

- (イ) 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク
- (ロ) 投資証券の市場での取引に関するリスク
- (ハ) 金銭の分配に関するリスク
- (ニ) 収入及び支出の変動に関するリスク
- (ホ) 投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

② 本投資法人の運用方針に関するリスク

- (イ) 投資対象用途を限定していることによるリスク
- (ロ) スポンサーサポート契約等に基づくサポートを期待通りに受けられないリスク
- (ハ) 業務提携契約に基づくサポートを期待通りに受けられないリスク
- (ニ) 不動産を取得又は処分できないリスク
- (ホ) 投資口の追加発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク
- (ヘ) 敷金及び保証金に関するリスク

③ 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

- (イ) 株式会社リプラスへの依存、利益相反に関するリスク
- (ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク
- (ハ) 本投資法人の執行役員及び資産運用会社の人材に依存しているリスク
- (ニ) インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク
- (ホ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- (ヘ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク

- (イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ロ) 賃貸借契約に関するリスク
- (ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ニ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
- (ホ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
- (ヘ) 法令の制定・変更に関するリスク
- (ト) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- (チ) 転貸に関するリスク
- (リ) マスターリース契約に関するリスク

- (ヌ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク
- (ル) 区分所有建物に関するリスク
- (ヲ) 共有物件に関するリスク
- (ワ) 借地物件に関するリスク
- (カ) 借家物件に関するリスク
- (ヨ) 開発物件に関するリスク
- (タ) 有害物質に関するリスク
- (レ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

⑤ 税制に関するリスク

- (イ) 導管性要件に関するリスク
- (ロ) 減損会計の適用に関するリスク
- (ハ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (ニ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (ホ) 一般的な税制の変更に関するリスク

⑥ その他

専門家の意見への依拠に関するリスク

① 投資証券の商品性に関するリスク

(イ) 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク

本投資証券は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換価する手段は、第三者に対する売却に限定されます。

本投資証券の市場価格は、取引所における需給バランスにより影響を受け、一定の期間内に大量の売却が出た場合には、大きく価格が下落する可能性があります。また、市場価格は、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。

そのため、投資主は、本投資証券を取得した価格で売却できない可能性があり、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。

(ロ) 投資証券の市場での取引に関するリスク

本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の上場規程の特例に定める上場廃止基準に抵触する場合には、本投資証券の上場が廃止されます。

本投資証券の上場が廃止される場合、投資主は、保有する本投資証券を相対で譲渡する他に換金の手段がないため、本投資法人の純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資証券の譲渡自体が事実上不可能となる場合があります、損害を受ける可能性があります。

(ハ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針 (3) 分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が取得する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産（以下、本「(1) リスク要因」の項において「不動産」と総称します。）の賃貸状況、売却に伴う損益や建替えに伴う除却損等により、期間損益が変動し、投資主への分配金が増減し、又は一切分配されないことがあります。

(二) 収入及び支出の変動に関するリスク

本投資法人の収入は、不動産の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約通りの増額改定を行えない可能性があります（なお、これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク（ロ）賃貸借契約に関するリスク」をご参照下さい。）。本書において開示されている運用資産の過去の収支の状況や賃料総額も、当該資産の今後の収支の状況や賃料総額を必ずしも予測させ又は保証するものではありません。また、不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

一方、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金及び保証金の返還、大規模修繕等に要する費用支出、多額の資本的支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、キャッシュ・フローを減ずる要因となる可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出は増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

(ホ) 投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、投資口を随時追加発行する予定ですが、かかる追加発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の計算期間中に追加発行された投資口に対して、当該計算期間の期初から存在する投資口と同額の金銭の分配が行われる場合には、既存の投資主は、追加発行がなかった場合に比して、悪影響を受ける可能性があります。

更に、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

② 本投資法人の運用方針に関するリスク

(イ) 投資対象用途を限定していることによるリスク

本投資法人は、不動産の中でも、賃貸住宅のみをその投資対象としています。したがって、本投資法人の運用成績は、景気の動向に左右される賃貸住宅の需要に大きく影響を受けるということができ、かかる要因により、本投資法人の収益は悪影響を受ける可能性があります。

(ロ) スポンサーサポート契約等に基づくサポートを期待通りに受けられないリスク

本投資法人及び資産運用会社は、株式会社リプラスとの間でスポンサーサポート契約を締結し、株式会社リプラス、その子会社及び株式会社リプラスが運営する不動産ファンド（ウェアハウジングファンド及びコンストラクションマネジメントファンドを含みます。）

（以下、本項において「株式会社リプラス及びその子会社等」と総称します。）から、不動産の取得に関するサポートを受ける体制を構築しています。しかし、株式会社リプラス及びその子会社等が本投資法人の投資基準に合致する不動産に関する情報を常に有しているとは限らず、株式会社リプラス及びその子会社等から本投資法人の投資基準に合致する不動産に関する売却情報を十分に取得できない可能性があります。また、スポンサーサポート契約は、
a. 本投資法人に対する株式会社リプラス及びその子会社等が保有する不動産の売却情報又は第三者から受領した不動産の売却情報（所有者による書面による承諾を得た場合に限りま

す。)の優先的な提供、及びb. 本投資法人に対する投資基準に合致する不動産に関する優先的に売買交渉をする権利の付与を約束するものにすぎず、株式会社リプラス及びその子会社等が本投資法人に対して、本投資法人の希望する価格で不動産を売却する義務を負っているわけではありません。このため、スポンサーサポート契約に基づき、本投資法人が適切であると判断する不動産を適切な価格で取得できることが確保されているわけではありません。また、スポンサーサポート契約に基づく株式会社リプラス及びその子会社等による不動産の一時保有は、株式会社リプラスの裁量に基づき行われますので、本投資法人の期待するサポートが常に受けられる保証はありません。

また、ウェアハウジングファンド及びコンストラクションマネジメントファンドの存続期間はいずれも最長5年と定められていますので、かかる存続期間満了後は、ウェアハウジングファンド及びコンストラクションマネジメントファンドから本投資法人への不動産等の継続的な供給が受けられなくなる可能性があります。

更に、株式会社リプラスはスポンサーサポート契約を更新する義務を負っておらず、また中途の解約も禁止されていませんので、本投資法人の存続期間中にスポンサーサポート契約が終了することもあり、かかる場合には、株式会社リプラスからのサポートを受けられないこととなります。

したがって、本投資法人は、必ずしも、株式会社リプラス及びその子会社等から、本投資法人が適切であると判断する不動産を期待通りに取得できるとは限らず、また本投資法人の存続期間中に株式会社リプラスからのサポートが受けられなくなる可能性があります。

(ハ) 業務提携契約に基づくサポートを期待通りに受けられないリスク

本投資法人及び資産運用会社は、業務提携先不動産業者との間でそれぞれ業務提携契約を締結し（以下、本項において、かかる不動産業者を「業務提携会社」といいます。）、業務提携会社から、不動産の取得並びに賃貸仲介及び賃貸管理等に関するサポートを受ける体制を構築しています。しかし、不動産業者から本投資法人の投資基準に合致する不動産に関する売却情報を十分に取得できない可能性があります。また、業務提携契約は、業務提携会社に対して、本投資法人の希望する価格で不動産を売却することを義務付けているわけではありません。このため、業務提携契約に基づき、本投資法人が適切であると判断する不動産を適切な価格で取得できることが確保されているわけではありません。また、業務提携会社が提供する賃料相場、建物管理費等のマーケットに関する情報が十分でない又は正確でない可能性もあり、賃貸仲介及び賃貸管理等に関するサポートが適切、かつ、十分に行われることも保証されていません。

したがって、本投資法人は、必ずしも、業務提携会社から、本投資法人が適切であると判断する不動産を期待通りに取得できるとは限らず、また、賃料相場、建物管理費等のマーケットに関する情報の提供や賃貸仲介及び賃貸管理等のサポートを期待通りに受けられない可能性があります。

(二) 不動産を取得又は処分できないリスク

不動産投資信託その他のファンド及び投資家等による不動産に対する投資は活発化する傾向にあり、また本投資法人が投資対象とするような不動産の取得競争は激化しているため、必ずしも、本投資法人が取得を希望した不動産等を取得することができるとは限りません。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。更に、本投資法人が不動産等を取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えな

い可能性等もあります。このため、本投資法人は、目標とする賃貸住宅カテゴリ別投資比率及びエリア別投資比率（前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ① 基本方針」をご参照下さい。）に基づくポートフォリオを構築できない可能性があります。

(ホ) 投資口の追加発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

投資口の追加発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行並びにそれらの条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で投資口の追加発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかったり、予定しない資産の売却を余儀なくされたり、資金繰りがつかなくなる可能性があります。

また、本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、運用資産に担保を設定することとなったり、規約の変更が制限される等の可能性があります、このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、借入れ及び投資法人債の金利は、借入時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は、本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) 敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人は、運用資産の賃借人が無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を運用資産の取得資金の一部として利用する場合があります。しかし、賃貸市場の動向、賃借人との交渉等により、本投資法人の想定よりも賃借人からの敷金及び保証金の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があります、この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなります。また、敷金又は保証金を本投資法人が利用する条件として、本投資法人が敷金又は保証金の返還債務を負う場合があります、当該返還債務の履行に必要な資金を借入れ等により調達する可能性があります。これらの結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。なお、運用資産に係る賃貸借契約の中には敷金の授受が行われないものがあります。

③ 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

(イ) 株式会社リプラスへの依存、利益相反に関するリスク

株式会社リプラスは、本投資法人の主要な投資主であり、また、本書の日付現在、資産運用会社の株式を90%保有する資産運用会社の親会社です。また、資産運用会社の従業員の相当割合は、株式会社リプラスからの出向者であり、資産運用会社の非常勤取締役1名及び非常勤監査役は、株式会社リプラスの役員を兼務しています。本投資法人は、スポンサーサポート契約に基づき、株式会社リプラスから、今後も不動産を継続的に取得することを予定しており、また運用資産の一部に関して、株式会社リプラスから滞納家賃保証システムの提供を受けており、今後、運用資産に関してより積極的に当該滞納家賃保証システムの提供を受ける方針です。更に、本投資法人は、運用資産の相当部分について株式会社リプラスの子会社であるリプラス・インベストメンツ株式会社にそのPM業務を委託しており、今後取得する不動産に関しても、その相当部分についてリプラス・インベストメンツ株式会社にPM業

務を委託する予定です。また、本投資法人は、株式会社リプラスから同社がその賃貸サポート事業を通じて獲得したユーザーニーズ、賃料水準等のマーケット情報の提供を受ける予定です。

これらの点に鑑みると、本投資法人及び資産運用会社は、株式会社リプラスと密接な関連性を有しており、本投資法人による安定した収益の確保と成長性に対する株式会社リプラスの影響は相当程度高いといえます。

したがって、本投資法人及び資産運用会社が株式会社リプラスと本書の日付現在と同様の関係を維持できなくなった場合又は株式会社リプラスの財務状況又は社会的信用等が悪化した場合には、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

更に、本投資法人や資産運用会社が、資産運用活動その他を通じて、株式会社リプラスとの間で取引を行う場合、株式会社リプラスの利益を図るために、本投資法人の投資主の利益に反する行為を行う可能性もあり、その場合には、投資主に損害が発生する可能性があります。

(ロ) 本投資法人の関係者への依存、利益相反に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、執行役員及び監督役員から構成される役員会において重要な意思決定を行い、資産の運用を資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。また、投信法は、本投資法人の執行役員及び監督役員並びに本投資法人の関係者に関する義務及び責任を定めていますが、これらの本投資法人の関係者が投信法その他の法令に反し、又は、法定の措置をとらないときは、投資主に損害が発生する可能性があります。

また、資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者が、法令上又は契約上負っている善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）、本投資法人のために忠実に職務を遂行する義務（忠実義務）、利益相反状況にある場合に本投資法人の利益を害してはならない義務、その他の義務に違反した場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損害を受ける可能性があります。

このほかに、資産運用会社又は本投資法人若しくは運用資産である不動産信託受益権に関する信託受託者から委託を受ける業者として、PM会社、建物の管理会社等があります。本投資法人の収益性の向上のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依存するところも大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基盤等を必ずしも維持できる保証はありません。これらの者について業務の懈怠その他の義務違反があった場合や業務遂行能力が失われた場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 本投資法人の執行役員及び資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人の運営は、本投資法人の執行役員及び資産運用会社の人材に大きく依存しており、これらの人材が失われた場合、本投資法人の運営に悪影響をもたらす可能性があります。

(二) インサイダー取引規制等に係る法令上の禁止規定が存在しないことによるリスク

本書の日付現在、投資証券については、上場株券等と異なり、証券取引法に定めるいわゆるインサイダー取引規制の対象ではありません。

本投資法人及び資産運用会社は、その内部規則において、役職員が証券取引法で禁じられ

ているインサイダー取引に類似の取引を行わないよう規制し、役職員の行う本投資法人の発行する投資証券の取得及び譲渡に関する手続も定めていますが、本投資法人及び資産運用会社の役職員等がかかる規則を遵守せずにインサイダー取引に類似の取引を行った場合には、本投資証券に対する一般の信頼を害し、ひいては市場価格の下落や本投資証券の流動性の低下等の悪影響をもたらす可能性があります。

(ホ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び資産運用会社の取締役会が定めた、より詳細な投資方針、ポートフォリオ構築方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらが変更される可能性があります。

(ヘ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「破産法」といいます。）上の破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。）（以下「民事再生法」といいます。）上の再生手続及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服する可能性があります。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取り消される可能性があります（投信法第216条）。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産の分配にあずかることによってしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。

④ 不動産及び信託の受益権に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類」に記載の通り、不動産等及び不動産対応証券です。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「(タ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照下さい。

(イ) 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等が存在している可能性があり、また、かかる欠陥、瑕疵等が取得後に判明する可能性もあります。建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経由した不動産についても、建築基準関係規定の求める安全性や構造耐力等を有するとの保証はありませんし、取得時には想定し得ない隠れた構造上その他の欠陥・瑕疵の存在等が取得後に判明するおそれもあります。また、本投資法人の取得時の調査においても、物理的、時間的その他の制約があり、調査が完全であるとの保証はありません。

本投資法人は、状況によっては、前所有者に対し一定の事項につき表明及び保証を要求し、瑕疵担保責任を負担させるつもりですが、表明及び保証又は瑕疵担保責任を負担させることができない可能性があるほか、負担させた場合においてかかる表明及び保証が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及できたとしても、これらの責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もあります。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるをえなくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

また、本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法上、宅地建物取引業者とみなされるため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。したがって、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

また、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。更に、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上可能な範囲で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

(ロ) 賃貸借契約に関するリスク

a. 賃貸借契約の解約リスク、更新がなされないリスク

賃借人が賃貸借契約上解約権を留保している場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約が終了したり、また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあるため、稼働率が低下することや、賃貸市場や立地条件の変化等により従前と同水準の賃料で新たなテナントを確保することができないことにより賃料収入が減少することがあります。なお、解約禁止条項、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合でも、裁判所によって解約ペナルティが減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

以上のような事由により、賃料収入が減少した場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

b. 賃料不払に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産法上の破産手続、民事再生法上の再生手続若しくは会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。）上の更生手続その他の倒産手続（以下、併せて「倒産等手続」と総称します。）の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があります。この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況になった場合には、投資主に損害を与える可能性があります。また、マスターリースを行っている不動産のほか、一部の不動産については、一棟全体を一括して賃貸しているため、当該不動産の賃借人の財務状況が悪化した場合に

は、本投資法人の収益に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える場合があります。

本投資法人は、賃料を確実に回収することを目的として、運用資産の一部に関して株式会社リプラスから滞納家賃保証システムの提供を受けており、今後、運用資産に関してより積極的に滞納家賃保証システムの提供を受ける方針です。しかし、滞納家賃保証システムは、株式会社リプラスの財務状況に依拠するものであり、株式会社リプラスの財務状況が悪化した場合には、滞納家賃保証システムが受けられない可能性があります。

c. 賃料改定に関するリスク

テナントとの賃貸借契約の期間が比較的長期間である場合には、多くの場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。

したがって、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉如何によっては、必ずしも、規定通りに賃料を増額できるとは限りません。

d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法（平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができます。請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

(ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、津波、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物の不稼働を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

(二) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

運用資産である不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上無過失責任を負うことがあります。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、上記(ハ)と同様、本投資法人は悪影響を受ける可能性があります。

また、不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

さらに、近隣との紛争の発生等により想定しない損害が発生し、その結果、投資主に損害を与える可能性があります。

(ホ) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例、都市計画法（昭和43年法律第100号。その後の改正を含みます。）（以下「都市計画法」といいます。）の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物（現に建築中のものを含みます。）又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています（いわゆる既存不適格）。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、追加的な費用負担が必要となる可能性があり、また、現状と同規模の建物を建築できない可能性があります。

また、不動産に係る様々な行政法規や各地の条例による規制が運用資産である不動産に適用される可能性があります。例えば、都市計画法、地方公共団体の条例による風致地区内における建築等の規制、河川法による河川保全区域における工作物の新築等の制限、文化財保護法に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務や、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じる可能性があります。更に、運用資産である不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し収益が減少する可能性があります。また、当該不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

(ヘ) 法令の制定・変更に関するリスク

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。）（以下「土壤汚染対策法」といいます。）のほか、将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法（昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。）その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があります。更に、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(ト) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機状態にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取消（詐害行為取消）される可能性があります。また、本投資法人が不動産を取得した後、売主について倒産等手続が開始した場合には、不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人（以下「管財人等」といいます。）により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者（以下、本項において「買主」といいます。）から更に不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主との間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主と買主との間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

本投資法人は、売買が、管財人等により否認され又は債権者により取消されるリスク等に

ついて諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等を回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

更に、取引の態様如何によっては売主と本投資法人との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性（いわゆる真正譲渡でないといみなされるリスク）もあります。

（チ）転貸に関するリスク

賃借人（転借人を含みます。）に、不動産の一部又は全部を転貸する権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があるほか、賃借人の賃料が、転借人の賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃借人に承継される旨規定されている場合等には、かかる敷金等の返還義務が、賃借人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃借人の負担となり、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

（リ）マスターリース契約に関するリスク

本投資法人の運用資産には、マスターレシーが本投資法人又は信託受託者とマスターリース契約を締結した上で、各エンドテナントに対して転貸する形式をとるものがあり、今後もこのようなマスターリースの形態が利用されることがあります。

マスターレシーの財務状況が悪化した場合、エンドテナントがマスターレシーに賃料を支払ったとしても、マスターレシーから本投資法人又は信託受託者への賃料の支払が滞る可能性があります。

（ヌ）テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

テナントによる不動産の利用・管理状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響が及ぶ可能性があります。また、賃借人、転借人及び賃借権の譲受人の属性によっては、運用資産である不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。また、近隣の住民からクレームが出され、本投資法人の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。

（ル）区分所有建物に関するリスク

区分所有建物とは区分所有法の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分（居室等）と共有となる共用部分（エントランス部分等）及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約（管理規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。建替決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各5分の4以上の多数の建替決議が必要とされる等（区分所有法第62条）、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることにより、区分所有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の区分所有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第22条）。ただし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります（区分所有法第23条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの1筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

（ヲ）共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため（民法第252条）、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため（民法第249条）、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性（民法第256条）、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性（民法第258条第2項）があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者について倒産手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるとされています。ただし、共有者は、倒産手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、共有者がその共有持

分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(フ) 借地物件に関するリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自らが所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払その他による解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合（借地借家法第13条、借地法（大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。）第4条）を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

また、本投資法人が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

更に、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります（なお、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。）。

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(カ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物（共有持分、区分所有権等を含みます。）を第三者から賃借の上又は信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及

び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、上記(ヲ)の借地物件の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該受託者とテナントの間の転貸借契約も終了するとされているため、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

(ヨ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、将来、規約に定める投資方針に従って、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結する可能性があります。かかる場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合とは異なり、様々な事由により、開発が遅延し、変更され、又は中止されることにより、売買契約通りの引渡しを受けられない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担し若しくは被る可能性があり、その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(タ) 有害物質に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性があり、かかる有害物質が埋蔵されている場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があります。なお、土壤汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。

この場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があり、また、本投資法人は、支出を余儀なくされた費用について、その原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか又は使用されている可能性がある場合やP C Bが保管されている場合等には、当該建物の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的若しくは部分的交換が必要となる場合又は有害物質の処分若しくは保管が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人に係る損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

(レ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

本投資法人は、不動産を信託の受益権の形式で取得することがあります。

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権又は地上権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的にはすべて受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、信託の受益権の保有に伴い、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを負担することになります。

信託契約上信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。更に、不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権は有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、有価証券のような流動性がありません。

信託法上、信託受託者が倒産手続の対象となった場合には、信託の受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があります。仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、当該不動産が信託の受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

更に、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の瑕疵担保責任を負担する場合に、信託財産の受託者が、かかる瑕疵担保責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主に損害を与える可能性があります。

本投資法人が信託の受益権を準共有する場合、以下のリスクが存在します。まず、準共有する信託の受益権の行使については、それが信託財産の管理に関する事項である場合、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、準共有者の過半数で行うものと解されるため（民法第264条、民法第252条）、持分の過半数を有していない場合には、当該信託の受益権の行使について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、準共有持分の処分は、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、単独所有する場合と同様に自由に行えると解されていますが、準共有する信託の受益権については、準共有者間で準共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、準共有者がその準共有持分を第三者に売却する場合に他の準共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。準共有する信託の受益権については、単独保有する場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

⑤ 税制に関するリスク

(イ) 導管性要件に関するリスク

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により一定の要件（以下「導管性要件」といいます。）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、投資法人による利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の異動、分配金支払原資の制限・不足、借入金等の定義に係る不明確性、会計処理と税務処理の取扱いの差異、税務当局と本投資法人との見解の相違、法律の改正、その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が、導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響をもたらす、本投資証券の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。なお、導管性要件に関しては、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い ② 投資法人の税務 (イ) 利益配当等の損金算入要件」をご参照下さい。

(ロ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設置に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が、平成17年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されることになったことに伴い、本投資法人においても第1期計算期間より減損会計が適用されています。減損会計とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。

減損会計の適用に伴い、地価の動向及び運用不動産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の業績は悪影響を受ける可能性があります。また、税務上は当該不動産の売却まで損金を認識することができない（税務上の評価損の損金算入要件を満たした場合や減損損失の額のうち税務上の減価償却費相当額を除く。）ため、税務と会計の齟齬が発生することとなり、税務上のコストが増加する可能性があります。

(ハ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により税務否認等の更正処分を受けた場合には、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において損金算入した配当金が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響をもたらす可能性があります。

(二) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約における投資態度において、その有する特定資産の価額の合計額に占める、特定不動産の価額の合計額の割合を75%以上とすること（規約第10条第6項）としています。本投資法人は、上記内容の運用方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができない可能性が

あります。

(ホ) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、不動産信託の受益権その他本投資法人の資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。また、投資証券に係る利益の配当、出資の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資証券の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

⑥ その他

専門家の意見への依拠に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

土壌汚染リスク評価報告書も、個々の調査会社が行った分析に基づく意見であり、評価方法、調査の方法等によってリスク評価の内容が異なる可能性があります。また、かかる報告書は、専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、土壌汚染が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、マーケットレポート等により提示されるマーケットに関する第三者機関による分析又は統計情報は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものとどまり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け、市場の動向等と一致するとは限りません。同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査分析会社、分析方法又は調査方法若しくは時期によってマーケット分析の内容が異なる可能性があります。

建物エンジニアリング・レポート及び構造計算書に関する調査機関による調査報告書についても、建物の状況及び構造に関して専門家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に欠陥、瑕疵が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

また、不動産に関して算出されるPML値は、個々の専門家の分析に基づく予想値であり、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人及び資産運用会社は、以上のようなリスクが投資リスクであることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう以下のリスク管理体制を整備しています。

しかしながら、当該リスク管理体制については、十分に効果があることが保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主に損害が及ぶおそれがあります。

① 本投資法人の体制

本投資法人は、投信法に基づき適法に設立されており、執行役員1名及び監督役員2名により構成される役員会により運営され、少なくとも3か月に1回の頻度で開催される役員会で、法令で定められた承認事項に加え、本投資法人の運営及び資産運用会社の重要な業務遂行状況

の報告を行っています。この報告により、資産運用会社又はその利害関係者から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の業務遂行状況を適時に監視できる体制を維持しています。

また、利害関係者との取引については、資産運用会社の取締役会の決議が行われた後に、投資法人の役員会による承認を得ることが定められており、利益相反等に係るリスクに対して厳格な管理体制を設けています。

更に、本投資法人は、役員会において内部者取引管理規程を定め、インサイダー類似取引の防止に努めています。

② 資産運用会社の体制

資産運用会社は、リスク管理規程を定め、投資リスクを含むさまざまなリスクを把握・管理し、その具現化を防止するための体制を構築しています。具体的には、リスクの種類に応じて不動産投資部、資産運用部又は経営管理部をリスク管理実施部門に指定し、各リスク管理実施部門がリスク管理のための必要な体制の整備等に努め、適切な頻度でモニタリングを行うとともに、内容の重要度に応じて定期的又は速やかにコンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会に報告することとし、これによりリスクを総合的に管理できる体制を整備しております。コンプライアンス委員会には、2名の外部委員が参加しており、これにより一定の外部牽制機能を確保しています。

また、資産運用会社は法令遵守規程やコンプライアンス・マニュアルをはじめとする各種社内規則を定め、役職員の行動基準や服務規律を明確にし、法令遵守の徹底やコンプライアンス意識の高揚を図ることなどにより、様々なリスクに対応する体制を構築しています。

更に、資産運用会社はインサイダー取引防止規程を定めて役職員によるインサイダー類似取引行為の防止に努めています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第6条）、該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

① 役員報酬（規約第32条）

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払に関する基準は、以下の通りとなります。

(イ) 執行役員報酬は、1人当たり月額80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。

支払時期は毎月末日迄とし、その支払は執行役員の指定する口座への振込により行います。

(ロ) 監督役員報酬は、1人当たり月額50万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。

支払時期は毎月末日迄とし、その支払は監督役員の指定する口座への振込により行います。

② 資産運用会社の報酬（規約第39条及び別紙Ⅰ）

資産運用会社に対する報酬は、運用報酬1、運用報酬2、取得報酬及び譲渡報酬から構成されるものとします。

報酬の種類	計算方法と支払時期
運用報酬1	運用報酬1は、本投資法人の運用資産額（貸借対照表上の総資産額）の毎月末残高を平均した金額に0.35%（年率）を上限とした料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）とします。運用報酬1の支払時期は、本投資法人の各営業期間を各3か月の計算期間に分割し（3か月に満たない計算期間が生じる場合には、当該営業期間における最初の期間を3か月に満たない計算期間とします。）、各計算期間末日の翌月末とします。ただし、本投資法人が運用資産を初めて取得する日の前日までの期間は、運用報酬1は発生しないものとします。
運用報酬2	運用報酬2は、本投資法人の直前決算期毎に算定される運用報酬2控除前の分配可能金額に3.0%（年率）を上限とした料率を乗じた金額（円単位未満切捨て）とします。運用報酬2の支払時期は、本投資法人の役員会において計算書類等の承認を受けた日の属する月の翌月末とします。
取得報酬	取得報酬は、運用資産を取得した場合の取得価額（建物に係る消費税及び地方消費税相当額を除きます。）に1.0%を上限とした料率を乗じた金額とします。取得報酬の支払時期は、取得日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末とします。
譲渡報酬	譲渡報酬は、運用資産を譲渡した場合の譲渡価額（建物に係る消費税及び地方消費税相当額を除きます。）に、0.5%を上限とした料率を乗じた金額とします。譲渡報酬の支払時期は、譲渡日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の翌月末とします。

各報酬に係る消費税及び地方消費税は、本投資法人の負担とし、本投資法人は、各報酬の支

払に際して当該報酬に係る消費税及び地方消費税を加えた金額を資産運用会社の指定する銀行口座に振込入金する方法で支払うものとします。

③ 一般事務受託者、資産保管会社及び投資主名簿等管理人への支払手数料

一般事務受託者、資産保管会社及び投資主名簿等管理人がそれぞれの業務を遂行することの対価である事務受託手数料は、以下の通りです。

(イ) 一般事務受託者の報酬

一般事務受託者への報酬の計算方法並びに支払時期及び方法は、以下の通りです。

- a. 委託事務に係る報酬（以下「一般事務報酬」といいます。）は、3月、6月、9月、12月の末日を最終日とする3か月毎の各計算期間（以下、本項(イ)及び次項(ロ)において「計算期間」といいます。）において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。以下同じです。）に基づき、後記基準報酬額表により計算した額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額に消費税額を加算した金額とします。なお、3か月に満たない場合の一般事務報酬は当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とします。
- b. 本投資法人は各計算期間の一般事務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに受託者の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により支払います。
- c. 経済情勢の変動等により一般事務報酬の金額が不相当となったときは、本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議の上、合意により一般事務報酬の金額を変更することができます。
- d. 上記c. に定める協議にあたり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続の完了時とします。
- e. 上記a. の定めにかかわらず、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期における貸借対照表上の出資総額が5億円以下の場合、当該報酬の金額は24万円に消費税額を加算した金額とします。なお、当該計算期間中に本投資法人の出資総額が5億円を超えた場合は、出資総額が5億円を超えた日を基準日として、当該計算期間の初日から基準日（同日を含まない。）までの期間の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で24万円を按分計算した金額（円単位未満切捨て）と、基準日（同日を含みます。）から当該計算期間末日（同日を含みます。）までの期間の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で、基準日における出資総額に基づき後記基準報酬額表により計算した額を按分計算した金額（円単位未満切捨て）の合計額に消費税額を加算した金額とします。

(基準報酬額表)

資産総額	報酬額 (年間)
100億円以下	11,000,000円
100億円超500億円以下	11,000,000円 + (資産総額 - 100億円) × 0.080%
500億円超1,000億円以下	43,000,000円 + (資産総額 - 500億円) × 0.060%
1,000億円超2,000億円以下	73,000,000円 + (資産総額 - 1,000億円) × 0.055%
2,000億円超3,000億円以下	128,000,000円 + (資産総額 - 2,000億円) × 0.040%
3,000億円超5,000億円以下	168,000,000円 + (資産総額 - 3,000億円) × 0.035%
5,000億円超	238,000,000円 + (資産総額 - 5,000億円) × 0.030%

(ロ) 資産保管会社の報酬

資産保管会社への報酬の計算方法並びに支払時期及び方法は、以下の通りです。

- a. 委託業務に係る報酬（以下「資産保管業務報酬」といいます。）は、3月、6月、9月、12月の末日を最終日とする3か月毎の各計算期間において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期における貸借対照表上の資産総額に基づき、後記基準報酬額表により計算した額を上限として、その資産構成に応じて算出した金額に消費税額を加算した金額とします。なお、3か月に満たない場合の資産保管業務報酬は当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とします。
- b. 本投資法人は各計算期間の資産保管業務報酬を、各計算期間末日の翌月末日までに受託者の指定する銀行口座への振込又は口座振替の方法により支払います。
- c. 経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不適当となったときは、本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議の上、合意により資産保管業務報酬の金額を変更することができます。
- d. 上記c. に定める協議にあたり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を資産保管会社に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続完了時とします。
- e. 上記a. の定めにかかわらず、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算期における貸借対照表上の出資総額が5億円以下の場合、当該報酬の金額は15万円に消費税額を加算した金額とします。なお、当該計算期間中に本投資法人の出資総額が5億円を超えた場合は、出資総額が5億円を超えた日を基準日として、当該計算期間の初日から基準日（同日を含まない。）までの期間の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で15万円を按分計算した金額（円単位未満切捨て）と、基準日（同日を含みます。）から当該計算期間末日（同日を含みます。）までの期間の実日数の当該計算期間の実日数に対する割合で、基準日における出資総額に基づき後記基準報酬額表により計算した額を按分計算した金額（円単位未満切捨て）の合計額に消費税額を加算した金額とします。

(基準報酬額表)

総資産額	報酬額（年間）
100億円以下	7,000,000円
100億円超500億円以下	7,000,000円＋（資産総額－100億円）×0.050%
500億円超1,000億円以下	27,000,000円＋（資産総額－500億円）×0.040%
1,000億円超2,000億円以下	47,000,000円＋（資産総額－1,000億円）×0.035%
2,000億円超3,000億円以下	82,000,000円＋（資産総額－2,000億円）×0.030%
3,000億円超5,000億円以下	112,000,000円＋（資産総額－3,000億円）×0.025%
5,000億円超	162,000,000円＋（資産総額－5,000億円）×0.020%

(ハ) 投資主名簿等管理人の報酬

投資主名簿等管理人への報酬の計算方法並びに支払時期及び方法は、以下の通りです。

- a. 本投資法人は、委託事務代行の対価として投資主名簿等管理人に対し、下記「名義書換等手数料明細表」に掲げる手数料を支払うものとします。ただし、下記に定めのない事務に対する手数料は、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議の上別途支払の要否及び別途支払を行う場合にその金額を決定するものとします。
- b. 投資主名簿等管理人は上記 a. の手数料を毎月計算して翌月中に請求し、本投資法人は請求を受けた月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに投資主名簿等管理人の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額に係る消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替による方法により投資主名簿等管理人に対し支払うものとします。
- c. 下表に定めのない臨時事務（新投資口の発行事務、臨時に行う投資主確定事務及び投資口分布統計表作成事務、商号変更等による投資証券一斉引換事務又は解約に関する事務等）については両当事者協議の上その都度手数料を定めます。

< 名義書換等手数料明細表 >

項目	手数料	対象事務
投資主名簿管理料 (基本料)	1. 月末現在の投資主 1 名につき下記段階により区分計算した合計額の 6 分の 1 (月額) 5,000 名まで 390 円 10,000 名まで 330 円 30,000 名まで 280 円 50,000 名まで 230 円 100,000 名まで 180 円 100,001 名以上 150 円 ただし、月額の最低額を 220,000 円とする 2. 月中に失格となった投資主 1 名につき 55 円	投資主名簿及び投資証券不所持投資主名簿の作成、保管、管理に関する事務 投資証券未引換投資主の管理、名義書換未引取投資証券の保管事務 決算期日における投資主確定並びに投資主リスト、統計諸資料の作成に関する事務 分配金振込指定投資主の管理に関する事務
名義書換料	1. 名義書換 (1) 書換投資証券枚数 1 枚につき 115 円 (2) 書換投資口数 1 口につき①から③の場合を除き 120 円 ① 証券保管振替機構名義への書換の場合 100 円 ② 商号変更の提出の際に投資証券上への投資主名表示の変更を行った場合 60 円 ③ 合併による名義書換の場合 60 円 2. 投資証券不所持 (1) 不所持申出又は交付返還 1 枚につき 115 円の 2 分の 1 (2) 不所持申出又は交付返還 1 口につき、証券保管振替機構名義の場合を除き、120 円の 2 分の 1 (証券保管振替機構の場合 50 円)	投資主の名義書換、質権登録 (抹消) 及び信託財産表示 (抹消) に関し投資証券並びに投資主名簿への記載に関する事項 なお諸届のうち同時に投資証券上への投資主名表示の変更を行った分を含む投資証券不所持申出・投資証券交付返還による投資主名簿への表示又は抹消に関する事項
分配金計算料	1. 投資主 1 名につき下記段階により区分計算した合計額 5,000 名まで 120 円 10,000 名まで 105 円 30,000 名まで 90 円 50,000 名まで 75 円 100,000 名まで 60 円 100,001 名以上 50 円 ただし、1 回の最低額を 350,000 円とする 2. 振込指定分 1 件につき 130 円加算	分配金の計算、分配金支払原簿の作成、領収証又は振込通知の作成、振込票又は振込磁気テープの作成、支払済領収証の整理集計、支払調書の作成、特別税率 (分離課税を含む) 及び分配金振込適用等の事務
分配金支払料	1. 分配金領収証又は郵便振替支払通知書 1 枚につき 500 円 2. 月末現在未払投資主 1 名につき 5 円	取扱期間経過後の分配金の支払事務 未払投資主の管理に関する事務
投資証券交換分合料	1. 交付投資証券 1 枚につき 75 円 2. 回収投資証券 1 枚につき 70 円	分割、併合、除権判決、毀損、汚損、満欄、引換、投資証券不所持の申出及び交付・返還等による投資証券の回収、交付に関する事務

項目	手数料	対象事務
諸届受理料	諸届受理 1 件につき 550円	住所変更、商号変更、代表者変更、改姓名、常任代理人等の投資主名簿の記載の変更を要する届出及び事故届、改印届、分配金振込指定書の受理並びに特別税率（分離課税を含む）及び告知の届出の受理に関する事務 ただし、名義書換料を適用するものを除く
諸通知封入発送料	1. 封入発送料 (1) 封書 ① 機械封入の場合 封入物 2 種まで 1 通につき 25円 1 種増すごとに 5 円加算 ② 手作業封入の場合 封入物 2 種まで 1 通につき 35円 1 種増すごとに 10 円加算 (2) はがき 1 通につき 15円 ただし、1 回の発送につき最低額を 30,000円とする 2. 書留適用分 1 通につき 30円加算 3. 発送差止・送付先指定 1 通につき 200円 4. 振込通知を分配金計算書と分配金振込先確認書に分割した場合 1 件につき 25円加算 5. ラベル貼付料 1 通につき 5 円	投資主総会招集通知状、同決議通知状、議決権行使書、事業報告書、分配金領収証等投資主総会関係書類の封入発送事務
返戻郵便物整理料	返戻郵便物 1 通につき 250円	投資主総会招集通知状、同決議通知状、事業報告書等の返戻郵便物の整理、再発送に関する事務
議決権行使書作成集計料	1. 議決権行使書作成料 作成 1 枚につき 18円 2. 議決権行使書集計料 集計 1 枚につき 25円 ただし、1 回の集計につき最低額を 25,000円とする	議決権行使書の作成、提出議決権行使書の整理及び集計の事務
証明・調査料	発行証明書 1 枚、又は調査 1 件 1 名義につき 600円	分配金支払、投資主名簿記載等に関する証明書の作成及び投資口の取得、移動（譲渡、相続、贈与等）に関する調査資料の作成事務

項目		手数料		対象事務
保管振替制度関係	実質投資主管理料	1. 月末現在の実質投資主1名につき下記段階により区分計算した合計額の6分の1（月額） 5,000名まで 210円 10,000名まで 180円 30,000名まで 150円 50,000名まで 120円 50,001名以上 100円 ただし、月額を最低を60,000円とする 2. 月中に失格となった実質投資主1名につき 40円		実質投資主名簿の作成、保管及び管理に関する事務 実質投資主間及び実質投資主と投資主を名寄せする事務 照合用実質投資主データの受理、点検及び実質投資主票との照合並びに実質投資主名簿の仮更新に関する事務 失格した実質投資主の実質投資主名簿及び実質投資主票を管理する事務
	実質投資主に関するデータ受理料	1. 実質投資主票登録料 受理1件につき 200円 2. 実質投資主通知受理料 受理1件につき 100円		実質投資主票・同送付明細表に基づき、実質投資主を仮登録する事務 実質投資主通知の受理、点検及び実質投資主票との照合並びに実質投資主名簿の更新に関する事務

④ 投資法人債に係る一般事務受託者の報酬

本投資法人債に係る一般事務受託者に対する財務代理手数料は、金1,600万円を上限として別途合意される金額であり、本投資法人債の払込日に、払込金の一部を充当することにより、支払済みです。

⑤ 会計監査人報酬（規約第36条）

会計監査の報酬額は、1営業期間につき、1,500万円を上限として役員会で決定します。その支払は、決算期後3か月以内に会計監査人の指定する口座への振込により行います。

⑥ 設立企画人報酬

設立企画人は、本投資法人の設立に係る成立までの役務に対する報酬として、5,000万円を受領しました。

(4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、以下の費用について負担するものとします。

- ① 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が本投資法人から委託を受けた業務乃至事務を処理するために要した諸費用又は一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替金の遅延利息若しくは損害金の請求があった場合にかかる遅延利息若しくは損害金
- ② 投資証券の発行に関する費用（券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含みます。）
- ③ 投資主・実質投資主の氏名・住所データ作成費用、投資主・実質投資主あて書類送付に係る郵送料及び使用済書類等返還（廃棄）に要する運搬費
- ④ 分配金支払に関する費用（振替支払通知書用紙、銀行取扱手数料等を含みます。）
- ⑤ 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- ⑥ 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- ⑦ 財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含みます。）

- ⑧ 本投資法人の公告に要する費用及び広告宣伝等に要する費用
- ⑨ 本投資法人の法律顧問及び税務顧問等に対する報酬及び費用
- ⑩ 投資主総会及び役員会開催に係る費用、公告に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- ⑪ 執行役員、監督役員に係る実費及び立替金等
- ⑫ 運用資産の取得、管理、売却等に係る費用（媒介手数料、PM会社への報酬、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。）
- ⑬ 借入金及び投資法人債に係る利息
- ⑭ 本投資法人の運営に要する費用
- ⑮ その他前各号に類する費用で役員会が認めるもの

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは下記の通りです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。

① 投資主の税務

(イ) 個人投資主の税務

a. 利益の分配に係る税務

個人投資主が投資法人から受け取る利益の分配は、株式の配当と同様に配当所得として取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収された後、総合課税の対象となります。配当控除の適用はありません。ただし、本上場投資口の利益の分配は特例の対象となり、個人投資主は金額にかかわらず源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要の選択が可能となります。また、利益の分配に係る特例による源泉徴収税率は、平成20年3月31日までに支払を受けるべきものに関しては10%（所得税7%、住民税3%）、平成20年4月1日以後に支払を受けるべきものに関しては20%（所得税15%、住民税5%）となります。なお、大口個人投資主（発行済投資口総数の5%以上を保有）はこの特例の対象とはならず、原則通り20%の税率により所得税が源泉徴収され、総合課税による確定申告が要求されます。

b. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配は、資本の払戻しとして扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として上記a.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、資本の払戻し額のうちみなし配当以外の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（注2）として取扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注3）を算定し、投資口の譲渡損益の額（注4）を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記c.の投資口の譲渡における証券会社等を通じた譲渡等の場合と原則同様になります。

c. 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益の取扱いについては、株式を譲渡した場合と同様に、株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となり、原則20%（所得税15%、住民税5%）の税率により課税されます。譲渡損が生じた場合は、他の株式等の譲渡所得等との相殺は認められますが、株式等の譲渡所得等の合計額が損失となった場合には、そ

の損失は他の所得と相殺することはできません。ただし、本上場投資口を証券会社等を通じて譲渡等した場合は、以下の特例の対象となります。

- (i) 申告分離課税の上記20%の税率は、平成19年12月31日までの譲渡等に関しては10%（所得税7%、住民税3%）となります。
- (ii) 本上場投資口の譲渡等により損失が生じた場合において、その損失をその譲渡日の属する年度における他の株式等の譲渡所得等の金額から控除しきれないため株式等の譲渡所得等の合計が損失となった場合は、申告を要件に、翌年以降3年間にわたりこの損失を株式等に係る譲渡所得等の金額から繰越控除することが認められます。
- (iii) 証券会社等における特定口座の源泉徴収選択口座（源泉徴収を選択した特定口座）内において譲渡等した場合の所得に関しては源泉徴収による申告不要の選択が認められます。源泉税率は、平成19年12月31日までの譲渡等に対しては10%（所得税7%、住民税3%）、平成20年1月1日以後の譲渡等に対しては20%（所得税15%、住民税5%）となります。

(ロ) 法人投資主の税務

a. 利益の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から利益の分配を受け取る際には、株式の配当と同様に取り扱われ、原則20%の税率により所得税が源泉徴収されます。ただし、本上場投資口の利益の分配は特例の対象となり、この所得税の源泉税率は平成20年3月31日までに支払を受けるべきものに関しては7%、平成20年4月1日以後に支払を受けるべきものに関しては15%となります。この源泉税は、利子配当等に対する所得税として所得税額控除の対象となります。なお、受取配当等の益金不算入の規定の適用はありません。

b. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る利益を超えた金銭の分配は、資本の払戻しとして扱われ、この金額のうち払戻しを行った本投資法人の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当（注1）として上記a.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。また、資本の払戻し額のうちみなし配当以外の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額（注2）として取扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注3）を算定し、投資口の譲渡損益の額（注4）を計算します。この譲渡損益の取扱い、下記c.の投資口の譲渡の場合と同様となります。

c. 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の取扱いについては、有価証券の譲渡として、原則約定日の属する事業年度に譲渡損益を計上します。

（注1）みなし配当の金額は、次のように計算されます。なお、この金額は、本投資法人からお知らせします。

みなし配当の金額＝資本の払戻し額－投資主の所有投資口に相当する投資法人の資本金等の額
--

（注2）投資口の譲渡に係る収入金額は、以下の通り算定されます。

投資口の譲渡に係る収入金額＝資本の払戻し額－みなし配当金額（注1）

（注3）投資主の譲渡原価は、次の算式により計算されます。

$\text{資本の払戻し直前の取得価額} \times \frac{\text{投資法人の資本の払戻し総額}}{\text{投資法人の前期末の簿価純資産価額}} ※$
--

※ この割合は、小数点以下3位未満の端数がある時は切り上げとなります。この割合に関し

ては、本投資法人からお知らせします。

(注4) 投資口の譲渡損益は、次のように計算されます。

$\text{投資口の譲渡損益の額} = \text{譲渡収入金額 (注2)} - \text{譲渡原価の額 (注3)}$

② 投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入要件

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により一定の要件を満たした投資法人に対し
ては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を損金に算入する
ことが認められています。利益の配当等を損金算入するために留意すべき主要な要件（導管
性要件）は以下の通りです。

- a. 配当等の額が配当可能所得の90%超（又は金銭の分配の額が配当可能額の90%超）であ
ること
- b. 他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと
- c. 借入れは、証券会社、銀行、保険会社等の証券取引法第2条第3項第1号に規定する適
格機関投資家からのものであること
- d. 事業年度の終了時において、3人以下の投資主及びその特殊関係者により発行済投資口
総数の50%超を保有される同族会社に該当していないこと
- e. 発行する投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の
占める割合が50%を超える旨が投資法人の規約に記載・記録されていること
- f. 事業年度の終了時において発行済の投資口が50人以上の者によって所有されていること

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

a. 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税標準
額の2%の税率により課されますが、平成18年4月1日から平成20年3月31日までに登記
される不動産については、売買により取得した土地に関する部分は税率が1%となります。
ただし、規約において、資産運用の方針として、本投資法人が取得する特定資産のうち特
定不動産（不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を
信託する信託の受益権をいいます。）の価格の合計額が本投資法人の有する特定資産の価
格の合計額に占める割合を100分の75以上とする旨の記載があること、借入れは適格機関
投資家からのものであること等の要件を満たす投資法人は、平成18年4月1日から平成20
年3月31日までに取得する不動産に対しては、登録免許税の税率が特例により0.8%に軽
減されます。

b. 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が課税標準額の4%の税率により課
されますが、この税率は、住宅及び土地については平成18年4月1日から平成21年3月31
日までに取得される場合は3%、住宅以外の家屋については平成18年4月1日から平成20
年3月31日までに取得される場合は3.5%となります。ただし、上記a.の要件を満たす
投資法人が平成19年3月31日までに取得する不動産に対しては、特例により不動産取得税
の課税標準額が3分の1に軽減されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成18年9月30日現在)

資産の種類		賃貸住宅カテゴリーによる区分 (注1)	投資対象エリア (注2)	保有総額 (百万円) (注3)	投資比率 (%) (注4)	
不動産		ワンルーム	東京都心7区	—	—	
			関東圏（都心7区を除く）	—	—	
			地方	414	0.7	
		ファミリー	東京都心7区	—	—	
			関東圏（都心7区を除く）	—	—	
			地方	678	1.1	
		プレミアム	東京都心7区	—	—	
			関東圏（都心7区を除く）	—	—	
			地方	—	—	
		小計			1,093	1.8
その他の資産	不動産等を 主な信託財 産とする信 託受益権	ワンルーム	東京都心7区	658	1.1	
			関東圏（都心7区を除く）	8,656	14.6	
			地方	8,544	14.4	
		ファミリー	東京都心7区	1,847	3.1	
			関東圏（都心7区を除く）	19,998	23.0	
			地方	4,596	18.5	
		プレミアム	東京都心7区	10,726	18.1	
			関東圏（都心7区を除く）	—	—	
			地方	—	—	
		小計			55,026	92.8
		預金その他の資産			3,187 (—)	5.4 (—)
		資産総額計			59,307 (56,120)	100.0 (94.6)

	金額（百万円）	対資産総額比率（%）（注4）
負債総額（注5）	30,904	52.1
純資産総額（注5）	28,402	47.9
資産総額	59,307	100.0

(注1) 本投資法人では、保有資産について、ワンルームタイプ、ファミリータイプ、プレミアムタイプの3つのカテゴリーに分類しています。なお、複数のタイプを含む物件については、戸数ベースにおいて最も多い戸数のタ

イブに属するものとして記載しております。賃貸住宅カテゴリーの詳細については前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ⑤ 物件取得基準」をご参照下さい。

(注2) 「投資対象エリア」の詳細については、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ① 基本方針」をご参照ください。

(注3) 「保有総額」は、平成18年9月30日現在の貸借対照表計上額（不動産等については、減価償却後の帳簿価額）を記載しています。

(注4) 「投資比率」は、資産総額に対する当該信託不動産又は不動産の貸借対照表計上額の比率を表しています。
（小数第2位を四捨五入して記載しています。）（ ）内の数値は、対象資産中に占める実質的に不動産の保有に相当する部分を記載しています。なお、建設仮勘定（期末保有物件の建設仮勘定は除きます。）の金額は不動産及び信託不動産の金額には含まれていません。

(注5) 「負債総額」及び「純資産総額」は、平成18年9月30日現在の貸借対照表の計上額を記載しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

本投資法人は、平成18年9月30日現在、以下の表に掲げる不動産及び不動産を主たる信託財産とする不動産信託の受益権を保有しています。

(イ) 運用資産の概要

運用資産である不動産及び不動産信託の受益権の概要は、以下の通りです。

物件番号	物件名称	権利形態		不動産信託受託者	信託期間満了日
		土地	建物		
ワンルーム（計30物件）					
Ｏ－１－001	サテラ北34条	所有権	所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－１－002	カレラ2.9	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－１－003	サッポロヒルズ	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－１－004	サテラ永山	所有権	所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－１－023	ステージア s 12	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成28年8月31日
Ｏ－４－005	ベル越谷21	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
Ｏ－４－006	ジョイフル狭山	所有権	所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－４－007	ルミエール八王子	所有権	所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－４－008	Kiyosumi h+	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－４－009	ターキーズ田園調布第2	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
Ｏ－４－010	スカイコート100	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－４－011	ＦＣ高砂町	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
Ｏ－４－012	サイトピア	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－４－024	ＶＩＳＴＡシュブリーム	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成28年8月31日
Ｏ－４－025	ジョイ尾山台	所有権	所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年8月31日
Ｏ－５－013	ステージア金山	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－５－026	エクセルシオール栄	所有権	所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年8月31日
Ｏ－５－027	ステージア日比野	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－６－014	セレニテドリームネオポリス市岡	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－６－015	セントロイヤルクラブ海老江	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－６－016	ドリームネオポリス今福西	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－６－017	メゾンフローラ	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
Ｏ－６－018	ウィンドフォー南本町	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
Ｏ－６－028	インペリアル新大阪	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成28年8月31日
Ｏ－６－029	グランメール東淀川	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成28年8月31日
Ｏ－６－030	ドリームネオポリス深江南	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成28年8月31日
Ｏ－９－019	スターズ内山	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
Ｏ－９－020	内山南小倉駅前ビル	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
Ｏ－９－021	デュミナス唐人町	所有権	所有権	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
Ｏ－９－022	ストリームライン大濠	所有権	所有権	－	－

物件番号	物件名称	権利形態		不動産信託受託者	信託期間満了日
		土地	建物		
ファミリータイプ（計28物件）					
F－2－001	ロイヤルガーデン森林公園	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－2－002	グリーンパーク小松島	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－2－003	ダイアパレス泉崎	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－2－004	サンヴァーリオ高砂	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
F－4－005	ジョアンナマンション	所有権	所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日
F－4－006	入間駅前ビル	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－4－007	入間駅前第二ビル	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
F－4－008	セレーノ大宮	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－4－009	すずらん館	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－4－010	ボヌール常盤	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－4－011	プロフィットリンク竹ノ塚	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－4－012	竹ノ塚フラット	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成25年5月31日
F－4－013	ドリームハイツ	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－4－014	グリーンヒルズ飛鳥山	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－4－015	王子ハイツ	所有権	所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日
F－4－016	阪上ロイヤルハイツ第二	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
F－4－017	パティオ等々力	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
F－4－018	シェモア桜ヶ丘	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－4－019	リーベスト西千葉	所有権 (敷地権)	区分 所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日
F－4－020	コリンヌ津田沼	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
F－4－021	磯子フラット	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成25年5月31日
F－4－022	茅ヶ崎ダイカンプラザ	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
F－4－028	ウィンベルコーラス平塚第13	所有権	所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年8月31日
F－5－023	ステラートシティ伝馬町	所有権	所有権	－	－
F－5－024	グレースマンション藤	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年6月30日
F－6－025	ルネ神戸北町Ⅱセンターコート	所有権	所有権	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成25年5月31日
F－6－026	サテラ魚住	所有権	所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日
F－9－027	イマージュ霧が丘	所有権	所有権	みずほ信託銀行株式会社	平成27年12月31日
プレミアム（合計5物件）					
P－4－001	チェルシーガーデン	所有権	所有権	株式会社りそな銀行	平成27年12月31日
P－4－002	c－MA1	所有権	所有権	株式会社りそな銀行	平成27年12月31日
P－4－003	c－MA2	所有権	所有権	株式会社りそな銀行	平成27年12月31日
P－4－004	c－MA3	所有権	所有権	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日
P－4－005	n－GT1	所有権	所有権	株式会社りそな銀行	平成27年12月31日

(ロ) 不動産の概要

運用資産に係る不動産及び信託財産である不動産の概要は、以下の通りです。

賃貸住宅 カテゴリー	物件番号 (注1)	地域	物件名称	取得価格 (百万円) (注2)	貸借対照表 計上額 (百万円)	投資比率 (%) (注4)	期末評価 価格 (百万円) (注3)	期末稼働率 (注5)
ワンルーム	Ｏ－１－００１	地方	サテラ北34条	1,133	1,188	2.1	1,175	94.1
	Ｏ－１－００２	地方	カレラ2.9	281	304	0.5	293	100.0
	Ｏ－１－００３	地方	サッポロヒルズ	287	311	0.5	317	100.0
	Ｏ－１－００４	地方	サテラ永山	342	380	0.6	403	91.1
	Ｏ－１－０２３	地方	ステージア s12	460	496	0.9	479	95.9
	Ｏ－４－００５	関東圏	ベル越谷21	499	526	0.9	527	96.3
	Ｏ－４－００６	関東圏	ジョイフル狭山	216	228	0.4	226	96.2
	Ｏ－４－００７	関東圏	ルミエール八王子	480	502	0.9	536	97.9
	Ｏ－４－００８	関東圏	Kiyosumi h+	5,024	5,297	9.4	5,260	100.0
	Ｏ－４－００９	関東圏	ターキーズ田園調布第2	281	295	0.5	289	96.4
	Ｏ－４－０１０	関東圏	スカイコート100	379	411	0.7	406	87.8
	Ｏ－４－０１１	関東圏	F C高砂町	233	248	0.4	252	100.0
	Ｏ－４－０１２	関東圏	サイトピア	506	543	0.9	532	90.5
	Ｏ－４－０２４	関東圏	V I S T Aシュブリーム	563	601	1.1	590	100.0
	Ｏ－４－０２５	東京都心7区	ジョイ尾山台	624	658	1.2	631	90.4
	Ｏ－５－０１３	地方	ステージア金山	490	527	0.9	539	100.0
	Ｏ－５－０２６	地方	エクセルシオール栄	641	687	1.2	673	97.9
	Ｏ－５－０２７	地方	ステージア日比野	317	344	0.6	338	96.8
	Ｏ－６－０１４	地方	セレニテドリームネオポリス市岡	722	774	1.4	750	100.0
	Ｏ－６－０１５	地方	セントロイヤルクラブ海老江	350	378	0.7	371	96.5
	Ｏ－６－０１６	地方	ドリームネオポリス今福西	413	444	0.8	437	96.5
	Ｏ－６－０１７	地方	メゾンフローラ	584	620	1.1	587	92.8
	Ｏ－６－０１８	地方	ウィンドフォー南本町	307	315	0.6	300	97.4
	Ｏ－６－０２８	地方	インペリアル新大阪	285	308	0.5	303	100.0
	Ｏ－６－０２９	地方	グランメール東淀川	236	255	0.4	255	100.0
	Ｏ－６－０３０	地方	ドリームネオポリス深江南	184	200	0.3	199	87.3
	Ｏ－９－０１９	地方	スターズ内山	160	170	0.3	173	89.4
	Ｏ－９－０２０	地方	内山南小倉駅前ビル	579	609	1.1	535	72.7
	Ｏ－９－０２１	地方	デュミナス唐人町	209	223	0.4	215	95.9
	Ｏ－９－０２２	地方	ストリームライン大濠	382	414	0.7	440	100.0
ファミリー	F－２－００１	地方	ロイヤルガーデン森林公園	396	418	0.7	423	96.8
	F－２－００２	地方	グリーンパーク小松島	550	583	1.0	565	84.0
	F－２－００３	地方	ダイアパレス泉崎	355	377	0.7	370	94.9
	F－２－００４	地方	サンヴァーリオ高砂	364	395	0.7	370	100.0
	F－４－００５	関東圏	ジョアンナマンション	556	589	1.0	566	90.3
	F－４－００６	関東圏	入間駅前ビル	1,517	1,574	2.8	1,590	97.8
	F－４－００７	関東圏	入間駅前第二ビル	687	735	1.3	744	96.8
	F－４－００８	関東圏	セレーノ大宮	1,554	1,618	2.9	1,680	96.0

賃貸住宅 カテゴリー	物件番号 (注1)	地域	物件名称	取得価格 (百万円) (注2)	貸借対照表 計上額 (百万円)	投資比率 (%) (注3)	期末評価 価格 (百万円) (注4)	期末稼働率 (注5)
	F-4-009	関東圏	すずらん館	441	465	0.8	464	100.0
	F-4-010	関東圏	ボヌール常盤	752	775	1.4	765	94.3
	F-4-011	関東圏	プロフィットリンク竹ノ塚	636	670	1.2	623	94.6
	F-4-012	関東圏	竹ノ塚フラット	2,051	2,136	3.8	2,100	100.0
	F-4-013	関東圏	ドリームハイツ	358	374	0.7	367	100.0
	F-4-014	関東圏	グリーンヒルズ飛鳥山	587	614	1.1	594	90.3
	F-4-015	関東圏	王子ハイツ	347	367	0.6	376	95.4
	F-4-016	関東圏	阪上ロイヤルハイツ第二	360	387	0.7	366	100.0
	F-4-017	東京都 心7区	パティオ等々力	1,764	1,847	3.3	1,844	100.0
	F-4-018	関東圏	シェモア桜ヶ丘	609	634	1.1	629	100.0
	F-4-019	関東圏	リーベスト西千葉	2,152	2,176	4.0	2,240	99.4
	F-4-020	関東圏	コリンヌ津田沼	352	374	0.7	384	100.0
	F-4-021	関東圏	磯子フラット	5,290	5,515	9.9	5,430	100.0
	F-4-022	関東圏	茅ヶ崎ダイカンブラザ	453	474	0.8	472	94.3
	F-4-028	関東圏	ウィンベルコーラス平塚第13	477	512	0.9	525	87.9
	F-5-023	地方	ステラートシティ伝馬町	627	678	1.2	677	100.0
	F-5-024	地方	グレースマンション藤	492	530	0.9	517	100.0
	F-6-025	地方	ルネ神戸北町Ⅱセンターコート	878	923	1.6	908	100.0
	F-6-026	地方	サテラ魚住	635	670	1.2	705	100.0
	F-9-027	地方	イマージュ霧が丘	662	695	1.2	664	100.0
プレミアム	P-4-001	東京都 心7区	チェルシーガーデン	4,238	4,388	7.9	4,312	92.7
	P-4-002	東京都 心7区	c-MA 1	618	636	1.2	625	100.0
	P-4-003	東京都 心7区	c-MA 2	699	726	1.3	760	100.0
	P-4-004	東京都 心7区	c-MA 3	4,344	4,484	8.1	4,460	92.9
	P-4-005	東京都 心7区	n-G T 1	466	489	0.9	466	100.0
合計				53,468	56,119	100.0	55,612	96.8

(注1) 物件番号が「O」で始まる物件はワンルームタイプ、「F」で始まる物件はファミリータイプ、「P」で始まる物件はプレミアムタイプの物件です。以下同じです。

(注2) 取得価格は、当該不動産又は不動産に係る信託受益権の取得に要した諸費用（売買媒介手数料、公租公課等）を含まない金額（信託受益権譲渡契約書または売買契約書に記載された不動産等の譲渡金額）を記載しています。

(注3) 投資比率は、不動産又は不動産に係る信託受益権の取得価格合計に対する当該不動産又は不動産に係る信託受益権の取得価格の比率をいいます。（小数第2位を四捨五入して記載しています。）

(注4) 期末評価価格は、本投資法人の規約及び内閣府令「投資法人の計算に関する規則」に基づき、不動産鑑定士による鑑定評価額（平成18年9月30日を価格時点とした収益還元法に基づく価格を標準として算出した鑑定評価による）を記載しています。

(注5) 期末稼働率は、各物件の賃貸可能面積に占める期末時点の賃貸面積の割合をいいます。（小数第2位を四捨五入して記載しています。）

(ハ) 運用資産に係る賃貸状況の概要

運用資産に係る賃貸借の状況の概要は、以下の通りです。

a. 賃貸状況の概要

テナントの総数 (注1)	総賃料収入(年間賃料)の合計(千円) (注2)	総賃貸面積の合計 (㎡) (注3) (X)	総賃貸可能面積の合計 (㎡) (注4) (Y)	全運用資産に係る稼働率 (%) (注5) (X) / (Y)	敷金・保証金等の合計 (千円) (注6)
3	3,829,810	165,282.07	170,687.10	96.8	729,844

(注1) 「テナントの総数」の欄には、平成18年9月30日現在、全運用資産について、本投資法人及び不動産信託受託者と賃貸借契約(マスターリース契約)を締結しているテナント(マスターリース業者)の数の合計を記載しています。

(注2) 「総賃料収入(年間賃料)の合計」の欄には、全運用資産に係る平成18年9月30日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約(ただし、不動産業者に対して一括して賃貸されている場合は、当該不動産業者との賃貸借契約)に基づく月額賃料収入(賃料、共益費及び駐車場収入等)の合計を12倍した金額を、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注3) 「総賃貸面積の合計」の欄には、総賃貸可能面積の合計のうち、平成18年9月30日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約(ただし、不動産業者に対して一括して賃貸されている場合は、当該不動産業者との賃貸借契約)に基づき賃借に供されている面積の合計を小数第3位を四捨五入して記載しています。

(注4) 「総賃貸可能面積の合計」の欄には、平成18年9月30日現在の全運用資産に係る建物の賃貸が可能な床面積の合計を、小数第3位を四捨五入して記載しています。なお、倉庫、駐車場、管理人室、看板、自動販売機及びアンテナ等の、賃借人の主たる賃貸目的に付随して賃貸される面積並びに賃借人が当該建物の維持管理のために賃貸(使用貸借を含みます。)する面積を除きます。

(注5) 「全運用資産に係る稼働率」欄には、全運用資産の総賃貸可能面積の合計に占める総賃貸面積の合計の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注6) 「敷金・保証金等の合計」欄には、全運用資産に係る平成18年9月30日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約(ただし、不動産業者に対して一括して賃貸されている場合は、当該不動産業者との賃貸借契約)に基づく敷金(敷引きがある場合には敷引後の金額)及び保証金の残高の合計額(駐車場及び付属施設の敷金は含みません。)を、千円未満を切り捨てて記載しています。

b. 主要な運用資産の概要

運用資産のうち、総賃料収入が総賃料収入の合計の10%以上を占めるものの概要は、以下の通りです。

物件名称 (テナントの名称)	テナントの総数 (注1)	総賃料収入(年間賃料)(千円) (注2)	総賃貸面積 (注3)	総賃貸可能面積 (注4)	稼働率 (注5)	
磯子フラット(東海旅客鉄道株式会社)	1	407,294	25,007.11㎡	25,007.11㎡	平成18年 9月30日	100.0%

(注1) 「テナントの総数」の欄には、平成18年9月30日現在、運用資産について、本投資法人及び不動産信託受託者と賃貸借契約を締結しているテナント(マスターリース業者)の数を記載しています。

(注2) 「総賃料収入(年間賃料)」の欄には、上記物件に係る平成18年9月30日現在効力を有するテナントとの賃貸借契約に基づく月額賃料収入(賃料、共益費及び駐車場収入等)を12倍した金額を、千円未満を切り捨てて記載しています。

(注3) 「総賃貸面積」の欄には、総賃貸可能面積のうち、平成18年9月30日現在効力を有するテナントとの賃貸借契約に基づき賃借に供されている面積を記載しています。

(注4) 「総賃貸可能面積」の欄には、平成18年9月30日現在の上記物件に係る建物の賃貸が可能な床面積を、小数第3位を四捨五入して記載しています。なお、倉庫、駐車場、管理人室、看板、自動販売機及び

アンテナ等の、賃借人の主たる賃貸目的に付随して賃貸される面積並びに賃貸人が当該建物の維持管理のために賃貸（使用貸借を含みます。）する面積を除きます。

（注５）「稼働率」の欄には、上記物件の総賃貸可能面積に占める総賃貸面積の割合を、小数第２位を四捨五入して記載しています。

c. 主なテナントへの賃貸概要

運用資産のうち、賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるテナントは、以下の通りです。

（平成18年９月30日現在）

物件名称	年間賃料 (千円) (注１)	敷金・保証金 (千円) (注２)	賃貸面積 (㎡) (注３)	総賃貸面積に 占める割合 (%) (注４)	契約満了日	契約更改の方法
テナント名：有限会社リプラス・レジデンシャル１号（特別目的会社）						
サテラ北34条	102,091	8,570	5,354.00	3.2	平成20年６月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ベル越谷21	38,292	3,085	1,159.36	0.7	平成27年12月31日	期間満了１ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で１年間 更新されるものとする
ジョイフル狭山	22,876	2,326	837.47	0.5	平成20年６月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ルミエール八王子	45,465	280	1,614.60	1.0	平成20年６月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ターキーズ田園調布第２	20,748	2,091	445.32	0.3	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
F C 高砂町	19,308	3,199	483.17	0.3	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ウィンドフォア南本町	24,612	3,800	881.51	0.5	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
スターズ内山	13,860	1,592	507.48	0.3	平成27年12月31日	期間満了１ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で１年間 更新されるものとする
内山南小倉駅前ビル	31,924	7,118	2,431.60	1.5	平成27年12月31日	期間満了１ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で１年間 更新されるものとする
デュミナス唐人町	16,116	3,421	511.08	0.3	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ストリームライン大濠	33,024	—	1,249.52	0.8	平成20年６月30日	期間満了１ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で１年間 更新されるものとする
ロイヤルガーデン森林公 園	33,984	6,631	1,987.98	1.2	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
グリーンパーク小松島	38,890	6,048	2,336.92	1.4	平成27年12月末日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ダイアパレス泉崎	31,202	4,991	1,932.31	1.2	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ジョアンナマンション	52,212	6,376	3,669.84	2.2	平成20年６月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
入間駅前ビル	120,224	87,449	4,171.76	2.5	平成27年12月31日	期間満了１ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で１年間 更新されるものとする
セレーノ大宮	130,656	14,830	6,433.40	3.9	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
すずらん館	37,175	10,037	1,151.35	0.7	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする

物件名称	年間賃料 (千円) (注1)	敷金・保証金 (千円) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	総賃貸面積に 占める割合 (%) (注4)	契約満了日	契約更改の方法
ボヌール常盤	51,402	8,881	1,816.12	1.1	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
プロフィットリンク竹ノ 塚	47,532	5,780	2,274.74	1.4	平成27年12月31日	期間満了1ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で1年間 更新されるものとする
ドリームハイツ	28,920	13,633	1,073.69	0.6	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
グリーンヒルズ飛鳥山	38,016	5,574	1,335.86	0.8	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
王子ハイツ	30,912	8,831	944.24	0.6	平成20年6月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
シェモア桜ヶ丘	48,144	29,046	1,910.03	1.2	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
リーベスト西千葉	195,730	30,118	10,923.55	6.6	平成20年6月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
茅ヶ崎ダイカンプラザ	35,712	7,153	1,732.83	1.0	平成27年12月31日	期間満了1ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で1年間 更新されるものとする
ステラートシティ伝馬町	50,640	—	2,179.50	1.3	平成20年6月30日	期間満了1ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で1年間 更新されるものとする
サテラ魚住	62,340	5,100	4,676.55	2.8	平成20年6月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
イマージュ霧が丘	55,872	5,763	3,667.49	2.2	平成27年12月31日	期間満了1ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で1年間 更新されるものとする
チェルシーガーデン	222,720	95,440	3,533.83	2.1	平成27年12月31日	信託契約に基づき終了又は延長 するものとする
c-MA1	34,200	2,150	377.93	0.2	平成27年12月31日	信託契約に基づき終了又は延長 するものとする
c-MA2	40,028	3,502	658.20	0.4	平成27年12月31日	信託契約に基づき終了又は延長 するものとする
c-MA3	229,643	46,072	3,348.87	2.0	平成20年6月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
n-GT1	27,588	2,419	707.55	0.4	平成27年12月31日	信託契約に基づき終了又は延長 するものとする
小計	2,012,063	441,313	78,319.65	47.4	—	—
テナント名：東海旅客鉄道株式会社（鉄道業）						
竹ノ塚フラット	149,200	28,000	8,232.98	5.0	平成20年5月31日	期間満了により終了
磯子フラット	407,294	81,800	25,007.11	15.1	平成22年5月31日	期間満了により終了
ルネ神戸北町Ⅱセンター コート	79,000	43,600	10,548.28	6.4	平成20年5月31日	期間満了により終了
小計	635,496	153,400	43,788.37	26.5	—	—
テナント名：有限会社リプラス・レジデンシャル2号（特別目的会社）						
カレラ2.9	21,086	1,672	956.31	0.6	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
サッポロヒルズ	21,605	1,719	1,195.95	0.7	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
サテラ永山	42,110	5,438	2,500.56	1.5	平成20年6月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする

物件名称	年間賃料 (千円) (注1)	敷金・保証金 (千円) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注3)	総賃貸面積に 占める割合 (%) (注4)	契約満了日	契約更改の方法
ステージ s 12	32,064	—	1,570.03	0.9	平成20年8月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
Kiyosumi h+	304,858	—	7,499.37	4.5	平成28年1月31日	協議により必要に応じて延長
スカイコート100	31,188	1,680	1,670.79	1.0	平成20年6月30日	期間満了1ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で1年間 更新されるものとする
サイトピア	44,386	8,149	1,534.30	0.9	平成20年6月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
V I S T Aシュブリーム	34,992	2,555	894.34	0.5	平成20年8月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ジョイ尾山台	38,766	19,024	955.77	0.6	平成28年3月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ステージ金山	36,672	—	1,192.32	0.7	平成28年3月31日	期間満了1ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で1年間 更新されるものとする
エクセルシオール栄	38,232	7,334	1,455.59	0.9	平成28年2月28日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ステージ日比野	22,476	—	742.50	0.4	平成28年3月31日	期間満了1ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で1年間 更新されるものとする
セレニテドリームネオポ リス市岡	50,100	—	1,626.88	1.0	平成23年3月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
セントロイヤルクラブ海 老江	24,408	—	742.83	0.4	平成28年3月31日	期間満了1ヶ月前までに意思表 示なき場合は同一条件で1年間 更新されるものとする
ドリームネオポリス今福 西	29,579	639	985.41	0.6	平成20年6月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
メゾンフローラ	41,940	13,475	1,563.54	0.9	平成27年12月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
インペリアル新大阪	21,903	—	628.65	0.4	平成20年8月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
グランメール東淀川	18,456	1,100	585.30	0.4	平成20年8月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ドリームネオポリス深江 南	12,348	205	495.87	0.3	平成20年8月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
サンヴァーリオ高砂	29,748	4,344	1,623.68	1.0	平成20年6月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
入間駅前第二ビル	64,624	27,783	3,487.28	2.1	平成20年6月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
阪上ロイヤルハイツ第二	31,932	4,624	1,175.86	0.7	平成20年6月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
パティオ等々力	95,421	31,015	2,410.47	1.5	平成23年2月28日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
コリンヌ津田沼	26,400	—	1,450.80	0.9	平成20年6月30日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
ウィンベルコーラス平塚 第13	28,188	4,373	1,347.63	0.8	平成23年3月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
グレースマンション藤	38,763	—	2,882.52	1.7	平成28年1月31日	信託契約に基づき受益者に承継 又は延長するものとする
小計	1,182,250	135,129	43,174.55	26.1	—	—
合計	3,829,810	729,844	165,282.57	100.0	—	—

(注1) 「年間賃料」は、平成18年9月30日現在締結されている賃貸借契約に基づく月額賃料（共益費を含みますが、

駐車場使用料の付属施設の使用料は含みません。)を12倍した金額を千円未満を切り捨て記載しています。

(注2)「敷金・保証金」は、平成18年9月30日現在締結されている賃貸借契約に基づく金額(駐車場の付属施設の敷金は含みません。)を千円未満を切り捨て記載しています。

(注3)「賃貸面積」は、上記各テナントを賃借人として平成18年9月30日現在締結されているマスターリース契約又は賃貸借契約に記載されている賃貸借面積を記載しています。

(注4)「総賃貸面積に占める割合」は、各不動産又は信託不動産の賃貸面積の合計に占める賃貸面積の割合を小数第2位を四捨五入して記載しています。

(二) 個別資産の概要

本投資法人が平成18年9月30日現在保有する運用資産に係る不動産及び信託財産である不動産の概要は、以下の頁に記載した表にまとめた通りであり、記載事項に関する説明は、以下の通りです。

a. 物件特性に関する説明

「物件特性」の記載は、資産運用会社の分析及び不動産鑑定会社の鑑定評価書における記載に基づき作成しています

b. 所在地、土地、建物に関する説明

i. 所在地の「住所」は、住居表示を記載しており、住居表示が実施されていないものは、登記簿(登記記録を含みます。以下同じです。)上の建物所在地を記載しています。
所在地の「地番」は、不動産登記法(平成16年法律第123号。その後の改正を含みます。)第2条第17号に定める一筆の土地ごとに付す番号を記載しています。

ii. 土地及び建物の「所有形態」は、不動産に関しては本投資法人、不動産信託の受益権に関しては不動産信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。

iii. 土地の「面積」は、登記簿上の記載に基づいて記載しており、現況とは一致しない場合があります。

iv. 土地の「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。

v. 土地の「容積率」は、建築基準法第52条に定める建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる容積率の上限値(指定容積率)を記載しています。指定容積率は、敷地に接続する道路の幅員その他の理由により緩和若しくは割増しされ、又は減少することがあり、実際に適用される容積率とは異なる場合があります。

vi. 土地の「建ぺい率」は、建築基準法第53条に定める建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる建ぺい率の上限値(指定建ぺい率)を記載しています。指定建ぺい率は、防火地域内の耐火建築物であることその他の理由により緩和若しくは割増しされ、又は減少することがあり、実際に適用される建ぺい率とは異なる場合があります。

vii. 建物の「用途」は、登記簿上に記載された建物の種類を記載しています。

viii. 建物の「構造・階数」は、登記簿上の記載に基づき、以下の略称により記載しています。

RC:鉄筋コンクリート造 SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造

ix. 建物の「延床面積」は、登記簿上の記載に基づいて記載しており、附属建物に係る床面積は含まれていません。

x. 「賃貸可能面積」は、平成18年9月30日現在の各運用資産に係る建物の賃貸が可能な床面積を記載しており、倉庫、駐車場、管理人室、看板、自動販売機及びアンテナ等

の、賃借人の主たる賃貸目的に付随して賃貸される面積並びに賃貸人が当該建物の維持管理のために賃貸（使用貸借を含みます。）する面積は除きます。

x i. 「賃貸可能戸数」は、平成18年9月30日現在の各運用資産に係る建物の賃貸が可能な戸数を記載しています。

x ii. 建物の「建築年月日」は、登記簿上に記載された新築年月日を記載しています。

c. 受託者に関する説明

「受託者」は、平成18年9月30日現在における信託受託者を記載しています。平成18年9月30日現在において、信託契約が締結されていない一部の特定資産については「ー」と記載しています。

d. 取得価格に関する説明

「取得価格」は、当該運用資産の取得に要した諸費用（売買媒介手数料、公租公課等）を含まない金額（信託受益権譲渡契約書または売買契約書に記載された消費税等相当額を除く不動産等の譲渡金額）を記載しています。

e. マスターPM会社、サブPM会社に関する説明

i. 「マスターPM会社」は、平成18年9月30日現在において各特定資産についてPM業務を委託しているPM会社を記載しています。「マスターPM会社」に記載されるリプラス・インベストメンツ株式会社は、株式会社リプラスの子会社であり、資産運用会社の社内規則が定める利害関係者です。

ii. 「サブPM会社」は、平成18年9月30日現在において各特定資産についてサブPM業務を委託しているサブPM会社を記載しています。

f. マスターリース会社、マスターリース種別に関する説明

i. 「マスターリース会社」は、平成18年9月30日現在において当該資産につきマスターリース契約を締結している会社を記載しています。「マスターリース会社」に記載される有限会社リプラス・レジデンシャル1号及び有限会社リプラス・レジデンシャル2号は、株式会社リプラスの意向により設立された特別目的会社であり、いずれも資産運用会社の利害関係者です。

ii. 「マスターリース種別」は、エンドテナントの支払う賃料と同額の賃料を受領することとされているマスターリース契約には「パス・スルー型」と、マスターリース会社が固定賃料を支払うこととされているマスターリース契約には「賃料保証型」と記載しています。

g. 特記事項

「特記事項」は、各運用資産に関する権利関係評価額、収益性及び処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。なお、各運用資産の一部については、航空法又は自衛隊法に基づく高さ制限を受けますが、個別の記載はしていません。

a. 運用資産の概要

物件番号：O－1－001　物件名称：サテラ北34条					
物件特性	札幌市営地下鉄南北線「北34条」駅から徒歩3分（札幌まで4駅7分）に立地します。当該路線の他、北区には、J R学園都市線や近隣幹線道路である石狩街道を運行している路線バスがあり、交通施設に恵まれています。近年では札幌駅北口の再開発事業も進み、I T関連企業を中心とした進出意欲が高まり単身社会人の需要があるだけでなく、交通等の利便性を指向する高齢者ニーズに対応した住居エリアとしても注目されつつあります。本物件は駅からも近く、近隣にショッピングセンターや飲食店等の生活利便施設も多くありますが、生活基盤が車であることから全181戸に対して107台分の専用駐車場を備え、駐車場及び駐輪場も充実しています。現在、札幌市内には大学が11校あり、札幌市内の地下鉄・市電・バスの交通網による移動アクセスの良さから、学生の需要も見込めます。				
所在地	（住所）北海道札幌市北区北三十四条西五丁目1番20号		（地番）北海道札幌市北区北三十四条西五丁目120番66、120番69		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	3,398.25㎡		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業地域、第1種住居地域 第2種中高層住居専用地域		構造・階数	R C陸屋根11階建
	容積率／建ぺい率	300％／80％、200％／60％ 200％／60％		延床面積	6,859.56㎡
受託者		中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	5,691.96㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	181戸
取得価格（百万円）		1,133		建築年月日	平成6年9月20日
PM会社		株式会社タカラ	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：O－1－002 物件名称：カレラ2.9					
物件特性	札幌市電「中央区役所前」駅から徒歩3分に立地します。近隣には商店街もありますが、市内中心部商業地域にも徒歩圏内であり、交通利便性は良好です。札幌の中心街までのアクセスも良く、近隣には官公庁施設もあるため、幅広い需要が見込まれます。平成16年3月に竣工された築浅建物のため、建物の状態は良好に維持管理されています。また本物件は、大手建物管理会社との間で平成27年12月31日を期限とする建物一括賃貸借契約が締結されています。本物件は1LDK26戸からなり、社会人や学生等の単身者の他、セキュリティ設備が備えられた物件であるため、単身女性の需要も見込まれます。				
所在地	(住所) 北海道札幌市中央区南二条西九丁目24番4号		(地番) 北海道札幌市中央区南二条西九丁目999番27、999番28		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	262.53㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC陸屋根9階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	1,107.91㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	956.31㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	26戸
取得価格（百万円）		281		建築年月日	平成16年3月12日
PM会社		株式会社ハウスメイトパートナーズ	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		本物件土地と隣地との境界の一部が未確定ですが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間で確認作業を行っています。			

（注）本物件は、有限会社リプラス・レジデンシャル2号から株式会社ハウスメイトパートナーズに対して、一括して賃貸されています。

物件番号：〇－１－003 物件名称：サッポロヒルズ					
物件特性	札幌市営地下鉄東豊線「さっぽろ」駅から徒歩４分に立地します。主要街路、地下鉄、路面電車、主要バス路線等が整備され、交通網は札幌市内で最も整備されており、市内中心部や郊外への交通利便性は良好です。札幌駅の高架化に伴う駅周辺の整備が進行し、札幌駅周辺ゾーンの伸張が著しく、集客度がさらに高まり、人気のエリアとなっています。本物件建物は、平成15年２月に竣工された築浅建物であり、良好な状態に維持管理されています。本物件は１LDK18戸、２LDK10戸で構成され、単身者や若いファミリー世帯の需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 北海道札幌市中央区北四条東二丁目 8 番10号		(地番) 北海道札幌市中央区北四条東二丁目 8 番10		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	264.46㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	R C陸屋根10階建
	容積率／建ぺい率	600％／80％		延床面積	1,340.95㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,195.95㎡
信託期間満了日		平成28年 6 月30日		賃貸可能戸数	28戸
取得価格（百万円）		287		建築年月日	平成15年10月25日
PM会社	株式会社ハウスメイトパートナーズ		サブPM会社		－
マスターリース会社	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項	該当事項はありません。				

(注) 本物件は、有限会社リプラス・レジデンシャル2号から株式会社ハウスメイトパートナーズに対して、一括して賃貸されています。

物件番号：Oー1ー004 物件名称：サテラ永山					
物件特性	ＪＲ宗谷本線「永山」駅から徒歩７分に立地します。当該駅は、快速列車の停車駅であり、北海道上川支庁合同庁舎や旭川大学の利用駅です。当該駅から旭川までは宗谷本線で２駅約15分と交通利便性も良く、学生の他、旭川へ通勤する単身社会人の需要も見込まれます。単身者の需要が多いことから、本物件は１Ｋ39戸、１ＤＫ37戸全76戸及び店舗３区画のマンションとして構成されており、近隣に大きな建物が無いため陽当たりも良好です。また１Ｋ、１ＤＫでありながら敷地内に駐車場を48台分確保しています。				
所在地	(住所) 北海道旭川市永山二条二十二丁目２番９号		(地番) 北海道旭川市永山二条二十二丁目144番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	2,372.00㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	近隣商業地域、第１種住居地域		構造・階数	① ＲＣ陸屋根７階建 ② Ｓ亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	容積率／建ぺい率	300％／80％、200％／60％		延床面積	① 3,422.59㎡、② 166.75㎡
受託者		中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,744.83㎡
信託期間満了日		平成28年６月30日		賃貸可能戸数	79戸
取得価格（百万円）		342		建築年月日	① 平成９年２月19日 ② 平成８年３月14日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		株式会社アーバンライフ建築総合研究所
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル２号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		本物件土地と隣地との境界の一部が未確定ですが、本書の日付現在、当該隣地所有者との間で確認作業を行っています。			

物件番号：O－1－023 物件名称：ステージア s 12						
物件特性	札幌市電山鼻西線「西線11条」停留所より徒歩7分に立地します。この地域は中央区内の通称「山鼻」、「幌西」地区等の住宅一円であり、戸建住宅、共同住宅が多く所在する札幌市内でも住環境の良好な住宅地の一つです。周辺地域はファミリー向けの共同住宅への需要が多く見込まれるエリアでもあり、また、利便性が高いことから単身者用マンションへの需要も高い地域です。本物件は、1LDK48戸で構成される共同住宅です。					
所在地	(住所) 北海道札幌市中央区南十二条西十二丁目1番39号			(地番) 北海道札幌市中央区南十二条西十二丁目805番8		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権	
	面積	845.19㎡		用途	共同住宅	
	用途地域	第1種住居地域		構造・階数	RC陸屋根9階建	
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	1,905.20㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		建物	賃貸可能面積	1,637.76㎡
信託期間満了日		平成28年8月31日			賃貸可能戸数	48戸
取得価格（百万円）		460			建築年月日	平成18年1月26日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社		株式会社セントラル企画
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地指定に基づく文化財保護法の制限を受けています。				

物件番号：〇－４－005 物件名称：ベル越谷21						
物件特性	東武伊勢崎線「越谷」駅徒歩３分に立地します。当該路線は、東京メトロ半蔵門線との直通運転が開始され「渋谷」駅まで直接のアクセスが可能であり、交通利便性が良好です。当該地域は一般戸建住宅、共同住宅及び店舗等が混在する商住混在の地域であり、かつて日光街道の宿場町として発展した街ですが、現在においても商業施設や銀行等が集積し、生活利便性の高い地域となっています。本物件は、平成17年５月に竣工し、21.00～30.00㎡の１Ｋ単身者用マンションとして竣工直後から平成18年９月30日までほぼ満室で稼働しています。地域内で比較的希少なオートロックが女性に好評です。本物件竣工時現在、当該地域においては単身者向け賃貸住宅の供給が少なく、本物件は防災・防犯・内装設備が充実していることもあり、今後も安定した需要が見込まれます。					
所在地	(住所) 埼玉県越谷市弥生町11番13号			(地番) 埼玉県越谷市弥生町815番22、821番５、822番５、822番6		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	516.40㎡			用途	共同住宅
	用途地域	商業地域			構造・階数	ＲＣ陸屋根 9 階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％			延床面積	1,403.70㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社			賃貸可能面積	1,204.24㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日			賃貸可能戸数	49戸
取得価格（百万円）		499			建築年月日	平成17年４月20日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社		株式会社中央ビル管理
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル１号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。				

物件番号：〇ー４ー006 物件名称：ジョイフル狭山					
物件特性	西武新宿線「狭山市」駅から徒歩６分に立地します。当該駅は、急行の停車駅であり、「高田馬場」駅までの所要時間が約40分と交通利便性が良好です。狭山市駅周辺は、旧来からの商業地域であり、銀行や商業施設が集積しており生活利便性が高い地域ですが、郊外型の大型店舗の進出により、生活利便性はさらに高いものになっています。本物件は、周辺の賃貸マンションの中にあつて、平成18年９月30日現在、最も駅近のマンションとなっています。加えて、本物件はオートロックを採用し、マンション内にコインランドリーを設置していますが、当該地域においてこのような設備を備えた賃貸マンションはありません。単身者向けワンルームタイプのマンションとして、引き続き安定した需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 埼玉県狭山市入間川二丁目 8 番33号		(地番) 埼玉県狭山市入間川二丁目2679番 1、2679番 7、2679番 9		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	620.75㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第 1 種住居地域		構造・階数	R C 陸屋根 4 階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	1,046.61㎡
受託者		中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	870.97㎡
信託期間満了日		平成28年 6 月30日		賃貸可能戸数	52戸
取得価格（百万円）		216		建築年月日	平成 3 年 7 月29日
PM会社		株式会社ハウスメイトパートナーズ	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル 1 号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：〇－４－007 物件名称：ルミエール八王子					
物件特性	京王高尾線「山田」駅から徒歩５分に立地します。農地も散見できる閑静な住宅地にあり、低層住宅及び共同住宅（賃貸）が混在している地域です。八王子市内には約20校の大学があり、同駅の通学圏内には、６校の大学が存在します。閑静な学習環境を求める大学生の需要の高い地域です。平成18年９月30日現在、ワンルーム全94戸のうち88戸については学校法人一校と契約しており、入居者の入替はあるものの、稼働率は安定しています。また、当該学校法人からは、今後一般のテナントに賃貸している居室に空室が発生した場合、随時契約を希望する旨の申し入れを受けており、将来的にも安定した需要が見込まれます。				
所在地	（住所）東京都八王子市小比企町517番３号		（地番）東京都八王子市小比企町519番１、517番３		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,595.42㎡（注）		用途	共同住宅
	用途地域	第１種中高層住居専用地域		構造・階数	R C陸屋根５階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	2,254.89㎡
受託者		中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,649.70㎡
信託期間満了日		平成28年６月30日		賃貸可能戸数	94戸
取得価格（百万円）		480		建築年月日	昭和61年３月14日
PM会社		株式会社ハウスメイトパートナーズ	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル１号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

（注）本物件土地の一部（約44㎡）が道路として使用されています。

物件番号：O－4－008 物件名称：Kiyosumi h+					
物件特性	東京メトロ半蔵門線及び都営地下鉄大江戸線「清澄白川」駅から徒歩7分に立地します。当該駅の他に東京メトロ東西線「門前仲町」駅までも徒歩14分の位置にあり、交通利便性は良好です。本物件の用途地域は準工業地域であり、住宅・工場の混合地域です。都市接近性に優れ、都立清澄公園に面しており、住環境は良好です。				
所在地	(住所) 東京都江東区清澄一丁目2番24号		(地番) 東京都江東区清澄一丁目8番5		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	2,775.96㎡		用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域		構造・階数	R C 陸屋根 8 階建
	容積率／建ぺい率	300％／60％		延床面積	9,948.90㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	7,499.37㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	200戸
取得価格（百万円）		5,024		建築年月日	平成17年12月26日
PM会社		株式会社ジョイント・レント	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

(注) 本物件は、有限会社リプラス・レジデンシャル2号から株式会社ジョイント・レントに対して、一括して賃貸されています。

物件番号：O－4－009 物件名称：ターキーズ田園調布第2					
物件特性	東急池上線「御嶽山」駅から徒歩4分に立地します。東急池上線沿線は、東急グループの開発による良好な住環境の住宅が数多く存在しており、当該駅周辺も人気の高いエリアの一角です。当該駅周辺には大型スーパーが2店あり、商店街も活気があり、交通・生活ともに利便性は良好です。本物件は、オートロックを備えた27戸のワンルームタイプのマンションであり、大田区の東急電鉄沿線には大学や専門学校が多く存在することから、学生の需要が見込まれます。また、「渋谷」駅を中心に東急電鉄各線の乗り換えアクセスが良好なため、単身社会人の需要も見込まれます。				
所在地	(住所) 東京都大田区田園調布本町57番8号		(地番) 東京都大田区田園調布本町155番10、155番11		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	248.88㎡		用途	共同住宅
	用途地域	準住居地域		構造・階数	R C 陸屋根 5 階建
	容積率／建ぺい率	300％／60％		延床面積	491.78㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	462.12㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	27戸
取得価格（百万円）		281		建築年月日	平成元年2月6日
PM会社		藤和不動産流通サービス株式会社	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：O－4－010 物件名称：スカイコート100					
物件特性	ＪＲ外房線「本千葉」駅から徒歩１分に立地します。千葉県庁等の行政施設が「本千葉」駅の北側にあり、当該地域は千葉の中心部に位置しています。近隣には千葉大学があり、単身社会人の他に学生の需要も多く、駅前通りに面した好立地に位置しているため、ワンルームタイプのマンションには最適です。駅前通りの立地であることから飲食店や商業施設が充実しており、交通利便性と生活利便性に富んだ物件と言えます。				
所在地	(住所) 千葉県千葉市中央区長洲一丁目29番４号		(地番) 千葉県千葉市中央区長洲一丁目53番３		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	545.94㎡		用途	居宅・店舗・駐車場
	用途地域	商業地域		構造・階数	ＳＲＣ陸屋根地下１階付８階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	2,201.20㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,903.05㎡
信託期間満了日		平成28年６月30日		賃貸可能戸数	30戸
取得価格（百万円）		379		建築年月日	平成２年10月29日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		株式会社ミニテック
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル２号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：O－4－011 物件名称：F C高砂町					
物件特性	横浜市営地下鉄線「吉野町」駅から徒歩5分に立地します。当該駅から横浜の中心地、関内までは同線を利用して5分と交通利便性に優れ、また、関内から続くショッピングモール（イセザキモール）も徒歩圏内にあり、生活利便性が高い地区です。本物件建物は、平成14年2月に竣工された築浅建物であり、1 K全21戸のワンルームタイプのマンションでありながらバス・トイレが別、床がフローリングである等テナントの需要が高い設備を整えています。本物件から徒歩約3分にはコンビニエンスストアやスーパーが存在し、利便性の高い住環境にあります。				
所在地	（住所）神奈川県横浜市南区高砂町一丁目10番9号		（地番）神奈川県横浜市南区高砂町一丁目10番9		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	196.95㎡		用途	共同住宅・車庫
	用途地域	商業地域		構造・階数	R C陸屋根7階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	641.86㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	483.17㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	21戸
取得価格（百万円）		233		建築年月日	平成14年2月5日
PM会社		藤和不動産流通サービス株式会社	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：Oー4ー012 物件名称：サイトピア						
物件特性	ＪＲ横浜線「淵野辺」駅から徒歩５分に立地しており、町田へも電車で６分と、１沿線のみの利用ながらも都心へのアクセスは良好です。最近では学園都市としても注目を浴び、桜美林大学、國學院大學や青山学院大学相模原キャンパス等学生の需要が見込まれる地域となっています。また、企業の工場等も近接地域にあるため単身社会人の需要も見込まれます。物件周辺は閑静な住宅街となっており、駅前商業施設の他に鹿沼台公園もあり、生活利便性も良好です。					
所在地	(住所) 神奈川県相模原市鹿沼台二丁目10番13号			(地番) 神奈川県相模原市鹿沼台二丁目1982番15		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	654.00㎡			用途	店舗・事務所・共同住宅
	用途地域	近隣商業地域			構造・階数	ＳＲＣ・ＲＣ陸屋根８階建
	容積率／建ぺい率	300％／80％			延床面積	1,949.05㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社			賃貸可能面積	1,694.90㎡
信託期間満了日		平成28年６月30日			賃貸可能戸数	86戸
取得価格（百万円）		506			建築年月日	昭和62年10月31日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社		株式会社ミニテック
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル２号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。				

物件番号：O－4－024 物件名称：V I S T Aシュブリーム					
物件特性	小田急線「町田」駅より徒歩8分に立地します。近隣地域は、市道沿いに共同住宅の多く存する住宅地域です。J R 「町田」駅まで10分、新宿まで約35分、横浜まで約30分と利便性は高く、単身者向けの需要が高い地域です。本物件は1 R 35戸、1 L D K 1戸、事務所1で構成される共同住宅・事務所です。				
所在地	(住所) 東京都町田市中町一丁目8番12		(地番) 東京都町田市中町一丁目507番2		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	533.49㎡		用途	共同住宅・事務所
	用途地域	第2種中高層住居専用地域		構造・階数	R C 陸屋根4階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	914.28㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	894.34㎡
信託期間満了日		平成28年8月31日		賃貸可能戸数	37戸
取得価格（百万円）		563		建築年月日	平成17年3月3日
PM会社（注8）		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		株式会社ミニテック
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：〇－４－025 物件名称：ジョイ尾山台					
物件特性	東急大井町線「尾山台」駅より徒歩４分に立地します。本物件は住商混在地域にあり、人気の二子玉川、自由が丘にも近いことから利便性、接近性立地条件に優れた環境でもあります。また、最寄り駅から徒歩５～６分圏内の物件は、利便性が高く人気もあり、需要が見込まれます。本物件は１Ｋ６戸、１ＬＤＫ３戸、２ＤＫ３戸、３ＬＤＫ６戸、店舗３で構成される店舗・共同住宅です。				
所在地	(住所) 東京都世田谷区尾山台三丁目９番10		(地番) 東京都世田谷区尾山台三丁目９番４		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	446.28㎡		用途	店舗・共同住宅
	用途地域	近隣商業地域、 第１種中高層住居専用地域		構造・階数	ＲＣ陸屋根５階建
	容積率／建ぺい率	300％／80％、200％／60％		延床面積	1,221.70㎡
受託者		中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,057.19㎡
信託期間満了日		平成28年８月31日		賃貸可能戸数	21戸
取得価格（百万円）		624		建築年月日	昭和60年７月18日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		株式会社ミニテック
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル２号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		本物件建物については、建築時の建築基準法違反は認められないものの、昇降機については既存不適格となっており、将来の増改築等の際には、現行法に適合させる必要があります。			

物件番号：O－5－013 物件名称：ステージア金山					
物件特性	J R中央本線「金山」駅から徒歩7分に立地します。当該駅は、名古屋地区の主要路線J R・名鉄・地下鉄が集中する総合駅です。当該地域は、美術館や大型ショッピングセンター、アミューズメント施設等生活利便施設に恵まれた好立地です。本物件は、幹線道路から道路一本入った住宅地に所在し、近隣には築年の経過したマンションが点在するエリアとなっています。駅前大型商業施設の利便性から単身社会人や学生の需要が見込まれます。本物件建物は、平成18年2月に竣工されたワンルームタイプのマンションで、ペットの飼育が可能であることからより多くの需要を見込んでいます。				
所在地	(住所) 愛知県名古屋市中区正木四丁目2番14号		(地番) 愛知県名古屋市中区正木四丁目205番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	397.12㎡		用途	共同住宅・車庫・駐輪場
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	R C陸屋根9階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	1,444.36㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,192.32㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	48戸
取得価格（百万円）		490		建築年月日	平成18年2月20日
PM会社		株式会社エイブル	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：Ｏ－５－026 物件名称：エクセルシオール栄					
物件特性	名古屋市営地下鉄名城線「矢場町」駅より徒歩6分に立地します。本物件は栄地区商業中心地にも比較的近く、利便性も高い場所に位置しています。近隣地域は、独身若年層を対象とした賃貸需要が高い地域です。本物件は1DK48戸で構成される共同住宅です。				
所在地	(住所) 愛知県名古屋市長五丁目22番1号		(地番) 愛知県名古屋市長五丁目2201番1、2201番2、2201番3		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	630.38㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC陸屋根7階建
	容積率／建ぺい率	500％／80％、400％／80％		延床面積	1,736.61㎡
受託者		中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,486.56㎡
信託期間満了日		平成28年8月31日		賃貸可能戸数	48戸
取得価格（百万円）		641		建築年月日	平成14年3月12日
PM会社（注8）		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		株式会社ミニテック
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：〇－５－027 物件名称：ステージア日比野					
物件特性	名古屋市内地下鉄名港線「日比野」駅より徒歩３分に立地します。日比野地区は良好な住宅地域として全般的に空室率が比較的低い地域です。また対象不動産の最寄り駅接近性の点でも、徒歩３分の距離にあり、賃貸マーケットにおいて十分に競争力を発揮する立地です。また、都心へのアクセスに比較的優れており、栄地区（金山駅から地下鉄名城線利用、直通）や名駅地区（金山駅でＪＲ東海道線に乗換え）等の都心地域への通勤者が多いエリアです。近隣地域では、都心近接の割には比較的閑静な住宅街であるため、安定的な賃貸需要が見込めます。本物件は１Ｒ16戸、１Ｋ15戸で構成される共同住宅です。				
所在地	（住所）愛知県名古屋市中熱田区大宝三丁目 9 番22号		（地番）愛知県名古屋市中熱田区大宝三丁目931番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	262.25㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	ＲＣ陸屋根 8 階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	823.64㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	767.25㎡
信託期間満了日		平成28年 6 月30日（注）		賃貸可能戸数	31戸
取得価格（百万円）		317（注）		建築年月日	平成18年 1 月16日
PM会社（注 8）		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		株式会社ミニテック
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル 2 号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

（注）平成19年3月27日付で信託契約が解除され、信託財産となっていた不動産所有権が受託者から本投資法人に移転しています。

物件番号：〇－６－014 物件名称：セレンテドリームネオポリス市岡					
物件特性	ＪＲ大阪環状線・大阪市営地下鉄中央線「弁天町」駅から徒歩６分に立地します。当該駅は、アーバンネットワーク（大阪近郊路線群）のエリアに分類され、大阪の中心（梅田）から電車で約10分と大阪都心部にも近く、大阪主要地への乗り継ぎアクセスも容易です。「弁天町」駅周辺は近年の再開発により商業施設や公共施設が充実しており、住環境及び利便性が共に優れています。本物件周辺は、閑静な住宅街が形成され、マンションや戸建て住宅が混在するエリアとなっています。また、交通利便性が良く、阪和線や関西本線等５線３駅の利用が可能です。このため、大阪港付近や大阪都心部に通勤する社会人等幅広い層の需要が見込まれます。本物件建物は、平成18年３月に竣工し、外観デザインを一部コンクリート打放しにする等デザイナーズマンションの趣を装い、また、設備もワンルームタイプのマンションでありながらＩＨクッキングヒーターやウォシュレット、モニターホン等を備え付加価値を高めることで、周辺競合との差別化を図っています。				
所在地	（住所）大阪府大阪市港区市岡元町二丁目11番		（地番）大阪府大阪市港区市岡元町二丁目11番10、11番12		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	465.92㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域、第２種住居地域		構造・階数	ＲＣ陸屋根10階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％、300％／80％		延床面積	2,276.36㎡
受託者		三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,626.88㎡
信託期間満了日		平成28年６月30日		賃貸可能戸数	62戸
取得価格（百万円）		722		建築年月日	平成18年２月20日
ＰＭ会社		松本ビル管理株式会社	サブＰＭ会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル２号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：〇－６－015 物件名称：セントロイヤルクラブ海老江					
物件特性	阪神電気鉄道「野田」駅及び地下鉄千日前線「野田阪神」駅から徒歩４分・ＪＲ東西線「海老江」駅から徒歩３分に立地します。本物件は、大阪都心部へのアクセスが良く、阪神本線やバス路線等交通利便性に優れています。本物件周辺は、駅前商店が点在しており、住宅と商店が混在する地域にあるため買物等の生活利便性にも優れています。本物件建物は、平成18年２月に竣工された広めのワンルーム（28㎡等）全28戸からなる新築物件であり、将来の高齢化対応も視野に入れたユニバーサル仕様（バリアフリー）設計を取り入れることにより、単身社会人の他に高齢者層の需要も見込んでいます。				
所在地	（住所）大阪府大阪市福島区海老江五丁目 6 番20号		（地番）大阪府大阪市福島区海老江五丁目 7 番13		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	204.06㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	ＲＣ陸屋根10階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	949.82㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	769.93㎡
信託期間満了日		平成28年 6 月30日		賃貸可能戸数	28戸
取得価格（百万円）		350		建築年月日	平成18年 2 月 8 日
PM会社		株式会社エイブル	サブPM会社		ー
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル 2 号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：〇－６－016 物件名称：ドリームネオポリス今福西					
物件特性	大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線「蒲生４丁目」駅から徒歩４分、国道１号線沿いに立地します。当該地域は、ＪＲ環状線、京阪電鉄本線及び地下鉄を利用することができ、幹線道路沿いには市バスが運行されており、交通利便性の整った地域です。本物件建物は、平成17年10月に竣工された築浅建物であり、良好な状態に保たれています。本物件は、１Ｒ：13戸、１ＤＫ14戸、２ＬＤＫ１戸の他、１階に店舗１区画があり、すべての部屋が30㎡超と単身者向けとしては大きなサイズとなっています。ペットの飼育が可能である他、設備面ではモニター付インターフォン、システムキッチン、オートロック、ボックス型ゴミ置場を完備しています。				
所在地	(住所) 大阪府大阪市城東区今福西五丁目59番２号		(地番) 大阪府大阪市城東区今福西五丁目59番２		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	275.18㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	ＲＣ陸屋根８階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	1,258.40㎡
受託者		三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,020.93㎡
信託期間満了日		平成28年６月30日		賃貸可能戸数	29戸
取得価格（百万円）		413		建築年月日	平成17年10月13日
PM会社		松本ビル管理株式会社	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル２号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：〇－６－017 物件名称：メゾンフローラ					
物件特性	神戸高速鉄道「花隈」駅から徒歩1分に立地します。近隣には商店街・病院・金融機関等があり、生活環境が良好な地域です。本物件が所在する中央区は神戸市のほぼ中央に位置し、神戸市のみならず兵庫県の政治経済の中心でもあり、西方には市営地下鉄が、北方には北神急行電鉄が運行されているため、商業施設等の集積度が高いエリアとなっています。また、神戸新交通ポートライナーの延線により平成18年2月に開港された神戸空港へのアクセスも容易になっています。三宮までは電車で2分であり、神戸市中心部への近接性にも優れています。本物件周辺には、小中学校等の教育機関や、商店街、スーパー等の商業施設も多く、日常の生活利便性も良好です。本物件は、1R11戸、1DK5戸、1LDK8戸、2DK5戸、2LDK6戸、3LDK1戸及び1階の店舗2区画で構成されており、様々なテナントの需要を見込んでいます。				
所在地	(住所) 兵庫県神戸市中央区花隈町17番27		(地番) 兵庫県神戸市中央区花隈町17番 1		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	470.40㎡		用途	店舗・共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC陸屋根・スレート葺8階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	2,064.56㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,684.21㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	38戸
取得価格（百万円）		584		建築年月日	平成2年6月1日
PM会社		株式会社ハウスメイトパートナーズ	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：〇－6－018 物件名称：ウィンドフォー南本町					
物件特性	阪急伊丹線「新伊丹」駅から徒歩6分に立地し、ＪＲ宝塚線「伊丹」駅にも徒歩圏内であり、都心へのアクセスに恵まれています。伊丹市内には、京都や神戸に向かう国道や中国自動車道が東西に併走しており、これら幹線道路等への接続性も良好なことから自動車による交通利便性にも恵まれています。本物件の所在する地域から徒歩圏内にあるＪＲ伊丹駅周辺には大型商業施設が複数進出しており、生活利便性にも恵まれています。本物件周辺の梅ノ木地区は市内有数の高級住宅街として知られていること、また、小中学校区の人気が高いことから本物件の所在する地域の住宅地としての品位が保たれており、需要が高い地域です。本物件建物は平成３年７月築の全39戸からなる単身者用マンションであり、定期的に修繕や補修が行われています。				
所在地	(住所) 兵庫県伊丹市南本町六丁目 2 番24号		(地番) 兵庫県伊丹市南本町六丁目 9 番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	542.14㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第 1 種中高層住居専用地域		構造・階数	ＲＣ陸屋根 6 階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	1,072.52㎡
受託者		三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	905.42㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	39戸
取得価格（百万円）		307		建築年月日	平成３年７月11日
PM会社		藤和不動産流通サービス株式会社	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル 1 号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：O－6－028 物件名称：インペリアル新大阪					
物件特性	大阪市営地下鉄御堂筋線「東中島南方」駅より徒歩8分に立地します。近隣地域の周辺には西中島や新大阪などの商業地域が存在し、商業用途に関する需要は概ねこれらの地域に吸収されています。近隣地域は一部に事務所ビル等が混在していますが、土地利用は住宅系用途が中心で、周辺地域には戸建住宅、共同住宅等が並立しています。共同住宅の立地地域としては、交通・接近条件に優れた地域として利便性も高く、こうした地域特性もあって、近年は周辺地域において共同住宅の建設が増えています。本物件と同一需給圏の賃貸マンションにおける主たる需要者は、大阪市内等に多数存する企業等への通勤者世帯であり、シングルタイプであれば上記需要者に大学等への通学者が加わります。本物件は1K27戸から構成される共同住宅・車庫です。				
所在地	大阪府大阪市東淀川区東中島二丁目8番10		大阪府大阪市東淀川区東中島二丁目8番5		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	168.94㎡		用途	共同住宅・車庫
	用途地域	商業地域		構造・階数	R C陸屋根10階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	883.00㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社（注）		賃貸可能面積	628.65㎡
信託期間満了日		平成28年8月31日（注）		賃貸可能戸数	27戸
取得価格（百万円）		285		建築年月日	平成17年10月17日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社	
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

（注）平成19年3月27日付けで信託契約が解除され、信託財産となっていた不動産所有権が受託者から本投資法人に移転しています。

物件番号：〇ー6ー029 物件名称：グランメール東淀川					
物件特性	阪急千里線「柴島」駅より徒歩3分に立地します。近隣地域は、戸建住宅、共同住宅、建売住宅等が建ち並びます。利便性の高い住宅地域として小規模戸建住宅のほかに、共同住宅等も多く見られます。本物件と同一需給圏の賃貸マンションにおける主たる需要者は、大阪市内等に多数する企業等への通勤者世帯であり、シングルタイプであれば上記需要者に大学等への通学者が加わります。本物件は1K27戸から構成される共同住宅です。				
所在地	(住所) 大阪府大阪市東淀川区柴島二丁目13番27号			(地番) 大阪府大阪市東淀川区柴島二丁目336番2、336番7	
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	381.62㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第1種住居地域		構造・階数	R C陸屋根4階建
	容積率／建ぺい率	200％／80％		延床面積	614.51㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社（注）		賃貸可能面積	585.30 ㎡
信託期間満了日		平成28年8月31日（注）		賃貸可能戸数	27戸
取得価格（百万円）		236		建築年月日	平成17年2月25日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		株式会社アロー建物管理
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		本物件は、周知の埋蔵文化財包蔵地指定に基づく文化財保護法の制限を受けています。			

(注) 平成19年3月27日付けで信託契約が解除され、信託財産となっていた不動産所有権が受託者から本投資法人に移転しています。

物件番号：〇－6－030 物件名称：ドリームネオポリス深江南					
物件特性	大阪市営地下鉄中央線「深江橋」駅及び千日前線「新深江」駅より徒歩12分に立地します。近隣地域は、工場、共同住宅、一般住宅が混在する住宅地域です。深江橋駅から本町駅まで約10分、新深江駅からなんば駅まで約9分と市内中心部へのアクセスに優れ、賃貸需要が高い地域です。本物件は1LDK16戸で構成される共同住宅です。				
所在地	(住所) 大阪府大阪市東成区深江南三丁目4番7号		(地番) 大阪府大阪市東成区深江南三丁目22番、22番8、22番9		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	282.11㎡		用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域		構造・階数	RC陸屋根4階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	669.96㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社（注）		賃貸可能面積	567.76㎡
信託期間満了日		平成28年8月31日（注）		賃貸可能戸数	16戸
取得価格（百万円）		184		建築年月日	平成17年11月19日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		松本ビル管理株式会社
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

(注) 平成19年3月27日付けで信託契約が解除され、信託財産となっていた不動産所有権が受託者から本投資法人に移転しています。

物件番号：O－9－019 物件名称：スターズ内山					
物件特性	ＪＲ日豊本線「南小倉」駅から徒歩５分に立地します。当該駅は、地域のターミナル駅である「小倉」駅の隣駅であり、「小倉」駅からの各方面へのアクセス良好であることから、交通利便性は良好です。本物件は幹線道路としての機能を持つ国道３号線沿いに立地することから、周辺地域には店舗併用住宅、小規模店舗及び事務所等が建ち並んでいます。				
所在地	(住所) 福岡県北九州市小倉北区木町三丁目１番28号		(地番) 福岡県北九州市小倉北区木町三丁目９番２、10番２		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	176.29㎡		用途	共同住宅・店舗・車庫
	用途地域	商業地域		構造・階数	ＲＣ陸屋根８階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	609.74㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	567.61㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	27戸
取得価格（百万円）		160		建築年月日	平成７年11月27日
PM会社	リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社		株式会社ボナー
マスターリース会社	有限会社リプラス・レジデンシャル１号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：O－9－020 物件名称：内山南小倉駅前ビル					
物件特性	J R 日豊本線「南小倉」駅から徒歩約3分の商業・住居混在地域に立地します。当該駅は、地域のターミナル駅である「小倉」駅の隣駅であり、「小倉」駅からの各方面へのアクセスもよく交通利便性に優れています。当該駅は、鉄道所要時間約4分で「小倉」駅に到着できることから生活利便性は良好です。本物件は、駅から近く幹線道路沿いに立地しますが、住宅地域としての色合いが比較的強い地域です。本物件建物は、機械式立体駐車場及び平置駐車場を備えており、1階及び2階の店舗、事務所を除く各部屋がワンルームタイプで55.60㎡～97.00㎡と比較的広いことから、居住用だけでなく個人事業者の事務所としての需要も見込めます。				
所在地	(住所) 福岡県北九州市小倉北区弁天町五丁目2番		(地番) 福岡県北九州市小倉北区弁天町21番1		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	916.08㎡		用途	共同住宅・駐車場・事務所・店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	S R C 陸屋根13階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	4,065.76㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	3,343.95㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	48戸
取得価格（百万円）		579		建築年月日	平成4年12月3日
PM会社	リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社		株式会社ボナー
マスターリース会社	有限会社リプラス・レジデンシャル1号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：O－9－021 物件名称：デュミナス唐人町					
物件特性	福岡市営地下鉄空港線「唐人町」駅から徒歩約3分に立地します。唐人町周辺は、福岡市の二つの中心地である「天神」及び「博多」並びに「福岡空港」に近く、交通利便性に優れています。また、近隣には唐人町商店街があり生活利便性にも優れています。このため、当該地域は利便性の高い住宅地域として人気があり、ファミリータイプ、ワンルームタイプを問わず、高い需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 福岡県福岡市中央区地行一丁目6番24号		(地番) 福岡県福岡市中央区地行一丁目6番24		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	144.20㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	R C 陸屋根 9 階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	754.26㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	532.80㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	24戸
取得価格（百万円）		209		建築年月日	平成17年3月19日
PM会社		株式会社秦山	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：Oー9ー022 物件名称：ストリームライン大濠					
物件特性	福岡市地下鉄空港線「西新」駅から徒歩11分に立地します。福岡市地下鉄空港線は空港まで乗り入れている他、姪浜・天神等福岡市の中心を通るため利便性の高い路線です。「西新」駅周辺は、ファッションビルや大型店舗が並ぶ福岡の西の副都心を形成する一方、西南学院等の学校施設が存在する文教地区としても知られています。本物件周辺徒歩圏内には、観光名所の大濠公園があり、住環境・利便性の良さから人気のある住宅地となっています。 本物件建物は、平成18年4月に竣工された1LDK16戸を含む全48戸から構成される築浅建物であり、本物件の前面にはバス停があり交通利便性が良く、分譲仕様による充実した設備、南東向き中心の良好な日照等競争力のある物件です。本物件は、単身社会人の他、DINKSや単身高齢者の需要も見込んでいます。				
所在地	(住所) 福岡県福岡市中央区鳥飼一丁目4番40号		(地番) 福岡県福岡市中央区鳥飼一丁目四区161番1		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	469.02㎡		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業地域、第1種住居地域		構造・階数	RC陸屋根9階建
	容積率／建ぺい率	300％／80％、200％／60％		延床面積	1,627.55㎡
受託者		－		賃貸可能面積	1,249.52㎡
信託期間満了日		－		賃貸可能戸数	48戸
取得価格（百万円）		382		建築年月日	平成18年3月23日
PM会社		株式会社三好不動産	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		－
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：F-2-001 物件名称：ロイヤルガーデン森林公園					
物件特性	仙台市営地下鉄南北線「黒松」駅から徒歩10分、地方主要道路「仙台泉線」まで約200mの距離に立地し、交通利便性に優れています。周辺は、街路が整備された概ね平坦地の住宅地であり、上下水道・都市ガスが整備されています。				
所在地	(住所) 宮城県仙台市青葉区北根三丁目25番25号		(地番) 宮城県仙台市青葉区北根三丁目113番5		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,200.24㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第1種中高層住居専用地域		構造・階数	RCコンクリート屋根・陸屋根7階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	2,373.27㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,053.10㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	29戸
取得価格（百万円）		396		建築年月日	平成元年8月30日
PM会社		第一恒産株式会社	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：F－2－002　物件名称：グリーンパーク小松島					
物件特性	ＪＲ仙山線「東照宮」駅徒歩11分に立地します。仙台市の中心部に比較的近く（仙台駅から約３km、仙台市役所から約2.5km）、周辺には商業施設も多く、生活利便性は比較的良好です。近隣は東北薬科大学や東北高校が存在する文教地区で、小松島沼や小松島公園等もあり、住環境の整った住宅地として人気のある地域です。 本物件は、その良好な住環境から様々な生活スタイルのテナント需要があることから、約45㎡の広めの１ＬＤＫ：10戸、約60㎡の２ＬＤＫ 7戸、約60～72㎡の３ＬＤＫ27戸及び約98㎡の大型サイズの４ＬＤＫ（約7帖のルーフバルコニー付）１戸で構成されています。				
所在地	（住所）宮城県仙台市青葉区小松島二丁目9番8号		（地番）宮城県仙台市青葉区小松島二丁目16番7、16番9		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,371.85㎡		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業地域、 第２種中高層住居専用地域		構造・階数	ＳＲＣ・ＲＣルーフィング葺10階建
	容積率／建ぺい率	300％／80％、200％／60％		延床面積	3,106.12㎡
受託者		三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,781.60㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	45戸
取得価格（百万円）		550		建築年月日	平成２年10月１日
PM会社	株式会社ハウスメイトパートナーズ		サブPM会社		－
マスターリース会社	有限会社リプラス・レジデンシャル１号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：F－2－003 物件名称：ダイアパレス泉崎						
物件特性	仙台市営地下鉄南北線「長町南」駅から約徒歩14分に立地します。当該駅前には太白区役所が存在する他、近隣には「ザ・モール仙台長町」が存在し、生活利便性の高い住宅地となっています。本物件が所在する地域は共同住宅・戸建住宅の混在する住宅地で、区画整理により整然とした街区の中に公園も数多く配置されており、良好な住環境が保たれています。本物件は2DK9戸、2LDK3戸、2SLDK10戸及び3LDK9戸を中心としたファミリータイプのマンションですが、単身者向けに1K1戸及び1LDK5戸を備えており、立地の利便性もさることながら様々なテナントの需要に応じることができるものと考えています。					
所在地	(住所) 宮城県仙台市太白区泉崎二丁目22番30号		(地番) 宮城県仙台市太白区泉崎二丁目22番3			
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	面積	1,178.88㎡		用途	居宅	
	用途地域	第2種中高層住居専用地域		構造・階数	RC陸屋根地下1階付5階建	
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	2,338.89㎡	
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,036.05㎡	
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	37戸	
取得価格（百万円）		355		建築年月日	平成元年7月11日	
PM会社		株式会社ハウスメイトパートナーズ		サブPM会社	－	
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号		マスターリース種別	パス・スルー型	
特記事項		該当事項はありません。				

物件番号：F－2－004 物件名称：サンヴァーリオ高砂						
物件特性	J R仙石線「陸前高砂」駅から徒歩5分に立地します。当該地域は、仙台のほぼ東に位置しており、仙台港や中央卸売市場へも近く、仙台のベッドタウン的な存在となっています。近隣には東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地となるフルキャストスタジアム宮城があります。当該駅から仙台中心街まではJ R仙石線にて約15分であり、ファミリー世帯の需要が強く、2LDK全32戸から構成される本物件は当該需要を見込んでいます。本物件は、平成17年6月に竣工された新築物件であり、良好な状態に保たれています。					
所在地	(住所) 宮城県仙台市宮城野区高砂一丁目1番8号		(地番) 宮城県仙台市宮城野区高砂一丁目1番8、1番17			
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	面積	998.19㎡		用途	共同住宅	
	用途地域	商業地域、工業地域		構造・階数	RC陸屋根11階建	
	容積率／建ぺい率	400％／80％、200％／60％		延床面積	1,692.80㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,623.68㎡	
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	32戸	
取得価格（百万円）		364		建築年月日	平成17年6月10日	
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社	株式会社ハウスメイト・パートナーズ	
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型	
特記事項		該当事項はありません。				

物件番号： F－4－005 物件名称： ジョアンナマンション					
物件特性	J R 両毛線「新前橋」駅から徒歩15分の商住混在地域に立地します。近隣には関越自動車道前橋 I C や県内主要幹線道路が網羅され、交通利便性に優れています。本物件は S R C 造10階建ての建物ですが、平成18年 9 月30日現在、周辺に高層建築物が少ないため外観の視認性、眺望に優れています。本物件の主たる間取りは77.76㎡（一部81.54㎡）の 3 L D K であり、小型犬・猫等のペットの飼育も可能であることから幅広いテナントの需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 群馬県前橋市小相木町287番		(地番) 群馬県前橋市小相木町字堰向287番、288番 1、285番 3		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	2,630.32㎡		用途	共同住宅
	用途地域	準工業地域、第 1 種中高層住居専用地域		構造・階数	S R C 陸屋根10階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	4,537.72㎡
受託者		中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	4,066.20㎡
信託期間満了日		平成28年 6 月30日		賃貸可能戸数	52戸
取得価格（百万円）		556		建築年月日	平成 4 年 2 月22日
PM会社		株式会社ハウスメイトパートナーズ	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル 1 号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：F－4－006 物件名称：入間駅前ビル					
物件特性	西武池袋線「入間市」駅から徒歩1分（約50m）、店舗やビルの立ち並ぶ商業地域に立地します。当該駅は、狭山や所沢、川越等の都心郊外地へのアクセスも良く、ベッドタウン的な存在となっています。本物件は、「入間市」駅南口ロータリーに面した駅前ビルであり、商業施設としても視認性があります。また、西武池袋線「入間市」駅は特急・快速急行の停車駅であり、生活利便性及び交通利便性の優れた商業・中高層住居の混在した地域です。現在、本物件には地方銀行の支店を含む12の店舗が入居しており、居住部分は49.5㎡～53.1㎡のファミリータイプのマンションです。駅から約50mという希少性から将来的にも安定した需要が見込まれます。				
所在地	（住所）埼玉県入間市河原町1番3号		（地番）埼玉県入間市河原町1503番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,725.19㎡		用途	店舗・事務所・共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	R C 陸屋根 8 階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	4,942.65㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	4,266.59㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	67戸
取得価格（百万円）		1,517		建築年月日	昭和61年3月20日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		三巧商事株式会社
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号： F－4－007 物件名称：入間駅前第二ビル					
物件特性	西武池袋線「入間市」駅から徒歩4分に立地し、駅周辺には大型商業施設が複数所在します。当該駅は、狭山や所沢、川越等の都心郊外地へのアクセスも良く、ベッドタウン的な存在となっています。本物件は、駅前から続く商業施設の並びにあり、生活利便性も高く、近年では駅周辺にシネマコンプレックス等も建設され、駅前開発が進んでいます。本物件は、駅近賃貸物件としては珍しいファミリータイプ全51戸（店舗3区画）で構成されています。本物件は、昭和63年3月に竣工されましたが、テナント入退去時に床材やエアコン設備等の更新をすることによりバリューアップを図っています。				
所在地	（住所）埼玉県入間市河原町15番11号		（地番）埼玉県入間市河原町1315番2		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	2,205.78㎡		用途	店舗・共同住宅・作業所・駐車場
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	R C陸屋根8階建
	容積率／建ぺい率	200％／80％		延床面積	4,504.84㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	3,601.74㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	53戸
取得価格（百万円）		687		建築年月日	昭和63年3月23日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		三巧商事株式会社
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項	本物件土地上に、テナントの所有に係るコンクリートブロック造平屋建の建物が存在します。当該建物に関しては、当該テナントとの間で、当該テナントが退去する際に同社の負担で原状回復する旨の覚書が締結されており、当該原状回復のために、当該テナントから信託受託者に対して2,680万円が預託されています。なお、平成18年9月30日現在、当該テナント入居中のため原状回復工事は行われていません。				

物件番号：F－4－008 物件名称：セレーノ大宮					
物件特性	J R宇都宮線「土呂」駅から徒歩6分に立地します。当該駅は、商業地である「大宮」駅の隣駅であり、交通利便性に優れています。当該駅前に小規模商業施設がある一方、自然が残る良好な住環境の住宅地です。本物件の南側前面には道路を挟んで土呂中央公園が広がっており、眺望・開放感に優れています。当該地区は整然とした区画の住宅地でもあり、快適な住環境が確保されています。本物件は4棟で構成され、64.70㎡～66.30㎡の3LDKタイプ102室に、専用駐車場61台を敷地内に設けたファミリータイプの大型物件です。				
所在地	(住所) 埼玉県さいたま市北区土呂一丁目41番2号		(地番) 埼玉県さいたま市北区土呂一丁目41番2		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	5,604.96 ㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第2種中高層住居専用地域		構造・階数	① S R C陸屋根4階建、② R C陸屋根3階建、③ R C陸屋根4階建、④ R C陸屋根7階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	① 782.46㎡、② 1,162.18㎡ ③ 782.46㎡、④ 4,234.79㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	6,698.60㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	102戸
取得価格(百万円)		1,554		建築年月日	平成9年11月27日
PM会社		株式会社アップル	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号： F－4－009 物件名称：すずらん館						
物件特性	ＪＲ京浜東北線・高崎線・宇都宮線「さいたま新都心」駅から徒歩２分に立地します。当該地域は中高層オフィスビル、店舗及び共同住宅が立ち並ぶ商業地域です。近隣に「さいたまスーパーアリーナ」、大型ショッピングモール「コクーン」などがあり、交通利便性及び生活利便性が共に良好な地域です。本物件は、事務所２区画及び居室２ＤＫ18戸で構成され、東京駅までＪＲ線利用で約30分に位置し、若い社会人世帯の需要が見込まれます。					
所在地	(住所) 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目38番２号			(地番) 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目262番４		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	247.13㎡（注）			用途	共同住宅・事務所
	用途地域	商業地域			構造・階数	S・ＲＣ陸屋根8階建
	容積率／建ぺい率	500％／80％			延床面積	1,319.71㎡
受託者		三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社			賃貸可能面積	1,151.35㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日			賃貸可能戸数	20戸
取得価格（百万円）		441			建築年月日	平成12年３月15日
PM会社		株式会社中央ビル管理		サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル１号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。				

(注) 本物件土地の一部(約13.2㎡)が道路として使用されています。

物件番号：F－4－010　物件名称：ボヌール常盤					
物件特性	ＪＲ京浜東北線「北浦和」駅から徒歩５分に立地します。当該駅は、上野までの所要時間が約30分と都内各地へのアクセスが良好です。閑静な住宅地区にありながら、周辺には大小のスーパーや商業施設が複数存在し、交通利便性及び生活利便性が共に良好な地域です。また、近隣に「北浦和公園」や「県立近代美術館」があり、人気の高い住宅地です。本物件は大半が南向きであり、日照良好な環境の整ったファミリータイプのマンションです。１階店舗１区画、２ＳＬＤＫを中心に27戸の住居が存在し、９台分の専用駐車場を敷地内に備えています。				
所在地	(住所) 埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目８番５号		(地番) 埼玉県さいたま市浦和区常盤十丁目59番１		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,194.21㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	準住居地域		構造・階数	ＲＣルーフィング葺５階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	2,241.04㎡
受託者		三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,925.47㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	28戸
取得価格（百万円）		752		建築年月日	昭和63年２月29日
PM会社		藤和不動産流通サービス株式会社	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル１号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：F-4-011 物件名称：プロフィットリンク竹ノ塚					
物件特性	東武伊勢崎線「竹ノ塚」駅から徒歩12分に立地します。当該駅周辺には、大型の商業施設や都市銀行が入居する事務所ビルの他、飲食店、物販店などが集積しています。本物件の周辺には生活関連の商業施設が複数存在し、近隣に学校や公園等も充実した生活利便性が良好な物件です。本物件は、2DK26戸を中心とした合計46戸のファミリータイプのマンションです。敷地内には緑地も多く、住環境を重視する若いファミリー世帯の需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 東京都足立区竹ノ塚三丁目5番18号		(地番) 東京都足立区竹ノ塚三丁目5番2、5番13、5番14		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,303.22㎡		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業 第1種中高層住居専用地域		構造・階数	RC陸屋根6階建
	容積率／建ぺい率	300％／80％、200％／60％		延床面積	2,498.10㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,404.66㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	46戸
取得価格（百万円）		636		建築年月日	平成2年2月6日
PM会社	リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社		株式会社ミニテック
マスターリース会社	有限会社リプラス・レジデンシャル1号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：F－4－012　物件名称：竹ノ塚フラット						
物件特性	東武伊勢崎線「竹ノ塚駅」から西方道路距離約2kmに立地し、バス停「保木間町」まで約150mです。当該駅から、北千住駅でＪＲ線への乗り換えで東京駅までの所要時間は約40分です。本物件の存在する地域は幅員約16mの区道沿いに形成された共同住宅や小規模店舗などが混在している地域です。本物件には、平成20年５月末日を期限とする「定期建物賃貸借契約」が締結されており、企業が一括して賃借し、社宅として社員に転貸しています。本物件は、都心へのペットタウンとして住宅地が広域に広がるバス利用圏に存在する住宅であり、居室のサイズが比較的広いことから、近隣や都心に勤務するファミリー世帯の需要が見込まれます。					
所在地	(住所) 東京都足立区南花畑五丁目１番５号			(地番) 東京都足立区南花畑五丁目１番１、１番３、１番４、１番５、１番６、１番７、１番８、１番９、１番10、１番11、１番12		
土地	所有形態	所有権		建物	所有形態	所有権
	面積	3,597.68㎡			用途	共同住宅
	用途地域	準住居地域			構造・階数	ＲＣ陸屋根８階建
	容積率／建ぺい率	300％／60％			延床面積	8,594.90㎡
受託者		三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社			賃貸可能面積	8,232.98㎡
信託期間満了日		平成25年５月31日			賃貸可能戸数	111戸
取得価格（百万円）		2,051			建築年月日	平成３年３月６日
PM会社		東海旅客鉄道株式会社			サブPM会社	
マスターリース会社		東海旅客鉄道株式会社		マスターリース種別		賃料保証型
特記事項		該当事項はありません。				

物件番号：F－4－013 物件名称：ドリームハイツ					
物件特性	東京メトロ有楽町線「小竹向原」駅から徒歩4分に立地します。当該地域は、ロードサイドに店舗や店舗付き共同住宅等が立ち並び商業地域となっています。一方、歩道の幅員が広く歩行者や自転車の通行がしやすいことから、本物件の周辺には首都圏のベッドタウンとして住宅地が広がっています。本物件は店舗3区画、1DK3戸、2DK4戸、3DK8戸及び4DK1戸で構成されており、主として都心に勤務する若いファミリー世帯の需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 東京都板橋区小茂根一丁目32番16号		(地番) 東京都板橋区小茂根一丁目186番2、186番4		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	449.06㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	RC陸屋根地下1階付5階建
	容積率／建ぺい率	300％／80％		延床面積	1,247.47㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,073.69㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	19戸
取得価格（百万円）		358		建築年月日	昭和60年10月17日
PM会社		株式会社ミニテック	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：F－4－014 物件名称：グリーンヒルズ飛鳥山					
物件特性	J R 京浜東北線「王子」駅から徒歩 8 分に立地します。本物件が所在する北区堀船 1 丁目の用途地域は準工業地域であり、小規模工場と小規模戸建住宅が混在していた地域です。本物件は、40. 42㎡～42. 88㎡の 2 D K 20 戸を中心に、60. 42㎡～64. 58㎡の 2 L D K 7 戸及び184. 68㎡の大型 3 L D K 1 戸並びに専用駐車場13台で構成されたファミリータイプのマンションです。近隣及び首都圏に勤務する若いファミリー世帯の需要を見込んでいますが、大型の 3 L D K は法人による借り上げ社宅として稼働中です。				
所在地	(住所) 東京都北区堀船一丁目26番14号		(地番) 東京都北区堀船一丁目26番 1		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	989. 43㎡ (注)		用途	居宅
	用途地域	準工業地域		構造・階数	R C 陸屋根ルーフィング葺 5 階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	1, 580. 13㎡
受託者		三菱UF J 信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1, 480. 10㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	28戸
取得価格 (百万円)		587		建築年月日	平成 4 年 2 月18日
PM会社		株式会社ミニテック	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル 1 号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

（注）本物件土地の一部（約50.3㎡）が道路として使用されています。

物件番号：F－4－015 物件名称：王子ハイツ					
物件特性	東京メトロ南北線「王子神谷」駅から徒歩1分、ＪＲ京浜東北線「東十条」駅から徒歩8分と交通利便性が良好な立地です。当該地域は、店舗や店舗付の共同住宅が多く立ち並ぶ、生活利便性も良好な地域です。本物件は、「王子神谷」駅入口まで約30mと近く、交通利便性を重視するテナントの需要が見込まれます。本物件は、店舗2区画及び41.31㎡と45.07㎡の2つのタイプの2DK各9戸で構成されています。				
所在地	(住所) 東京都北区王子五丁目10番3号		(地番) 東京都北区王子五丁目9番28		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	210.88㎡		用途	共同住宅・事務所・店舗
	用途地域	商業地域		構造・階数	ＳＲＣ陸屋根11階建
	容積率／建ぺい率	500％／80％		延床面積	1,045.55㎡
受託者		中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	989.31㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	20戸
取得価格（百万円）		347		建築年月日	平成3年11月22日
PM会社	株式会社ハウスメイトパートナーズ		サブPM会社		－
マスターリース会社	有限会社リプラス・レジデンシャル1号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：F－4－016　物件名称：阪上ロイヤルハイツ第二					
物件特性	東京メトロ日比谷線「南千住」駅から徒歩6分に立地します。「南千住」駅のほか、同線「三ノ輪」駅及び都営荒川線「三ノ輪」駅の3駅を利用できることから、交通利便性は良好です。また、本物件周辺には商店街、スーパー等の商業施設が存在し、生活利便性も良好です。本物件は、国道4号線（日光街道）に面し、1LDK9戸、2DK18戸及び事務所1区画で構成され、ファミリー世帯及び単身世帯のいずれにも対応可能なマンションです。				
所在地	（住所）東京都荒川区南千住五丁目11番2号		（地番）東京都荒川区南千住五丁目94番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	301.26㎡		用途	共同住宅・事務所
	用途地域	商業地域、準工業地域		構造・階数	SRC陸屋根10階建
	容積率／建ぺい率	300％／80％、200％／60％		延床面積	1,368.27㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,175.86㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	28戸
取得価格（百万円）		360		建築年月日	平成2年10月16日
PM会社	リプラス・インベストメンツ株式会社			サブPM会社	
マスターリース会社	有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項	該当事項はありません。				

物件番号：F－4－017 物件名称：パティオ等々力					
物件特性	東急大井町線「等々力」駅から徒歩4分に立地します。駅近ながらも目黒通りから1本入った閑静な場所にあり、近隣は高級住宅街に位置付けられています。当該駅からは、東京方面では渋谷、神奈川方面では横浜まで共に30分程度でアクセスが可能であり、駅周辺からは東急バスと都営バスが合わせて5系統運行しており、交通利便性に優れています。また、本物件は、二子玉川や自由が丘等の都心エリアに隣接しながらも、周辺には緑も比較的多くあり、ファミリー世帯にも適した住環境です。本物件の1及び2階にはビデオレンタル店T S U T A Y Aが入っており、周辺のランドマーク的存在となっている他、近隣にはコンビニエンスストア、駅前には買い物施設が集中しており、単身者及びファミリー世帯の両方の需要が高いエリアとなっています。				
所在地	(住所) 東京都世田谷区等々力四丁目4番11号		(地番) 東京都世田谷区等々力四丁目60番5、60番13		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	886.00㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	R C陸屋根7階建
	容積率／建ぺい率	300％／80％		延床面積	2,553.49㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,410.47㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	26戸
取得価格(百万円)		1,764		建築年月日	平成8年10月31日
PM会社		株式会社ハウスメイトパートナーズ		サブPM会社	－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：F－4－018 物件名称：シェモア桜ヶ丘					
物件特性	京王線「聖蹟桜ヶ丘」駅から徒歩8分に立地します。当該駅は、特急の停車駅であり、「新宿」駅までの所要時間は27分と東京都の郊外に位置するものの、交通利便性が良好です。当該地域は多摩ニュータウンの開発に伴い、道路整備が完了し、整然と区画された住宅地が形成されており、生活利便性も良好です。当該駅周辺には百貨店、大型スーパー及び商店街が集積され、その利便性の高さから商業地をとり囲むようにマンション開発が行われています。本物件は、店舗1区画、44.05㎡の2DK6戸、60.23㎡の3DK22戸及び93.28㎡の4LDK1戸の合計30戸から構成され、専用駐車場12台を備えています。新宿へのアクセスが良好であり、また、地元の商業が活況なことから周辺及び都心に通勤するファミリー世帯の需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 東京都多摩市関戸三丁目14番8号		(地番) 東京都多摩市関戸三丁目14番6、14番8、14番9、14番10、14番11、14番14、14番15		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	803.38㎡（注）		用途	店舗・共同住宅
	用途地域	近隣商業、第1種低層住居専用地域		構造・階数	RC陸屋根7階建
	容積率／建ぺい率	300％／80％、80％／40％		延床面積	2,055.87㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,910.03㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	30戸
取得価格（百万円）		609		建築年月日	平成元年3月15日
PM会社		株式会社ミニテック	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

(注) 本物件土地の一部(約2.9㎡)が道路として使用されています。

物件番号：F-4-019 物件名称：リーベスト西千葉					
物件特性	J R 総武線「西千葉」駅から徒歩11分に立地します。近隣の「幕張新都心」にはコンベンション機能を持つ「幕張メッセ」を中心に外資系企業や国際的な企業が入居した高層ビルが林立し、一大ビジネスゾーンを形成している他、南部の新港地区は食品コンビナートを中心として京葉工業地帯の一角を担っています。当該地域は、区全域が埋め立ての造成地であり、開発当初から行政主導による計画的な街づくりが行われ、小中学校や行政機関、金融機関などが配置されるなど生活利便性が高く、東京をはじめ近隣ビジネスゾーンへのアクセスも良好です。本物件は、219戸の分譲用マンションとして開発され、本投資法人は、区分所有のうち140戸を信託財産とする信託受益権を取得しています。約74㎡～80㎡の2 S L D K のファミリータイプで、分譲用であるためグレードが感じられるマンションです。本物件は、東京中心部や圏内のビジネスエリアへ通勤するファミリー世帯の需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 千葉県千葉市美浜区幸町一丁目21番20号		(地番) 千葉県千葉市美浜区幸町一丁目26番 1		
土地	所有形態	所有権（敷地権）		所有形態	所有権（区分）
	面積	4,556.00㎡ (敷地権割合1,106,014／1,682,955)		用途	居宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	S R C 陸屋根地下1階付14階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	10,519.36㎡（延専有面積）
受託者		中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	10,988.88㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	140戸
取得価格（百万円）		2,152		建築年月日	平成11年2月18日
PM会社		株式会社ハウスメイトパートナーズ		サブPM会社	－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号		マスターリース種別	パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：F-4-020 物件名称：コリンヌ津田沼					
物件特性	京成本線「津田沼」駅から徒歩6分に立地し、国道14号線、同357号線、京葉道及び東関東自動車道の4路線が利用可能であり、交通利便性に優れています。本物件周辺には商業施設も多く、生活環境の整った地域です。本物件は、平成元年3月に竣工されましたが、平成18年4月に外壁を中心とした大規模修繕を行っており、建物の状態は良好に保たれています。本物件は、3 D K を中心として構成されており、都心部に通勤する社会人の需要が見込まれるマンションです。				
所在地	(住所) 千葉県習志野市津田沼四丁目3番20号		(地番) 千葉県習志野市津田沼四丁目56番1、56番2		
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	面積	1,133.87㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第1種中高層住居専用地域		構造・階数	R C 陸屋根3階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	1,434.29㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,450.80㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	20戸
取得価格（百万円）		352		建築年月日	平成元年3月31日
PM会社		株式会社ミニテック		サブPM会社	－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号		マスターリース種別	パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

（注）本物件は、有限会社リプラス・レジデンシャル2号から三井鉱山株式会社に対して、一括して賃貸されています。

物件番号：F－4－021 物件名称：磯子フラット					
物件特性	ＪＲ根岸線「根岸」駅から北西方向道路距離約2,400mに立地し、バス利用圏となります。本物件正面には、バス停「磯子フラット」があります。本物件の周辺地域には工場や作業所が複数存在していましたが、企業のリストラや移転等による土地放出から現在では分譲マンションが林立し、住宅地域としての色合いが強まっています。また、バス路線が拡大されバスの運行本数も増加したことから交通利便性が高まっています。本物件には、平成22年５月末日を期限とする「定期建物賃貸借契約」が締結されており、企業が一括して賃借し、社宅として社員に転貸しています。本物件が立地する地域は、広域的に横浜市のベットタウンとして形成されています。本物件は、１区画約70～100㎡と居室のサイズが比較的広く、駐車場の充足率が65％です。近隣や横浜市等へ勤務する広さを求める子育て中のファミリー世帯の需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 神奈川県横浜市磯子区丸山一丁目27番１号、27番２号、27番３号		(地番) 神奈川県横浜市磯子区丸山一丁目416番１、416番８、416番９、416番10、416番21		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	17,548.64㎡		用途	共同住宅・駐車場・集会所
	用途地域	第１種住居地域		構造・階数	①　ＲＣ陸屋根３階建、②　ＲＣ陸屋根７階建、③　ＲＣ陸屋根８階建、④　ＲＣ陸屋根地下１階付５階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	①　450.33㎡、②　5,884.71㎡、③　22,232.78、④　2,614.14㎡
受託者		三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	25,007.11㎡
信託期間満了日		平成25年５月31日		賃貸可能戸数	279戸
取得価格（百万円）		5,290		建築年月日	①　平成２年８月20日、②　平成２年10月４日、③　平成２年８月８日、④　平成２年10月４日
PM会社		東海旅客鉄道株式会社		サブPM会社	－
マスターリース会社		東海旅客鉄道株式会社		マスターリース種別	賃料保証型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：F－4－022 物件名称：茅ヶ崎ダイカンプラザ						
物件特性	ＪＲ東海道線・相模線「茅ヶ崎」駅北口から徒歩10分に立地します。当該駅北口は区画整理によって商業施設、銀行、個人診療所等が集積されています。本物件までは「北口商店街」を通過し国道１号線を利用する経路となりますが、ロードサイドにも商業施設が多く、生活利便性の良好な地域となっています。当該駅は、ＪＲ東海道線で東京駅まで所要時間が約60分であり、また相模線を利用して相模原や八王子方面への移動も可能であり、交通利便性は良好です。本物件周辺は平坦地であり、主に戸建住宅の集中する閑静な住環境です。本物件は、約50㎡～62㎡の２ＬＤＫを中心とした34戸からなるファミリータイプのマンションです。					
所在地	(住所) 神奈川県茅ヶ崎市十間坂二丁目１番54号		(地番) 神奈川県茅ヶ崎市十間坂二丁目4918番３、4922番１、4922番２、4924番			
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権	
	面積	987.28㎡		用途	共同住宅	
	用途地域	第１種住居地域		構造・階数	ＲＣ陸屋根５階建	
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	1,909.27㎡	
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,838.43㎡	
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	34戸	
取得価格（百万円）		453		建築年月日	昭和62年９月９日	
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社 株式会社ミニテック		
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル１号		マスターリース種別 パス・スルー型		
特記事項		該当事項はありません。				

物件番号：F－4－028 物件名称：ウィンベルコーラス平塚第13					
物件特性	ＪＲ東海道線「平塚」駅より徒歩14分に立地します。本物件の周辺は、戸建住宅を中心に共同住宅、事務所等も混在する地域です。本物件の存在する平塚市のような郊外都市においては、都心部と比較して賃料水準が低位であることから、40㎡半ばから50㎡台、１ＬＤＫから２ＤＫ、２ＬＤＫ程度の広めの物件が需要、供給ともに中心であり、近隣地域において、主たる需要者は地元あるいは周辺市の企業、工場へ通勤する単身者・ＤＩＮＫＳ層が主体となります。本物件は２ＤＫ33戸で構成される共同住宅です。				
所在地	(住所) 神奈川県平塚市浅間町6 番19号		(地番) 神奈川県平塚市浅間町 6 番 5		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	738.98㎡		用途	共同住宅
	用途地域	近隣商業地域		構造・階数	ＲＣ陸屋根 7 階建
	容積率／建ぺい率	300％／80％		延床面積	1,787.02㎡
受託者		中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	1,533.51㎡
信託期間満了日		平成28年 8 月31日		賃貸可能戸数	33戸
取得価格（百万円）		477		建築年月日	平成 2 年12月18日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		株式会社ミニテック
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項	(1) 本物件土地のコンクリート壁の一部が西側隣地へ越境していますが、当該隣地所有者との間で確認書が締結され、再構築の際に越境を是正して設置する旨が確認されております。 (2) 本物件土地のコンクリート塀が東側隣地との境界線上に跨って構築されています。ただし、当該隣地所有者との間で確認書が締結されており、同コンクリート壁を区画壁として現状有姿のまま互いに承認し、再構築の際に再度協議の上設置する旨が確認されています。 (3) 本物件建物については、建築時の建築基準法違反は認められないものの、昇降機及び昇降路の防火区画については既存不適格となっており、将来の増改築等の際には現行法に適合させる必要があります。				

物件番号：F－5－023 物件名称：ステラートシティ伝馬町					
物件特性	名古屋市営地下鉄名港線「伝馬町」駅から徒歩2分に立地します。本物件が所在する熱田区は、名古屋駅まで約20分であり、名古屋中心部に通勤する社会人等の比較的新しいベッドタウン的な側面と、全国的にも有名な熱田神宮がある古くからの街並みが残された閑静な住宅街としての側面を有しています。本物件は、大通りに面した立地ながらも熱田神宮に近いことから緑が多く、日当たりも良好です。また、近隣の商業施設も充実しており生活利便性も良好です。本物件は、平成18年3月に竣工され、駅近物件には少ない1LDK20戸及び2LDK20戸で構成される新築物件です。				
所在地	(住所) 愛知県名古屋市熱田区伝馬一丁目2番9号		(地番) 愛知県名古屋市熱田区伝馬一丁目211番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	559.13㎡		用途	共同住宅
	用途地域	商業地域		構造・階数	RC陸屋根11階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％		延床面積	2,453.19㎡
受託者		－		賃貸可能面積	2,179.50㎡
信託期間満了日		－		賃貸可能戸数	40戸
取得価格（百万円）		627		建築年月日	平成18年3月21日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		宝エステートサービス株式会社
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：F－5－024 物件名称：グレースマンション藤					
物件特性	近鉄名古屋線「新正」駅から徒歩9分、国道1号線から少し入った位置にある閑静な住宅街に立地します。本物件周辺には、中小賃貸マンションや企業の営業所などの事務所が混在し、中心地である近鉄「四日市」駅まで車で10分以内の生活利便性及び交通利便性が共に良好な地域です。また、駐車場については、建物敷地内に31台を確保している他、敷地外にも駐車場用地2箇所（28台分）、合計59台分を保有しており、全45世帯に対して120%以上を確保しています。本物件は、平成6年3月に竣工され、建築当時から現在に至るまで積和不動産による管理が行われており、管理状態は良好です。				
所在地	（住所）三重県四日市市赤堀南町2番23号		（地番）三重県四日市市赤堀南町2225番1、2240番1、2241番1、2247番		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	2,244.20㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第2種住居地域		構造・階数	R C陸屋根7階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	3,013.10㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	2,882.52㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	45戸
取得価格（百万円）		492		建築年月日	平成6年3月4日
PM会社		積和不動産中部株式会社	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル2号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

（注）本物件は、有限会社リプラス・レジデンシャル2号から積和不動産中部株式会社に対して、一括して賃貸されています。

物件番号：F－6－025 物件名称：ルネ神戸北町Ⅱセンターコート					
物件特性	神戸電鉄有馬線「箕谷」駅から徒歩約19分に立地し、駅からは徒歩圏外ではありますが、バス停まで約630m（道路距離）と交通利便性は保たれています。当該駅から神戸の中心地である「三宮」駅までの所要時間は、北神急行電鉄及び神戸市営地下鉄西神・山手線の利用で約13分（乗継時間を除きます）であり、都心近接性も保たれています。本物件周辺の幹線道路沿いにはファミリー世帯の需要を意識した店舗も見られ、生活利便性は比較的良好です。本物件は、分譲仕様のマンションとして開発された全5棟で構成される大規模な共同住宅のうちの1棟です。本物件の周辺地域は戸建住宅が多く、ファミリー世帯向けのマンションが少ない地域であるため分譲仕様のマンションに対する需要が見込まれます。本物件は、平成4年3月に竣工されましたが、当該団地管理組合の適正な維持管理により賃貸可能な状態に保たれています。本物件については平成20年5月末日を満了日とした賃貸借契約が締結され、企業の社宅として駐車場を含め一括して賃貸されています。当該賃貸借契約の解除後においても高いグレード感と、良好な住環境、比較的大型の居住スペースを保有していることから、ファミリー世帯の需要が見込まれます。				
所在地	（住所）兵庫県神戸市北区日の峰五丁目10番		（地番）兵庫県神戸市北区日の峰五丁目10番1		
土地	所有形態	所有権（敷地権）	建物	所有形態	所有権
	面積	27,392.38㎡（注）		用途	居宅
	用途地域	第1種中高層住居専用地域		構造・階数	SRCルーフィング葺地下1階付14階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	11,819.67㎡
受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	10,548.28㎡
信託期間満了日		平成25年5月31日		賃貸可能戸数	126戸
取得価格（百万円）		878		建築年月日	平成4年3月3日
PM会社		東海旅客鉄道株式会社	サブPM会社		－
マスターリース会社		東海旅客鉄道株式会社	マスターリース種別		賃料保証型
特記事項		該当事項はありません。			

（注）ルネ神戸北町Ⅱ団地全体の面積であり、本投資法人が信託受益権を保有しているセンターコートの敷地権割合は、242,476／1,000,000です。

物件番号：F－6－026 物件名称：サテラ魚住					
物件特性	市街地海側を東西に運行する山陽電鉄本線「山陽魚住」駅から徒歩1分、山手を運行するＪＲ山陽本線「魚住」駅から徒歩18分に立地します。最寄りの「山陽魚住」駅周辺には、小規模の商店が点在するのみですが、ＪＲ「魚住」駅周辺には、商業施設や銀行等の生活関連施設が充実しています。本物件周辺地域は、大阪・神戸・姫路方面を主な通勤圏とする若いファミリー層が多く住む閑静な住宅地を形成しています。ＪＲ線及び山陽電鉄線の両駅まで徒歩圏内にあり、交通利便性及び生活利便性が共に良好でありながら、閑静な住宅地内に位置する物件です。また、開発当初分譲型マンションとして計画されていたため、他の賃貸型マンションと比較してグレード感があります。本物件は、平成15年3月に竣工されましたが、専門の大手管理会社のもとできめ細かいメンテナンスが行われており、良好な状態に保たれています。				
所在地	(住所) 兵庫県明石市魚住町西岡111番1号		(地番) 兵庫県明石市魚住町西岡字東角111番1、兵庫県明石市魚住町中尾字出口1019番2		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	2,700.79㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第1種住居地域		構造・階数	ＲＣ陸屋根8階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％		延床面積	4,972.86㎡
受託者		中央三井信託銀行株式会社		賃貸可能面積	4,676.55㎡
信託期間満了日		平成28年6月30日		賃貸可能戸数	64戸
取得価格（百万円）		635		建築年月日	平成15年3月20日
PM会社		株式会社ハウスメイトパートナーズ	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：F－9－027 物件名称：イマージュ霧が丘					
物件特性	ＪＲ日豊本線「城野」駅から徒歩9分に立地します。当該駅から地域のターミナル駅である「小倉」駅までは2駅・所要時間約9分であること、バス停「高坊2丁目」にも近く、バス路線も利用できることから交通利便性に優れています。本物件の周辺地域にはロードサイド型の大型店舗が存在し、自動車により日常利用が可能であること、小中学校が徒歩圏内に存在することからファミリー世帯の需要が見込まれます。また、「小倉」駅周辺に開業した大型複合ビル（リバーウォーク北九州）の第二期事業が完成し、そのテナントとして西日本工業大学デザイン学部が存在する等今後はファミリー世帯の需要の他、単身者の需要も見込まれます。				
所在地	(住所) 福岡県北九州市小倉北区高坊二丁目9番25号		(地番) 福岡県北九州市小倉北区高坊二丁目1623番7		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,898.31㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	第2種住居地域		構造・階数	S・RC陸屋根13階建
	容積率／建ぺい率	200％／60％、200％／60％		延床面積	3,789.22㎡
受託者		みずほ信託銀行株式会社		賃貸可能面積	3,667.49㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	63戸
取得価格（百万円）		662		建築年月日	平成4年7月7日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		株式会社ボナー
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：P－4－001 物件名称：チェルシーガーデン					
物件特性	東京メトロ日比谷線「広尾」駅から徒歩13分に立地します。本物件の存在する広尾地区及び隣接する麻布地区は、周囲に大使館・インターナショナルスクールが集中する国際性豊かな地域です。また、閑静な高級住宅地「広尾」のブランド・ステイタスからも人気の高いエリアです。本物件は、平成12年9月に外国人向け高級賃貸マンションとして竣工し、間取りは3Bed＋4Bed＋M（143.57～368.98㎡）と広く、かつ賃料水準も高いため、大使館や外資系企業の日本駐在の外国人及び会社役員の需要が見込まれています。				
所在地	(住所) 東京都渋谷区広尾三丁目10番1号		(地番) 東京都渋谷区広尾三丁目73番1、76番3、76番13		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	2,312.76㎡		用途	居宅・駐車場
	用途地域	第1種低層住居専用地域		構造・階数	RC陸屋根地下1階付3階建
	容積率／建ぺい率	150％／60％		延床面積	5,273.44㎡
受託者		株式会社りそな銀行		賃貸可能面積	3,810.93㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	17戸
取得価格（百万円）		4,238		建築年月日	平成12年9月18日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		三井不動産住宅リース株式会社
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：P－4－002 物件名称：c－MA 1					
物件特性	東京メトロ南北線及び都営地下鉄大江戸線「麻布十番」駅から徒歩8分に立地します。高級住宅地として評価の高い元麻布の一角の閑静な住宅街に位置しています。本物件は、昭和60年に竣工された後、平成15年に贅沢なゆとりのある高級賃貸マンションへのコンバージョンを完了しています。間取りは80.00㎡～125.00㎡の大型1LDK3戸と120.00㎡の事務所1戸からなり、主に個人事業主や法人の需要を見込んでいます。本物件は1LDKとしては面積が広く、希少性があることから高い需要が見込まれます。				
所在地	(住所) 東京都港区元麻布三丁目13番15号		(地番) 東京都港区元麻布三丁目210番25		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	280.56㎡		用途	共同住宅・店舗
	用途地域	第1種中高層住居専用地域		構造・階数	RC・S陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺地下1階付3階建
	容積率／建ぺい率	300％／60％		延床面積	453.48㎡
受託者		株式会社りそな銀行		賃貸可能面積	377.93㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	4戸
取得価格（百万円）		618		建築年月日	昭和60年4月30日 （平成15年10月22日増築）
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社	サブPM会社		－
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル1号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

物件番号：P－4－003 物件名称：c－MA 2					
物件特性	東京メトロ南北線及び都営地下鉄大江戸線「麻布十番」駅から徒歩8分に立地します。高級住宅地として評価の高い元麻布の一角の閑静な住宅街に位置しています。閑静かつ便利な元麻布の高台に位置する眺望のよい10戸のメゾネット&トリプレットからなります。ガラスボックスのエントランスロビーを持つモノトーンの空間は、SOHOとしての需要も見込めます。本物件は、平成16年に贅沢なゆとりのある高級賃貸マンションとして竣工され、間取りは1LDK・62.30㎡～78.80㎡10戸であり、主に個人事業主や法人の需要を見込んでいます。本物件は1LDKとしては面積が広く、希少性があることから、高い需要が見込めます。				
所在地	(住所) 東京都港区元麻布三丁目12番26号		(地番) 東京都港区元麻布三丁目210番27、210番41、210番71		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	409.75㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域		構造・階数	S・RC合金メッキ鋼板葺地下1階付4階建
	容積率／建ぺい率	300％／60％		延床面積	723.01㎡
受託者		株式会社りそな銀行		賃貸可能面積	658.20㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	10戸
取得価格（百万円）		699		建築年月日	平成16年11月16日
PM会社	リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社		－
マスターリース会社	有限会社リプラス・レジデンシャル1号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項	該当事項はありません。				

(注) 本物件は、有限会社リプラス・レジデンシャル1号からリプラス・インベストメンツ株式会社に対して、一括して賃貸されています。

物件番号：P－4－004 物件名称：c－MA 3					
物件特性	東京メトロ日比谷線「六本木」駅から徒歩7分、六本木ヒルズから徒歩2分に立地します。当該地域は、高級感があり、最も活気のある商業地の一つに数えられています。本物件は、平成5年3月に竣工された後、平成17年1月に建物の品質・グレード感の向上を主な目的としたコンバージョン工事を完了しております。現在では、建物の維持管理は良好です。前面道路から手前のA棟は地下3階付地上8階建ての店舗・事務所ビルであり、奥側B棟は地下3階付地上5階建ての共同住宅として建築されています。				
所在地	(住所) 東京都港区元麻布三丁目1番35号		(地番) 東京都港区元麻布三丁目30番1		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	1,307.48㎡		用途	① A棟：共同住宅・事務所・診療所・ 駐車場 ② B棟：共同住宅・事務所・駐輪場
	用途地域	近隣商業地域 第1種中高層住居専用地域		構造・階数	① SRC・RC陸屋根亜鉛メッキ鋼板 葺地下3階付8階建 ② RC陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺地下3 階付5階建
	容積率／建ぺい率	400％／80％、300％／60％		延床面積	① 3,196.83㎡ ② 2,246.26㎡
受託者	中央三井信託銀行株式会社			賃貸可能面積	3,602.99㎡
信託期間満了日	平成28年6月30日			賃貸可能戸数	26戸
取得価格（百万円）	4,344			建築年月日	平成5年3月10日 （平成17年1月に再生工事完了）
PM会社	リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社		－
マスターリース会社	有限会社リプラス・レジデンシャル1号		マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項	本物件土地の用途地域が第2種住居地域から第1種中高層住居専用地域に変更されたことに伴い、本物件土地に係る建築基準法に基づく建築物の高さ制限等が変更されたため、将来、本物件建物を建て替える場合に、同一規模、同一高さの建物を建築できない可能性があります。				

物件番号： P－4－005 物件名称： n－G T 1					
物件特性	小田急線「豪徳寺」駅から徒歩 6 分に立地します。当該駅から「新宿」駅までの鉄道所要時間は約20分であり、交通利便性は良好です。また、本物件周辺は、都市公園や神社等が随所にあり、緑にも恵まれています。良好な住環境を重視する都市通勤者を中心に、若年単身者からファミリー世帯まで幅広い需要が見込まれます。本物件は、テラスハウス・スタイルの集合住宅で、エリア内において希少価値のある物件であり、建築雑誌やインテリア雑誌などにも多く取り上げられています。				
所在地	(住所) 東京都世田谷区梅丘二丁目24番13号		(地番) 東京都世田谷区梅丘二丁目1309番 2		
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	面積	528.25㎡		用途	共同住宅
	用途地域	第 1 種低層住居専用地域		構造・階数	R C 陸屋根 3 階建
	容積率／建ぺい率	指定150％／基準60％		延床面積	695.71㎡
受託者		株式会社りそな銀行		賃貸可能面積	707.55㎡
信託期間満了日		平成27年12月31日		賃貸可能戸数	10戸
取得価格（百万円）		466		建築年月日	平成17年 1 月31日
PM会社		リプラス・インベストメンツ株式会社		サブPM会社	
マスターリース会社		有限会社リプラス・レジデンシャル 1 号	マスターリース種別		パス・スルー型
特記事項		該当事項はありません。			

b. 運用資産の収益状況

運用資産の収益状況は、以下の通りです。

ただし、かかる収益状況は以下を前提としています。

- ・本投資法人が運用資産を取得した時点以降平成18年9月30日までの期間にかかる数値を記載しています。なお、物件に直接帰属しない収支については含めていません。
- ・金額は、千円未満を切り捨てています。したがって、記載されている金額を足し合わせても合計値は必ずしも一致しません。
- ・「賃貸料収入」には、賃料収入（住宅、商業テナント、駐車場）及び共益費が含まれます。
- ・「その他収入」には、礼金、水道料金（賃貸専有部分）、倉庫・看板使用料及び自動販売機・アンテナ設置料等が含まれます。
- ・「物件管理等委託費」には、PM会社との管理委託契約に基づきPM会社から請求された管理委託費（賃貸管理及び建物管理費等が含まれます。）を記載しています。
- ・「公租公課」には、固定資産税、都市計画税等が含まれています。賦課決定がなされた税額のうち各運用期間に支払を行った額が費用計上されています。ただし、取得時における前所有者との間で精算された固定資産税、都市計画税及び償却資産税相当額付随費用の一部として不動産等の取得原価に算入されており、賃貸事業費用としては計上されていません。
- ・「水道光熱費」には、電気料及び水道料が計上されています。
- ・「修繕費」については、定期的に発生する性質のものではないので、本投資法人が、今後各物件を長期継続保有する場合には、大きく変動する可能性があります。
- ・区分所有物件については、当該運用不動産の他の所有者又は区分所有者が所有している部分に係わる数値は算定上含まれておりません。
- ・「保険料」は、支払保険料を運用期間で按分した金額が計上されています。
- ・「営業広告費等」は、入居者決定時に入居募集等受託会社に支払う仲介手数料と入居募集の際にかかる仲介手数料以外の募集経費等をいいます。
- ・「その他賃貸事業費用」には、ケーブルテレビ使用料、通信費、空室電気代、契約更

新時の更新手数料等が含まれます。

- ・「資本的支出」は、建物、附属設備等の取替及び更新投資等が計上されています。なお、年度による差異が大きいこと及び定期的に発生する金額ではないこと等から、対象期間における資本的支出は、本投資法人が今後各物件を長期にわたり継続して保有する場合の資本的支出と大きく異なる可能性があります。

物件番号	Ｏ－１－001	Ｏ－１－002	Ｏ－１－003
物件名	サテラ北34条	カレラ2.9	サッポロヒルズ
(A) 賃貸事業収入	88,514	5,818	5,941
賃貸料収入	87,186	5,798	5,941
その他収入	1,327	19	－
(B) 賃貸事業費用	31,945	863	906
物件管理等委託費	9,121	388	407
公租公課	9,466	－	－
水道光熱費	1,352	16	32
修繕費	5,599	－	－
保険料	664	42	51
営業広告費等	2,576	－	－
信託報酬	1,495	415	415
その他賃貸事業費用	1,668	－	－
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	56,569	4,954	5,035
(D) 減価償却費	15,945	2,046	2,148
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	40,624	2,908	2,886
(F) 資本的支出	1,017	－	－
(G) NCF＝(C)－(F)	55,552	4,954	5,035

物件番号	Ｏ－１－004	Ｏ－１－023	Ｏ－４－005
物件名	サテラ永山	ステージア s 12	ベル越谷21
(A) 賃貸事業収入	11,196	3,972	31,960
賃貸料収入	11,148	3,954	31,943
その他収入	47	18	17
(B) 賃貸事業費用	3,348	540	6,439
物件管理等委託費	792	352	2,480
公租公課	－	－	1,816
水道光熱費	130	0	510
修繕費	1,141	－	8
保険料	121	27	156
営業広告費等	421	－	356
信託報酬	415	160	1,110
その他賃貸事業費用	324	－	－
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	7,847	3,431	25,521
(D) 減価償却費	2,526	1,426	6,900
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	5,321	2,005	18,620
(F) 資本的支出	2,488	－	124
(G) NCF＝(C)－(F)	5,359	3,431	25,396

物件番号	Ｏ－４－００６	Ｏ－４－００７	Ｏ－４－００８
物件名	ジョイフル狭山	ルミエール八王子	Kiyosumi h+
(A) 賃貸事業収入	19,028	37,995	86,254
賃貸料収入	17,968	36,893	85,809
その他収入	1,060	1,102	444
(B) 賃貸事業費用	7,886	13,992	7,065
物件管理等委託費	2,771	4,759	4,507
公租公課	1,269	2,773	—
水道光熱費	273	2,167	805
修繕費	893	1,910	400
保険料	100	222	382
営業広告費等	892	340	—
信託報酬	1,495	1,495	830
その他賃貸事業費用	189	322	138
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	11,142	24,003	79,189
(D) 減価償却費	3,011	5,926	19,625
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	8,130	18,076	59,564
(F) 資本的支出	210	—	—
(G) N C F＝(C)－(F)	10,932	24,003	79,189

物件番号	Ｏ－４－００９	Ｏ－４－０１０	Ｏ－４－０１１
物件名	ターキーズ田園調布 第２	スカイコート100	F C 高砂町
(A) 賃貸事業収入	16,756	8,955	16,753
賃貸料収入	16,288	8,345	15,851
その他収入	468	609	902
(B) 賃貸事業費用	5,735	3,035	4,977
物件管理等委託費	1,424	953	1,844
公租公課	388	—	726
水道光熱費	131	407	317
修繕費	1,744	591	173
保険料	58	83	80
営業広告費等	727	307	527
信託報酬	1,189	691	1,189
その他賃貸事業費用	70	—	117
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	11,020	5,920	11,776
(D) 減価償却費	2,964	2,654	3,621
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	8,056	3,265	8,155
(F) 資本的支出	122	1,596	—
(G) N C F＝(C)－(F)	10,898	4,323	11,776

物件番号	Ｏ－４－０１２	Ｏ－４－０２４	Ｏ－４－０２５
物件名	サイトピア	VISTAシュブ リーム	ジョイ尾山台
(A) 賃貸事業収入	12,968	3,762	4,168
賃貸料収入	12,274	3,762	4,168
その他収入	693	—	—
(B) 賃貸事業費用	4,140	440	672
物件管理等委託費	1,213	178	276
公租公課	—	—	—
水道光熱費	192	84	1
修繕費	1,222	3	192
保険料	78	13	20
営業広告費等	727	—	—
信託報酬	691	160	160
その他賃貸事業費用	12	—	21
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	8,827	3,322	3,496
(D) 減価償却費	2,947	1,404	632
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	5,880	1,917	2,863
(F) 資本的支出	103	168	599
(G) NCF＝(C)－(F)	8,724	3,154	2,897

物件番号	Ｏ－５－０１３	Ｏ－５－０２６	Ｏ－５－０２７
物件名	ステージア金山	エクセルシオール栄	ステージア日比野
(A) 賃貸事業収入	10,669	4,318	2,596
賃貸料収入	10,081	4,284	2,570
その他収入	587	33	26
(B) 賃貸事業費用	1,920	818	488
物件管理等委託費	652	369	200
公租公課	—	—	—
水道光熱費	62	30	—
修繕費	—	223	—
保険料	57	27	16
営業広告費等	315	—	—
信託報酬	691	160	267
その他賃貸事業費用	140	6	4
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	8,748	3,499	2,107
(D) 減価償却費	3,174	1,465	1,004
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	5,574	2,033	1,103
(F) 資本的支出	—	—	—
(G) NCF＝(C)－(F)	8,748	3,499	2,107

物件番号	Ｏ－６－014	Ｏ－６－015	Ｏ－６－016
物件名	セレニテドリームネオポリス市岡	セントロイヤルクラブ海老江	ドリームネオポリス今福西
(A) 賃貸事業収入	14,174	6,971	8,119
賃貸料収入	13,942	6,833	8,119
その他収入	232	138	—
(B) 賃貸事業費用	1,725	1,408	1,359
物件管理等委託費	914	479	583
公租公課	—	—	—
水道光熱費	168	104	120
修繕費	36	—	46
保険料	79	36	43
営業広告費等	110	87	147
信託報酬	415	691	415
その他賃貸事業費用	—	9	2
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	12,449	5,563	6,760
(D) 減価償却費	4,617	2,168	2,496
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	7,832	3,395	4,263
(F) 資本的支出	—	—	—
(G) N C F＝(C)－(F)	12,449	5,563	6,760

物件番号	Ｏ－６－017	Ｏ－６－018	Ｏ－６－028
物件名	メゾンフローラ	ウィンドフォー南本町	インペリアル新大阪
(A) 賃貸事業収入	12,232	21,446	2,361
賃貸料収入	11,369	20,437	2,361
その他収入	862	1,009	—
(B) 賃貸事業費用	2,789	6,708	392
物件管理等委託費	894	1,811	193
公租公課	—	801	—
水道光熱費	176	422	25
修繕費	1,042	2,070	—
保険料	70	115	12
営業広告費等	187	270	—
信託報酬	415	1,189	160
その他賃貸事業費用	2	26	0
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	9,442	14,737	1,968
(D) 減価償却費	2,776	3,851	868
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	6,666	10,886	1,100
(F) 資本的支出	126	407	—
(G) N C F＝(C)－(F)	9,316	14,330	1,968

物件番号	Ｏ－６－０２９	Ｏ－６－０３０	Ｏ－９－０１９
物件名	グランメール東淀川	ドリームネオポリス 深江南	スターズ内山
(A) 賃貸事業収入	2,050	1,364	12,221
賃貸料収入	1,984	1,364	11,145
その他収入	66	—	1,076
(B) 賃貸事業費用	334	387	5,401
物件管理等委託費	145	124	1,178
公租公課	—	—	537
水道光熱費	16	3	281
修繕費	—	25	1,621
保険料	11	9	75
営業広告費等	—	63	596
信託報酬	160	160	1,110
その他賃貸事業費用	0	0	0
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	1,716	976	6,820
(D) 減価償却費	649	510	2,507
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	1,067	466	4,312
(F) 資本的支出	—	—	—
(G) N C F＝(C)－(F)	1,716	976	6,820

物件番号	Ｏ－９－０２０	Ｏ－９－０２１	Ｏ－９－０２２
物件名	内山南小倉駅前ビル	デュミナス唐人町	ストリームライン大濠
(A) 賃貸事業収入	33,623	13,772	9,994
賃貸料収入	31,451	12,847	9,428
その他収入	2,172	925	566
(B) 賃貸事業費用	13,876	4,475	3,152
物件管理等委託費	3,401	1,714	775
公租公課	2,617	756	—
水道光熱費	1,210	236	98
修繕費	4,280	286	—
保険料	499	78	106
営業広告費等	610	212	30
信託報酬	1,110	1,189	—
その他賃貸事業費用	146	—	2,142
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	19,747	9,297	6,842
(D) 減価償却費	11,348	3,065	1,993
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	8,399	6,231	4,848
(F) 資本的支出	593	—	—
(G) N C F＝(C)－(F)	19,154	9,297	6,842

物件番号	F－2－001	F－2－002	F－2－003
物件名	ロイヤルガーデン森 林公園	グリーンパーク小松 島	ダイアパレス泉崎
(A) 賃貸事業収入	28,424	32,786	25,690
賃貸料収入	28,168	31,604	25,207
その他収入	255	1,182	483
(B) 賃貸事業費用	7,533	9,225	6,875
物件管理等委託費	2,983	2,739	2,252
公租公課	1,511	1,827	1,349
水道光熱費	396	765	485
修繕費	743	1,028	718
保険料	225	297	209
営業広告費等	441	1,367	662
信託報酬	1,189	1,189	1,189
その他賃貸事業費用	40	8	6
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	20,890	23,561	18,815
(D) 減価償却費	7,046	9,725	5,227
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	13,844	13,836	13,588
(F) 資本的支出	157	5,732	378
(G) NCF＝(C)－(F)	20,733	17,829	18,437

物件番号	F－2－004	F－4－005	F－4－006
物件名	サンヴァーリオ高砂	ジョアンナマンション	入間駅前ビル
(A) 賃貸事業収入	8,374	44,293	107,336
賃貸料収入	8,374	41,558	98,509
その他収入	－	2,734	8,827
(B) 賃貸事業費用	1,522	39,880	23,746
物件管理等委託費	660	3,740	7,952
公租公課	－	5,274	3,123
水道光熱費	109	532	7,566
修繕費	5	25,179	2,561
保険料	54	421	527
営業広告費等	－	2,364	659
信託報酬	691	1,495	1,110
その他賃貸事業費用	－	870	244
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	6,852	4,412	83,589
(D) 減価償却費	2,423	9,146	15,407
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	4,428	△4,734	68,182
(F) 資本的支出	－	5,711	－
(G) NCF＝(C)－(F)	6,852	△1,298	83,589

物件番号	F－4－007	F－4－008	F－4－009
物件名	入間駅前第二ビル	セレーノ大宮	すずらん館
(A) 賃貸事業収入	18,140	113,057	28,418
賃貸料収入	17,235	108,331	26,861
その他収入	905	4,726	1,556
(B) 賃貸事業費用	5,366	22,684	6,587
物件管理等委託費	1,692	7,508	2,257
公租公課	—	4,516	1,177
水道光熱費	539	910	414
修繕費	1,872	2,163	504
保険料	143	677	143
営業広告費等	426	5,657	900
信託報酬	691	1,189	1,189
その他賃貸事業費用	0	60	—
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	12,774	90,373	21,830
(D) 減価償却費	3,771	12,160	4,982
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	9,002	78,213	16,848
(F) 資本的支出	2,364	—	—
(G) N C F＝(C)－(F)	10,409	90,373	21,830

物件番号	F－4－010	F－4－011	F－4－012
物件名	ボヌール常盤	プロフィットリンク 竹ノ塚	竹ノ塚フラット
(A) 賃貸事業収入	46,179	41,814	122,453
賃貸料収入	44,000	38,959	122,453
その他収入	2,179	2,855	—
(B) 賃貸事業費用	9,805	12,839	9,417
物件管理等委託費	2,934	3,521	—
公租公課	1,599	1,716	5,739
水道光熱費	620	335	—
修繕費	1,669	2,861	631
保険料	212	237	984
営業広告費等	1,466	2,154	—
信託報酬	1,189	1,110	2,062
その他賃貸事業費用	112	903	—
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	36,374	28,974	113,035
(D) 減価償却費	5,724	5,983	24,150
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	30,650	22,991	88,885
(F) 資本的支出	2,045	2,835	—
(G) N C F＝(C)－(F)	34,328	26,139	113,035

物件番号	F－４－013	F－４－014	F－４－015
物件名	ドリームハイツ	グリーンヒルズ飛鳥山	王子ハイツ
(A) 賃貸事業収入	23,086	35,072	24,882
賃貸料収入	22,891	33,784	23,823
その他収入	194	1,288	1,058
(B) 賃貸事業費用	4,357	8,285	10,979
物件管理等委託費	1,483	2,323	2,156
公租公課	740	1,111	1,665
水道光熱費	213	364	275
修繕費	353	1,920	3,859
保険料	114	187	110
営業広告費等	260	1,188	1,167
信託報酬	1,189	1,189	1,495
その他賃貸事業費用	—	—	247
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	18,728	26,787	13,902
(D) 減価償却費	3,356	4,731	3,918
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	15,372	22,055	9,984
(F) 資本的支出	—	1,557	4,298
(G) N C F＝(C)－(F)	18,728	25,230	9,604

物件番号	F－４－016	F－４－017	F－４－018
物件名	阪上ロイヤルハイツ第二	パティオ等々力	シェモア桜ヶ丘
(A) 賃貸事業収入	8,975	26,804	36,382
賃貸料収入	8,456	26,625	35,215
その他収入	519	179	1,166
(B) 賃貸事業費用	2,460	2,659	9,114
物件管理等委託費	713	1,792	2,890
公租公課	—	—	1,490
水道光熱費	71	131	302
修繕費	597	231	2,061
保険料	60	88	172
営業広告費等	324	—	1,006
信託報酬	691	415	1,189
その他賃貸事業費用	—	—	—
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	6,514	24,145	27,267
(D) 減価償却費	2,004	4,219	5,688
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	4,510	19,926	21,579
(F) 資本的支出	—	—	—
(G) N C F＝(C)－(F)	6,514	24,145	27,267

物件番号	F－４－019	F－４－020	F－４－021
物件名	リーベスト西千葉	コリンヌ津田沼	磯子フラット
(A) 賃貸事業収入	166,242	7,405	341,779
賃貸料収入	156,813	7,405	341,779
その他収入	9,429	－	－
(B) 賃貸事業費用	54,651	935	32,283
物件管理等委託費	12,781	465	－
公租公課	21,253	－	21,916
水道光熱費	－	－	－
修繕費	1,622	－	2,831
保険料	1,222	54	5,473
営業広告費等	8,563	－	－
信託報酬	1,495	415	2,062
その他賃貸事業費用	7,712	－	－
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	111,590	6,470	309,496
(D) 減価償却費	34,589	1,379	74,786
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	77,001	5,090	234,709
(F) 資本的支出	362	－	－
(G) N C F＝(C)－(F)	111,228	6,470	309,496

物件番号	F－４－022	F－４－028	F－５－023
物件名	茅ヶ崎ダイカンプラザ	ウィンベルコーラス平塚第13	ステラートシティ伝馬町
(A) 賃貸事業収入	32,071	3,618	14,693
賃貸料収入	31,358	3,390	14,474
その他収入	712	227	218
(B) 賃貸事業費用	9,835	1,217	1,384
物件管理等委託費	2,667	265	1,043
公租公課	1,118	－	－
水道光熱費	377	25	112
修繕費	2,325	700	－
保険料	160	26	62
営業広告費等	502	38	－
信託報酬	1,110	160	－
その他賃貸事業費用	1,573	－	165
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	22,235	2,400	13,309
(D) 減価償却費	5,398	1,018	3,564
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	16,837	1,382	9,744
(F) 資本的支出	－	－	－
(G) N C F＝(C)－(F)	22,235	2,400	13,309

物件番号	F－5－024	F－6－025	F－6－026
物件名	グレースマンション 藤	ルネ神戸北町Ⅱセン ターコート	サテラ魚住
(A) 賃貸事業収入	11,512	62,860	59,192
賃貸料収入	11,492	62,860	51,488
その他収入	19	—	7,704
(B) 賃貸事業費用	1,529	11,079	15,042
物件管理等委託費	725	—	4,234
公租公課	—	7,465	4,709
水道光熱費	141	—	827
修繕費	131	—	—
保険料	116	1,552	533
営業広告費等	—	—	2,941
信託報酬	415	2,062	1,495
その他賃貸事業費用	—	—	299
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	9,982	51,781	44,150
(D) 減価償却費	3,430	12,660	10,642
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	6,552	39,120	33,507
(F) 資本的支出	—	—	—
(G) NCF＝(C)－(F)	9,982	51,781	44,150

物件番号	F－9－027	P－4－001	P－4－002
物件名	イマージュ霧が丘	チェルシーガーデン	c－MA 1
(A) 賃貸事業収入	48,785	155,485	28,122
賃貸料収入	45,123	154,784	28,122
その他収入	3,661	701	—
(B) 賃貸事業費用	18,760	40,776	3,858
物件管理等委託費	3,228	15,720	1,282
公租公課	2,674	6,160	445
水道光熱費	897	1,627	152
修繕費	6,086	4,636	248
保険料	384	648	55
営業広告費等	4,219	7,695	—
信託報酬	1,110	1,319	1,319
その他賃貸事業費用	159	2,967	354
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	30,024	114,709	24,264
(D) 減価償却費	9,013	29,930	2,042
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	21,011	84,778	22,221
(F) 資本的支出	1,134	2,246	—
(G) NCF＝(C)－(F)	28,890	112,463	24,264

物件番号	P－4－003	P－4－004	P－4－005
物件名	c－MA 2	c－MA 3	n－G T 1
(A) 賃貸事業収入	33, 539	197, 666	21, 946
賃貸料収入	33, 330	187, 806	21, 946
その他収入	208	9, 860	—
(B) 賃貸事業費用	3, 904	39, 124	3, 252
物件管理等委託費	1, 425	6, 805	1, 249
公租公課	327	15, 169	237
水道光熱費	147	10, 084	52
修繕費	402	3, 347	—
保険料	94	759	77
営業広告費等	—	101	189
信託報酬	1, 319	1, 495	1, 319
その他賃貸事業費用	188	1, 361	125
(C) 賃貸事業収支＝(A)－(B)	29, 635	158, 541	18, 694
(D) 減価償却費	4, 936	32, 817	3, 459
(E) 賃貸事業損益＝(C)－(D)	24, 698	125, 724	15, 235
(F) 資本的支出	—	2, 043	—
(G) N C F＝(C)－(F)	29, 635	156, 498	18, 694

(ホ) ポートフォリオ全体に係る事項

本投資法人の運用資産における投資比率等は、以下の通りです。

a. 運用資産の概要

本投資法人は、以下の表に掲げる運用資産を平成18年9月30日までに取得しました。

<運用資産の概要①>

(平成18年9月30日現在)

物件番号 (注1)	物件名称	資産の種類 (信託 受益権/ 不動産)	所有形態 (注2)		前々所有者/ 前所有者 (注3) (注5)	前所有者/ 現所有者 (注3) (注5)	信託受託者		取得価格 (注4)	
			土地	建物				信託期間 満了日	(千円)	シェア (%)
〇-1-001	サテラ北34条	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 NANBUIJIN	中央三井信託銀行株式会社	平成28年 6月30日	1,133,714	2.1
〇-1-002	カレラ2.9	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号	三菱UFJ 信託銀行株式 会社	平成28年 6月30日	281,285	0.5
〇-1-003	サッポロヒルズ	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号	三菱UFJ 信託銀行株式 会社	平成28年 6月30日	287,666	0.5
〇-1-004	サテラ永山	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 NANBUIJIN	中央三井信託銀行株式 会社	平成28年 6月30日	342,428	0.6
〇-1-023	ステージ s 12	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号	三菱UFJ 信託銀行株式 会社	平成28年 8月31日	460,839	0.9
〇-4-005	ベル越谷21	信託受益権	所有権	所有権	有限会社 TENGUMAI	有限会社 TEDORIGAWA	みずほ信託 銀行株式会 社	平成27年 12月31日	499,333	0.9
〇-4-006	ジョイフル狭山	信託受益権	所有権	所有権	株式会社リプ ラス	有限会社リプ ラスロード1	中央三井信託銀行株式 会社	平成28年 6月30日	216,619	0.4
〇-4-007	ルミエール八王子	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプ ラスロード1	中央三井信託銀行株式 会社	平成28年 6月30日	480,761	0.9
〇-4-008	Kiyosumi h+	信託受益権	所有権	所有権	有限会社リプ ラスロード3	有限会社リプラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号	みずほ信託 銀行株式会 社	平成28年 6月30日	5,024,619	9.4
〇-4-009	ターキーズ田園 調布第2	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプ ラスロード4	三菱UFJ 信託銀行株式 会社	平成27年 12月31日	281,523	0.5
〇-4-010	スカイコート 100	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 DEWAZAKURA	みずほ信託 銀行株式会 社	平成28年 6月30日	379,857	0.7
〇-4-011	FC高砂町	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 TENRANZAN	三菱UFJ 信託銀行株式 会社	平成27年 12月31日	233,142	0.4
〇-4-012	サイトピア	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプ ラスロード6	みずほ信託 銀行株式会 社	平成28年 6月30日	506,142	0.9
〇-4-024	VISTAシェ ブリーム	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデ ンシャル・ ウェアハウス 1号	三菱UFJ 信託銀行株式 会社	平成28年 8月31日	563,584	1.1

物件番号 (注1)	物件名称	資産の種類 (信託 受益権/ 不動産)	所有形態 (注2)		前々所有者/ 前所有者 (注3) (注5)	前所有者/現 所有者 (注3) (注5)	信託受託者		取得価格 (注4)	
			土地	建物				信託期間 満了日	(千円)	シェア (%)
○-4-025	ジョイ尾山台	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	中央三井信託銀行株式会社	平成28年8月31日	624,265	1.2
○-5-013	ステージャ金山	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日	490,095	0.9
○-5-026	エクセルシオール栄	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	中央三井信託銀行株式会社	平成28年8月31日	641,767	1.2
○-5-027	ステージャ日比野	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日	317,603	0.6
○-6-014	セレンテドリームネオポリス市岡	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年6月30日	722,761	1.4
○-6-015	セントロイタルクラブ海老江	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	みずほ信託銀行株式会社	平成28年6月30日	350,904	0.7
○-6-016	ドリームネオポリス今福西	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年6月30日	413,857	0.8
○-6-017	メゾンフローラ	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年6月30日	584,285	1.1
○-6-018	ウィンドフォール南本町	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社TENRANZAN	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成27年12月31日	307,142	0.6
○-6-028	インペリアル新大阪	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年8月31日	285,723	0.5
○-6-029	グランメール東淀川	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年8月31日	236,069	0.4
○-6-030	ドリームネオポリス深江南	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年8月31日	184,716	0.3
○-9-019	スターズ内山	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社TEDORIGAWA	みずほ信託銀行株式会社	平成27年12月31日	160,000	0.3
○-9-020	内山南小倉駅前ビル	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社TEDORIGAWA	みずほ信託銀行株式会社	平成27年12月31日	579,761	1.1

物件番号 (注1)	物件名称	資産の種類 (信託 受益権/ 不動産)	所有形態 (注2)		前々所有者/ 前所有者 (注3) (注5)	前所有者/現 所有者 (注3) (注5)	信託受託者		取得価格 (注4)	
			土地	建物				信託期間 満了日	(千円)	シェア (%)
O-9-021	デュミナス唐人町	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 TENRANZAN	三菱UFJ 信託銀行株式会社	平成27年 12月31日	209,714	0.4
O-9-022	ストリームライン大濠	不動産	所有権	所有権	—	特別な利害関係にある者以外	—	—	382,857	0.7
ワンルーム(計30物件) 小計									17,183,046	32.1
F-2-001	ロイヤルガーデン森林公園	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 NANBUBIJIN	三菱UFJ 信託銀行株式会社	平成27年 12月31日	396,190	0.7
F-2-002	グリーンパーク小松島	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 NANBUBIJIN	三菱UFJ 信託銀行株式会社	平成27年 12月31日	550,523	1.0
F-2-003	ダイアパレス泉崎	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 NANBUBIJIN	三菱UFJ 信託銀行株式会社	平成27年 12月31日	355,095	0.7
F-2-004	サンヴァーリオ高砂	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラスロード6	みずほ信託銀行株式会社	平成28年 6月30日	364,904	0.7
F-4-005	ジョアンナマンション	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラスロード1	中央三井信託銀行株式会社	平成28年 6月30日	556,714	1.0
F-4-006	入間駅前ビル	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 DEWAZAKURA	みずほ信託銀行株式会社	平成27年 12月31日	1,517,000	2.8
F-4-007	入間駅前第二ビル	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 DEWAZAKURA	みずほ信託銀行株式会社	平成28年 6月30日	687,666	1.3
F-4-008	セレーノ大宮	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 NANBUBIJIN	三菱UFJ 信託銀行株式会社	平成27年 12月31日	1,554,523	2.9
F-4-009	すずらん館	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 TENRANZAN	三菱UFJ 信託銀行株式会社	平成27年 12月31日	441,190	0.8
F-4-010	ボヌール常盤	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラスロード4	三菱UFJ 信託銀行株式会社	平成27年 12月31日	752,904	1.4
F-4-011	プロフィットリンク竹ノ塚	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 DEWAZAKURA	みずほ信託銀行株式会社	平成27年 12月31日	636,333	1.2
F-4-012	竹ノ塚フラット	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラスロード7	三菱UFJ 信託銀行株式会社	平成25年 5月31日	2,051,809	3.8
F-4-013	ドリームハイツ	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 TENRANZAN	三菱UFJ 信託銀行株式会社	平成27年 12月31日	358,666	0.7
F-4-014	グリーンヒルズ飛鳥山	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 TENRANZAN	三菱UFJ 信託銀行株式会社	平成27年 12月31日	587,238	1.1
F-4-015	王子ハイツ	信託受益権	所有権	所有権	株式会社リプラス	有限会社リプラスロード1	中央三井信託銀行株式会社	平成28年 6月30日	347,857	0.7
F-4-016	阪上ロイヤルハイツ第二	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社 TEDORIGAWA	みずほ信託銀行株式会社	平成28年 6月30日	360,714	0.7

物件番号 (注1)	物件名称	資産の種類 (信託 受益権/ 不動産)	所有形態 (注2)		前々所有者/ 前所有者 (注3) (注5)	前所有者/現 所有者 (注3) (注5)	信託受託者		取得価格 (注4)	
			土地	建物				信託期間 満了日	(千円)	シェア (%)
F-4-017	パティオ等々力	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年6月30日	1,764,809	3.3
F-4-018	シェモア桜ヶ丘	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラスロード4	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成27年12月31日	609,904	1.1
F-4-019	リーバスト西千葉	信託受益権	所有権 (敷地権)	区分所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社MASUMI	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日	2,152,476	4.0
F-4-020	コリンヌ津田沼	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年6月30日	352,761	0.7
F-4-021	磯子フラット	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラスロード7	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成25年5月31日	5,290,571	9.9
F-4-022	茅ヶ崎ダイカンプラザ	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社DEWAZAKURA	みずほ信託銀行株式会社	平成27年12月31日	453,571	0.8
F-4-028	ウィンベルコーラス平塚第13	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	中央三井信託銀行株式会社	平成28年8月31日	477,587	0.9
F-5-023	ステラートシティ伝馬町	不動産	所有権	所有権	—	特別な利害関係にある者以外	—	—	627,785	1.2
F-5-024	グレースマンション藤	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成28年6月30日	492,761	0.9
F-6-025	ルネ神戸北町Ⅱセンターコート	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社リプラスロード7	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成25年5月31日	878,857	1.6
F-6-026	サテラ魚住	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社NANBUBIJIN	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日	635,666	1.2
F-9-027	イマージュ霧が丘	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社TEDORIGAWA	みずほ信託銀行株式会社	平成27年12月31日	662,714	1.2
ファミリー(計28物件)小計									25,918,800	48.5

物件番号 (注1)	物件名称	資産の種類 (信託 受益権/ 不動産)	所有形態 (注2)		前々所有者/ 前所有者 (注3) (注5)	前所有者/現 所有者 (注3) (注5)	信託受託者		取得価格 (注4)	
			土地	建物				信託期間 満了日	(千円)	シェア (%)
P-4-001	チェルシーガーデン	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社ISOJIMAN	株式会社りそな銀行	平成27年12月31日	4,238,476	7.9
P-4-002	c-MA1	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社URAGASUMI	株式会社りそな銀行	平成27年12月31日	618,095	1.2
P-4-003	c-MA2	信託受益権	所有権	所有権	有限会社HAKKAISAN	有限会社URAGASUMI	株式会社りそな銀行	平成27年12月31日	699,285	1.3
P-4-004	c-MA3	信託受益権	所有権	所有権	有限会社KOTOZAKURA	有限会社URAGASUMI	中央三井信託銀行株式会社	平成28年6月30日	4,344,238	8.1
P-4-005	n-GT1	信託受益権	所有権	所有権	特別な利害関係にある者以外	有限会社ISOJIMAN	株式会社りそな銀行	平成27年12月31日	466,095	0.9
プレミアム(計5物件)小計									10,366,190	19.4

- (注1) 物件番号が「O」で始まる物件はワンルームタイプ、「F」で始まる物件はファミリータイプ、「P」で始まる物件はプレミアムタイプの物件です。以下同じです。
- (注2) 土地及び建物の「所有形態」の欄には、不動産に関しては本投資法人、不動産信託の受益権に関しては不動産信託受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- (注3) 「前々所有者/前所有者」の欄については、不動産の前々所有者又は不動産信託の前々受益者を記載し、また、「前所有者/現所有者」の欄については、不動産の前所有者又は不動産信託の前受益者を記載しています。
- (注4) 「取得価格」の欄には、運用資産については、本投資法人が各不動産信託の前受益者との間で締結した不動産信託受益権譲渡契約書に記載された各不動産信託の受益権の売買価格または不動産譲渡契約書に記載された各不動産の売買価格を、それぞれ千円未満を切り捨てて記載しています。合計欄及び小計欄には、切捨て前の取得価格を合計したものを千円未満を切り捨てて記載しています。また、「シェア」の欄は、小数第2位を四捨五入して記載しています。なお、一物件当たり平均取得価格(取得価格の合計を物件数で除した数値をいいます。)は、848百万円です(百万円未満を四捨五入しています。)
- (注5) 株式会社リプラスは、資産運用会社の株式の総議決権の90.0%を保有しており、投信法上の利害関係人等に該当します。株式会社リプラスが前所有者による不動産等の取得前に、一旦当該不動産等を取得しているのは、当該不動産等の売主が当該不動産等に関して、現物不動産での売買を希望し、前所有者による当該不動産等の取得前に当該不動産等を現物不動産の形で一旦株式会社リプラスが取得し信託受益権化する必要が生じたことを理由とします。
- また、有限会社NANBUBIJIN、有限会社リプラスロード1、有限会社リプラスロード4、有限会社TENRANZAN、有限会社DEWAZAKURA、有限会社リプラスロード7、有限会社MASUMI、有限会社ISOJIMAN、有限会社URAGASUMI、有限会社TEDORIGAWA、有限会社HAKKAISAN、有限会社KOTOZAKURA、有限会社TENGUMAI、有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号、有限会社リプラスロード3及び有限会社リプラスロード6は、いずれも株式会社リプラスの意向により設立され株式会社リプラスがアセットマネジメント業務を提供する特別目的会社であり、資産運用会社の社内規則が定める利害関係者に該当します。これらの特別目的会社の設立目的及びこれらの特別目的会社が不動産等を一旦取得している理由は、以下の通りです。

名称	設立目的	取得理由
有限会社TENGUMAI	不動産私募ファンドの保有主体として設立され、不動産信託の受益権の取得、管理及び処分等を目的とします。	取得時期の関係上、新規に設定される不動産私募ファンドが外部の売主から直接取得することができなかったことを理由として取得しています。
有限会社KOTOZAKURA 有限会社HAKKAISAN 有限会社リプラスロード3	不動産私募ファンドの保有主体として設立され、不動産信託の受益権の取得、管理及び処分等を目的とします。	不動産私募ファンドの運用行為として、不動産等の再生・開発行為及び信託受益権化を行うために不動産等を取得しています。
有限会社NANBUBIJIN 有限会社リプラスロード1 有限会社リプラスロード4 有限会社TENRANZAN 有限会社DEWAZAKURA 有限会社リプラスロード7 有限会社MASUMI 有限会社ISOJIMAN 有限会社URAGASUMI 有限会社TEDORIGAWA 有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス1号 有限会社リプラスロード6	不動産私募ファンドの保有主体として設立され、不動産信託の受益権の取得、管理及び処分等を目的とします。	不動産私募ファンドの運用行為として取得しています。なお、本投資法人による当該有限会社からの取得は、スポンサーサポート契約に基づき株式会社リプラスから当該不動産等の情報が提供されたことを理由とします。

<運用資産の概要②>

(平成18年9月30日現在)

物件番号	物件名称	地域 区分 (注1)	敷地面積 (㎡) (注2)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・階数 (注2)	建築時期 (注2)	築年数 (年) (注3)	PML値 (%) (注4)	取得価格 (千円)	投資比率 (%) (注5)
〇-1-001	サテラ北34条	地方	3,398.25	6,859.56	R C陸屋根 11階建	平成6年 9月20日	12.0	7.8	1,133,714	2.1
〇-1-002	カレラ2.9	地方	262.53	1,107.91	R C陸屋根 9階建	平成16年 3月12日	2.6	7.0	281,285	0.5
〇-1-003	サッポロヒルズ	地方	264.46	1,340.95	R C陸屋根 10階建	平成15年 10月25日	2.9	7.8	287,666	0.5
〇-1-004	サテラ永山	地方	2,372.00	①3,422.59 ②166.75	①R C陸屋根 7階建 ②S亜鉛 メッキ鋼 板葺平家 建	①平成9年 2月19日 ②平成8年 3月14日	9.6 10.6	1.0未満	342,428	0.6
〇-1-023	ステージア s12	地方	845.19	1,905.20	R C陸屋根 9階建	平成18年 1月26日	0.7	8.8	460,839	0.9
〇-4-005	ベル越谷21	関東圏	516.40	1,403.70	R C陸屋根 9階建	平成17年 4月20日	1.4	7.9	499,333	0.9
〇-4-006	ジョイフル 狭山	関東圏	620.75	1,046.61	R C陸屋根 4階建	平成3年 7月29日	15.2	8.4	216,619	0.4
〇-4-007	ルミエール 八王子	関東圏	1,595.42	2,254.89	R C陸屋根 5階建	昭和61年 3月14日	20.6	9.5	480,761	0.9
〇-4-008	Kiyosumi h +	関東圏	2,775.96	9,948.90	R C陸屋根 8階建	平成17年 12月26日	0.8	12.6	5,024,619	9.4
〇-4-009	ターキーズ 田園調布第 2	関東圏	248.88	491.78	R C陸屋根 5階建	平成元年 2月6日	17.7	9.2	281,523	0.5
〇-4-010	スカイコート 100	関東圏	545.94	2,201.20	S R C陸屋根 地下1階 付8階建	平成2年 10月29日	15.9	12.2	379,857	0.7
〇-4-011	F C高砂町	関東圏	196.95	641.86	R C陸屋根 7階建	平成14年 2月5日	4.7	12.2	233,142	0.4
〇-4-012	サイトピア	関東圏	654.00	1,949.05	S R C・R C陸屋根8 階建	昭和62年 10月31日	18.9	10.3	506,142	0.9
〇-4-024	V I S T A シュブリー ム	関東圏	533.49	914.28	R C陸屋根 4階建	平成17年 3月3日	1.6	9.2	563,584	1.1
〇-4-025	ジョイ尾山 台	関東圏	446.28	1,221.70	R C陸屋根 5階建	昭和60年 7月18日	21.2	9.3	624,265	1.2
〇-5-013	ステージア 金山	地方	397.12	1,444.36	R C陸屋根 9階建	平成18年 2月20日	0.6	10.9	490,095	0.9
〇-5-026	エクセルシ オール栄	地方	630.38	1,736.61	R C陸屋根 7階建	平成14年 3月12日	4.6	10.4	641,767	1.2
〇-5-027	ステージア 日比野	地方	262.25	823.64	R C陸屋根 8階建	平成18年 1月16日	0.7	12.0	317,603	0.6
〇-6-014	セレニテド リームネオ ポリス市岡	地方	465.92	2,276.36	R C陸屋根 10階建	平成18年 2月20日	0.6	9.8	722,761	1.4
〇-6-015	セントロイ ヤルクラブ 海老江	地方	204.06	949.82	R C陸屋根 10階建	平成18年 2月8日	0.6	9.1	350,904	0.7
〇-6-016	ドリームネ オポリス今 福西	地方	275.18	1,258.40	R C陸屋根 8階建	平成17年 10月13日	1.0	14.7	413,857	0.8

物件番号	物件名称	地域 区分 (注1)	敷地面積 (㎡) (注2)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・階数 (注2)	建築時期 (注2)	築年数 (年) (注3)	PML値 (%) (注4)	取得価格 (千円)	投資比率 (%) (注5)
○-6-017	メゾンフロー ーラ	地方	470.40	2,064.56	R C陸屋 根・スレー ト葺8階建	平成2年 6月1日	16.3	8.3	584,285	1.1
○-6-018	ウィンド フォー南本 町	地方	542.14	1,072.52	R C陸屋根 6階建	平成3年 7月11日	15.2	11.6	307,142	0.6
○-6-028	インペリアル 新大阪	地方	168.94	883.00	R C陸屋根 10階建	平成17年 10月17日	1.0	11.0	285,723	0.5
○-6-029	グランメー ル東淀川	地方	381.62	614.51	R C陸屋根 4階建	平成17年 2月25日	1.6	14.8	236,069	0.4
○-6-030	ドリームネ オポリス深 江南	地方	282.11	669.96	R C陸屋根 4階建	平成17年 11月19日	0.9	12.8	184,716	0.3
○-9-019	スターズ内 山	地方	176.29	609.74	R C陸屋根 8階建	平成7年 11月27日	10.8	4.2	160,000	0.3
○-9-020	内山南小倉 駅前ビル	地方	916.08	4,065.76	S R C陸屋 根13階建	平成4年 12月3日	13.8	4.7	579,761	1.1
○-9-021	デュミナス 唐人町	地方	144.20	754.26	R C陸屋根 9階建	平成17年 3月19日	1.5	2.4	209,714	0.4
○-9-022	ストリーム ライン大湊	地方	469.02	1,627.55	R C陸屋根 9階建	平成18年 3月23日	0.5	6.0	382,857	0.7
ワンルーム (計30物件) 小計			21,062.21	57,727.98	—	—	7.6	—	17,183,046	32.1
F-2-001	ロイヤル ガーデン森 林公園	地方	1,200.24	2,373.27	R Cコンク リート屋 根・陸屋根 7階建	平成元年 8月30日	17.1	6.9	396,190	0.7
F-2-002	グリーン パーク小松 島	地方	1,371.85	3,106.12	S R C・R Cルーフィ ング葺10階 建	平成2年 10月1日	16.0	7.1	550,523	1.0
F-2-003	ダイアパレ ス泉崎	地方	1,178.88	2,338.89	R C陸屋根 地下1階付 5階建	平成元年 7月11日	17.2	10.8	355,095	0.7
F-2-004	サンヴァー リオ高砂	地方	998.19	1,692.80	R C陸屋根 11階建	平成17年 6月10日	1.3	9.7	364,904	0.7
F-4-005	ジョアンナ マンション	関東圏	2,630.32	4,537.72	S R C陸屋 根10階建	平成4年 2月22日	14.6	3.8	556,714	1.0
F-4-006	入間駅前ビ ル	関東圏	1,725.19	4,942.65	R C陸屋根 8階建	昭和61年 3月20日	20.5	8.1	1,517,000	2.8
F-4-007	入間駅前第 二ビル	関東圏	2,205.78	4,504.84	R C陸屋根 8階建	昭和63年 3月23日	18.5	8.3	687,666	1.3
F-4-008	セレーノ大 宮	関東圏	5,604.96	① 782.46 ②1,162.18 ③ 782.46 ④4,234.79	①S R C陸 屋根4階 建 ②R C陸屋 根3階建 ③R C陸屋 根4階建 ④R C陸屋 根7階建	平成9年 11月27日	8.8	10.9	1,554,523	2.9
F-4-009	すずらん館	関東圏	247.13	1,319.71	S・R C陸 屋根8階建	平成12年 3月15日	6.5	9.6	441,190	0.8
F-4-010	ボヌール常 盤	関東圏	1,194.21	2,241.04	R Cルー フィング葺 5階建	昭和63年 2月29日	18.6	9.5	752,904	1.4

物件番号	物件名称	地域 区分 (注1)	敷地面積 (㎡) (注2)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・階数 (注2)	建築時期 (注2)	築年数 (年) (注3)	PML値 (%) (注4)	取得価格 (千円)	投資比率 (%) (注5)
F-4-011	プロフィット トリンク竹 ノ塚	関東圏	1,303.22	2,498.10	R C陸屋根 6階建	平成2年 2月6日	16.7	11.7	636,333	1.2
F-4-012	竹ノ塚フラ ット	関東圏	3,597.68	8,594.90	R C陸屋根 8階建	平成3年 3月6日	15.6	12.3	2,051,809	3.8
F-4-013	ドリームハ イツ	関東圏	449.06	1,247.47	R C陸屋根 地下1階付 5階建	昭和60年 10月17日	21.0	8.6	358,666	0.7
F-4-014	グリーンヒ ルズ飛鳥山	関東圏	989.43	1,580.13	R C陸屋根 ルーフィ ング葺5階建	平成4年 2月18日	14.6	8.9	587,238	1.1
F-4-015	王子ハイツ	関東圏	210.88	1,045.55	S R C陸屋 根11階建	平成3年 11月22日	14.9	9.7	347,857	0.7
F-4-016	阪上ロイヤ ルハイツ第 二	関東圏	301.26	1,368.27	S R C陸屋 根10階建	平成2年 10月16日	16.0	10.2	360,714	0.7
F-4-017	パティオ等 々力	東京都 心7区	886.00	2,553.49	R C陸屋根 7階建	平成8年 10月31日	9.9	11.6	1,764,809	3.3
F-4-018	シェモア桜 ヶ丘	関東圏	803.38	2,055.87	R C陸屋根 7階建	平成元年 3月15日	17.6	9.9	609,904	1.1
F-4-019	リーベスト 西千葉	関東圏	4,556.00 (敷地権の 割合 1,106,014 ／ 1,682,955)	10,519.36 (延専有面 積)	S R C陸屋 根地下1階 付14階建	平成11年 2月18日	7.6	14.0	2,152,476	4.0
F-4-020	コリンヌ津 田沼	関東圏	1,133.87	1,434.29	R C陸屋根 3階建	平成元年 3月31日	17.5	14.1	352,761	0.7
F-4-021	磯子フラッ ト	関東圏	17,548.64	① 450.33 ② 5,884.71 ③ 22,232.78 ④ 2,614.14	① R C陸屋 根3階建 ② R C陸屋 根7階建 ③ R C陸屋 根8階建 ④ R C陸屋 根地下1 階付5階 建	①平成2年 8月20日 ②平成2年 10月4日 ③平成2年 8月8日 ④平成2年 10月4日	16.1 16.0 16.2 16.0	14.0	5,290,571	9.9
F-4-022	茅ヶ崎ダイ カンプラザ	関東圏	987.28	1,909.27	R C陸屋根 5階建	昭和62年 9月9日	19.1	13.4	453,571	0.8
F-4-028	ウィンベル コース平 塚第13	関東圏	738.98	1,787.02	R C陸屋根 7階建	平成2年 12月18日	15.8	12.9	477,587	0.9
F-5-023	ステラート シティ伝馬 町	地方	559.13	2,453.19	R C陸屋根 11階建	平成18年 3月21日	0.5	8.5	627,785	1.2
F-5-024	グレースマ ンション藤	地方	2,244.20	3,013.10	R C陸屋根 7階建	平成6年 3月4日	12.6	13.4	492,761	0.9
F-6-025	ルネ神戸北 町IIセン ターコート	地方	27,392.38	11,819.67	S R Cルー フィング葺 地下1階付 14階建	平成4年 3月3日	14.6	8.6	878,857	1.6
F-6-026	サテラ魚住	地方	2,700.79	4,972.86	R C陸屋根 8階建	平成15年 3月20日	3.5	8.9	635,666	1.2
F-9-027	イマージュ 霧が丘	地方	1,898.31	3,687.90	S・R C陸 屋根13階建	平成4年 7月7日	14.2	5.3	662,714	1.2
ファミリー（計28物件）小計			86,655.24	127,741.33	—	—	13.9	—	25,918,800	48.5

物件番号	物件名称	地域区分 (注1)	敷地面積 (㎡) (注2)	延床面積 (㎡) (注2)	構造・階数 (注2)	建築時期 (注2)	築年数 (年) (注3)	PML値 (%) (注4)	取得価格 (千円)	投資比率 (%) (注5)
P-4-001	チェルシー ガーデン	東京都 心7区	2,312.76	5,273.44	RC陸屋根 地下1階付 3階建	平成12年9 月18日	6.0	7.9	4,238,476	7.9
P-4-002	c-MA1	東京都 心7区	280.56	453.48	RC・S陸 屋根・亜鉛 メッキ鋼板 葺地下1階 付3階建	昭和60年4 月30日(平 成15年10月 22日増築) 完了	21.4 (2.9)	7.8	618,095	1.2
P-4-003	c-MA2	東京都 心7区	409.75	723.01	S・RC合 金メッキ鋼 板葺地下1 階付4階建	平成16年 11月16日	1.9	8.2	699,285	1.3
P-4-004	c-MA3	東京都 心7区	1,307.48	A棟: 3,196.83 B棟: 2,246.26	A棟:SRC ・RC陸 屋根亜鉛 メッキ鋼板 葺地下3階 付8階建 B棟:RC 陸屋根亜鉛 メッキ鋼板 葺地下3階 付5階建	平成5年3 月10日(平 成17年1月 再生工事完 了)	13.6	A棟: 9.4 B棟: 8.7	4,344,238	8.1
P-4-005	n-GT1	東京都 心7区	528.25	695.71	RC陸屋根 3階建	平成17年 1月31日	1.7	8.4	466,095	0.9
プレミアム(計5物件)小計			4,838.80	12,588.73	—	—	9.5	—	10,366,190	19.4
合計(計63物件)			112,556.25	198,058.04	—	—	11.8	6.2	53,468,036	100.0

(注1)「地域区分」の欄における、東京都心7区、関東圏及び地方の区分については、前記「(1)投資方針 ①基本方針 <投資対象エリア別投資比率>」における(注2)乃至(注4)をご参照下さい。

(注2)「敷地面積」、「延床面積」、「構造・階数」及び「建築時期」の各欄は、登記簿上の記載に基づいて記載しています。なお、略称は、それぞれ次を表します。

SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造、RC:鉄筋コンクリート造、S:鉄骨造

(注3)「築年数」の欄には、平成18年9月30日現在の建築時期からの経過年数を小数第2位を四捨五入して記載しています。合計欄及び小計欄には、四捨五入前の各物件の築年数(竣工年月の異なる複数棟からなる物件については、延床面積で加重平均した年数を当該物件の築年数として計算しています。)を取得価格で加重平均した数値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注4)「PML(Probable Maximum Loss)値」とは、地震による予想最大損失率を意味します。PML値は、個別建築物に関するものと、ポートフォリオに関するものに分けられます。PML値についての統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、想定した予定使用期間(50年=一般的建物の耐用年数)中に想定される最大規模の地震(475年に一度起こる大地震=50年間に起こる可能性が10%の大地震)によりどの程度の被害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率(%)で示したものを意味します。なお、合計欄に記載された6.4%は、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社作成の「54物件ポートフォリオ解析」に基づくポートフォリオPML値を記載しています。

(注5)「投資比率」の欄には、取得価格の合計額に対する各運用資産の取得価格の割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。

ｂ．賃貸状況の概要

(平成18年9月30日現在)

用途	番号	物件名	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	テナントの総数 (注3)	不動産賃貸 事業収益 (千円)	対総不動産 賃貸事業収益比率 (%)
ワンルーム	Ｏ－１－００１	サテラ北34条	5,691.96	5,354.00	1	88,514	3.6
	Ｏ－１－００２	カレラ2.9	956.31	956.31	1	5,818	0.2
	Ｏ－１－００３	サッポロヒルズ	1,195.95	1,195.95	1	5,941	0.2
	Ｏ－１－００４	サテラ永山	2,744.83	2,500.56	1	11,196	0.5
	Ｏ－１－０２３	ステージア s 12	1,637.76	1,570.03	1	3,972	0.2
	Ｏ－４－００５	ベル越谷21	1,204.24	1,159.36	1	31,960	1.3
	Ｏ－４－００６	ジョイフル狭山	870.97	837.47	1	19,028	0.8
	Ｏ－４－００７	ルミエール八王子	1,649.70	1,614.60	1	37,995	1.5
	Ｏ－４－００８	Kiyosumi h+	7,499.37	7,499.37	1	86,254	3.5
	Ｏ－４－００９	ターキーズ田園調布第2	462.12	445.32	1	16,756	0.7
	Ｏ－４－０１０	スカイコート100	1,903.05	1,670.79	1	8,955	0.4
	Ｏ－４－０１１	F C 高砂町	483.17	483.17	1	16,753	0.7
	Ｏ－４－０１２	サイトピア	1,694.90	1,534.30	1	12,968	0.5
	Ｏ－４－０２４	V I S T A シュプリーム	894.34	894.34	1	3,762	0.2
	Ｏ－４－０２５	ジョイ尾山台	1,057.19	955.77	1	4,168	0.2
	Ｏ－５－０１３	ステージア金山	1,192.32	1,192.32	1	10,669	0.4
	Ｏ－５－０２６	エクセルシオール栄	1,486.56	1,455.59	1	4,318	0.2
	Ｏ－５－０２７	ステージア日比野	767.25	742.50	1	2,596	0.1
	Ｏ－６－０１４	セレニテドリームネオポリス市岡	1,626.88	1,626.88	1	14,174	0.6
	Ｏ－６－０１５	セントロイヤルクラブ海老江	769.93	742.83	1	6,971	0.3
	Ｏ－６－０１６	ドリームネオポリス今福西	1,020.93	985.41	1	8,119	0.3
	Ｏ－６－０１７	メゾンフローラ	1,684.21	1,563.54	1	12,232	0.5
	Ｏ－６－０１８	ウィンドフォー南本町	905.42	881.51	1	21,446	0.9
	Ｏ－６－０２８	インペリアル新大阪	628.65	628.65	1	2,361	0.1
	Ｏ－６－０２９	グランメール東淀川	585.30	585.30	1	2,050	0.1
	Ｏ－６－０３０	ドリームネオポリス深江南	567.76	495.87	1	1,364	0.1
	Ｏ－９－０１９	スターズ内山	567.61	507.48	1	12,221	0.5
	Ｏ－９－０２０	内山南小倉駅前ビル	3,343.95	2,431.60	1	33,623	1.4
	Ｏ－９－０２１	デュミナス唐人町	532.80	511.08	1	13,772	0.6
	Ｏ－９－０２２	ストリームライン大濠	1,249.52	1,249.52	1	9,994	0.4
小計			46,874.95	44,271.42	2	509,966	20.7
ファミリー	F－２－００１	ロイヤルガーデン森林公園	2,053.10	1,987.98	1	28,424	1.2
	F－２－００２	グリーンパーク小松島	2,781.60	2,336.92	1	32,786	1.3

用途	番号	物件名	賃貸可能面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	テナントの総数 (注3)	不動産賃貸 事業収益 (千円)	対総不動産 賃貸事業収益比率 (%)
	F-2-003	ダイアパレス泉崎	2,036.05	1,932.31	1	25,690	1.0
	F-2-004	サンヴァーリオ高砂	1,623.68	1,623.68	1	8,374	0.3
	F-4-005	ジョアンナマンション	4,066.20	3,669.84	1	44,293	1.8
	F-4-006	入間駅前ビル	4,266.59	4,171.76	1	107,336	4.4
	F-4-007	入間駅前第二ビル	3,601.74	3,487.28	1	18,140	0.7
	F-4-008	セレーノ大宮	6,698.60	6,433.40	1	113,057	4.6
	F-4-009	すずらん館	1,151.35	1,151.35	1	28,418	1.2
	F-4-010	ボヌール常盤	1,925.47	1,816.12	1	46,179	1.9
	F-4-011	プロフィットリンク竹ノ塚	2,404.66	2,274.74	1	41,814	1.7
	F-4-012	竹ノ塚フラット	8,232.98	8,232.98	1	122,453	5.0
	F-4-013	ドリームハイツ	1,073.69	1,073.69	1	23,086	0.9
	F-4-014	グリーンヒルズ飛鳥山	1,480.10	1,335.86	1	35,072	1.4
	F-4-015	王子ハイツ	989.31	944.24	1	24,882	1.0
	F-4-016	阪上ロイヤルハイツ第二	1,175.86	1,175.86	1	8,975	0.4
	F-4-017	パティオ等々力	2,410.47	2,410.47	1	26,804	1.1
	F-4-018	シェモア桜ヶ丘	1,910.03	1,910.03	1	36,382	1.5
	F-4-019	リーベスト西千葉	10,988.88	10,923.05	1	166,242	6.7
	F-4-020	コリンヌ津田沼	1,450.80	1,450.80	1	7,405	0.3
	F-4-021	磯子フラット	25,007.11	25,007.11	1	341,779	13.9
	F-4-022	茅ヶ崎ダイカンプラザ	1,838.43	1,732.83	1	32,071	1.3
	F-4-028	ウィンベルコーラス平塚第13	1,533.51	1,347.63	1	3,618	0.1
	F-5-023	ステラートシティ伝馬町	2,179.50	2,179.50	1	14,693	0.6
	F-5-024	グレースマンション藤	2,882.52	2,882.52	1	11,512	0.5
	F-6-025	ルネ神戸北町Ⅱセンターコート	10,548.28	10,548.28	1	62,860	2.5
	F-6-026	サテラ魚住	4,676.55	4,676.55	1	59,192	2.4
	F-9-027	イマージュ霧が丘	3,667.49	3,667.49	1	48,785	2.0
	小計		114,654.55	112,384.27	3	1,520,336	61.6
プレミアム	P-4-001	チェルシーガーデン	3,810.93	3,533.83	1	155,485	6.3
	P-4-002	c-MA 1	377.93	377.93	1	28,122	1.1
	P-4-003	c-MA 2	658.20	658.20	1	33,539	1.4
	P-4-004	c-MA 3	3,602.99	3,348.87	1	197,666	8.0
	P-4-005	n-G T 1	707.55	707.55	1	21,946	0.9
小計			9,157.60	8,626.38	1	436,761	17.7
合計			170,687.10	165,282.07	3	2,467,063	100.0

(注1) 「賃貸可能面積」の欄には、平成18年9月30日現在の各運用資産に係る建物の賃貸が可能な床面積を小数第3位を四捨五入して記載しており、倉庫、駐車場、管理人室、看板、自動販売機及びアンテナ等の、賃借人の主

たる賃貸目的に付随して賃貸される面積並びに賃貸人が当該建物の維持管理のために賃貸（使用貸借を含みます。）する面積を除きます。

（注２）「賃貸面積」の欄には、賃貸可能面積のうち、平成18年９月30日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約に基づき賃貸に供される面積を記載しています。

（注３）「テナント総数」の欄には、平成18年９月30日現在の各運用資産に係るエンドテナントの数を記載しています。
なお、エンドテナントが同一の物件に重複して入居している場合、当該重複しているテナントは１として計算し、また、複数の物件に重複して入居している場合には、小計及び合計の欄において１として計算しています。

c. 鑑定評価書の概要

物件番号	物件名称	評価額 (千円)	積算価格 (千円)	直接還元法（注1）		DCF法（注2）			取得価格 (千円)	鑑定 会社 (注3)
				直接還元価 格（千円）	直接還 元利回 り （%）	DCF 価格 (千円)	DCF 割引率 (%)	DCF ターミ ナル キャッ プ レ ー ト (%)		
○-1-001	サテラ北34条	1,175,000	1,160,000	1,186,000	6.3	1,163,000	6.1	6.6	1,133,714	6
○-1-002	カレラ2.9	293,000	277,000	299,000	6.0	286,000	6.0	6.2	281,285	4
○-1-003	サッポロヒルズ	317,000	330,000	324,000	5.6	310,000	5.6	5.8	287,666	4
○-1-004	サテラ永山	403,000	639,000	403,000	7.5	403,000	7.3	7.7	342,428	1
○-1-023	ステージア s 12	479,000	467,000	501,000	6.0	456,000	6.0	6.5	460,839	4
○-4-005	ベル越谷21	527,000	481,000	539,000	5.6	522,000	5.8	5.9	499,333	3
○-4-006	ジョイフル狭山	226,000	203,000	231,000	6.0	224,000	6.2	6.3	216,619	3
○-4-007	ルミエール八王子	536,000	411,000	548,000	6.0	531,000	6.2	6.3	480,761	3
○-4-008	Kiyosumi h+	5,260,000	4,202,000	5,572,000	4.7	5,260,000	4.6	4.8	5,024,619	2
○-4-009	ターキーズ田園調布第 2	289,000	160,000	304,000	5.4	283,000	5.6	5.7	281,523	3
○-4-010	スカイコート100	406,000	334,000	424,000	5.8	398,000	5.3	5.9	379,857	5
○-4-011	F C 高砂町	252,000	195,000	258,000	5.5	250,000	5.7	5.8	233,142	3
○-4-012	サイトピア	532,000	331,400	533,000	5.8	528,000	5.5	6.0	506,142	1
○-4-024	V I S T A シュプリー ム	590,000	439,900	594,000	5.2	582,000	5.0	5.4	563,584	1
○-4-025	ジョイ尾山台	631,000	—	643,000	4.7	631,000	4.6	4.8	624,265	2
○-5-013	ステージア金山	539,000	375,000	558,000	5.8	519,000	5.8	6.1	490,095	4
○-5-026	エクセルシオール栄	673,000	584,900	679,000	5.3	666,000	5.1	5.5	641,767	1
○-5-027	ステージア日比野	338,000	—	346,000	5.2	338,000	5.1	5.3	317,603	2
○-6-014	セレニテドリームネオ ポリス市岡	750,000	573,500	755,000	5.6	743,000	5.4	5.7	722,761	1
○-6-015	セントロイヤルクラブ 海老江	371,000	257,000	374,000	5.6	368,000	5.6	5.9	350,904	4
○-6-016	ドリームネオポリス今 福西	437,000	345,000	445,000	5.5	434,000	5.2	5.8	413,857	5
○-6-017	メゾンフローラ	587,000	405,000	600,000	5.6	578,000	5.4	6.0	584,285	5
○-6-018	ウィンドフォー南本町	300,000	263,000	303,000	6.4	297,000	6.1	6.6	307,142	7
○-6-028	インベリアル新大阪	303,000	212,600	307,000	5.6	298,000	5.3	5.8	285,723	7
○-6-029	グランメール東淀川	255,000	210,700	257,000	5.7	252,000	5.4	5.9	236,069	7
○-6-030	ドリームネオポリス深 江南	199,000	177,100	201,000	5.8	197,000	5.6	6.0	184,716	1
○-9-019	スターズ内山	173,000	150,000	175,000	6.2	171,000	5.9	6.4	160,000	7
○-9-020	内山南小倉駅前ビル	535,000	635,000	532,000	6.2	537,000	5.9	6.4	579,761	7
○-9-021	デュミナス唐人町	215,000	221,400	216,000	5.6	213,000	5.3	5.8	209,714	7
○-9-022	ストリームライン大濠	440,000	385,000	448,000	5.7	437,000	5.4	6.0	382,857	5
ワンルーム（計30物件）小計		18,031,000	14,425,500	18,555,000	—	17,875,000	—	—	17,183,046	

物件番号	物件名称	評価額 (千円)	積算価格 (千円)	直接還元法（注１）		DCF法（注２）			取得価格 (千円)	鑑定 会社 (注３)
				直接還元価 格（千円）	直接還 元利回 り (%)	DCF 価 格（千円）	DCF 割引率 (%)	DCF ターミ ナル キャッ プレート (%)		
F－２－００１	ロイヤルガーデン森林公園	423,000	357,000	428,000	5.7	418,000	5.5	6.0	396,190	6
F－２－００２	グリーンパーク小松島	565,000	494,000	571,000	5.9	558,000	5.7	6.2	550,523	6
F－２－００３	ダイアパレス泉崎	370,000	410,000	374,000	5.7	365,000	5.5	6.0	355,095	6
F－２－００４	サンヴェーリオ高砂	370,000	348,000	370,000	6.0	361,000	5.8	6.4	364,904	5
F－４－００５	ジョアンナマンション	566,000	685,000	569,000	6.7	564,000	6.9	7.0	556,714	3
F－４－００６	入間駅前ビル	1,590,000	1,020,000	1,620,000	6.1	1,570,000	6.3	6.4	1,517,000	3
F－４－００７	入間駅前第二ビル	744,000	602,000	765,000	6.2	735,000	6.4	6.5	687,666	3
F－４－００８	セレーノ大宮	1,680,000	2,000,000	1,706,000	5.6	1,660,000	5.4	5.9	1,554,523	6
F－４－００９	すずらん館	464,000	427,000	470,000	5.5	462,000	5.7	5.8	441,190	3
F－４－０１０	ボヌール常盤	765,000	643,000	776,000	5.5	753,000	5.3	5.8	752,904	6
F－４－０１１	プロフィットリンク竹ノ塚	623,000	607,000	638,000	5.7	616,000	5.9	6.0	636,333	3
F－４－０１２	竹ノ塚フラット	2,100,000	2,100,000	2,090,000	5.7	2,100,000	5.4	5.9	2,051,809	7
F－４－０１３	ドリームハイツ	367,000	293,000	377,000	5.5	363,000	5.7	5.8	358,666	3
F－４－０１４	グリーンヒルズ飛鳥山	594,000	591,000	609,000	5.5	587,000	5.7	5.8	587,238	3
F－４－０１５	王子ハイツ	376,000	241,000	383,000	5.0	373,000	5.2	5.3	347,857	3
F－４－０１６	阪上ロイヤルハイツ第二	366,000	330,000	372,000	5.5	363,000	5.7	5.8	360,714	3
F－４－０１７	パティオ等々力	1,844,000	1,230,000	1,871,000	4.4	1,817,000	4.2	4.6	1,764,809	6
F－４－０１８	シエモア桜ヶ丘	629,000	412,000	639,000	5.6	624,000	5.8	5.9	609,904	3
F－４－０１９	リーベスト西千葉	2,240,000	3,000,000	2,280,000	5.9	2,220,000	6.1	6.2	2,152,476	3
F－４－０２０	コリンヌ津田沼	384,000	354,000	396,000	5.5	384,000	5.4	5.6	352,761	2
F－４－０２１	磯子フラット	5,430,000	6,120,000	5,310,000	6.0	5,430,000	5.7	6.2	5,290,571	7
F－４－０２２	茅ヶ崎ダイカンプラザ	472,000	332,000	483,000	5.8	467,000	6.0	6.1	453,571	3
F－４－０２８	ウィンベルコーラス平塚第13	525,000	—	535,000	5.0	525,000	4.9	5.1	477,587	2
F－５－０２３	ステラートシティ伝馬町	677,000	652,000	692,000	5.7	661,000	5.7	6.0	627,785	4
F－５－０２４	グレースマンション藤	517,000	600,750	520,000	6.6	512,000	6.4	6.8	492,761	1
F－６－０２５	ルネ神戸北町Ⅱセンターコート	908,000	1,810,000	887,000	6.5	908,000	6.2	6.7	878,857	7
F－６－０２６	サテラ魚住	705,000	1,211,000	719,000	6.7	690,000	6.4	6.9	635,666	7
F－９－０２７	イマージュ霧が丘	664,000	695,000	666,000	6.2	661,000	5.9	6.4	662,714	7
ファミリー（計30物件）小計		26,958,000	27,564,750	27,116,000	—	26,747,000	—	—	25,918,783	

物件番号	物件名称	評価額 (千円)	積算価格 (千円)	直接還元法（注１）		DCF法（注２）			取得価格 (千円)	鑑定 会社 (注３)
				直接還元価 格（千円）	直接還 元利回 り (%)	DCF 価 格（千円）	DCF 割引率 (%)	DCF ターミ ナル キャッ プレー ト (%)		
P-4-001	チェルシーガーデン	4,312,000	4,081,000	4,343,000	4.4	4,299,000	4.1	4.5	4,238,476	8
P-4-002	c-MA 1	625,000	481,000	629,000	4.6	623,000	4.3	4.7	618,095	8
P-4-003	c-MA 2	760,000	762,000	777,000	4.8	742,000	4.8	5.0	699,285	4
P-4-004	c-MA 3	4,460,000	4,005,000	4,484,000	4.5	4,450,000	4.2	4.6	4,344,238	8
P-4-005	n-G T 1	466,000	423,000	477,000	4.8	461,000	5.0	5.1	466,095	3
プレミアム（計５物件）小計		10,623,000	9,752,000	10,710,000	—	10,575,000	—	—	10,366,190	
合計（計63物件）		55,612,000	51,742,250	56,381,000	—	55,197,000	—	—	53,468,036	

（注１）「直接還元法」とは、収益還元法（対象不動産が将来生み出すであろうと期待される純収益の現在価値の総和を求めることにより、対象不動産の試算価格を求める手法）によって収益価格を求める方法のうち、一期間の純収益を還元利回り（直接還元利回り）によって還元する方法をいい、還元された収益価格を直接還元価格といいます。直接還元利回りは、小数第２位を四捨五入して記載しています。

（注２）「DCF法」とは、（注１）記載の収益還元法によって収益価格を求める方法のうち、連続する複数の期間に発生する純収益及び復帰価格を、その発生時期に応じて現在価値に割り引き、それぞれを合計する方法をいいます。連続する複数の期間の最終期間に対応する割引率をDCFターミナルキャップレートといい、最終期間を除いた期間に対応する割引率をDCF割引率といいます。DCF割引率及びDCFターミナルキャップレートは、小数第２位を四捨五入して記載しています。

（注３）「鑑定会社」欄に記載されている「１」は株式会社全国不動産鑑定士ネットワーク、「２」は株式会社エル・シー・アール国土利用研究所、「３」は株式会社谷澤総合鑑定所、「４」は株式会社東京カンテイ、「５」は日本土地建物株式会社、「６」は株式会社不動産投資研究所、「７」は森井総合鑑定株式会社、「８」は株式会社立地評価研究所をそれぞれ表します。

d. 建物状況評価の概要

物件名		委託調査業者	報告書日付	緊急修繕費 (千円)	短期修繕費 (千円)	長期修繕費 (千円)
〇-1-001	サテラ北34条	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 9 月12日	—	—	74,330
〇-1-002	カレラ2.9	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	6,240
〇-1-003	サッポロヒルズ	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	6,480
〇-1-004	サテラ永山	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 9 月15日 平成18年 6 月19日	—	—	80,214
〇-1-023	ステージャ s 12	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月29日	—	—	10,904
〇-4-005	ベル越谷21	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	5,800
〇-4-006	ジョイフル狭山	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	48,780
〇-4-007	ルミエール八王子	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	15,500
〇-4-008	Kiyosumi h+	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	14,100
〇-4-009	ターキーズ田園調布第2	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	15,020
〇-4-010	スカイコート100	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	59,700
〇-4-011	F C 高砂町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	3,665
〇-4-012	サイトピア	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 9 月12日	—	—	96,500
〇-4-024	V I S T A シュプリーム	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月26日	—	—	2,700
〇-4-025	ジョイ尾山台	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 9 月13日	—	—	11,300
〇-5-013	ステージャ金山	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	216
〇-5-026	エクセルシオール栄	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月26日	—	—	20,668
〇-5-027	ステージャ日比野	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月26日	—	—	128
〇-6-014	セレニテドリームネオポリス市岡	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	850
〇-6-015	セントロイヤルクラブ海老江	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	480
〇-6-016	ドリームネオポリス今福西	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	—	8,170
〇-6-017	メゾンフローラ	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 9 月14日	—	—	35,178
〇-6-018	ウィンドフォー南本町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月19日	—	30	27,090
〇-6-028	インベリアル新大阪	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月30日	—	—	612
〇-6-029	グランメール東淀川	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年 6 月30日	—	—	588

物件名		委託調査業者	報告書日付	緊急修繕費 (千円)	短期修繕費 (千円)	長期修繕費 (千円)
O-6-030	ドリームネオポリス深江南	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月28日	—	—	552
O-9-019	スターズ内山	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	230	10,010
O-9-020	内山南小倉駅前ビル	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年9月12日	—	—	11,228
O-9-021	デュミナス唐人町	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	300
O-9-022	ストリームライン大濠	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	13,870
F-2-001	ロイヤルガーデン森林公園	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	11,200
F-2-002	グリーンパーク小松島	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年9月12日	—	150	23,910
F-2-003	ダイアパレス泉崎	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年9月12日	—	—	19,720
F-2-004	サンヴァーリオ高砂	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	5,395
F-4-005	ジョアンナマンション	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年9月19日	—	—	15,795
F-4-006	入間駅前ビル	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	89,500
F-4-007	入間駅前第二ビル	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年9月19日	—	—	55,844
F-4-008	セレーノ大宮	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	113,200
F-4-009	すずらん館	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	25,850
F-4-010	ボヌール常盤	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	20,900
F-4-011	プロフィットリンク竹ノ塚	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	100	46,300
F-4-012	竹ノ塚フラット	東京美装興業株式会社	平成17年8月4日	—	430	16,367
F-4-013	ドリームハイツ	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	31,340
F-4-014	グリーンヒルズ飛鳥山	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	23,600
F-4-015	王子ハイツ	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	79,100
F-4-016	阪上ロイヤルハイツ第二	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	54,750
F-4-017	パティオ等々力	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年9月21日	—	—	25,954
F-4-018	シエモア桜ヶ丘	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	34,100
F-4-019	リーベスト西千葉	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	86,710
F-4-020	コリンヌ津田沼	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	37,747
F-4-021	磯子フラット	東京美装興業株式会社	平成17年8月4日	—	—	107,430
F-4-022	茅ヶ崎ダイカンプラザ	東京海上日動リスクコンサル テイング株式会社	平成18年6月19日	—	—	3,927

物件名		委託調査業者	報告書日付	緊急修繕費 (千円)	短期修繕費 (千円)	長期修繕費 (千円)
F-4-028	ウィンベルコーラス平塚第13	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年9月13日	—	—	18,400
F-5-023	ステラートシティ伝馬町	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年6月19日	—	—	1,350
F-5-024	グレースマンション藤	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年6月19日	—	—	16,632
F-6-025	ルネ神戸北町Ⅱセンターコート	東京美装興業株式会社	平成17年8月4日	—	700	31,955
F-6-026	サテラ魚住	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年6月19日	—	—	5,184
F-9-027	イマージュ霧が丘	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年6月19日	—	—	20,738
P-4-001	チェルシーガーデン	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年6月19日	—	—	57,980
P-4-002	c-MA 1	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年6月19日	—	—	13,100
P-4-003	c-MA 2	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年6月19日	—	—	1,000
P-4-004	c-MA 3	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年6月19日	—	—	61,000
P-4-005	n-G T 1	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成18年6月19日	—	—	7,560

(へ) ポートフォリオの分散

(平成18年9月30日現在)

アロケーション (注1)		物件数	取得価格 (注2)		総賃貸可能面積 (注3)		総年間賃料 (注4)	
			(千円)	シェア (%) (注5)	(㎡)	シェア (%) (注5)	(千円)	シェア (%) (注5)
賃貸住宅カテゴリー	ワンルームタイプ	30	17,183,046	32.1	46,874.95	27.5	1,235,490	32.3
	ファミリータイプ	28	25,918,801	48.5	114,654.55	67.2	2,040,140	53.3
	プレミアムタイプ	5	10,366,190	19.4	9,157.60	5.4	554,180	14.5
	合計	63	53,468,037	100.0	170,687.10	100.0	3,829,810	100.0
地域	東京都心7区	7	12,755,266	23.9	12,625.26	7.4	688,368	18.0
	関東圏	27	27,375,077	51.2	96,457.17	56.5	2,086,392	54.5
	地方	29	13,337,695	24.9	61,604.67	36.1	1,055,051	27.5
	合計	63	53,468,037	100.0	170,687.10	100.0	3,829,810	100.0
築年数	5年以下	23	14,380,280	26.9	34,144.52	20.0	985,866	25.7
	5年超10年以下	5	10,151,476	19.0	25,060.23	14.7	681,704	17.8
	10年超15年以下	13	10,584,429	19.8	40,918.33	24.0	758,031	19.8
	15年超	22	18,351,853	34.3	70,564.02	41.3	1,404,209	36.7
	合計	63	53,468,037	100.0	170,687.10	100.0	3,829,810	100.0
規模	5億円未満	33	11,669,539	21.8	40,411.44	23.7	928,724	24.2
	5億円以上10億円未満	20	12,726,260	23.8	52,065.78	30.5	943,245	24.6
	10億円以上30億円未満	6	5,970,048	11.2	19,067.62	11.2	448,393	11.7
	30億円以上	4	23,102,190	43.2	59,142.26	34.6	1,509,448	39.4
	合計	63	53,468,037	100.0	170,687.10	100.0	3,829,810	100.0

- (注1) 「アロケーション」の欄に記載された「タイプ」及び「地域」の区分は、前記「(1) 投資方針 ① 基本方針<賃貸住宅カテゴリー>、<賃貸住宅カテゴリー別投資比率>及び<投資対象エリア別投資比率>」に記載された区分に基づいています。
- (注2) 「取得価格」の欄には、前記「(ホ) ポートフォリオ全体に係る事項<運用資産の概要>」に記載された取得価格を「タイプ」、「地域」、「築年数」及び「規模」の区分毎に合計したものを、千円未満を切り捨てて記載しています。
- (注3) 「総賃貸可能面積」の欄には、前記「(ホ) ポートフォリオ全体に係る事項 b. 賃貸状況の概要」に記載された賃貸可能面積を「タイプ」、「地域」、「築年数」及び「規模」の区分毎に合計したものを記載しています。
- (注4) 「総年間賃料」の欄には、各運用資産に係る平成18年9月30日現在効力を有するエンドテナントとの賃貸借契約（ただし、不動産業者に対して一括して賃貸されている場合には、当該不動産業者との賃貸借契約）に基づく月額賃料収入（賃料、共益費及び駐車場収入等）を12倍した金額につき、千円未満を切捨てる前の各運用資産の年間賃料総額を「タイプ」、「地域」、「築年数」及び「規模」の区分毎に合計したものを、千円未満を切り捨てて記載しています。
- (注5) 「取得価格」、「総賃貸可能面積」及び「総年間賃料」のそれぞれにおける「シェア」の欄は、小数第2位を四捨五入して記載しています。

<本投資法人物件タイプ別ポートフォリオ一覧（運用資産）>

（平成18年9月30日現在）

賃貸住宅カテゴリー	ポートフォリオ物件別構成比（%） （注1）	1物件当たり平均取得価格（千円） （注2）	物件数	1物件平均戸数 （注3）	賃貸戸数	1戸当たり平均月額賃料（円） （注4）
ワンルームタイプ	32.1	572,768	30	51	1,460	70,519
ファミリータイプ	48.5	925,671	28	58	1,579	107,670
プレミアムタイプ	19.4	2,073,238	5	13	62	744,866
合計（平均）	100.0	848,699	63	51	3,101	102,919

（注1）取得価格ベースによるもので、小数第2位を四捨五入して記載しています。

（注2）合計欄には、物件の取得価格を合計した金額を運用資産の合計数で除して得られた数値を、千円未満を切り捨てて記載しています。

（注3）合計欄には、各物件に占める戸数を運用資産の合計数で除して得られた数値を、小数第1位を四捨五入して記載しています。

（注4）合計欄には、運用資産の賃料を合計した金額を運用資産の賃貸戸数で除して得られた数値を、円未満を切り捨てて記載しています。

（ト）保有不動産の資本的支出

a. 資本的支出の予定

本書の日付現在保有する不動産について、現在計画している重要な資本的支出はありません。

ｂ．期中の資本的支出

保有不動産等において、第１期中に本投資法人が負担した資本的支出に該当する工事は、次の通りです。第１期中の支出は、38,001千円であり、当期費用に区分された修繕費94,813千円と併せ、132,814千円の工事を実施しています。

不動産等の名称 (所在地)	目的	期間	支払金額 (千円)
入間駅前第二ビル (埼玉県入間市)	駐車場塗装工事	自平成18年９月 至平成18年９月	2,200
王子ハイツ (東京都北区)	共用部照明器具交換工事	自平成18年９月 至平成18年９月	1,663
王子ハイツ (東京都北区)	給水設備改修工事	自平成18年９月 至平成18年９月	1,867
グリーンパーク小松島 (宮城県仙台市)	給湯器交換工事	自平成18年９月 至平成18年９月	1,569
グリーンパーク小松島 (宮城県仙台市)	室内改装工事	自平成18年９月 至平成18年９月	3,694
グリーンヒルズ飛鳥山 (東京都北区)	室内改装工事	自平成18年９月 至平成18年９月	1,100
サテラ永山 (北海道旭川市)	軒先改修工事	自平成18年９月 至平成18年９月	1,638
ジョアンナマンション (群馬県前橋市)	キッチン入替、エアコン取付工事	自平成18年９月 至平成18年９月	1,361
ジョアンナマンション (群馬県前橋市)	自転車置場設置工事	自平成18年９月 至平成18年９月	1,970
チェルシーガーデン (東京都渋谷区)	室内改装工事	自平成18年８月 至平成18年９月	1,491
プロフィットリンク竹ノ塚 (東京都足立区)	キッチン入替工事	自平成18年９月 至平成18年９月	2,835
ボヌール常磐 (埼玉県さいたま市)	看板設置工事	自平成18年９月 至平成18年９月	1,000
その他の不動産等	室内改装工事等	自平成18年９月 至平成18年９月	15,611
合計			38,001

c. 長期修繕計画のために積立てた金銭

本投資法人は、物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の支払に充当することを目的とした修繕積立金を、次の通り積み立てています。

営業期間	第1期 自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日
前期末積立金残高（千円）	—
当期積立額（千円）	89,065
当期積立金取崩額（千円）	—
次期繰越額（千円）	89,065

（注）上記に記載した積立金とは別に、区分所有物件等の管理規約等に基づく修繕積立金として平成18年9月30日現在95,115千円を積み立てています。

③【その他投資資産の主要なもの】

本投資法人は、平成18年9月30日現在において、その投資資産については、不動産及び信託不動産の受益権により保有しています。参照の便宜上、本投資法人が保有する信託不動産は前記「② 投資不動産物件」に含めて記載しています。なお、前記「② 投資不動産物件」記載の信託不動産以外に、本投資法人によるその他投資資産の組入れはありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

第1期計算期間末における本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額の推移は、以下の通りです。なお、総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額について、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額 (百万円) (注1)	純資産総額 (百万円) (注1)	1口当たりの純資産額 (円) (注2) (注3)
第1期計算期間末 (平成18年9月末日)	59,307	28,402	462,585 (451,935)

(注1) 総資産額及び純資産総額は、帳簿価額を使用し、百万円未満を切り捨てて使用しています。

(注2) 1口当たりの純資産額は、円単位未満を切り捨てて表示しています。

(注3) 括弧内の数値は、分配落ち後の金額です。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、同取引所における本投資証券の取引価格及び売買高の推移は、以下の通りです。

(単位：円)

計算期間別最高・最低投資口価格	期	第1期
	決算年月	平成18年9月
	最高	446,000
	最低	404,000

月別最高・最低投資口価格及び本投資証券売買高	月別	平成18年6月	平成18年7月	平成18年8月	平成18年9月		
	最高	416,000	438,000	435,000	446,000		
	最低	404,000	413,000	419,000	428,000		
	売買高	8,372口	14,017口	4,052口	3,166口		
	月別	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月	平成19年1月	平成19年2月	
	最高	436,000	433,000	457,000	475,000	656,000	
	最低	423,000	427,000	429,000	451,000	487,000	
	売買高	3,328口	2,804口	4,406口	5,568口	12,288口	

(注) 最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の終値によります。

② 【分配の推移】

計算期間	分配総額 (千円)	1口当たり分配金 (円)
第1期 (自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日)	653,910	10,650

③ 【自己資本利益率 (収益率) の推移】

計算期間	自己資本利益率	(年換算値)
第1期 (自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日)	3.5%	(4.4%)

(注) 自己資本利益率＝当期純利益／期末純資産額

なお、第1期は平成17年12月15日より実質的に運用を開始したため、同日を期首とみなして年換算した数値を記載しています。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

申込期間中の各営業日に、国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しが行われます。申込みは、申込期間内に申込取扱場所へ申込証拠金を添えて行うものとします。

本投資証券の受渡期日は、払込期日の翌営業日です。発行価格、売価価格その他の申込の条件については、前記「第一部 証券情報」をご参照下さい。

(2) 買戻し手続等

本投資法人の発行する投資口は、クローズド・エンド型であり、投資主（実質投資主を含みます。）の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第6条）。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて売買することが可能です。また、証券取引所外で本投資証券を譲渡することも可能です。なお、投資口の価格については証券会社に問い合わせること等により確認できます。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

① 資産の評価

(イ) 本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額

1口当たり純資産額＝（総資産の資産評価額－負債総額）÷発行済投資口総数

(ロ) 本投資法人の資産評価の方法及び基準

本投資法人は、資産の評価を、投信法その他の法令に従って行うほか、取得する資産の種類（不動産、信託受益権等）毎に規約に定められた方法及び基準により行うものとします。

(ハ) 資産評価の基準日

本投資法人の資産評価の基準日は、原則として、各決算期（毎年3月31日及び9月30日）とします。

(ニ) 投資主への通知

貸借対照表を含む計算書類等は決算期毎に作成され（投信法第129条）、役員会により承認された場合に、遅滞なく投資主に対して承認された旨が書面にて通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供されます（投信法第131条第2項乃至第5項）。

② 保管

投資主は、証券会社等との間で保護預り契約を締結し、本投資証券の保管を委託できます（以下、かかる保管の委託に基づき、証券会社等が保管させることを「保護預り」といいます。）。保護預りの場合、本投資証券は、混蔵保管され、投資主に対しては取引残高報告書が定期的に交付されます。

投資主から本投資証券の保管の委託を受けた証券会社等は、当該投資主の承諾を得て、また当該投資主の請求に基づいて、当該投資主から保管の委託を受けた本投資証券を保管振替機構に預託することができます。

投資主は、記名式の本投資証券の券面を直接保有することもできます。保護預りを行わない場合、本投資証券の券面は、投資主が自らの責任において保管することになります。

③ 存続期間

本投資法人には存続期間の定めはありません。

④ 計算期間

本投資法人の営業期間は、毎年4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌年3月31日までの各6か月間とし、各営業期間の末日をそれぞれ決算期とします。ただし、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人成立の日（平成17年10月7日）から平成18年9月30日までとします（規約第16条）。

⑤ その他

(イ) 増減資に関する制限

a. 最低純資産額

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円です（規約第8条）。

b. 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とします。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行を行うことができます。当該投資口の追加発行における1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する運用資産の内容に照らし公正な金額として役員会の承認を得た価額とします（規約第5条第1項及び第3項）。

c. 国内における募集

本投資法人が発行する投資口の払込金額の総額のうち、国内において募集される投資口の払込金額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第5条第2項）。

(ロ) 解散条件

本投資法人における解散事由は以下の通りです（投信法第143条）。

- a. 投資主総会の決議
- b. 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。）
- c. 破産手続開始の決定
- d. 解散を命ずる裁判
- e. 投信法第216条に基づく投信法第187条の登録の取消し

(ハ) 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決される必要があります（投信法第93条の2第2項、140条）。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の上場規程の特例に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は分配方針に関する重要な変更該当する場合には、証券取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、証券取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

(二) 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約及び変更に関する規定は、以下の通りです。

資産運用委託契約

– 258 –

b. 一般事務受託者兼資産保管会社兼投資主名簿等管理人：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
一般事務委託契約

期間	一般事務委託契約の有効期間は、一般事務委託契約の締結日から平成19年10月末日までとします。
更新	上記の有効期間の満了予定日の3か月前までに、本投資法人又は一般事務受託者のいずれか一方からその相手方に対し書面による申し出がなされなかったときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
解約	i. 本投資法人及び一般事務受託者は、その相手方が一般事務委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に相当の期間を定めてその履行を催告した上、当該期間内に履行がないときは一般事務委託契約を解約することができます。 ii. 本投資法人又は一般事務受託者は、その相手方が次の(i)乃至(vi)に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時一般事務委託契約を解約することができます。 (i) 解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに準じる倒産手続開始の申立てがあったとき。 (ii) 支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。 (iii) 他の法人との合併、株式の過半数を所有する株主の変更、法人の分割、又は著しい組織変更により一般事務委託契約の存続が適当でないと認められるとき。 (iv) 関係官公庁より、その営業につき取消し又は停止の処分を受けたとき。 (v) 刑罰に処せられ、社会的信用を失墜したとき。 (vi) その他一般事務受託者の経営、営業又は財務状況に著しく悪影響を及ぼす若しくは及ぼす虞があると合理的に認められる事由等、委託事務を引き続き委託するに堪えない重大な事由が生じたとき。
変更等	i. 本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議の上、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、一般事務委託契約の各条項の定めを合意により変更することができます。 ii. 上記 i に定める協議にあたり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続の完了時とします。

資産保管業務委託契約

期間	資産保管業務委託契約の効力発生日は、投信法第187条の規定に基づいて本投資法人が登録を受けた日とします。 資産保管業務委託契約の有効期間は、上記の効力発生日から平成19年10月末日までとします。
更新	上記の有効期間の満了予定日の3か月前までに、本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方からその相手方に対し書面による資産保管業務委託契約終了の申し出がなされなかったときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
解約	i. 本投資法人及び資産保管会社は、その相手方が資産保管業務委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、相手方に相当の期間を定めて催告した上、当該期間内に履行がないときは資産保管業務委託契約を解約することができます。 ii. 本投資法人又は資産保管会社は、その相手方が次の各号に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時資産保管業務委託契約を解約することができます。 (i) 解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに準じる倒産手続開始の申立てがあったとき。 (ii) 支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。 (iii) 他の法人との合併、株式の過半数を所有する株主の変更、法人の分割、又は著しい組織変更により資産保管業務委託契約の存続が適当でないと認められるとき。 (iv) 関係官公庁より、その営業につき取消し又は停止の処分を受けたとき。 (v) 刑罰に処せられ、社会的信用を失墜したとき。 (vi) その他資産保管会社の経営、営業又は財務状況に著しく悪影響を及ぼす若しくは及ぼす虞があると合理的に認められる事由等、委託業務を引き続き委託するに堪えない重大な事由が生じたとき。
変更等	i. 本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議の上、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、資産保管業務委託契約の各条項の定めを合意により変更することができます。 ii. 上記 i. に定める協議にあたり、役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を本投資法人が資産保管会社に行ったときは、上記 i. に定める変更の効力発生日は、本投資法人及び資産保管会社の合意後当該承認手続完了時とします。この場合、本投資法人は、速やかに当該承認手続を行うものとします。

投資口事務代行委託契約

期間	投資口事務代行委託契約は、平成17年10月7日からその効力を生ずるものとします。 投資口事務代行委託契約の有効期間は、上記の効力発生日から2年間とします。
更新	上記の有効期間満了の6か月前までに本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方から文書による別段の申し出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	投資口事務代行委託契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。 i. 本投資法人及び投資主名簿等管理人間の文書による解約の合意。ただし、この場合には、投資口事務代行委託契約は、本投資法人及び投資主名簿等管理人の合意によって指定した時点から失効します。 ii. 本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方に次に掲げる事由が生じたときは、相手方は投資口事務代行委託契約の解除を文書で通知することができます。投資口事務代行委託契約は、解除を通知する文書において指定する日に失効するものとします。 (i) 会社更生、民事再生手続開始、破産、その他いわゆる倒産の申立て (ii) 投資口事務代行委託契約につき、重大な違反をした場合その他投資口事務代行委託契約を継続する為に必要な信頼関係が回復不能に損なわれた場合
変更等	本投資法人及び投資主名簿等管理人が誠意をもって協議し決定します。

c. 投資法人債に係る一般事務受託者：株式会社三菱東京UFJ銀行

財務代理契約

期間	契約期間の定めはありません。
更新	契約の更新に関する定めはありません。
解約	解約に関する定めはありません。
変更等	本投資法人及び財務代理人は、財務代理契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、その都度これに関する協定をするものとします。

d. 会計監査人：あずさ監査法人

本投資法人は、あずさ監査法人を会計監査人に選任しています。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します（規約第34条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなされます（規約第35条）。

(ホ) 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

(2) 利害関係人との取引制限

① 法令に基づく制限

(イ) 利益相反取引の制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、利害関係人等（投信法第15条第2項第1号及び投信法施行令第20条各号に規定される利害関係人等をいいます。）との取引について一定の行為を行うことが禁じられています（投信法第34条の3第2項、投信法施行令第21条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法施行規則」といいます。）第53条）。

(ロ) 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、一定の者との間における利益相反のおそれがある取引が行われたときは、原則として投信法の定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人等に対して交付しなければなりません（投信法第34条の6第2項）。

(ハ) 資産の運用の制限

登録投資法人は、(a) その執行役員又は監督役員、(b) その資産の運用を行う投資信託委託業者、(c) その執行役員又は監督役員の親族、(d) その資産の運用を行う投資信託委託業者の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。））、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で、原則として、次に掲げる行為を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条乃至第118条）。

a. 有価証券の取得又は譲渡

b. 有価証券の貸借

c. 不動産の取得又は譲渡

d. 不動産の貸借

e. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

（ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています。）

② 利害関係者取引規則

資産運用会社は、利害関係者取引規則を制定し、大要は以下の通り、利害関係者との取引に係る自主ルールを定めています。

(イ) 基本原則

資産運用会社は、自己又は利害関係者（下記(ロ)で定義されます。）の利益を図るため本投資法人の利益を害することとなる取引を行いません。

(ロ) 利害関係者

「利害関係者」とは、以下の者を指します。

a. 投信法第15条第2項第1号及び投信法施行令第20条各号に規定される利害関係人等

b. 資産運用会社のすべての株主及びその役員並びに資産運用会社の子会社

c. 前記 a. 又は b. に該当する者に資産運用業務を委託している法人

d. 前記 a. 又は b. に該当する者が出資又は匿名組合出資を行う特別目的会社

(ハ) 対象となる取引の範囲

利害関係者との間において以下の取引を行う場合、それぞれ以下の基準に基づいて判断し、

下記(二)の手続を経てこれを実行するものとします。

a. 利害関係者からの運用資産の取得

利害関係者から運用資産を取得する場合、1物件当たりの「取得価額」は不動産鑑定士の不動産鑑定評価額以下とします。ただし、運用資産の取得に係る諸費用については「取得価額」に含めません。

b. 利害関係者への運用資産の売却

利害関係者へ運用資産を譲渡する場合、1物件当たりの「譲渡価額」は不動産鑑定士の不動産鑑定評価額以上とします。ただし、運用資産の譲渡に係る諸費用については「譲渡価額」に含めません。

c. 利害関係者への運用資産の賃貸

利害関係者へ運用資産を賃貸する場合、市場価格、周辺相場等を調査し、適正と判断される条件で賃貸しなければなりません。

d. 利害関係者への運用資産の管理委託

利害関係者へ運用資産の管理業務を委託するに際しては、相見積等を行い、適正と判断される条件で契約を行わなければなりません。契約に際しては能力とコストとを勘案して決定します。

e. 利害関係者との間の運用資産の賃貸に関する媒介契約

利害関係者へ運用資産の賃貸に関する媒介業務を委託するに際しては一般媒介契約によるものとします。なお、媒介手数料は、宅建業法の定めに基づいて決定するものとします。

f. 利害関係者との間の運用資産の取得・売却に関する媒介契約

利害関係者へ運用資産の取得・売却に関する媒介業務を委託するに際しては一般媒介契約によるものとします。なお、媒介手数料は、宅建業法の定めに基づいて決定するものとします。

g. 利害関係者との間の運用資産に関する工事請負契約

利害関係者へ運用資産に関する工事業務を委託するに際しては、相見積等を行い、適正と判断される条件で契約を行わなければなりません。契約に際しては能力とコストとを勘案して決定します。

h. その他の取引（軽微な取引を除きます。）

利害関係者とのその他の取引に際しても適正と判断される条件で契約を行わなければなりません。

(二) 利害関係者との取引に関する手続

利害関係者との取引を行うにあたっては、下記の手続を経るものとします。

a. 利害関係者との取引を行おうとする部門は稟議書を起案し、部門長の承認を得ます。

b. コンプライアンス・オフィサーは取引の担当部門で承認された取引の審査を行います。

c. 利害関係者との取引に関する稟議書について取引の担当部門以外のすべての部門長の承認及び代表取締役の承認を得ます。

d. コンプライアンス委員会及び投資委員会の決議を得ます。

e. 取締役会の決議を得ます。

f. 本投資法人の役員会において、資産運用会社の社内手続が適切に完了していることの承認を得ます。

③ 利害関係者との取引状況

(イ) 利害関係人等及び主要株主との取引状況表（運用資産の取得及び処分）

該当事項はありません。

(ロ) その他利害関係人等及び主要株主との取引状況表

平成17年10月7日から平成18年9月30日まで

区分	支払手数料等総額 (A) (千円)	利害関係人等及び主要株主との取引の内訳 (注1)		総額に対する割合 (B/A) (%)
		支払先	支払金額 (B) (千円)	
信託受益権売買媒介手数料 (注2)	837,601	株式会社リプラス	837,601	100.0
物件管理等委託費	146,420	リプラス・インベストメンツ株式会社	37,911	25.9
損害保険料	19,730	リプラス・インベストメンツ株式会社	19,434	98.5

(注1) 利害関係人等及び主要株主とは、投信法施行令第20条に定める本投資法人と資産運用委託契約を締結している投資信託委託業者の利害関係人等及び投信法第9条第3項に定義される投資信託委託業者の主要株主をいいます。株式会社リプラス及びリプラス・インベストメンツ株式会社が利害関係人等に該当します。

(注2) 不動産信託受益権等の取得にあたり支払った信託受益権売買媒介手数料及び資産運用報酬に含まれる投資信託委託業者の取得報酬は、当該不動産又は不動産信託受益権等の取得原価に算入しています。

(3) 投資主・投資法人債権者の権利

① 投資主総会における議決権

(イ) 本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています。投資主総会において決議される事項は、以下の通りです。

- 執行役員、監督役員及び会計監査人の選任及び解任
- 投資信託委託業者との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意
- 投資口の併合
- 投資法人の解散
- 規約の変更
- その他投信法又は本投資法人の規約で定める事項

(ロ) 投資主の有する議決権の権利行使の手續は、以下の通りです。

- 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います。
- 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができます。ただし、投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎に代理権を証する書面を予め本投資法人に提出することを要します。
- 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます。
- 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。
- 投資主総会に出席しない投資主は、本投資法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができます。
- 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案について賛成するものとみなされます。
- 上記 f. の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。
- 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とします。また、本投

資法人は、必要があるときは、法令に従い予め公告することにより一定の日を定めて、当該日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とすることができます。

② その他の共益権

一定の条件を充足する投資主は、法令の定めるところにより代表訴訟提起権、投資主総会決議取消権、執行役員等の違法行為差止請求権、新投資口発行無効訴権、合併無効訴権、設立無効訴権、投資主提案権、投資主総会招集権、検査役選任請求権、執行役員等解任請求権及び解散請求権を有しています。

③ 財産的な権利

投資主は、分配金請求権及び残余財産分配請求権を有していますが、払戻請求権は有していません。

④ その他の権利

投資主は、投資口の処分権、投資証券交付請求権及び不所持請求権並びに帳簿閲覧請求権を有しています。

第2【財務ハイライト情報】

本投資法人の第1期営業期間は、平成17年10月7日（成立日）から平成18年9月30日までです。

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）及び同規則第2条の規定により「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）に基づいて作成しています。

本投資法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けています。

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

以下の記載事項は、有価証券届出書「第三部 投資法人の詳細情報 第5 投資法人の経理状況

1 財務諸表」に記載された財務諸表から抜粋して記載したものです。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

区分	第 1 期 (平成18年 9 月30日現在)		
	金額 (千円)		構成比 (%)
資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金 (注 1)		1, 072, 844	
信託現金及び信託預金		1, 631, 580	
営業未収入金		11, 540	
貯蔵品		193	
前払費用		34, 078	
未収消費税等		241, 341	
繰延税金資産		201	
その他流動資産		3, 444	
貸倒引当金		△384	
流動資産合計		2, 994, 841	5. 1
Ⅱ 固定資産			
1. 有形固定資産			
建物 (注 1)	757, 920		
減価償却累計額	5, 558	752, 362	
土地 (注 1)		340, 908	
信託建物 (注 1)	30, 408, 917		
減価償却累計額	469, 612	29, 939, 304	
信託構築物 (注 1)	28, 973		
減価償却累計額	385	28, 587	
信託工具器具備品 (注 1)	1, 620		
減価償却累計額	60	1, 559	
信託土地 (注 1)		25, 056, 930	
信託建設仮勘定		1, 995	
有形固定資産合計		56, 121, 647	94. 6
2. 投資その他の資産			
差入敷金保証金		10, 030	
長期前払費用		85, 853	
修繕積立金		95, 115	
投資その他の資産合計		190, 998	0. 3
固定資産合計		56, 312, 646	94. 9
資産合計		59, 307, 487	100. 0

区分	第 1 期 (平成18年 9 月30日現在)		
	金額（千円）		構成比 (%)
負債の部			
Ⅰ 流動負債			
営業未払金		181,734	
短期借入金 (注 1)		19,480,000	
未払金		23,261	
未払費用		178,859	
未払法人税等		2,182	
前受金		253,290	
その他流動負債		95,584	
流動負債合計		20,214,913	34.1
Ⅱ 固定負債			
長期借入金 (注 1)		9,960,000	
信託預り敷金保証金		729,844	
固定負債合計		10,689,844	18.0
負債合計		30,904,757	52.1
純資産の部			
Ⅰ 投資主資本			
1. 出資総額			
出資総額		27,748,800	46.8
2. 剰余金			
当期末処分利益		653,930	1.1
投資主資本合計		28,402,730	47.9
純資産合計 (注 2)		28,402,730	47.9
負債・純資産合計		59,307,487	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日		
	金額（千円）		百分比 （%）
1．営業収益			
不動産賃貸事業収入 (注 2)	2, 467, 063	2, 467, 063	100. 0
2．営業費用			
不動産賃貸事業費用 (注 1) (注 2)	1, 043, 823		
資産運用報酬 (注 1)	86, 000		
役員報酬	8, 477		
資産保管委託報酬	9, 289		
一般事務委託報酬	20, 524		
会計監査人報酬	5, 000		
貸倒引当金繰入	384		
その他費用	75, 001	1, 248, 500	50. 6
営業利益		1, 218, 563	49. 4
3．営業外収益			
受取利息	185		
雑収入	252, 290	252, 476	10. 2
4．営業外費用			
支払利息	207, 016		
融資関連費用	372, 140		
新投資口発行関連費用	151, 297		
創業費償却	50, 000		
その他営業外費用	34, 646	815, 100	33. 0
経常利益		655, 939	26. 6
税引前当期純利益		655, 939	26. 6
法人税、住民税及び事業税	2, 210		
法人税等調整額	△201	2, 008	0. 1
当期純利益		653, 930	26. 5
前期繰越利益		—	
当期未処分利益		653, 930	

(3) 【投資主資本等変動計算書】

第1期（自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日）

	投資主資本			純資産合計 (千円)
	出資総額（千円）	剰余金	投資主資本合計 (千円)	
		当期末処分利益 (千円)		
前期末残高	—	—	—	—
当期変動額				
投資口の発行（私募設立）	100,000	—	100,000	100,000
新投資口の発行（第三者割当増資）	8,900,000	—	8,900,000	8,900,000
新投資口の発行（公募増資）	18,748,800	—	18,748,800	18,748,800
剰余金の分配	—	—	—	—
当期純利益	—	653,930	653,930	653,930
当期中の変動額合計	27,748,800	653,930	28,402,730	28,402,730
当期末残高	27,748,800	653,930	28,402,730	28,402,730

(4) 【注記表】

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

項目	第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日						
1. 固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産（信託不動産を含みます） 定額法を採用しております。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下の通りであります。 <table data-bbox="518 526 975 646"> <tr> <td>建物</td><td>2～60年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>2～20年</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>2～15年</td></tr> </table> ②長期前払費用 定額法を採用しております。	建物	2～60年	構築物	2～20年	工具器具備品	2～15年
建物	2～60年						
構築物	2～20年						
工具器具備品	2～15年						
2. 繰延資産の処理方法	創業費 支出時に全額費用として処理しております。 新投資口発行費 支出時に全額費用として処理しております。 なお、平成18年 6 月22日付一般募集による新投資口の発行は、引受証券会社が発行価額で引受を行い、これを発行価額と異なる発行価格で一般投資家に販売する買取引受契約（「スプレッド方式」という。）によっております。 「スプレッド方式」では、発行価格と発行価額との差額は、引受証券会社の手取金であり、引受証券会社に対する事実上の引受手数料となることから、本投資法人から引受証券会社への引受手数料の支払いはありません。平成18年 6 月22日付一般募集による新投資口発行に際し、発行価格と発行価額との差額の総額は、781,200千円であり、引受証券会社が発行価額で引受を行い、同一の発行価格で一般投資家に販売する買取引受契約（「従来方式」という。）による新投資口発行であれば、新投資口発行費として処理されていたものであります。 このため、「スプレッド方式」では、「従来方式」に比べ、新投資口発行費は、781,200千円少なく計上され、また、経常利益及び税引前当期純利益は同額多く計上されております。						
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。						
4. 収益及び費用の計上基準	固定資産税等の費用処理方法 保有する不動産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち、当計算期間に納税する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。 なお、不動産等の取得に伴い、譲渡人に支払った固定資産税等の精算金は賃貸事業費用として計上せず、該当不動産等の取得価額に算入しております。						

項目	第1期 自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を充たしている金利スワップについて特例処理を採用しております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金利 ③ヘッジ方針 本投資法人は、財務方針に基づき、規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
8. 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法	保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしております。 a. 信託現金及び信託預金 b. 信託建物、信託構築物、信託工具器具備品、信託土地及び信託建設仮勘定 c. 信託預り敷金保証金
9. 消費税等の処理方法	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。但し、固定資産については、税込処理によっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 (平成18年 9 月30日現在)	
1. 担保に供している資産及び担保を付している債務	
担保に供している資産は次の通りです。	
現金及び預金	246, 447千円
建物	752, 362千円
土地	340, 908千円
信託建物	29, 939, 304千円
信託構築物	28, 587千円
信託工具器具備品	1, 559千円
信託土地	25, 056, 930千円
合計	56, 366, 099千円
担保を付している債務は次の通りです。	
短期借入金	19, 480, 000千円
長期借入金	9, 960, 000千円
合計	29, 440, 000千円
2. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額	50, 000千円

(損益計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日	
1. 主要投資主との取引高	
営業取引による取引高	
特定資産の取得額：10,366,190千円	
手数料等の支払額： 800,874千円	
(注) 上記の手数料等のうち775,669千円は不動産等の取得原価に算入しております。	
2. 不動産賃貸事業損益の内訳	
A. 不動産賃貸事業収益	
不動産賃貸事業収入	
(賃貸料)	2,243,109千円
(共益費)	68,372千円
(駐車場収入)	78,317千円
(付帯収入)	17,670千円
(その他賃貸事業収入)	59,594千円
合計	2,467,063千円
B. 不動産賃貸事業費用	
不動産賃貸事業費用	
(物件管理等委託費)	146,420千円
(公租公課)	135,476千円
(水道光熱費)	37,868千円
(修繕費)	94,813千円
(保険料)	19,434千円
(営業広告費等)	53,804千円
(信託報酬)	57,630千円
(減価償却費)	475,617千円
(その他賃貸事業費用)	22,756千円
不動産賃貸事業費用合計	1,043,823千円
C. 不動産賃貸事業損益 (A－B)	1,423,239千円

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日	
発行可能投資口総口数	2,000,000口
発行済投資口数	61,400口

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(平成18年 9 月30日現在)
現金及び預金勘定	1,072,844千円
信託現金及び信託預金勘定	1,631,580千円
現金及び現金同等物	2,704,424千円

(リース取引に関する注記)

第 1 期 (自平成17年10月 7 日 至平成18年 9 月30日)

重要なリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

第 1 期 (自平成17年10月 7 日 至平成18年 9 月30日)

有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日	
1. 取引の状況に関する事項	
(1) 取引の内容	本投資法人の利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引であります。
(2) 取引に対する取組方針	本投資法人の行うデリバティブ取引は、将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3) 取引の利用目的	本投資法人の行うデリバティブ取引は借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。
①ヘッジ会計の方法	特例処理の要件を充たしている金利スワップについて特例処理を採用しております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金利
③ヘッジ方針	本投資法人は、財務方針に基づき、規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。
④ヘッジの有効性評価の方法	金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。
(4) 取引に係るリスクの内容	金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、取引相手先は高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。
(5) 取引に係るリスク管理体制	資産運用会社の運用管理手続に基づき、リスク管理を行っております。
2. 取引の時価等に関する事項	金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、決算日における時価等の注記を省略しております。

(退職給付に関する注記)

第 1 期（自平成17年10月 7 日 至平成18年 9 月30日）

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	(単位：千円)
(繰延税金資産)	
貸倒引当金繰入超過額	151
未払事業税損金不算入額	49
繰延税金資産合計	201
(繰延税金資産の純額)	201
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	(単位：%)
法定実効税率	39.39
(調整)	
支払分配金の損金算入額	△39.27
その他	0.19
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.31

(持分法損益等に関する注記)

第 1 期（自平成17年10月 7 日 至平成18年 9 月30日）

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期(自平成17年10月7日 至平成18年9月30日)

1. 支配投資主及び法人主要投資主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	投資口等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要投資主	(有)URAGASUMI	東京都千代田区	3百万円	投資口の保有	10.7%	—	信託不動産の売買	信託不動産の取得	5,661,619	—	—
	(有)ISOJIMAN(注3)	東京都千代田区	3百万円	投資口の保有	8.0%	—	信託不動産の売買	信託不動産の取得	4,704,571	—	—
	(株)リプラス(注3)	東京都港区	3,266百万円	滞納家賃保証事業不動産のアセットマネジメント事業	5.7%	—	信託受益権売買の媒介	信託受益権売買の媒介	493,607	—	—
	リプラス・インベストメンツ(株)(注3)	東京都港区	10百万円	不動産管理・賃貸業	3.3%	—	不動産賃貸管理の委託	不動産賃貸管理の委託	15,044	営業未払金	2,978
							保険代理店業務	損害保険料の支払	10,160	前払費用	11,974
	リプラス・リート・マネジメント(株)(注3)	東京都港区	300百万円	投資法人資産運用業	1.6%	役員1名	資産運用業務の委託	資産取得報酬の支払	282,061	—	—

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針：上記各社との取引は市場価格等を参考に決定しております。

(注3) (有)ISOJIMAN、(株)リプラス、リプラス・インベストメンツ(株)及びリプラス・リート・マネジメント(株)は、平成18年6月22日の本投資法人の公募増資に伴い、主要投資主ではなくなりました。このため、「取引金額」につきましては主要投資主であった期間の金額を、「期末残高」につきましては主要投資主でなくなった時点の金額を表示しております。

2. 役員及び個人主要投資主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	投資口等の所有(被所有)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	佐久間隆夫	—	—	(注1)	—	—	資産運用業務の委託	リプラス・リート・マネジメント株式会社への資産運用報酬の支払	86,000	未払費用	90,300
								リプラス・リート・マネジメント株式会社への資産取得報酬の支払	464,164	営業未払金	39,817

(注1) 本投資法人執行役員兼リプラス・リート・マネジメント株式会社取締役会長

(注2) 本投資法人執行役員 佐久間隆夫が第三者(リプラス・リート・マネジメント株式会社)の代表又は取締役として行った取引であり、報酬額は、本投資法人の規約で定められた条件によっております。

(注3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 子法人等

該当事項はありません。

4. 兄弟法人等

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日	
1口当たり純資産額	462,585円
1口当たり当期純利益	24,320円
1口当たり当期純利益は当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。 また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載しておりません。	

(注) 1口当たり当期純利益算定上の基礎は以下の通りです。

当期純利益	653,930千円
普通投資主に帰属しない金額	一千円
普通投資口に係る当期純利益	653,930千円
期中平均投資口数	26,888口

(重要な後発事象に関する注記)

第 1 期
自 平成17年10月 7 日
至 平成18年 9 月30日

1. 資産の取得について

平成18年10月 5 日付にて以下の資産の取得を行いました。

[エステージ大塚]

所在地 : 東京都豊島区北大塚一丁目27番 6、27番 8 (地番)
取得価格 : 725,229千円
資産の種類 : 信託受益権
契約日 : 平成18年10月 3 日
譲渡人 : 有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス 1 号

[リーベスト東中山]

所在地 : 千葉県船橋市東中山二丁目111番 1 (地番)
取得価格 : 1,371,314千円
資産の種類 : 信託受益権
契約日 : 平成18年10月 3 日
譲渡人 : 有限会社MASUMI

[リーベスト中山]

所在地 : 神奈川県横浜市緑区三保町字大上2608番 3、2652番 2、2817番691、
2817番694 (地番)
取得価格 : 837,348千円
資産の種類 : 信託受益権
契約日 : 平成18年10月 3 日
譲渡人 : 有限会社MASUMI

(注) 取得価格はいずれも取得諸経費、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を除きます。

第1期
自 平成17年10月7日
至 平成18年9月30日

2. 資金の借入について

平成18年10月5日付にて不動産等の購入資金に充てるため、下記の通り資金の借入を行いました。

借入先	: 株式会社あおぞら銀行、農林中央金庫
借入金額	: 3,160百万円
利率	: 平成18年12月29日までの利率 1.34182%
借入実行日	: 平成18年10月5日
返済期日	: 平成19年10月4日
担保有無	: 有担保

3. スプレッド型金利キャップの取得について

平成18年10月11日付にて短期変動金利借入の金利変動リスクをヘッジする目的で下記スプレッド型金利キャップを取得しました。

購入先	: 株式会社三菱東京UFJ銀行
想定元本	: 100億円
開始日	: 平成18年12月22日
終了日	: 平成21年12月22日
対象金利	: 6ヶ月円TIBOR
金利改定日	: 6月及び12月の22日の2営業日前
第一ストライク	: 1.00%
第二ストライク	: 2.00%
支払いプレミアム	: 89,050,000円 (89.05 b p)

(5) 【金銭の分配に係る計算書】

項目	第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日
Ⅰ 当期末処分利益	653,930,311円
Ⅱ 分配金の額 (投資口 1 口当たりの分配金の額)	653,910,000円 (10,650円)
Ⅲ 次期繰越利益	20,311円
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第15条第 1 項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口61,400口の整数倍の最大値となる653,910,000円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人規約第15条第 3 項に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。

(6) 【キャッシュ・フロー計算書】

科目	第1期 自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日
	金額（千円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	655,939
減価償却費	475,617
長期前払費用償却額	5,370
新投資口発行関連費用	151,297
受取利息	△185
支払利息	207,016
貸倒引当金の増加・減少額	384
営業未収入金の増加・減少額	△11,540
たな卸資産の増加・減少額	△193
未収消費税等の増加・減少額	△241,341
営業未払金の増加・減少額	153,532
未払金の増加・減少額	23,261
未払費用の増加・減少額	99,692
前受金の増加・減少額	253,290
長期前払費用の支払額	△91,224
その他	58,060
小計	1,738,976
利息の受取額	185
利息の支払額	△127,848
法人税等の支払額	△27
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,611,285
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,098,828
信託有形固定資産の取得による支出	△55,560,089
信託預り敷金保証金の純増減	729,844
その他	△15,290
投資活動によるキャッシュ・フロー	△55,944,363
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の借入による収入	48,480,000
短期借入金の返済による支出	△29,000,000
長期借入金の借入による収入	9,960,000
投資口の発行による収入	27,748,800
新投資口発行関連費用	△151,297
財務活動によるキャッシュ・フロー	57,037,502
IV 現金及び現金同等物の増加・減少額	2,704,424
V 現金及び現金同等物の期首残高	—
VI 現金及び現金同等物の期末残高	2,704,424

(注) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及びキャッシュ・フロー計算書に関する注記は、前記(4)「注記表」に記載しております。

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

該当事項はありません。

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

区分	種類	契約額等（千円）		時価（千円）
			うち1年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引受取変動・支払固定	9,960,000	9,960,000	△101,720
合計		9,960,000	9,960,000	△101,720

（注1）金利スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

（注2）金利スワップ取引の時価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価しております。

③ 不動産等明細表のうち総括表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額（千円）		差引当期末 残高 (千円)	摘要
						又は償却累 計額	当期償却額		
有形 固定 資産	建物	—	757,920	—	757,920	5,558	5,558	752,362	(注)
	土地	—	340,908	—	340,908	—	—	340,908	(注)
	信託建物	—	30,408,917	—	30,408,917	469,612	469,612	29,939,304	(注)
	信託構築物	—	28,973	—	28,973	385	385	28,587	(注)
	信託工具器具備品	—	1,620	—	1,620	60	60	1,559	
	信託土地	—	25,056,930	—	25,056,930	—	—	25,056,930	(注)
	信託建設仮勘定	—	1,995	—	1,995	—	—	1,995	
	合計	—	56,597,264	—	56,597,264	475,617	475,617	56,121,647	

（注）本投資法人は第1期より資産を取得し、運用を開始しております。第1期中の物件取得に伴う有形固定資産の増加額は下記の通りです。

1. 平成17年12月15日取得35物件

信託建物（千円）	19,711,151
信託土地（千円）	17,348,266

2. 平成18年6月22日取得19物件

建物（千円）	757,920
土地（千円）	340,908
信託建物（千円）	8,308,245
信託構築物（千円）	16,384
信託土地（千円）	6,001,069

3. 平成18年8月23日取得9物件

信託建物（千円）	2,359,853
信託構築物（千円）	6,176
信託土地（千円）	1,707,291

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表

該当事項はありません。

⑥ 借入金等明細表

	区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限	使途	摘要
	借入先								
短期借入金	三菱東京ＵＦＪ銀行	—	2,800,000	—	2,800,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
		—	14,000,000	14,000,000	—	0.61	—	(注4)	
	あおぞら銀行	—	7,200,000	7,200,000	—	0.61	—	(注4)	
		—	2,800,000	—	2,800,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
		—	2,080,000	—	2,080,000	1.34	平成19年8月	(注4)	
	農林中央金庫	—	1,200,000	—	1,200,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	三井住友銀行	—	1,800,000	—	1,800,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	りそな銀行	—	3,000,000	3,000,000	—	0.61	—	(注4)	
		—	1,800,000	—	1,800,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
		—	2,000,000	—	2,000,000	1.34	平成19年8月	(注4)	
	みずほ信託	—	5,000,000	5,000,000	—	0.61	—	(注4)	
	住友信託銀行	—	1,500,000	—	1,500,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	新生銀行	—	1,000,000	—	1,000,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	三菱ＵＦＪ信託銀行	—	1,500,000	—	1,500,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	中央三井信託銀行	—	1,000,000	—	1,000,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	ダイヤモンド・リース	—	4,800,000	4,800,000	—	1.81	—	(注4)	
	合計	—	53,480,000	34,000,000	19,480,000				
長期借入金 (注1) (注2)	三菱東京ＵＦＪ銀行	—	1,880,000	—	1,880,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	あおぞら銀行	—	1,880,000	—	1,880,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	農林中央金庫	—	1,800,000	—	1,800,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	三井住友銀行	—	1,200,000	—	1,200,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	りそな銀行	—	1,200,000	—	1,200,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	住友信託銀行	—	1,000,000	—	1,000,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	新生銀行	—	1,000,000	—	1,000,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	合計	—	9,960,000	—	9,960,000				

(注1) 三菱東京ＵＦＪ銀行と受取変動・支払固定の金利スワップ契約(想定元本:9,960,000千円 期日:平成21年6月22日、支払固定金利:1.706%)を締結しております。

(注2) 長期借入金の貸借対照表日以後5年以内における返済予定額

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金(千円)	—	9,960,000	—	—

(注3) 資金の使途は、いずれも不動産または不動産信託受益権の購入資金及び短期借入金の返済資金であります。

(注4) 資金の使途は、いずれも不動産信託受益権の購入資金であります。

⑦ 出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表

区分	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	期末残高 (千円)	摘要
出資総額	—	27,748,800	—	27,748,800	
合計	—	27,748,800	—	27,748,800	

第3【内国投資証券事務の概要】

1 名義書換の手続、取扱場所、取次所、事務受託者及び手数料

本投資証券の所持人は、本投資法人及び本投資法人の投資主名簿等管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社の定める手続に従って、本投資証券の名義書換を本投資法人に請求することができます。本投資証券の譲渡は、かかる名義書換によらなければ、本投資法人に対抗することができません。名義書換手続の取扱場所、取次所、事務受託者及び手数料は以下の通りです。

取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
事務受託者の名称	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店
手数料	なし

2 投資主に対する特典

該当事項はありません。

3 内国投資証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

4 その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第4【投資法人の詳細情報の項目】

第1 投資法人の追加情報

- 1 投資法人の沿革
- 2 役員の状況
- 3 その他

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 存続期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 利害関係人との取引制限
- 3 投資主・投資法人債権者の権利

第4 関係法人の状況

- 1 資産運用会社の概況
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 運用体制
 - (3) 大株主の状況
 - (4) 役員の状況
 - (5) 事業の内容及び営業の概況
- 2 その他の関係法人の概況
 - A 一般事務受託者、資産保管会社及び投資主名簿等管理人
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係
 - B 投資法人債に係る一般事務受託者
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係
 - C 国内における引受人
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係
 - D 海外における引受人
 - (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
 - (2) 関係業務の概要
 - (3) 資本関係

第5 投資法人の経理状況

- 1 財務諸表

2 投資法人の現況

(1) 純資産額計算書

(2) 借入れの現況

第6 販売及び買戻しの実績

第三部【投資法人の詳細情報】

第 1 【投資法人の追加情報】

1 【投資法人の沿革】

平成17年10月 4 日	設立企画人（リプラス・リート・マネジメント株式会社）による投信法第69条第 1 項に基づく本投資法人の設立に係る届出
平成17年10月 7 日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立、規約の変更
平成17年10月13日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請
平成17年11月 9 日	内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施（登録番号 関東財務局長 第45号）
平成17年11月25日	規約の変更
平成17年12月 9 日	規約の変更
平成18年 1 月10日	規約の変更
平成18年 1 月12日	監督役員の改選
平成18年 4 月19日	規約の変更
平成18年 6 月22日	日本国内における公募による新投資口発行
平成18年 6 月22日	東京証券取引所に上場

2【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口数
執行役員	佐久間隆夫	昭和30年4月 昭和54年1月 昭和56年11月 昭和58年5月 昭和59年9月 平成元年7月 平成7年3月 平成17年2月 平成17年10月 平成18年7月	株式会社第一銀行入行（現 株式会社みずほ銀行） 株式会社オランダ第一勧業銀行 頭取 ハワイ大森コーポレーション 会長（出向） 株式会社第一勧業銀行 日比谷支店長 セイコーエプソン株式会社 常務取締役 キダー・ピーボディー証券会社専務取締役日本代表 有限会社ティーエス プランニング代表取締役 リプラス・リート・マネジメント株式会社 代表取締役社長 リプラス・レジデンシャル投資法人 執行役員（現任） リプラス・リート・マネジメント株式会社 取締役会長（現任）	0
監督役員	窪川 秀一	昭和51年11月 昭和61年7月 平成元年2月 平成7年2月 平成12年3月 平成15年5月 平成16年6月 平成17年10月	監査法人中央会計事務所入所（現 みずず監査法人） 窪川公認会計士事務所開業（現 窪川パートナー会計事務所）パートナー（現任） ソフトバンク株式会社監査役（現任） パソナソフトバンク株式会社（現 株式会社フジスタッフ）監査役（現任） 株式会社デジタルアーツ監査役（現任） 株式会社カスミ監査役（現任） 株式会社テイクアンドギブ・ニーズ監査役（現任） リプラス・レジデンシャル投資法人監督役員（現任）	0
監督役員	藪田 広平	平成3年3月 平成3年4月 平成9年4月 平成18年1月	司法研修（43期）修了 第一東京弁護士会に登録 外立法律事務所入所 外立総合法律事務所パートナー弁護士（現任） リプラス・レジデンシャル投資法人監督役員（現任）	0

(注) 佐久間隆夫は、資産運用会社であるリプラス・リート・マネジメント株式会社の取締役会長と本投資法人の執行役員を兼務しており、投信法第13条に基づき、平成17年10月4日付で金融庁長官より兼職の承認を得ています。

3【その他】

(1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任します（投信法第96条、規約第27条第2項）。

執行役員及び監督役員の任期は、選任後2年です（規約第28条本文）。ただし、補欠として又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とします（規約第28条ただし書）。

執行役員及び監督役員の解任は、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（投信法第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決されたときは、発行済投資口の100分の3以上にあたる投資口を有する投資主（6か月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。）は、当該投資主総会の日から30日以内に当該執行役員又は監督役員の解任を裁判所に請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条）。

(2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

① 規約等の重要事項の変更

規約の変更の手続等については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 ③ 規約の変更に関する手続」をご参照下さい。

本投資法人は、以下の日付に開催された投資主総会において、以下の規約の変更を行いました。

日付	変更の理由・趣旨
平成17年10月7日	記載の不備の補正のため
平成17年11月25日	設立時の規定を削除するため、本店移転のため
平成17年12月9日	営業期間に関する規定等を変更するため
平成18年1月10日	本店移転のため
平成18年4月19日	法律の改正に適合させるため

② 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

③ 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第 2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

なお、本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて購入することが可能です。また、証券取引所外で本投資証券を購入することも可能です。

2 【買戻し手続等】

本投資法人の発行する投資口は、クローズド・エンド型であり、投資主（実質投資主を含みます。）の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第 6 条）。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて売買することが可能です。また、証券取引所外で本投資証券を譲渡することも可能です。なお、投資口の価格については証券会社に問い合わせること等により確認できます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、各決算期（毎年3月31日及び9月30日）に、以下の算式にて算出します。

$$1口当たり純資産額 = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口数}$$

- ② 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成12年総理府令第134号。その後の改正を含みます。）、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則、及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、以下の通り運用資産の種類毎に定めます（規約第14条第1項）。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価します。なお、減価償却の算定方法は、建物部分及び設備部分ともに、原則として定額法によりますが、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ、投資主保護上問題がないと合理的に判断することができる場合に限り、他の算定方法により算定することができます。

(ロ) 信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が前記(イ)に掲げる資産の場合は前記(イ)に従った評価を、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とします。

(ハ) 有価証券

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時、売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。以下同じです。）とします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額とします。ただし、資産流動化法第2条に定める優先出資証券については、上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には、取得原価で評価することができます。

(ニ) 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した価額とします。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認識される場合には、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価額とします。

(ホ) 金銭の信託の受益権

投資運用する資産に応じて前記(イ)乃至(ニ)、後記(ヘ)及び(ト)に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価します。

(ヘ) 金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利

取引所に上場している取引により生じる債権及び債務は、当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値若しくは買い気配の最高値、又はそれらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額とします。同日

において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額とします。取引所の相場がない取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められる取引については、取得価額をもって評価します。一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとします。

(ト) その他

前記(イ)乃至(ヘ)に定めがない場合は、投信法、投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計基準により付されるべき評価額をもって評価します。

- ③ 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、以下のよう評価するものとします。(規約第14条第2項)

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価等により求めた評価額とします。

(ロ) 信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が前記(イ)に掲げる資産の場合は前記(イ)に従った評価を、金融資産及び負債の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、資産の合計額から負債の合計額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とします。

- ④ 資産評価の基準日は、原則として、各決算期(毎年3月31日及び9月30日)とします。ただし、前記「② (ハ)及び(ヘ)」に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については毎月末とします。(規約第14条第3項)

- ⑤ 1口当たりの純資産額については、投資法人の計算書類の注記表に記載されることになっています(投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。)(以下「投資法人計算規則」といいます。))第58条、第68条)。投資法人は、各営業期間(毎年4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌年3月31日まで)に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書を含みます。)、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの付属明細書を作成し(投信法第129条第2項)、役員会により承認された場合、遅滞なく投資主に対して承認された旨を通知し、承認済みの計算書類等を、会計監査報告とともに投資主に提供します(投信法第131条第2項乃至第5項、投資法人計算規則第81条)。

投資主は、純資産額の情報について、本投資法人の一般事務受託者の本支店で入手することができます。

(2) 【保管】

投資主は、証券会社等との間で保護預り契約を締結し、本投資証券の保管を委託できます。保護預りの場合、本投資証券は、混蔵保管され、投資主に対しては取引残高報告書が交付されます。

投資主から本投資証券の保管の委託を受けた証券会社等は、当該投資主の承諾を得て、また当該投資主の請求に基づいて、当該投資主から保管の委託を受けた本投資証券を保管振替機構に預託することができます。保管振替機構に預託する場合、保管振替機構は、預託を受けた本投資証券について預託者毎に分別保管せず、他の預託者から預託を受けた本投資証券と混蔵保

管することによって集中保管します。保管振替機構は、その預託を受けた本投資証券について預託後相当の時期に保管振替機構名義への書換の請求を本投資法人に対して行います。保管振替機構に預託され保管振替機構名義に書き換えられた本投資証券について売買が行われた場合には、その決済のために本投資証券の券面を実際に授受するのではなく、保管振替機構に設けられた口座間の振替によって決済が行われます。ただし、保管振替機構に本投資証券を預託した投資主は本投資証券の保管の委託をした証券会社等に申し出ることによって、保管振替機構に預託した投資証券の交付及び返還を受けることができます。なお、本投資証券が東京証券取引所に上場できない場合には保管振替機構に預託することはできません。

投資主は、記名式の本投資証券の券面を直接保有することもできます。保護預りを行わない場合、本投資証券の券面は、投資主が自らの責任において保管することになります。

(3) 【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

(4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年4月1日から9月30日まで、及び10月1日から翌年3月31日までの各6か月間とし、各営業期間の末日をそれぞれ決算期とします。ただし、第1期営業期間は、本投資法人設立の日（平成17年10月7日）から平成18年9月30日までとします（規約第16条）。

(5) 【その他】

① 増減資に関する制限

(イ) 最低純資産額

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円です（規約第8条）。

(ロ) 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とします。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、投資口の追加発行を行うことができます。当該投資口の追加発行における1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する運用資産の内容に照らし公正な金額として役員会の承認を得た価額とします（規約第5条第1項及び第3項）。

(ハ) 国内における募集

本投資法人が発行する投資口の払込金額の総額のうち、国内において募集される投資口の払込金額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第5条第2項）。

② 解散条件

本投資法人における解散事由は以下の通りです（投信法第143条）。

(イ) 投資主総会の決議

(ロ) 合併（合併により本投資法人が、消滅する場合に限ります。）

(ハ) 破産手続開始の決定

(ニ) 解散を命ずる裁判

(ホ) 投信法第216条に基づく投信法第187条の登録の取消し

③ 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した投

資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項）。なお、投資主総会における決議の方法については、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利（1）投資主総会における議決権」をご参照下さい。

本投資証券の上場日以降に投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の上場規程の特例に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、投資制限又は分配方針に関する重要な変更に該当する場合には、証券取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は、証券取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約及び変更に関する規定は、以下の通りです。

(イ) 資産運用会社：リプラス・リート・マネジメント株式会社

資産運用委託契約

期間	本投資法人が投信法第187条に基づく登録を完了した日に効力を生ずるものとし、その有効期間は効力発生日から2年間とします。
更新	期間満了日の6か月前までに本投資法人又は資産運用会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に更新され、更に2年間有効となるものとし、その後もまた同様とします。
解約	i. 本投資法人は、資産運用会社が投信法第50条に規定する投資信託協会の会員でなくなった場合には、事前に投資主総会の承認を得た上で、資産運用会社に対して書面による通知を行うことにより直ちに資産運用委託契約を解約することができます。 ii. 本投資法人は、資産運用会社が次に定める事由の一つに該当する場合、本投資法人は役員会の決議に基づき、資産運用会社に対する書面による通知により直ちに資産運用委託契約を解約できます。 (i) 資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合（ただし、当該違反が是正可能なものである場合に、資産運用会社が、本投資法人からの是正を求める催告を受領した日から30営業日以内にこれを是正した場合を除きます。） (ii) 資産運用会社につき、支払停止、支払不能、破産手続開始、民事再生法上の再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立て、重要な財産に対する差押え命令の送達等の事由が発生した場合 (iii) 上記(i)又は(ii)に掲げる場合の他、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由がある場合 iii 本投資法人は、資産運用会社が次に定める事由の一つに該当する場合、資産運用委託契約を解約しなければなりません。 (i) 投資信託委託業者でなくなったとき (ii) 投信法第200条各号のいずれかに該当するとき (iii) 解散したとき iv. 本投資法人は、資産運用会社に対して、6か月前に書面による通知をし、かつ、事前に投資主総会の決議を経た上で、資産運用委託契約を解約することができます。 v. 資産運用会社は、本投資法人に対して、6か月前の書面による通知をもって、資産運用委託契約の解約を申し入れることができるものとし、本投資法人は、当該解約の申入れを受けた場合、直ちに投資主総会を開催して資産運用委託契約の解約に関する承認を求め、又は、やむをえない事由がある場合は内閣総理大臣の許可を求めるものとします。資産運用委託契約の解約に関し投資主総会の承認が得られた場合又は内閣総理大臣の許可が得られた場合、本投資法人は、当該解約の申入れを受諾するものとし、資産運用委託契約は、通知に定められた解約日において終了するものとします。
変更等	資産運用委託契約は、本投資法人及び資産運用会社間の書面による合意に基づき、法令に定める手続に従って、変更することができるものとします。

(ロ) 一般事務受託者兼資産保管会社兼投資主名簿等管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社
一般事務委託契約

期間	一般事務委託契約の有効期間は、一般事務委託契約の締結日から平成19年10月末日までとします。
更新	上記の有効期間の満了予定日の3か月前までに、本投資法人又は一般事務受託者のいずれか一方からその相手方に対し書面による申し出がなされなかったときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
解約	i. 本投資法人及び一般事務受託者は、その相手方が一般事務委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に相当の期間を定めてその履行を催告した上、当該期間内に履行がないときは一般事務委託契約を解約することができます。 ii. 本投資法人又は一般事務受託者は、その相手方が次の(i)乃至(vi)に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時一般事務委託契約を解約することができます。 (i) 解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに準じる倒産手続開始の申立てがあったとき。 (ii) 支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。 (iii) 他の法人との合併、株式の過半数を所有する株主の変更、法人の分割、又は著しい組織変更により一般事務委託契約の存続が適当でないと認められるとき。 (iv) 関係官公庁より、その営業につき取消し又は停止の処分を受けたとき。 (v) 刑罰に処せられ、社会的信用を失墜したとき。 (vi) その他一般事務受託者の経営、営業又は財務状況に著しく悪影響を及ぼす若しくは及ぼす虞があると合理的に認められる事由等、委託事務を引き続き委託するに堪えない重大な事由が生じたとき。
変更等	i. 本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議の上、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、一般事務委託契約の各条項の定めを合意により変更することができます。 ii. 上記i. に定める協議にあたり、本投資法人が役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、当該変更の効力発生時は、当該承認手続の完了時とします。

資産保管業務委託契約

期間	資産保管業務委託契約の効力発生日は、投信法第187条の規定に基づいて本投資法人が登録を受けた日とします。 資産保管業務委託契約の有効期間は、上記の効力発生日から平成19年10月末日までとします。
更新	上記の有効期間の満了予定日の3か月前までに、本投資法人又は資産保管会社のいずれか一方からその相手方に対し書面による資産保管業務委託契約終了の申し出がなされなかったときは、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
解約	i. 本投資法人及び資産保管会社は、その相手方が資産保管業務委託契約に定める義務又は債務を履行しないときは、相手方に相当の期間を定めて催告した上、当該期間内に履行がないときは資産保管業務委託契約を解約することができます。 ii. 本投資法人又は資産保管会社は、その相手方が次の各号に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手続を要せず即時資産保管業務委託契約を解約することができます。 (i) 解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始その他これらに準じる倒産手続開始の申立てがあったとき。 (ii) 支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。 (iii) 他の法人との合併、株式の過半数を所有する株主の変更、法人の分割、又は著しい組織変更により資産保管業務委託契約の存続が適当でないと認められるとき。 (iv) 関係官公庁より、その営業につき取消し又は停止の処分を受けたとき。 (v) 刑罰に処せられ、社会的信用を失墜したとき。 (vi) その他資産保管会社の経営、営業又は財務状況に著しく悪影響を及ぼす若しくは及ぼす虞があると合理的に認められる事由等、委託業務を引き続き委託するに堪えない重大な事由が生じたとき。
変更等	i. 本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議の上、関係法令との整合性及び準則性を遵守して、資産保管業務委託契約の各条項の定めを合意により変更することができます。 ii. 上記 i. に定める協議にあたり、役員会による承認手続を経る旨の書面による通知を本投資法人が資産保管会社に行ったときは、上記 i. に定める変更の効力発生日は、本投資法人及び資産保管会社の合意後当該承認手続完了時とします。この場合、本投資法人は、速やかに当該承認手続を行うものとします。

投資口事務代行委託契約

期間	投資口事務代行委託契約は、平成17年10月7日からその効力を生ずるものとします。 投資口事務代行委託契約の有効期間は、上記の効力発生日から2年間とします。
更新	上記の有効期間満了の6か月前までに本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方から文書による別段の申し出がなされなかったときは、従前と同一の条件にて自動的に1年間延長するものとし、その後も同様とします。
解約	投資口事務代行委託契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。 i. 本投資法人及び投資主名簿等管理人間の文書による解約の合意。ただし、この場合には、投資口事務代行委託契約は、本投資法人及び投資主名簿等管理人の合意によって指定した時点から失効します。 ii. 本投資法人又は投資主名簿等管理人のいずれか一方に次に掲げる事由が生じたときは、相手方は投資口事務代行委託契約の解除を文書で通知することができます。投資口事務代行委託契約は、解除を通知する文書において指定する日に失効するものとします。 (i) 会社更生、民事再生手続開始、破産、その他いわゆる倒産の申立て (ii) 投資口事務代行委託契約につき、重大な違反をした場合その他投資口事務代行委託契約を継続する為に必要な信頼関係が回復不能に損なわれた場合
変更等	本投資法人及び投資主名簿等管理人が誠意をもって協議し決定します。

(ハ) 投資法人債に係る一般事務受託者：株式会社三菱東京UFJ銀行

財務代理契約

期間	契約期間の定めはありません。
更新	契約の更新に関する定めはありません。
解約	解約に関する定めはありません。
変更等	本投資法人及び財務代理人は、財務代理契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、その都度これに関する協定をするものとします。

(ニ) 会計監査人：あずさ監査法人

本投資法人は、あずさ監査法人を会計監査人に選任しています。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します（規約第34条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結のときまでとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなされます（規約第35条）。

⑤ 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

2【利害関係人との取引制限】

(1) 法令に基づく制限

① 利益相反取引の制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、利害関係人等との取引について次の行為を行うことが禁じられています（投信法第34条の3第2項、投信法施行令第21条及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。））

（以下「投信法施行規則」といいます。第53条）。ここで「利害関係人等」とは、資産運用会社の総株主の議決権の過半数を保有していることその他の当該資産運用会社と密接な関係を有する者として投信法施行令で定める者をいいます（投信法第15条第2項第1号、投信法施行令第20条）。資産運用会社の「利害関係人等」には、株式会社リプラス及びその子会社等が含まれます。

(イ) 資産運用会社の利害関係人等である次のa. からg. までの掲げる者の当該a. からg. までのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと（投信法第34条の3第2項第1号）。

- a. 投資信託委託業者 投資信託委託業に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る投資法人
- b. 信託会社 信託の引受けを行う業務に係る受益者
- c. 信託業務を営む金融機関 信託の引受けを行う業務に係る受益者
- d. 投資顧問業者 投資顧問業に係る顧客又は当該投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客
- e. 宅地建物取引業者 宅地建物取引業に係る顧客
- f. 不動産特定共同事業者 不動産特定共同事業の事業参加者
- g. 上記a. からf. までの掲げる者のほか、特定資産に係る業務を営む者として投信法施行令で定めるもの 投信法施行令で定める顧客等

(ロ) 資産運用会社の利害関係人等の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと（投信法第34条の3第2項第2号）。

(ハ) 資産運用会社の利害関係人等である次に掲げる者の利益を図るため、投資法人の資産の運用の方針、投資法人の純資産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うこと（投信法第34条の3第2項第3号）。

- a. 証券会社等
- b. 登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に定める登録金融機関をいいます。以下同様とします。）
- c. 宅地建物取引業者
- d. 上記a. からc. までの掲げる者のほか、投信法施行令で定めるもの

(ニ) 資産運用会社の利害関係人等である証券会社が有価証券の引受けに係る主幹事会社（投信法第15条第2項第4号に規定する主幹事会社をいいます。）である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うこと（投信法第34条の3第2項第4号）。

(ホ) 資産運用会社の利害関係人等である発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集、私募若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は

買い付けること（投信法施行規則第53条第1号）。

- (ヘ) 資産運用会社の利害関係人等である不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること（投信法施行規則第53条第2号）。
- (ト) 資産運用会社の利害関係人等である匿名組合の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて、当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること（投信法施行規則第53条第3号）。
- (チ) 資産運用会社の利害関係人等である信託業者等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資法人の資産をもって取得すること（投信法施行規則第53条第4号）。
- (リ) 資産運用会社の利害関係人等である信託受益権販売業者が信託の受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託の受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受けて、当該信託の受益権を投資法人の資産をもって買い付けること（投信法施行規則第53条第5号）。

② 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、運用の指図を行う投資信託財産、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産（投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本②において同じです。）の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者に交付しなければなりません（投信法第34条の6第2項）。ただし、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令に定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人（当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。）その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則で定めるものにより提供することができます（投信法第34条の6第4項、第26条第3項）。

③ 資産の運用の制限

登録投資法人は、(イ) その執行役員又は監督役員、(ロ) その資産の運用を行う投資信託委託業者、(ハ) その執行役員又は監督役員の親族、(ニ) その資産の運用を行う投資信託委託業者の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。））、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で、次に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条乃至第118条）。

- a. 有価証券の取得又は譲渡
- b. 有価証券の貸借
- c. 不動産の取得又は譲渡
- d. 不動産の貸借
- e. 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引
(ただし、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています。)

④ 特定資産の価格等の調査

投信法第34条の4及びこれに関する法令並びに金融庁事務ガイドラインにより定められた特定資産（指定資産を除きます。）について取得及び譲渡等の取引が行われたときは、本投資法人、資産運用会社（その利害関係人等を含みます。）及びその資産保管会社以外の外部の所定の第三者により価格等の調査を受けるものとします。

ここで、外部の所定の第三者とは、以下のもの（投信法施行令に定める者を除きます。）をいいます。

- (イ) 弁護士又は弁護士法人
- (ロ) 公認会計士又は監査法人
- (ハ) 不動産鑑定士

なお、調査する資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいいます。）であるときは、当該調査は、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査します。

また、ここで規定する価格等の調査は、利害関係人等以外の第三者との間で取引が行われた場合にも、実施しなければならないことに留意します。

(2) 利害関係者取引規則

① 基本原則

(イ) 利益相反取引ルールの方針・変更

- ・自主ルールとして、利害関係者取引規則を以下の通り定めます。
- ・利害関係者取引規則の方針・変更については、コンプライアンス委員会及び投資委員会の決議を経た上で、取締役会決議をもって行うものとします。

(ロ) 利害関係者取引規則の主な内容

- ・利益相反取引に係る議案は、常に、コンプライアンス・オフィサーが審査の上、外部専門家を含むコンプライアンス委員会、投資委員会及び取締役会の承認を得なければならないものとして取引の適正を制度的に担保します。

② 利害関係者

利益相反取引の相手方となる者は、以下の者を指すものとします。

- (イ) 投信法第15条第2項第1号及び投信法施行令第20条各号に規定される利害関係人等
- (ロ) 資産運用会社のすべての株主及びその役員並びに当社の子会社
- (ハ) 前記(イ)又は(ロ)に該当する者に資産運用業務を委託している法人
- (ニ) 前記(イ)又は(ロ)に該当する者が出資又は匿名組合出資を行う特別目的会社

③ 対象となる取引の範囲

本投資法人は、利害関係人等との取引制限に関する法令上の制限に加え、利害関係者との間において以下の取引を行う場合、それぞれ以下の基準に基づいて判断し、下記④の手続を経て

これを実行するものとします。

(イ) 利害関係者からの運用資産の取得

利害関係者から運用資産を取得する場合、1物件当たりの「取得価額」は不動産鑑定士の不動産鑑定評価額以下とします。ただし、運用資産の取得に係る諸費用については「取得価額」に含めません。

(ロ) 利害関係者への運用資産の売却

利害関係者へ運用資産を譲渡する場合、1物件当たりの「譲渡価額」は不動産鑑定士の不動産鑑定評価額以上とします。ただし、運用資産の譲渡に係る諸費用については「譲渡価額」に含めません。

(ハ) 利害関係者への運用資産の賃貸

利害関係者へ運用資産を賃貸する場合、市場価格、周辺相場等を調査し、適正と判断される条件で賃貸しなければなりません。

(ニ) 利害関係者への運用資産の管理委託

利害関係者へ運用資産の管理業務を委託するに際しては、相見積等を行い、適正と判断される条件で契約を行わなければなりません。契約に際しては能力とコストとを勘案して決定します。

(ホ) 利害関係者との間の運用資産の賃貸に関する媒介契約

利害関係者へ運用資産の賃貸に関する媒介業務を委託するに際しては一般媒介契約によるものとします。なお、媒介手数料は、宅建業法の定めに基づいて決定するものとします。

(ヘ) 利害関係者との間の運用資産の取得・売却に関する媒介契約

利害関係者へ運用資産の取得・売却に関する媒介業務を委託するに際しては一般媒介契約によるものとします。なお、媒介手数料は、宅建業法の定めに基づいて決定するものとします。

(ト) 利害関係者との間の運用資産に関する工事請負契約

利害関係者へ運用資産に関する工事業務を委託するに際しては、相見積等を行い、適正と判断される条件で契約を行わなければなりません。契約に際しては能力とコストとを勘案して決定します。

(チ) その他の取引（軽微な取引を除きます。）

利害関係者とのその他の取引に際しても適正と判断される条件で契約を行わなければなりません。

④ 利害関係者との取引に関する手続

利害関係者との取引を行うにあたっては、下記の手続を経るものとします。

(イ) 利害関係者との取引を行おうとする部門は稟議書を起案し、部門長の承認を得ます。

(ロ) コンプライアンス・オフィサーは取引の担当部門で承認された取引の審査を行います。

(ハ) 利害関係者との取引に関する稟議書について取引の担当部門以外のすべての部門長の承認及び代表取締役の承認を得ます。

(ニ) コンプライアンス委員会及び投資委員会の決議を得ます。

(ホ) 取締役会の決議を得ます。

(ヘ) 本投資法人の役員会において、資産運用会社の社内手続が適切に完了していることの承認を得ます。

(3) 利害関係者との取引状況

① 利害関係人等及び主要株主との取引状況表（運用資産の取得及び処分）

該当事項はありません。

② その他利害関係人等及び主要株主との取引状況表

平成17年10月7日から平成18年9月30日まで

区分	支払手数料等 総額 (A) (千円)	利害関係人等及び主要株主との取引の内訳 (注1)		総額に対する 割合 (B/A) (%)
		支払先	支払金額 (B) (千円)	
信託受益権売買媒介手数料 (注2)	837,601	株式会社リプラス	837,601	100.0
物件管理等委託費	146,420	リプラス・インベストメンツ株式会社	37,911	25.9
損害保険料	19,730	リプラス・インベストメンツ株式会社	19,434	98.5

(注1) 利害関係人等及び主要株主とは、投信法施行令第20条に定める本投資法人と資産運用委託契約を締結している投資信託委託業者の利害関係人等及び投信法第9条第3項に定義される投資信託委託業者の主要株主をいいます。株式会社リプラス及びリプラス・インベストメンツ株式会社が利害関係人等に該当します。

(注2) 不動産信託受益権等の取得にあたり支払った信託受益権売買媒介手数料及び資産運用報酬に含まれる投資信託委託業者の取得報酬は、当該不動産又は不動産信託受益権等の取得原価に算入しています。

3【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主の権利

① 投資主総会における議決権

(イ) 本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています（投信法第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会において決議される事項は、以下の通りです。

- a. 執行役員、監督役員及び会計監査人の選任（ただし、設立の際選任されたものとみなされる者の選任を除きます。）及び解任（投信法第96条、第104条、第106条）
- b. 投資信託委託業者との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意（投信法第198条第2項、第206条第1項、第34条の9第2項）
- c. 投資口の併合（投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項）
- d. 投資法人の解散（投信法第143条第3号）
- e. 規約の変更（投信法第140条）
- f. その他投信法又は本投資法人の規約で定める事項（投信法第89条）

(ロ) 投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下の通りです。

- a. 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがない限り、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います（規約第22条第1項）。
- b. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができます（規約第23条本文）。ただし、投資主又は代理人に選任された投資主は、投資主総会毎に代理権を証する書面を予め本投資法人に提出することを要します（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、規約第23条ただし書）。
- c. 投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができます（投信法第90条の2第2項、第92条第1項）。
- d. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第92条第2項）。
- e. 投資主総会に出席しない投資主は、本投資法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができます（投信法第92条の2第1項）。
- f. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第24条第1項）。
- g. 上記 f. の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します（投信法第93条第3項、規約第24条第2項）。
- h. 本投資法人は、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とします。また、本投資法人は、必要があるときは、法令に従い予め公告することにより一定の日を定めて、当該日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とすることができます。（投信法第77条の3第2項、規約第25条）。

② その他の公益権

(イ) 代表訴訟提起権（投信法第34条の8第3項、第116条、第119条、会社法第847条）

6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対し、書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を追及する訴えの提

起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、当該請求をした投資主は、本投資法人のために訴えを提起することができます。

(ロ) 投資主総会決議取消権（投信法第94条第2項、会社法第831条）

投資主は、投資主総会の招集の手續又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し又は著しく不公正なとき、決議の内容が規約に違反するとき、又は決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がされたときには、決議の日から3か月以内に、訴えをもって当該投資主総会の決議の取消しを請求することができます。

(ハ) 執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、6か月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対し、その行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

(ニ) 新投資口発行無効訴権（投信法第84条第2項、会社法第828条第1項）

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から6か月以内に、本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

(ホ) 合併無効訴権（投信法第150条、会社法828条第1項第7号、第8号）

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6か月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

(ヘ) 設立無効訴権（投信法第75条第6項、会社法828条第1項第1号）

投資主は、本投資法人の設立につき重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して本投資法人の成立の日から2年以内に設立無効の訴えを提起することができます。

(ト) 投資主提案権（投信法第94条第1項、会社法第303条第2項）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができ、また、投資主総会の目的である事項につき当該投資主の提出しようとする議案の要領を投資主総会の招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます。

(チ) 投資主総会招集権（投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項）

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく投資主総会招集の手續が行われない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合には、招集の請求をした投資主は、内閣総理大臣の許可を得て、投資主総会を招集することができます。

(リ) 検査役選任請求権（投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条）

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集の手續及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うべき事由があるときに本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、内閣総理大臣に対し、検査役の選任の申

立てをすることができます。

(ヌ) 執行役員等解任請求権等（投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号）

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議により解任することができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6か月前から引き続き有する投資主は、執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。

(ル) 解散請求権（投信法第143条の3）

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

③ 分配金請求権（投信法第77条第2項第1号、第137条）

本投資法人の投資主は、本投資法人の規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、保有する投資口数に応じて金銭の分配を受けることができます。

④ 残余財産分配請求権（投信法第77条第2項第2号、第158条）

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

⑤ 払戻請求権（規約第6条）

投資主は、投資口の払戻請求権を有しません。

⑥ 投資口の処分権（投信法第78条第1項、第2項、第3項）

投資主は投資証券を交付する方法により投資口を自由に譲渡することができます。

⑦ 投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条）

投資主は、本投資法人が投資口を発行した日以後、遅滞なく投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申し出ることもできます。

⑧ 帳簿閲覧請求権（投信法128条の3）

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。ただし、この請求は、理由を明らかにしなければなりません。

(2) 投資法人債権者の権利

① 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。

② 投資法人債の処分権（投信法第139条の7、会社法第687条、第688条第2項、第3項）

投資法人債券を発行する旨の定めのある投資法人債の移転は、譲渡人及び譲受人間の意思表示

示及び投資法人債券を交付することにより行われます。このうち、取得者が、記名式の投資法人債の譲渡を第三者に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要であり、本投資法人に対抗するためには、取得者の氏名及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録することが必要です。これに対し、取得者が、無記名式の投資法人債の譲渡を第三者及び本投資法人に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要です。

③ 投資法人債権者集会における議決権

投資法人債権者の権利に重大な関係がある事項について、投資法人債権者の総意を決定するために、投信法の規定に基づき、投資法人債権者集会が設置されます。

(イ) 投資法人債権者集会における決議事項は、法定事項及び投資法人債権者の利害に関する事項に限られます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。投資法人債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません（投信法第139条の10第2項、会社法第734条）。

(ロ) 投資法人債権者の有する議決権の権利行使の手続は、以下の通りです。

- a. 投資法人債権者は、投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する投資法人債の金額の合計額（償還済みの額を除きます。）に応じて議決権を有します（投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項）。投資法人債権者は、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができ、かかる方法で行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入されます（投信法第139条の10第2項、会社法第726条、第727条）。
- b. 投資法人債権者集会において決議をする事項を可決するには、法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合のほか、原則として、出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われますが、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければなりません（投信法第139条の10第2項、会社法第724条第1項、第2項）。
- c. 投資法人債権者集会は、必要がある場合には、いつでも招集することができ、原則として、本投資法人又は投資法人債管理者が招集します（投信法第139条の10第2項、会社法第717条第1項、第2項）。ただし、投資法人債の総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上に当たる投資法人債を有する投資法人債権者は、本投資法人又は投資法人債管理者に対して、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。かかる請求がなされた後遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続が行われない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会を招集することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。
- d. 投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写の請求をすることができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

④ 投資法人債管理者（投信法第139条の8）

本投資法人は、投資法人債を発行する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。ただし、各投資法人債の金額が1億円以上である場合その他投資法人債権者の保護に欠けるおそれがないものとして投信法施行規則で定める場合は、この限りではありません。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

リプラス・リート・マネジメント株式会社

② 資本金の額

本書の日付現在 3億円

③ 事業の内容

(イ) 会社の沿革

年月日	事項
平成17年2月25日	会社設立
平成17年4月15日	宅地建物取引業免許取得 (免許証番号 東京都知事(1) 第84345号)
平成17年7月15日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 (認可番号 国土交通大臣認可第40号)
平成17年10月4日	投資信託委託業者に係る業務認可取得 (認可番号 内閣総理大臣第53号)

(ロ) 株式の総数

a. 発行することができる株式の総数（本書の日付現在）

12,000株

b. 発行済株式数（本書の日付現在）

6,000株

(ハ) その他

a. 役員の変更

資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その株主の議決権の過半数の賛成によって選任します。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠又は増員として就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべき時までとし、補欠として就任した監査役の任期は前任者の任期が満了すべき時までとします。資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、監督官庁へ遅滞なく届け出ます（投信法第10条の3第2項第1号、第8条第1項第3号）。また、資産運用会社の常務に従事する取締役が他の会社の常務に従事し又は事業を営もうとする場合には、監督官庁の承認を必要とします（投信法第13条）。

b. 訴訟事件その他資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在において、資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

(二) 関係業務の概要

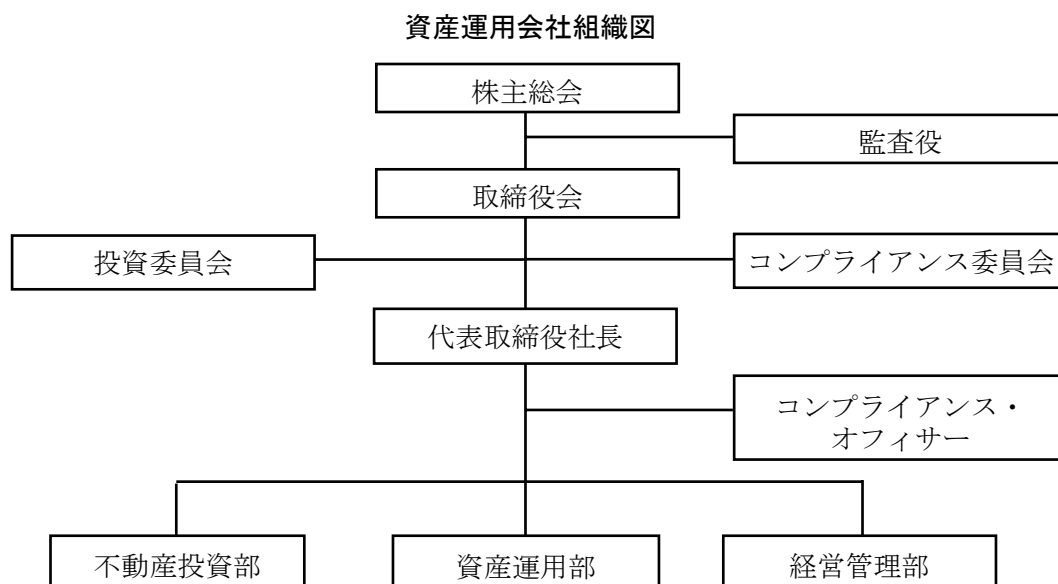
本投資法人が、資産運用会社に委託する業務の内容は以下の通りです。

- a. 本投資法人の資産の運用に係る業務
- b. 本投資法人が行う資金調達に係る業務
- c. 本投資法人への報告業務
- d. その他本投資法人が随時委託する前記 a. 乃至 c. に関連し又は付随する業務

(2) 【運用体制】

① 投資法人の運用体制

資産運用会社の組織及びそれぞれの業務の概略は、以下の通りです。



資産運用会社は、上記組織の下、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。資産運用会社の各種業務は、不動産投資部、資産運用部、経営管理部の各部署及びコンプライアンス・オフィサーに分掌され、それぞれ、担当の取締役又は部長が統括します。

また、資産の運用に関する審議及び決定並びに運用評価等を行う機関として投資委員会を設置し、更に、コンプライアンスの問題を担当する機関としてコンプライアンス委員会を設置しています。

(イ) 資産運用会社の各組織の業務の概要
各組織の主な業務は以下の通りです。

組織・機関	主な業務の概略
不動産投資部	・投資方針の策定 ・運用ガイドラインの策定 ・運用資産の取得及び売却に関する調査並びに選定等の実施 ・運用資産の取得、売却及び評価に係る業務 ・資産取得計画の策定及び実行 ・ポートフォリオの管理
資産運用部	本投資法人が保有する運用資産のアセット・マネジメント業務 ・運用管理計画及び修繕計画の策定及び実行 ・プロパティ・マネジメント業務受託者の選定並びにプロパティ・マネジメント業務受託者への指示及び監督 ・運用資産の管理状況の把握及びパフォーマンスの確認 ・大規模修繕計画の策定及び実行
経営管理部	本投資法人に係る組織運営等の業務 ・投資主総会及び役員会の運営補佐 ・資金調達全般に関する業務（資産調達計画の策定を含みます。） ・ＩＲ及びディスクロージャーに係る業務 ・事務及び経理の統括 資産運用会社に係る業務 ・資産運用会社の株主総会及び取締役会の運営 ・経理及び財務 ・人事及び総務 ・各種契約の管理
コンプライアンス・オフィサー	・業務全般についてのコンプライアンスの管理 ・リスク全般の管理 ・法務 ・社内諸規程・規則等の制定又は改廃及びその遵守状況の確認 ・行政機関への定例報告及び届出 ・内部監査 ・外部監査への対応及び検討

(ロ) 委員会

資産運用会社に設置されている委員会及びその概要は以下の通りです。

a. 投資委員会

委員	代表取締役（委員長）、取締役、不動産投資部長、資産運用部長、経営管理部長（なお、コンプライアンス・オフィサー及び監査役もオブザーバーとして参加することができます。）
審議内容	・ 本投資法人の運用資産に係る運用方針及び資産運用計画の策定に関する審議 ・ 本投資法人へ組み入れる運用資産の取得に関する審議 ・ 本投資法人が所有する運用資産の売却に関する審議 ・ 本投資法人の資金調達計画の策定に関する審議
審議方法等	・ 代表取締役を含む委員の3分の2以上が出席し、出席委員の過半数の賛成により決定します（ただし、委員長の出席を要します。）。 ・ 決議結果（少数意見を含みます。）は委員長が取締役会に報告します。 ・ 利害関係者との取引の場合、コンプライアンス委員会の決議結果の報告を受けた上で、投資委員会で審議します。なお、利害関係者との取引を審議する際、利害関係を持つ委員は、当該決議に参加できないものとします。

b. コンプライアンス委員会

委員	コンプライアンス・オフィサー（委員長）、代表取締役、常勤取締役、経営管理部長、外部委員(注)
審議内容	・ 利害関係者取引に関するリスク管理及び遵法性等の審議 ・ 全社的な法令遵守及びリスク管理
審議方法等	・ 委員の3分の2以上が出席し、出席委員の全会一致により決定します。 ・ 委員会の開催には、委員長の出席を要します。また、委員長の認める特段の事由がある場合を除き、外部委員全員の出席を要します。 ・ 決議結果は委員長が投資委員会及び取締役会に報告します。なお、利害関係者との取引を審議する際、利害関係を持つ委員は、当該決議に参加できないものとします。

(注) 本書の日付現在、外部委員として弁護士（1名）及び公認会計士（1名）が選任されています。

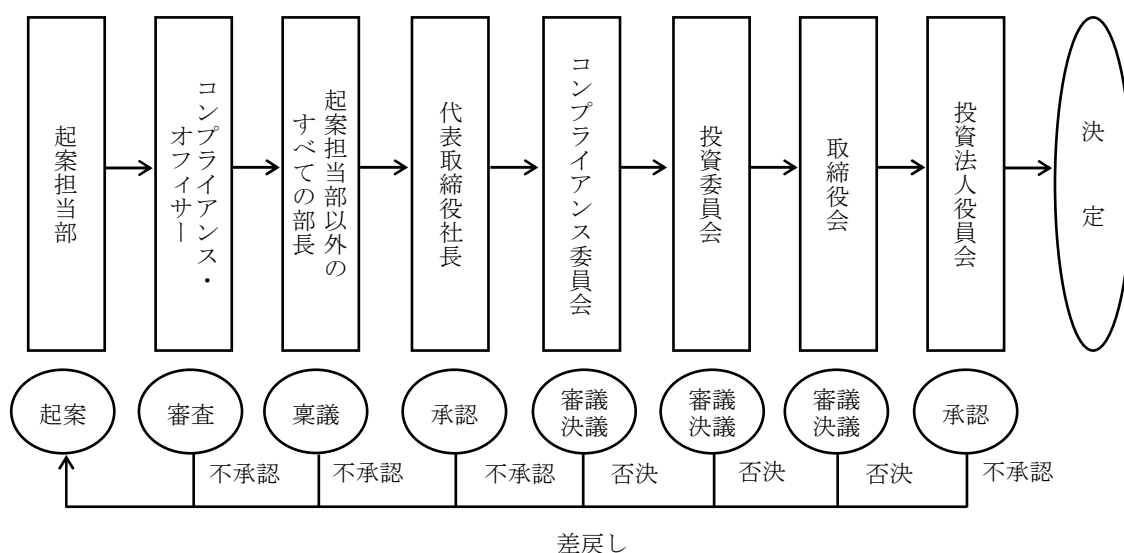
② 投資運用の意思決定機構

資産運用会社は、本投資法人の規約に基づき運用ガイドラインを策定し、本投資法人の投資方針、利害関係者との取引のルール、開示の方針等の投資運用に関する基本的な考え方を定めています。

また、資産運用会社は、運用ガイドラインに従い、資産運用計画を策定し、運用資産の取得その他の資産運用に係る決定を行います。

運用ガイドライン及び資産運用計画の策定及び変更に係る意思決定フロー、運用資産の取得及び売却に係る意思決定フロー並びに運用資産の管理運用に係る意思決定フローは以下の通りです。

(イ) 本投資法人の運用ガイドライン及び資産運用計画の策定及び変更に係る意思決定フロー



a. 運用ガイドラインの策定に係る意思決定フロー

資産運用会社は、本投資法人の規約に基づき、本投資法人の投資方針等を定める運用ガイドラインを策定します。

運用ガイドラインの策定又は変更の際には、市場情報を基に、不動産投資部が、運用資産の取得目的、取得規模、取得地域、取得時期、予算及び資金計画その他の必要事項を定めた運用ガイドラインの策定案又は変更案を起案します。不動産投資部において起案された運用ガイドラインの策定案又は変更案は不動産投資部長の承認の後、コンプライアンス・オフィサーの審査を受けます。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス基本規程に従って審査を行い、法令、社内諸規程・諸規則の遵守状況を確認します。コンプライアンス・オフィサーの審査によりコンプライアンス上の問題点が確認されなかった場合、資産運用部長及び経営管理部長に稟議され、代表取締役社長の承認を経てコンプライアンス委員会に付議されます。コンプライアンス委員会における審議の結果、問題がないと決議された場合、投資委員会に付議されます。投資委員会は、コンプライアンス委員会の決議結果の報告を受けた上で、審議及び決議をし、その結果（少数意見を含みます。）を取締役に提出し、取締役会はこれらを参考に決議を行い、運用ガイドラインを策定又は変更します。取締役会において承認された運用ガイドラインは投資法人の役員会に付議され、役員会において承認された場合に最終決定されます。

なお、各手続において承認を得られなかった場合又は問題点を指摘された場合、当該議案は起案担当部に差し戻されます。

該議案は起案担当部に差し戻されます。

i. 取引金額が10億円未満の取引

不動産投資部において作成された稟議書は不動産投資部長の承認後、コンプライアンス・オフィサーの審査を受けます。コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス基本規程に従って審査を行い、法令、社内諸規程・諸規則の遵守状況を確認します。コンプライアンス・オフィサーの審査によりコンプライアンス上の問題点が確認されなかった場合、資産運用部長及び経営管理部長に稟議された後、代表取締役社長の承認を受け、運用資産の取得及び売却が決定されます。

ii. 取引金額が10億円以上30億円未満の取引

i. と同様の手続により代表取締役社長の承認を受けた議案は、投資委員会に付議されます。投資委員会は、運用ガイドラインに照らして取得価額その他の取引条件について審議し、承認が決議された場合、運用資産の取得及び売却が決定されます。

iii. 取引金額が30億円以上の取引

i. と同様の手続により代表取締役社長の承認を受けた議案は、コンプライアンス委員会に付議されます。コンプライアンス委員会における審議の結果問題がないと決議された場合、投資委員会に付議されます。投資委員会は、コンプライアンス委員会の決議結果の報告を受けた上で審議及び決議をし、その結果を取締役会に提出し、取締役会は稟議書並びにコンプライアンス委員会及び投資委員会の審議結果（少数意見を含みます。）を参考に審議を行い、承認が決議された場合、運用資産の取得及び売却が決定されます。

iv. 利害関係者との取引における意思決定プロセス

利害関係者と本投資法人との取引に係る意思決定は、iii. と同様の手続に加えて、資産運用会社の内部手続が適切に完了していることについての本投資法人の役員会の承認がなされることを条件として行われます。

(ハ) 運用資産の管理運用に係る意思決定フロー

PM会社の選定等、運用資産の管理運営に関する意思決定については、資産運用部が起案し、不動産投資部長及び経営管理部長の稟議により決裁されます。ただし、PM会社に利害関係者を選定する場合等、利害関係者との取引が含まれる場合の意思決定は、資産運用部が起案した後、上記(ロ) iv. と同様の手続（本投資法人の役員会の承認を除きます。）で行われます。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社リプラス	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズ オフィス	5,400	90.0
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	300	5.0
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	300	5.0
合計		6,000	100.0

(注) 比率とは、発行済株式数に対する所有株式数の比率をいいます。

(4) 【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
代表取締役社長	岡村 一郎	平成4年4月 平成17年6月 平成18年2月 平成18年7月	国際証券株式会社（現 三菱UFJ証券株式会社） 株式会社リプラス 事業開発部長（出向） 株式会社リプラス（入社） リプラス・リート・マネジメント株式会社 取締役（出向） リプラス・リート・マネジメント株式会社 代表取締役（出向）（現任）	0
取締役会長	佐久間隆夫	前記「第1 投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。		
取締役 経営管理部長	江村真人	平成9年10月 平成17年1月 平成17年4月 平成17年6月	中央監査法人（現 みずず監査法人） 株式会社リプラス 財務部 リプラス・リート・マネジメント株式会社 経営管理部長（出向）（現任） 同 取締役経営管理部長（出向）（現任）	0
取締役 （非常勤）	亀井顕彦	昭和63年3月 平成2年4月 平成7年10月 平成17年7月 平成17年10月 平成18年1月 平成18年2月 平成18年7月 平成19年3月	郵政省（現 郵政公社）頭島郵便局 鳥取地方裁判所米子支部 株式会社ジョイント・コーポレーション パシフィックマネジメント株式会社 パシフィック・コマーシャル・インベストメント株式会社 取締役（出向） 株式会社リプラス 資産運用一部本部長 株式会社リプラス 資産運用本部 本部長 リプラス・リート・マネジメント株式会社 取締役資産運用部長（出向） リプラス・リート・マネジメント株式会社 代表取締役副社長（出向） リプラス・インベストメント株式会社 副社長執行役員（出向）（現任）	0
取締役 （非常勤）	金澤 洋	昭和39年4月 昭和59年10月 平成4年6月 平成6年6月 平成7年6月 平成10年6月 平成14年6月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月	株式会社第一銀行（現 株式会社みずほ銀行）横浜支店入行 株式会社第一勧業銀行戸塚支店支店長 株式会社第一勧業銀行 取締役 同 常務取締役 株式会社ユウシュウコープ 取締役社長 第一勧銀カード株式会社 取締役社長 株式会社日比谷ビルディング（現 清和綜合建物株式会社） 取締役社長 同 会長 同 特別顧問（現任） リプラス・リート・マネジメント株式会社 取締役（現任）	0

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
取締役 (非常勤)	荒木醇次	昭和42年4月 昭和63年4月 平成2年3月 平成4年4月 平成6年6月 平成9年6月 平成16年6月 平成17年6月	株式会社第一銀行（現 株式会社みずほ銀行） 同 大井町支店長 同 広尾支店長 同 高田馬場支店長 第一地所株式会社（現 中央不動産株式会社） 取締役営業部長 同 常務取締役 同 専務執行役員 リプラス・リート・マネジメント株式会社 取締役（現任）	0
監査役 (非常勤)	矢野国明	昭和49年4月 平成10年12月 平成13年4月 平成14年4月 平成17年7月 平成18年1月 平成19年3月	日興証券株式会社（現 日興コーディアル証券株式会社） 同 リスク管理部長 ファイナンシャル・ネットワーク・テクノロジーズ株式会社 執行役員 日興シティ信託銀行株式会社 取締役 ライブドア証券株式会社 執行役員、内部管理統括責任者兼管理本部長 同 執行役員副社長、内部管理統括責任者兼管理本部長 株式会社リプラス 監査役（現任）リプラス・リート・マネジメント株式会社 監査役（現任） リプラス・インベストメンツ株式会社 監査役（現任） リプラス・チャイナ・アセットマネジメント株式会社 監査役（現任） リプラス・アセットマネジメント株式会社 監査役（現任）	0

（注1）本書の日付現在、資産運用会社の役職員は、28名です。このうち23名が株式会社リプラスからの出向者であり、非常勤監査役1名が株式会社リプラスの役員を兼務しています。

（注2）佐久間隆夫は、資産運用会社の取締役会長と本投資法人の執行役員を兼務しており、投信法第13条に基づき、平成17年10月4日付で金融庁長官より兼職の承認を得ています。

（注3）金澤洋及び荒木醇次は、会社法第2条第15号の社外取締役に該当します。

また、重要な使用人は以下の通りです。

役職名	氏名	主要略歴		所有株式数
コンプライアンス・オフィサー	清水典子	昭和61年8月 平成3年3月 平成13年7月 平成17年5月	ソシエテ・ジェネラル銀行 東京支店 日興証券株式会社（株式会社日興リサーチセンター及び日興アイ・アール株式会社へ出向） マルコ株式会社 IR室長 リプラス・リート・マネジメント株式会社 コンプライアンス・オフィサー	0
不動産投資部長	庄崎政則	平成13年4月 平成16年7月 平成17年4月	アクセンチュア株式会社 金融サービス業本部 株式会社リプラス ホフ事業部 リプラス・リート・マネジメント株式会社 不動産投資部長（出向）（現任）	0
資産運用部長	藤崎裕之	平成3年4月 平成11年6月 平成15年5月 平成15年11月 平成17年1月 平成17年9月 平成19年2月	アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド 株式会社ネットエンズ（現 アイティーマネージ株式会社） 森ビルエステートサービス株式会社 レッドハット株式会社 経理部マネージャー 株式会社リプラス 経営管理本部 総務経理部マネージャー 株式会社リプラス 資産運用2部長 リプラス・リート・マネジメント株式会社 資産運用部長（出向）（現任）	0

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

資産運用会社は、投信法上の投資信託委託業者として投資法人資産運用業を行っています。

② 営業の概況

本書の日付現在、資産運用会社が資産の運用を行う投資法人又は運用の指図を行う投資法人は、本投資法人のみです。

③ 関係業務の概況

資産運用会社としての業務

(イ) 資産運用業務

資産運用会社は、投信法及び規約の規定に従い、本投資法人の資産の運用業務を行います。また、資産の運用業務に関し第三者より苦情を申し立てられた場合における当該苦情の処理その他必要な行為、及びその他本投資法人の資産の運用に関連し又は付随する業務を行います。

(ロ) 資金調達業務

資産運用会社は、本投資法人が行う、投資口の追加発行、投資法人債の発行、借入れ若しくは借換え、又はこれらに類似する資金調達行為に関し、本投資法人のために必要な業務を行います。また、資産運用会社は、本投資法人に代わり、本投資法人に関する情報の適時開示を行うものとし、その他、I R活動を行います。

(ハ) 報告業務

資産運用会社は、投信法に従った報告書の作成及び交付、その他本投資法人の要求に基づき委託業務に関する報告を行います。

(ニ) その他本投資法人が随時委託する前記(イ)乃至(ハ)に関連し又は付随する業務を行います。

2【その他の関係法人の概況】

A. 一般事務受託者、資産保管会社及び投資主名簿等管理人（投信法第117条第2号乃至第6号並びに第208条関係）

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

② 資本金の額

平成18年9月30日現在 324,279百万円

③ 事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）に基づき銀行業を営むとともに、金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和18年法律第43号。その後の改正を含みます。）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 【関係業務の概要】

① 一般事務等受託者としての業務

(イ) 本投資法人の機関の運営に関する事務

(ロ) 計算に関する事務

(ハ) 会計帳簿の作成に関する事務

(ニ) 納税に関する事務

(ホ) その他上記(イ)乃至(ニ)に関連し又は付随する業務

② 資産保管会社としての業務

(イ) 資産保管業務

(ロ) 帳簿書類の作成

(ハ) その他上記(イ)及び(ロ)に関連し又は付随する業務

③ 投資主名簿管理人としての業務

(イ) 投資主名簿及び実質投資主名簿、その他これに付属する帳簿の作成、管理及び備置に関する事務

(ロ) 投資口の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又はその抹消及び証券保管振替制度による実質投資主の通知の受理に関する事務

(ハ) 投資主名簿の投資口の数と実質投資主名簿の投資口の数との合算に関する事務

(ニ) 投資証券の発行に関する事務

(ホ) 投資主の投資証券不所持申出及び投資証券の発行又は返還請求の受理等に関する事務

(ヘ) 投資主、実質投資主及び登録質権者並びにこれらの者の法定代理人又はこれらの者の常任代理人の氏名、住所及び印鑑の登録又はその変更の登録に関する事務

(ト) 上記(イ)乃至(ヘ)に掲げるもののほか、投資口に関し投資主及び実質投資主の提出する届出の受理に関する事務

(チ) 投資主総会招集通知の発送及び議決権行使書に関する事務

(リ) 投資主及び実質投資主に対して分配する金銭の支払に関する事務

(ヌ) 投資主及び実質投資主からの照会に対する応答に関する事務

(ル) 投資口に関する統計及び法令又は契約に基づく官庁、証券取引所、保管振替機関等への届出又は報告のための資料の作成に関する事務

(ヲ) 新投資口の発行、投資口の併合・分割その他本投資法人が臨時に指定する事務

(ワ) 投資主及び実質投資主に対する通知、催告及び報告等の発送に関する事務

(カ) 投資主及び実質投資主の権利行使に関する請求その他の投資主及び実質投資主からの申出

- の受理に関する事務（上記(イ)乃至(ウ)の事務に関連するものに限りです。）
(ヨ) 上記(イ)乃至(カ)に掲げる事務に付帯する印紙税等の納付に関する事務
(タ) 上記(イ)乃至(ヨ)に掲げる事項に付随する事務

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

B. 投資法人債に係る一般事務受託者

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

① 名称

株式会社三菱東京UFJ銀行

② 資本金の額

平成18年9月30日現在 996,973百万円

③ 事業の内容

銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）に基づき銀行業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

① 支払代理人業務

- (イ) 振替機関に対する本投資法人債の一通貨あたりの利子額の通知に関する事務
- (ロ) 本投資法人債の銘柄情報に変更がある場合の振替機関への通知に関する事務
- (ハ) 振替機関との間の元利金請求データの確認および振替機関に対する元利金請求
- (ニ) 内容承認可否通知の送信に関する事務
- (ホ) 元金の償還および利息支払における元利金の分配事務に関する事務
- (ヘ) 元利金支払手数料の直接口座管理機関への分配事務に関する事務
- (ト) その他、振替機関の業務規程等において定められる支払代理人事務

② 投資法人債原簿関係業務

投資法人債原簿の作成および備置きその他の投資法人債原簿に関する事務

③ 元利金分配業務

④ その他の事務

- (イ) 本投資法人債に係る通知書兼申込書の作成および取りまとめ
- (ロ) 投資法人債券台帳の調製
- (ハ) 租税特別措置法に基づく利子所得税の納付
- (ニ) 本投資法人債の利率の確認ならびに関連事務の取扱
- (ホ) 買入消却に係る事務
- (ヘ) その他必要と認められる事務（投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を含みます。）

(3) 資本関係

該当事項はありません。

C. 国内における引受人

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

名称	資本の額（注） （平成18年12月31日現在）	事業の内容
三菱UFJ証券株式会社	65,518百万円	証券取引法に基づき証券業を営んでいます。
JPモルガン証券株式会社	49,750百万円	
大和証券エスエムビーシー株式会社	255,700百万円	
日興シティグループ証券株式会社	96,308百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
松井証券株式会社	11,824百万円	
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288百万円	
東海東京証券株式会社	36,000百万円	

（注）資本の額は百万円未満を切り捨てて記載しています。

(2) 関係業務の概要

国内における引受人は、本投資法人の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として国内募集に関する事務を行います。

(3) 資本関係

平成18年9月末日現在、三菱UFJ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、マネックス証券株式会社及び松井証券株式会社は、本投資法人の投資口を、それぞれ38口、74口、172口、66口及び28口保有しています。同日現在、本投資法人とJPモルガン証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社及び東海東京証券株式会社との間には資本関係はありません。

D. 海外における引受人

(1) 名称、資本の額及び事業の内容

名称	資本の額 （平成18年12月31日現在）	事業の内容
三菱UFJセキュリティーズ・インターナショナル （Mitsubishi UFJ Securities International plc）	410,611,000スターリングポンド （約954億円）（注）	投資銀行業を営んでいます。
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド （J.P. Morgan Securities Ltd.）	3,220,690,000米ドル （約3,814億円）（注）	

（注）スターリング・ポンド及び米ドルの円貨換算は、便宜上、平成19年2月28日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値（1スターリング・ポンド＝232.52円及び1米ドル＝118.44円）を用いており、億円未満を切り捨てて記載しています。

(2) 関係業務の概要

海外における引受人は、本投資法人の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として海外募集に関する事務を行います。

(3) 資本関係

本書の日付現在、本投資法人と海外における引受人との間には資本関係はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）及び同規則第2条の規定により「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

本投資法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成17年10月7日（本投資法人成立日）から平成18年9月30日まで）の財務諸表について、あずさ監査法人の監査を受けています。

3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

区分	第 1 期 (平成18年 9 月30日現在)		
	金額（千円）		構成比 (%)
資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金 (注 1)		1, 072, 844	
信託現金及び信託預金		1, 631, 580	
営業未収入金		11, 540	
貯蔵品		193	
前払費用		34, 078	
未収消費税等		241, 341	
繰延税金資産		201	
その他流動資産		3, 444	
貸倒引当金		△384	
流動資産合計		2, 994, 841	5. 1
Ⅱ 固定資産			
1. 有形固定資産			
建物 (注 1)	757, 920		
減価償却累計額	5, 558	752, 362	
土地 (注 1)		340, 908	
信託建物 (注 1)	30, 408, 917		
減価償却累計額	469, 612	29, 939, 304	
信託構築物 (注 1)	28, 973		
減価償却累計額	385	28, 587	
信託工具器具備品 (注 1)	1, 620		
減価償却累計額	60	1, 559	
信託土地 (注 1)		25, 056, 930	
信託建設仮勘定		1, 995	
有形固定資産合計		56, 121, 647	94. 6
2. 投資その他の資産			
差入敷金保証金		10, 030	
長期前払費用		85, 853	
修繕積立金		95, 115	
投資その他の資産合計		190, 998	0. 3
固定資産合計		56, 312, 646	94. 9
資産合計		59, 307, 487	100. 0

区分	第 1 期 (平成18年 9 月30日現在)		
	金額（千円）		構成比 (%)
負債の部			
Ⅰ 流動負債			
営業未払金		181,734	
短期借入金 (注 1)		19,480,000	
未払金		23,261	
未払費用		178,859	
未払法人税等		2,182	
前受金		253,290	
その他流動負債		95,584	
流動負債合計		20,214,913	34.1
Ⅱ 固定負債			
長期借入金 (注 1)		9,960,000	
信託預り敷金保証金		729,844	
固定負債合計		10,689,844	18.0
負債合計		30,904,757	52.1
純資産の部			
Ⅰ 投資主資本			
1. 出資総額			
出資総額		27,748,800	46.8
2. 剰余金			
当期末処分利益		653,930	1.1
投資主資本合計		28,402,730	47.9
純資産合計 (注 2)		28,402,730	47.9
負債・純資産合計		59,307,487	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日		
	金額（千円）		百分比 （%）
1．営業収益			
不動産賃貸事業収入 (注 2)	2, 467, 063	2, 467, 063	100. 0
2．営業費用			
不動産賃貸事業費用 (注 1) (注 2)	1, 043, 823		
資産運用報酬 (注 1)	86, 000		
役員報酬	8, 477		
資産保管委託報酬	9, 289		
一般事務委託報酬	20, 524		
会計監査人報酬	5, 000		
貸倒引当金繰入	384		
その他費用	75, 001	1, 248, 500	50. 6
営業利益		1, 218, 563	49. 4
3．営業外収益			
受取利息	185		
雑収入	252, 290	252, 476	10. 2
4．営業外費用			
支払利息	207, 016		
融資関連費用	372, 140		
新投資口発行関連費用	151, 297		
創業費償却	50, 000		
その他営業外費用	34, 646	815, 100	33. 0
経常利益		655, 939	26. 6
税引前当期純利益		655, 939	26. 6
法人税、住民税及び事業税	2, 210		
法人税等調整額	△201	2, 008	0. 1
当期純利益		653, 930	26. 5
前期繰越利益		—	
当期未処分利益		653, 930	

(3) 【投資主資本等変動計算書】

第1期（自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日）

	投資主資本			純資産合計 (千円)
	出資総額（千円）	剰余金	投資主資本合計 (千円)	
		当期末処分利益 (千円)		
前期末残高	—	—	—	—
当期変動額				
投資口の発行（私募設立）	100,000	—	100,000	100,000
新投資口の発行（第三者割当増資）	8,900,000	—	8,900,000	8,900,000
新投資口の発行（公募増資）	18,748,800	—	18,748,800	18,748,800
剰余金の分配	—	—	—	—
当期純利益	—	653,930	653,930	653,930
当期中の変動額合計	27,748,800	653,930	28,402,730	28,402,730
当期末残高	27,748,800	653,930	28,402,730	28,402,730

(4) 【注記表】

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

項目	第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日						
1. 固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産（信託不動産を含みます） 定額法を採用しております。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下の通りであります。 <table data-bbox="518 526 975 646"> <tr> <td>建物</td><td>2～60年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>2～20年</td></tr> <tr> <td>工具器具備品</td><td>2～15年</td></tr> </table> ②長期前払費用 定額法を採用しております。	建物	2～60年	構築物	2～20年	工具器具備品	2～15年
建物	2～60年						
構築物	2～20年						
工具器具備品	2～15年						
2. 繰延資産の処理方法	創業費 支出時に全額費用として処理しております。 新投資口発行費 支出時に全額費用として処理しております。 なお、平成18年 6 月22日付一般募集による新投資口の発行は、引受証券会社が発行価額で引受を行い、これを発行価額と異なる発行価格で一般投資家に販売する買取引受契約（「スプレッド方式」という。）によっております。 「スプレッド方式」では、発行価格と発行価額との差額は、引受証券会社の手取金であり、引受証券会社に対する事実上の引受手数料となることから、本投資法人から引受証券会社への引受手数料の支払いはありません。平成18年 6 月22日付一般募集による新投資口発行に際し、発行価格と発行価額との差額の総額は、781,200千円であり、引受証券会社が発行価額で引受を行い、同一の発行価格で一般投資家に販売する買取引受契約（「従来方式」という。）による新投資口発行であれば、新投資口発行費として処理されていたものであります。 このため、「スプレッド方式」では、「従来方式」に比べ、新投資口発行費は、781,200千円少なく計上され、また、経常利益及び税引前当期純利益は同額多く計上されております。						
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。						
4. 収益及び費用の計上基準	固定資産税等の費用処理方法 保有する不動産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち、当計算期間に納税する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しております。 なお、不動産等の取得に伴い、譲渡人に支払った固定資産税等の精算金は賃貸事業費用として計上せず、該当不動産等の取得価額に算入しております。						

項目	第1期 自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を充たしている金利スワップについて特例処理を採用しております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ取引 ヘッジ対象 借入金利 ③ヘッジ方針 本投資法人は、財務方針に基づき、規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。 ④ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
8. 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法	保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しております。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしております。 a. 信託現金及び信託預金 b. 信託建物、信託構築物、信託工具器具備品、信託土地及び信託建設仮勘定 c. 信託預り敷金保証金
9. 消費税等の処理方法	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。但し、固定資産については、税込処理によっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 1 期 (平成18年 9 月30日現在)	
1. 担保に供している資産及び担保を付している債務	
担保に供している資産は次の通りです。	
現金及び預金	246, 447千円
建物	752, 362千円
土地	340, 908千円
信託建物	29, 939, 304千円
信託構築物	28, 587千円
信託工具器具備品	1, 559千円
信託土地	25, 056, 930千円
合計	56, 366, 099千円
担保を付している債務は次の通りです。	
短期借入金	19, 480, 000千円
長期借入金	9, 960, 000千円
合計	29, 440, 000千円
2. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額	50, 000千円

(損益計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日	
1. 主要投資主との取引高	
営業取引による取引高	
特定資産の取得額：10,366,190千円	
手数料等の支払額： 800,874千円	
(注) 上記の手数料等のうち775,669千円は不動産等の取得原価に算入しております。	
2. 不動産賃貸事業損益の内訳	
A. 不動産賃貸事業収益	
不動産賃貸事業収入	
(賃貸料)	2,243,109千円
(共益費)	68,372千円
(駐車場収入)	78,317千円
(付帯収入)	17,670千円
(その他賃貸事業収入)	59,594千円
合計	2,467,063千円
B. 不動産賃貸事業費用	
不動産賃貸事業費用	
(物件管理等委託費)	146,420千円
(公租公課)	135,476千円
(水道光熱費)	37,868千円
(修繕費)	94,813千円
(保険料)	19,434千円
(営業広告費等)	53,804千円
(信託報酬)	57,630千円
(減価償却費)	475,617千円
(その他賃貸事業費用)	22,756千円
不動産賃貸事業費用合計	1,043,823千円
C. 不動産賃貸事業損益 (A－B)	1,423,239千円

(投資主資本等変動計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日	
発行可能投資口総口数	2,000,000口
発行済投資口数	61,400口

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日	
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年 9 月30日現在)	
現金及び預金勘定	1,072,844千円
信託現金及び信託預金勘定	1,631,580千円
現金及び現金同等物	2,704,424千円

(リース取引に関する注記)

第 1 期 (自平成17年10月 7 日 至平成18年 9 月30日)

重要なリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

第 1 期 (自平成17年10月 7 日 至平成18年 9 月30日)

有価証券取引を行っていないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期
自 平成17年10月7日
至 平成18年9月30日

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

本投資法人の利用しているデリバティブ取引は、金利スワップ取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

本投資法人の行うデリバティブ取引は、将来の金利変動によるリスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(3) 取引の利用目的

本投資法人の行うデリバティブ取引は借入金利等の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

①ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を充たしている金利スワップについて特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引

ヘッジ対象 借入金利

③ヘッジ方針

本投資法人は、財務方針に基づき、規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、取引相手先は高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

(5) 取引に係るリスク管理体制

資産運用会社の運用管理手続に基づき、リスク管理を行っております。

2. 取引の時価等に関する事項

金利スワップの特例処理の要件を充たしているため、決算日における時価等の注記を省略しております。

(退職給付に関する注記)

第1期（自平成17年10月7日 至平成18年9月30日）

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	(単位：千円)
(繰延税金資産)	
貸倒引当金繰入超過額	151
未払事業税損金不算入額	49
繰延税金資産合計	201
(繰延税金資産の純額)	201
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	(単位：%)
法定実効税率	39.39
(調整)	
支払分配金の損金算入額	△39.27
その他	0.19
税効果会計適用後の法人税の負担率	0.31

(持分法損益等に関する注記)

第 1 期（自平成17年10月 7 日 至平成18年 9 月30日）

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期(自平成17年10月7日 至平成18年9月30日)

1. 支配投資主及び法人主要投資主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	投資口等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要投資主	(有)URAGASUMI	東京都千代田区	3百万円	投資口の保有	10.7%	—	信託不動産の売買	信託不動産の取得	5,661,619	—	—
	(有)ISOJIMAN(注3)	東京都千代田区	3百万円	投資口の保有	8.0%	—	信託不動産の売買	信託不動産の取得	4,704,571	—	—
	(株)リプラス(注3)	東京都港区	3,266百万円	滞納家賃保証事業不動産のアセットマネジメント事業	5.7%	—	信託受益権売買の媒介	信託受益権売買の媒介	493,607	—	—
	リプラス・インベストメンツ(株)(注3)	東京都港区	10百万円	不動産管理・賃貸業	3.3%	—	不動産賃貸管理の委託	不動産賃貸管理の委託	15,044	営業未払金	2,978
							保険代理店業務	損害保険料の支払	10,160	前払費用	11,974
	リプラス・リート・マネジメント(株)(注3)	東京都港区	300百万円	投資法人資産運用業	1.6%	役員1名	資産運用業務の委託	資産取得報酬の支払	282,061	—	—

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針：上記各社との取引は市場価格等を参考に決定しております。

(注3) (有)ISOJIMAN、(株)リプラス、リプラス・インベストメンツ(株)及びリプラス・リート・マネジメント(株)は、平成18年6月22日の本投資法人の公募増資に伴い、主要投資主ではなくなりました。このため、「取引金額」につきましては主要投資主であった期間の金額を、「期末残高」につきましては主要投資主でなくなった時点の金額を表示しております。

2. 役員及び個人主要投資主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	投資口等の所有(被所有)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者	佐久間隆夫	—	—	(注1)	—	—	資産運用業務の委託	リプラス・リート・マネジメント株式会社への資産運用報酬の支払	86,000	未払費用	90,300
								リプラス・リート・マネジメント株式会社への資産取得報酬の支払	464,164	営業未払金	39,817

(注1) 本投資法人執行役員兼リプラス・リート・マネジメント株式会社取締役会長

(注2) 本投資法人執行役員 佐久間隆夫が第三者(リプラス・リート・マネジメント株式会社)の代表又は取締役として行った取引であり、報酬額は、本投資法人の規約で定められた条件によっております。

(注3) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

3. 子法人等

該当事項はありません。

4. 兄弟法人等

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

第1期 自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日	
1口当たり純資産額	462,585円
1口当たり当期純利益	24,320円
1口当たり当期純利益は当期純利益を日数加重平均投資口数で除することにより算定しております。	
また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載しておりません。	

(注) 1口当たり当期純利益算定上の基礎は以下の通りです。

当期純利益	653,930千円
普通投資主に帰属しない金額	— 千円
普通投資口に係る当期純利益	653,930千円
期中平均投資口数	26,888口

(重要な後発事象に関する注記)

第 1 期
自 平成17年10月 7 日
至 平成18年 9 月30日

1. 資産の取得について

平成18年10月 5 日付にて以下の資産の取得を行いました。

[エステージ大塚]

所在地 : 東京都豊島区北大塚一丁目27番 6、27番 8 (地番)
取得価格 : 725,229千円
資産の種類 : 信託受益権
契約日 : 平成18年10月 3 日
譲渡人 : 有限会社リプラス・レジデンシャル・ウェアハウス 1 号

[リーベスト東中山]

所在地 : 千葉県船橋市東中山二丁目111番 1 (地番)
取得価格 : 1,371,314千円
資産の種類 : 信託受益権
契約日 : 平成18年10月 3 日
譲渡人 : 有限会社MASUMI

[リーベスト中山]

所在地 : 神奈川県横浜市緑区三保町字大上2608番 3、2652番 2、2817番691、
2817番694 (地番)
取得価格 : 837,348千円
資産の種類 : 信託受益権
契約日 : 平成18年10月 3 日
譲渡人 : 有限会社MASUMI

(注) 取得価格はいずれも取得諸経費、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を除きます。

第1期
自 平成17年10月7日
至 平成18年9月30日

2. 資金の借入について

平成18年10月5日付にて不動産等の購入資金に充てるため、下記の通り資金の借入を行いました。

借入先	: 株式会社あおぞら銀行、農林中央金庫
借入金額	: 3,160百万円
利率	: 平成18年12月29日までの利率 1.34182%
借入実行日	: 平成18年10月5日
返済期日	: 平成19年10月4日
担保有無	: 有担保

3. スプレッド型金利キャップの取得について

平成18年10月11日付にて短期変動金利借入の金利変動リスクをヘッジする目的で下記スプレッド型金利キャップを取得しました。

購入先	: 株式会社三菱東京UFJ銀行
想定元本	: 100億円
開始日	: 平成18年12月22日
終了日	: 平成21年12月22日
対象金利	: 6ヶ月円TIBOR
金利改定日	: 6月及び12月の22日の2営業日前
第一ストライク	: 1.00%
第二ストライク	: 2.00%
支払いプレミアム	: 89,050,000円 (89.05 b p)

(5) 【金銭の分配に係る計算書】

項目	第 1 期 自 平成17年10月 7 日 至 平成18年 9 月30日
Ⅰ 当期末処分利益	653,930,311円
Ⅱ 分配金の額 (投資口 1 口当たりの分配金の額)	653,910,000円 (10,650円)
Ⅲ 次期繰越利益	20,311円
分配金の額の算出方法	本投資法人の規約第15条第 1 項に定める金銭の分配の方針に基づき、分配金の額は利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能所得の金額」の90%に相当する金額を超えるものとしております。かかる方針により、当期末処分利益を超えない額で発行済投資口61,400口の整数倍の最大値となる653,910,000円を利益分配金として分配することといたしました。なお、本投資法人規約第15条第 3 項に定める利益を超えた金銭の分配は行いません。

(6) 【キャッシュ・フロー計算書】

科目	第1期 自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日
	金額（千円）
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	655,939
減価償却費	475,617
長期前払費用償却額	5,370
新投資口発行関連費用	151,297
受取利息	△185
支払利息	207,016
貸倒引当金の増加・減少額	384
営業未収入金の増加・減少額	△11,540
たな卸資産の増加・減少額	△193
未収消費税等の増加・減少額	△241,341
営業未払金の増加・減少額	153,532
未払金の増加・減少額	23,261
未払費用の増加・減少額	99,692
前受金の増加・減少額	253,290
長期前払費用の支払額	△91,224
その他	58,060
小計	1,738,976
利息の受取額	185
利息の支払額	△127,848
法人税等の支払額	△27
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,611,285
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,098,828
信託有形固定資産の取得による支出	△55,560,089
信託預り敷金保証金の純増減	729,844
その他	△15,290
投資活動によるキャッシュ・フロー	△55,944,363
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の借入による収入	48,480,000
短期借入金の返済による支出	△29,000,000
長期借入金の借入による収入	9,960,000
投資口の発行による収入	27,748,800
新投資口発行関連費用	△151,297
財務活動によるキャッシュ・フロー	57,037,502
IV 現金及び現金同等物の増加・減少額	2,704,424
V 現金及び現金同等物の期首残高	—
VI 現金及び現金同等物の期末残高	2,704,424

(注) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及びキャッシュ・フロー計算書に関する注記は、前記(4) [注記表] に記載しております。

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

該当事項はありません。

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

区分	種類	契約額等（千円）		時価（千円）
			うち1年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引受取変動・支払固定	9,960,000	9,960,000	△101,720
合計		9,960,000	9,960,000	△101,720

（注1）金利スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

（注2）金利スワップ取引の時価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価しております。

③ 不動産等明細表のうち総括表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額（千円）		差引当期末 残高 (千円)	摘要
						又は償却累 計額	当期償却額		
有形 固定 資産	建物	—	757,920	—	757,920	5,558	5,558	752,362	(注)
	土地	—	340,908	—	340,908	—	—	340,908	(注)
	信託建物	—	30,408,917	—	30,408,917	469,612	469,612	29,939,304	(注)
	信託構築物	—	28,973	—	28,973	385	385	28,587	(注)
	信託工具器具備品	—	1,620	—	1,620	60	60	1,559	
	信託土地	—	25,056,930	—	25,056,930	—	—	25,056,930	(注)
	信託建設仮勘定	—	1,995	—	1,995	—	—	1,995	
	合計	—	56,597,264	—	56,597,264	475,617	475,617	56,121,647	

（注）本投資法人は第1期より資産を取得し、運用を開始しております。第1期中の物件取得に伴う有形固定資産の増加額は下記の通りです。

1. 平成17年12月15日取得35物件

信託建物（千円）	19,711,151
信託土地（千円）	17,348,266

2. 平成18年6月22日取得19物件

建物（千円）	757,920
土地（千円）	340,908
信託建物（千円）	8,308,245
信託構築物（千円）	16,384
信託土地（千円）	6,001,069

3. 平成18年8月23日取得9物件

信託建物（千円）	2,359,853
信託構築物（千円）	6,176
信託土地（千円）	1,707,291

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

⑤ 投資法人債明細表

該当事項はありません。

⑥ 借入金等明細表

	区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限	使途	摘要
	借入先								
短期借入金	三菱東京ＵＦＪ銀行	—	2,800,000	—	2,800,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
		—	14,000,000	14,000,000	—	0.61	—	(注4)	
	あおぞら銀行	—	7,200,000	7,200,000	—	0.61	—	(注4)	
		—	2,800,000	—	2,800,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
		—	2,080,000	—	2,080,000	1.34	平成19年8月	(注4)	
	農林中央金庫	—	1,200,000	—	1,200,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	三井住友銀行	—	1,800,000	—	1,800,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	りそな銀行	—	3,000,000	3,000,000	—	0.61	—	(注4)	
		—	1,800,000	—	1,800,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
		—	2,000,000	—	2,000,000	1.34	平成19年8月	(注4)	
	みずほ信託	—	5,000,000	5,000,000	—	0.61	—	(注4)	
	住友信託銀行	—	1,500,000	—	1,500,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	新生銀行	—	1,000,000	—	1,000,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	三菱ＵＦＪ信託銀行	—	1,500,000	—	1,500,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	中央三井信託銀行	—	1,000,000	—	1,000,000	0.75	平成19年6月	(注3)	
	ダイヤモンド・リース	—	4,800,000	4,800,000	—	1.81	—	(注4)	
	合計	—	53,480,000	34,000,000	19,480,000				
長期借入金 (注1) (注2)	三菱東京ＵＦＪ銀行	—	1,880,000	—	1,880,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	あおぞら銀行	—	1,880,000	—	1,880,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	農林中央金庫	—	1,800,000	—	1,800,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	三井住友銀行	—	1,200,000	—	1,200,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	りそな銀行	—	1,200,000	—	1,200,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	住友信託銀行	—	1,000,000	—	1,000,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	新生銀行	—	1,000,000	—	1,000,000	0.90	平成21年6月	(注3)	
	合計	—	9,960,000	—	9,960,000				

(注1) 三菱東京ＵＦＪ銀行と受取変動・支払固定の金利スワップ契約(想定元本:9,960,000千円 期日:平成21年6月22日、支払固定金利:1.706%)を締結しております。

(注2) 長期借入金の貸借対照表日以後5年以内における返済予定額

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金(千円)	—	9,960,000	—	—

(注3) 資金の使途は、いずれも不動産または不動産信託受益権の購入資金及び短期借入金の返済資金であります。

(注4) 資金の使途は、いずれも不動産信託受益権の購入資金であります。

⑦ 出資総額増減明細表及び出資剰余金増減明細表

区分	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	期末残高 (千円)	摘要
出資総額	—	27,748,800	—	27,748,800	
合計	—	27,748,800	—	27,748,800	

2 【投資法人の現況】

(1) 【純資産額計算書】

(平成18年 9 月30日現在)

I 資産総額 (百万円)	59,307
II 負債総額 (百万円)	30,904
III 純資産総額 (I－II) (百万円)	28,402
IV 発行済投資口数 (口)	61,400
V 1口当たり純資産額 (III／IV) (円)	462,585

(注) 資産総額、負債総額及び純資産総額は、帳簿価額を使用し、百万円未満を切り捨てて記載しています。

1口当たりの純資産額は、小数点以下を切り捨てて表示しています。

(2) 【借入れの現況】

① 借入れの予定

本投資法人は、取得予定資産の取得資金の一部に充当するため、以下の借入れを行う予定です（注1）。

区分	借入先	借入予定額	期間	返済方法	使途	摘要
長期 (注2)	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社あおぞら銀行 中央三井信託銀行株式会社	80億円 (注3)	3年	期限一括 返済	資産の購入 (付帯費用 含む)	有担保
	株式会社りそな銀行 三井住友海上火災保険株式会社	20億円 (注3)	5年			

(注1) 借入れは、別途定められる貸出前提条件をすべて充足することに加え、各金融機関における貸出審査
手続における最終的な決裁の完了等、各金融機関が合理的に満足する貸付契約が締結されることを条
件とします。

(注2) 長期とは1年超の借入れをいいます。

(注3) 借入予定額は、本書の日付現在における本投資法人の借入れの可能限度額であり、最終的な借入金額
は本募集による手取金額等を勘案した上、借入実行の時点までに決定されます。

② 財務制限条項

本投資法人の財務状況によって、リザーブ積立額の付加や担保提供義務等の財務制限を受け
る場合があります。

第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	発行（販売） 口数（口）	発行済口数 （口）
第1期 （自 平成17年10月7日 至 平成18年9月30日）	平成17年10月7日	200	200
	平成17年12月13日	17,800	18,000
	平成18年6月21日	43,400	61,400

（注1）本邦外における販売又は買戻しの実績はありません。

（注2）本投資法人による投資口の払戻しの実績はありません。

第四部【その他】

1. 本書による本投資証券の国内募集及びオーバーアロットメントによる売出しに関して、証券取引法に基づいて交付目論見書及び請求目論見書が作成されますが、これらを合冊して投資家に配布することがあります（以下、合冊した目論見書を「目論見書」といいます。）。
2. 目論見書、交付目論見書及び請求目論見書の各表紙及び表紙裏並びに交付目論見書の表紙の次に本投資法人の名称及び本店の所在地を記載し、本投資法人及び資産運用会社のロゴマークや写真、図案を使用することがあります。
3. 交付目論見書及び請求目論見書の各表紙又は表紙裏に金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号。その後の改正を含みます。）に係る重要事項又はリスク要因について記載することがあります。
4. 請求目論見書の表紙又は表紙裏に、請求目論見書で用いられている用語が、請求目論見書に別段の定めがある場合を除いて、交付目論見書において使用される用語と同様の意味を有する旨を記載することがあります。
5. 本書「第二部 ファンド情報」及び「第三部 投資法人の詳細情報」の主な内容を要約した文章、図案及びロゴマーク等を「投資法人の概要」として交付目論見書の表紙の次頁以降に記載することがあります。
6. 本書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象」及び同「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの」に記載される取得済資産及び取得予定資産の主な内容を要約して交付目論見書の表紙の次頁以降に記載することがあるとともに、かかる取得済資産及び取得予定資産の写真及び所在分布図等を交付目論見書の表紙の次頁以降に掲載することがあります。

CONTENTS

・リプラス・レジデンシャル投資法人の概要	02~03
・リプラス・レジデンシャル投資法人の特徴	04
・ポートフォリオ設計戦略	05
・ポートフォリオ成長戦略	06~08
・ポートフォリオレビュー	09
・資産運用状況	10~11
・ポートフォリオ一覧(取得予定資産を含む)	12~13
・ポートフォリオ概要	14~23
・本投資法人/資産運用会社の概要	24

新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(交付目論見書)

本届出目論見書により行うリプラス・レジデンシャル投資法人投資口9,930,250,000円(見込額)の募集(一般募集)及び投資口990,000,000円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)につきましては、本投資法人は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条により有価証券届出書を平成19年4月3日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、発行価格及び売出価格等については今後訂正が行われます。なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

本書は、証券取引法の規定に基づき投資家に交付しなければならない目論見書(交付目論見書)です。

証券取引法上、投資家は、請求により上記の有価証券届出書第三部の内容を記載した目論見書(請求目論見書)の交付を受けることができ、請求を行った場合にはその旨を記録しておく必要があるものとされています。ただし、本書においては、投資家の便宜のため、すでに請求目論見書が合併されております。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

不動産投資証券は、主に不動産への投資の成果を投資家に還元することを目指した商品です。運用の目的となる不動産の価格や収益力の変動等により取引価格が下落し、損失を被ることがあります。また、倒産等、発行者の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。

リプラス・レジデンシャル投資法人の概要

投資法人の基本方針

多様化するユーザーのニーズを捉え、主として日本全国に所在する賃貸住宅に投資を行うことにより、投資主価値の継続的な拡大を目指す住宅特化型REITです。

運用の特色

1 賃貸住宅マーケットの実態分析に基づいたポートフォリオ設計戦略

- ユーザー特性に基づく3つの賃貸住宅カテゴリーの中から不動産を選別して組み合わせた投資
- 全国の賃貸住宅への分散投資

2 スポンサーサポートの活用によるポートフォリオ成長戦略



決算サマリー

第1期(平成18年9月期)サマリー

■ 営業収益 2,467百万円

■ 経常利益 655百万円

■ 当期純利益 653百万円

■ 分配金総額 653百万円

■ 1口当たり分配金額 10,650円

■ 総資産額 59,307百万円

■ 純資産額 28,402百万円

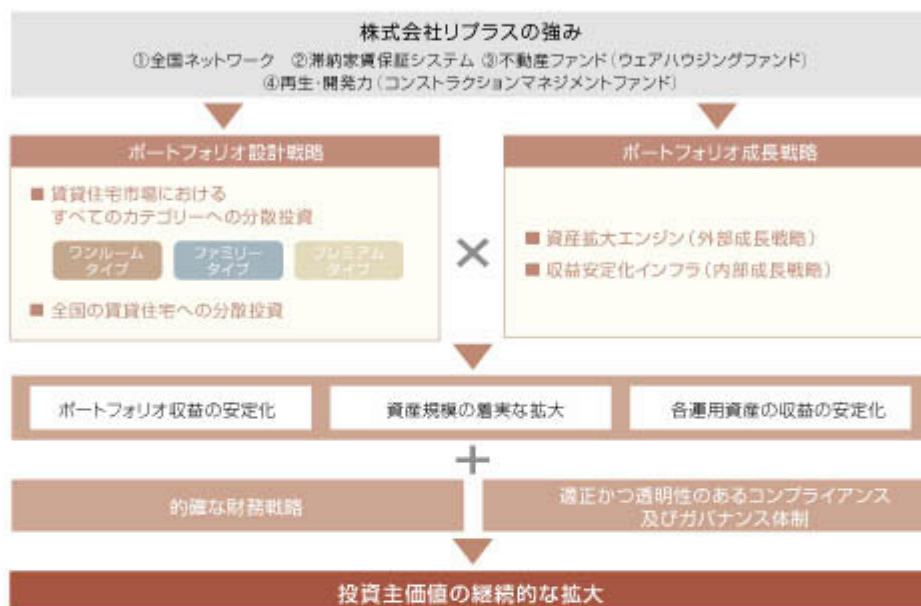
■ 期末自己資本比率 47.9%



リプラス・レジデンシャル投資法人の特徴

株式会社リプラスとの協働を通じた投資主価値拡大のための運用戦略の実現

投資ハイライト



株式会社リプラスの概要

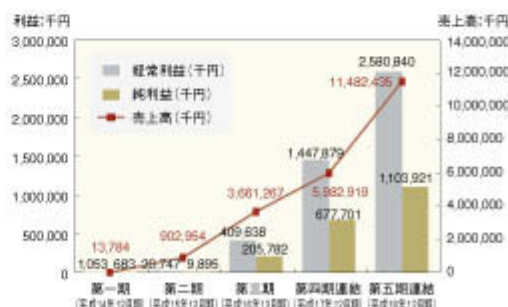
株式会社リプラスは、資産運用会社の親会社であり、不動産(real estate)に関わる各種の金融サービスを提供することにより不動産を再生し(renew)、その価値を向上(plus)させることを事業のミッションとし、賃貸住宅の滞納家賃保証システムの提供事業及び不動産ファンドのアセットマネジメント事業を行っています。株式会社リプラスは中長期的な経営戦略として、賃貸保証事業においては、滞納家賃保証システムの浸透率を高め、家賃回収インフラとしての地位を確立することを、アセットマネジメント事業においては、住居系ファンドとして資産規模を積み上げ、投資家から信頼のおけるファンドマネジャーとしての地位を確固たるものとすることを目指しています。

■賃貸保証事業(賃貸住宅の滞納家賃保証システムの提供事業)

株式会社リプラスは、不動産賃貸借契約に関わる滞納家賃保証システムの提供及び賃貸住宅管理会社への家賃回収業務の提供等を行っており、その商品設計、サービス内容の拡充を通じて、滞納家賃保証システムの浸透・拡大を図っています。平成19年1月31日現在、賃貸保証事業を全国14か所の拠点で行っています。

■アセットマネジメント事業(不動産ファンドのアセットマネジメント事業)

株式会社リプラスは、不動産のプロパリティ業務、不動産や不動産担保付債権等への投資戦略の立案及び投資アドバイス、ノンリコースローン等のファイナンス・アレンジメント、投資対象不動産の付加価値の向上のためのプランニング、コンストラクションマネジメント(建築マネジメント)並びに投資案件の運営・管理によるアセットマネジメント業務等一連の投資プロセスに対する総合的な投資サービスの提供を行っています。



ポートフォリオ設計戦略

1. 複数の物件タイプの組み合わせ

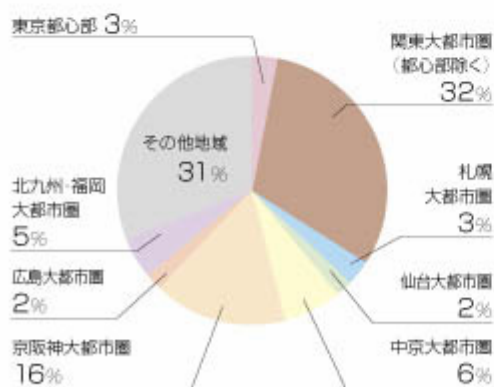
ユーザーの特性に基づき本投資法人が分類した3つの賃貸住宅カテゴリーの中から安定収益を生み出すと考える不動産を選別し、組み合わせて投資を行います。

	ワンルームタイプ	ファミリータイプ	プレミアムタイプ
世帯像	単身者世帯	家族を有する世帯	相対的に所得水準が高い世帯、DINKS等
世帯人数	1人	2~4人	1~4人
間取り等	1R、1K、1DK、1LDK	2K、2DK、2LDK以上	100m ² 未満のコンパクトタイプ、100m ² 以上のラグジュアリータイプ
立地・住環境	主要交通機関からの距離が概ね徒歩5分以内であること等	主要交通機関からの距離が概ね徒歩12分以内又は一定数の駐車場が確保されていること等	駅場から近接しており、生活環境が良いこと
投資地域	全国	全国	大都市中心

2. 全国の賃貸住宅への分散投資

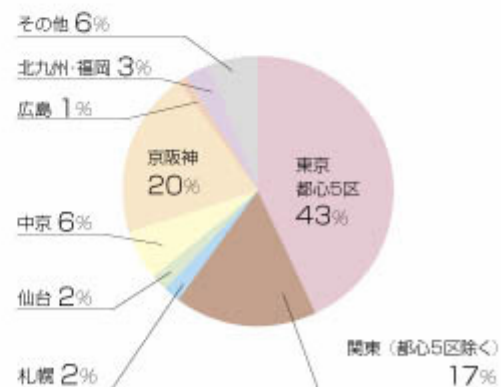
賃貸住宅は、人口分布と同様に日本全国に分散して存在しています。本投資法人は、地方都市にも存在する賃貸住宅の底堅い需要を取り込み、収益機会を獲得し、特定エリアに集中投資するリスクを低減するため、全国に分散投資を行います。

民間賃貸住宅の戸数分布状況



〔出所〕総務省統計局「住宅・土地統計調査（平成15年調査）」

オフィスの分布状況（貸室総面積ベースの比率）



〔出所〕株式会社生駒データサービスシステム「IDSS不動産白書（2006）」

全国分散投資の必然性

東京集中投資の妥当性

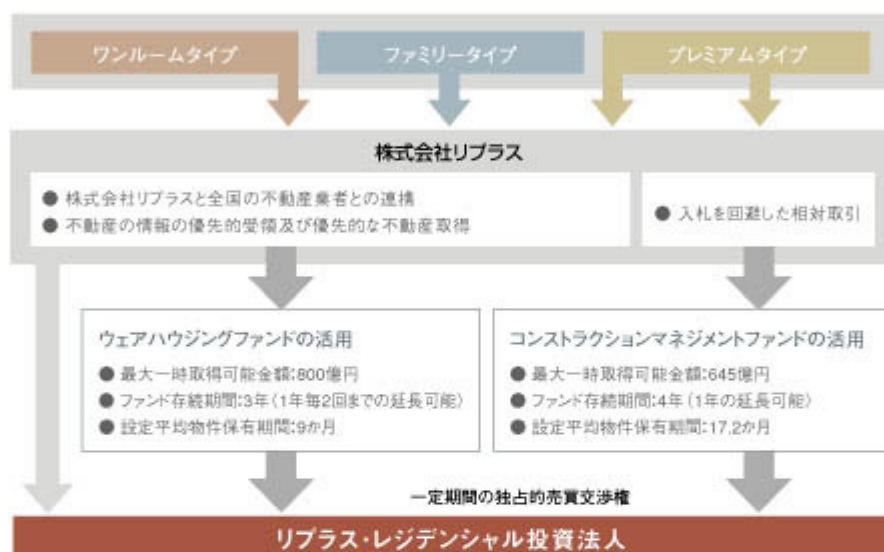
〔注〕詳細については、本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針（2）ポートフォリオ設計戦略（ロ）全国の賃貸住宅への分散投資」をご参照下さい。

ポートフォリオ成長戦略

1. スポンサーの強みを生かした外部成長戦略

資産拡大エンジン

本投資法人は、株式会社リプラスのサポート及び全国の不動産業者との連携を原動力として運用資産の拡大を目指します。



■ 不動産情報の優先的受領及び不動産の優先的取得

株式会社リプラスは、ウェアハウジングファンドにおいて取得した既築物件及び竣工後の物件の大規模修繕及び補修等の必要なメンテナンス及びリーシング等を行い、本投資法人の投資基準に合致する物件へと調整します。その上で、スポンサーサポート契約に基づき、本投資法人に対して、一定期間独占的な売買交渉権を付与します。ウェアハウジングファンドにおいては、本投資法人の投資基準に適合する物件供給を継続的に行うという仕組みが構築されています。

■ 再生・開発型物件の取得

株式会社リプラスは、再生・開発型投資を促進し、その効率化を図るためコンストラクションマネジメントファンドを組成し、全国の遊休不動産、低稼働不動産、土地を取得して一定の期間これを保有し、本投資法人の投資基準に適合させるための再生、大規模改修又は新築工事を行います。具体的には、主として、都心の遊休不動産、郊外駅前土地及び解体が可能な不動産を取得し、改修・新築工事を行い、本投資法人の取得基準に適合する物件に調整をした上で、本投資法人への売却交渉を行います。

運用資産におけるブランド戦略

本投資法人は、各運用資産における稼働率の向上及び収益の安定化を実現するため、「リプラス・リート」ブランドの構築を行い、入居者からの同ブランドに対する信頼を得ることを目指し、かかるブランド戦略について検討を進めています。

■ ワンルーム及びファミリータイプ



【re-plus Choice (リプラスチョイス)】

安全性(地震リスク、新耐震性基準構造、土壌汚染、環境リスク等)及び仕様(エアコン、地上波デジタル、ケーブルテレビ、バス・トイレ別等の設備)の面で一定の水準以上の品質を有するワンルームタイプ及びファミリータイプの物件に付与されるブランドです。



【willDo (ウィルドゥー)】

上記の「re-plus Choice」に加えて一定の付加価値(オートロック等セキュリティ設備や宅配ボックス等の利便性その他の所要の施設の有無等)を備えたワンルームタイプ及びファミリータイプの物件に付与されるブランドです。

2. スポンサーの強みを生かした内部成長戦略

全国不動産業者との連携

全国に分散した運用資産を安定的に運用するために、マスタープロパティマネジメント会社（以下、プロパティマネジメントを「PM」といいます。）を通じて、全国展開している大手不動産業者のみならず、各地域の賃貸住宅市場において強みを有する不動産業者と連携し、リーシング力の向上と運用資産の適切な管理を行います。



今般、本投資法人は、スポンサーサポート会社である株式会社リプラスが商標登録出願中の以下の4つのブランドについて無償の使用許諾を受けています。

■ プレミアムタイプ



【howff (ホフ)】

【howff RELAX (ホフ・リラックス)】

スコットランド語で「住まい、住みか、人の集まる場所」を意味する「howff (ホフ)」は、都心部に生活基盤を持つ都市生活者を対象として、立地条件に優れたあらゆるタイプの物件に付与されるブランドです。そのうち、住居については、「howff RELAX (ホフ・リラックス)」というブランドが付与されます。

株式会社リプラスの滞納家賃保証システムの活用

株式会社リプラスの家賃保証事業を通じた賃貸住宅管理会社との業務提携関係や蓄積された情報、経験、ノウハウが本投資法人の運用を支えています。

滞納家賃保証システムの活用

- 家賃の確実な回収によるキャッシュ・フロー及び収益の安定化
- 運用資産の競争力の向上



■ 賃料の確実な回収と運用資産の競争力の向上

本投資法人は、平成18年11月30日現在、保有する不動産及び借託の受託権にかかる不動産66物件のうち、55物件において株式会社リプラスの滞納家賃保証システムを導入しています。本投資法人は、滞納家賃保証システムの活用により、運用資産から生じる賃料の確実な回収によるキャッシュ・フロー及び収益の安定化を図り、運用資産の競争力の向上を目指します。

ポートフォリオレビュー

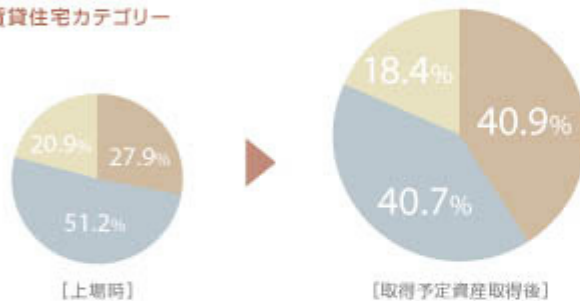
ポートフォリオの分散状況の推移

	物件数	取得価格の総額	総賃貸可能戸数	ポートフォリオPML値
上場時	54 物件	49,675 百万円	2,915 戸	6.4 %
第1期末	63 物件	53,468 百万円	3,203 戸	6.2 %
取得予定資産 取得後	92 物件	76,656 百万円	4,616 戸	5.4 %

〔注1〕取得価格の総額については、百万円未満を切り捨てて記載しています。

〔注2〕「ポートフォリオPML値」とは、ポートフォリオにおける地震による予想最大損失率を示しています。

■ 賃貸住宅カテゴリー



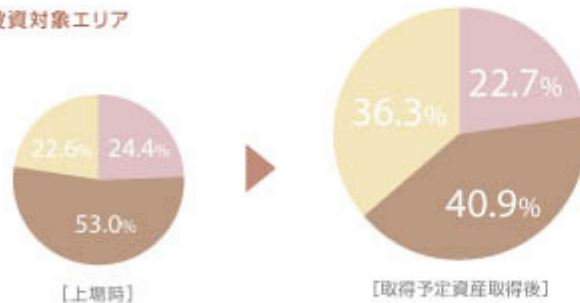
＜投資基準＞

カテゴリー別	投資比率
ワンルーム	25～40%
ファミリー	35～50%
プレミアム	15～25%

〔注1〕分散比率は、取得価格を基準に算出しています。

〔注2〕比率の記載は小数第2位を四捨五入して記載しています。

■ 投資対象エリア



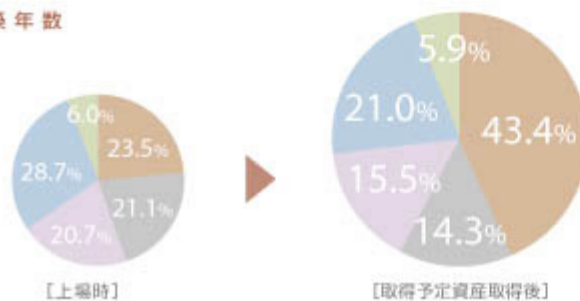
＜投資基準＞

エリア別	投資比率
東京都心7区	15～25%
関東圏	30～50%
地方	30～50%

〔注1〕分散比率は、取得価格を基準に算出しています。

〔注2〕比率の記載は小数第2位を四捨五入して記載しています。

■ 築年数



5年以下	15年超20年以下
5年超10年以下	20年超
10年超15年以下	

平均築年数 **8.3年**
(平成18年11月30日現在)

〔注1〕分散比率は、取得価格を基準に算出しています。

〔注2〕比率の記載は小数第2位を四捨五入しているため、記載されている数値の合計は必ずしも100%とはなりません。

資産運用状況

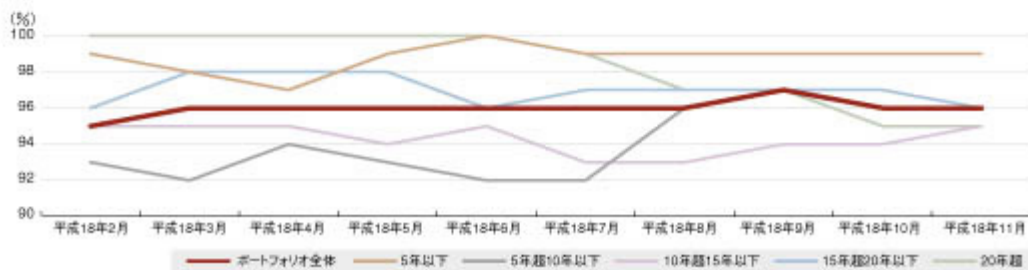
着実な運用資産の成長

運用資産の取得実績及び稼働率の推移





■築年数別稼働率



(注)稼働率に関しては2月から5月までは35物件、6月以降は54物件、8月以降は63物件、10月以降は66物件の賃貸面積ベースの稼働率を表示しています。

ポートフォリオ一覧（取得予定資産を含む）

（平成18年11月末日現在）

タイプ	物件番号	地域区分 (注1)	物件名称	地域	賃貸可能戸数 (戸) (注2)	賃貸可能面積 (㎡) (注3)	取得(予定)価格 (千円) (注4)
ワンルーム	O-1-001	地方	サテラ北34条	北海道札幌市	181	5,691.96	1,133,714
	O-1-002	地方	カレラ29	北海道札幌市	26	956.31	281,285
	O-1-003	地方	サッポロヒルズ	北海道札幌市	28	1,195.95	287,666
	O-1-004	地方	サテラ永山	北海道旭川市	79	2,744.83	342,428
	O-1-023	地方	ステージアs12	北海道札幌市	48	1,637.76	460,839
	O-4-005	関東圏	ベル越谷21	埼玉県越谷市	49	1,204.24	499,333
	O-4-006	関東圏	ジョイフル狹山	埼玉県狹山市	52	870.97	216,619
	O-4-007	関東圏	ルミエール八王子	東京都八王子市	94	1,649.70	480,761
	O-4-008	関東圏	Kiyosumi h+	東京都江東区	200	7,499.18	5,024,619
	O-4-009	関東圏	ターキース田園調布第2	東京都大田区	27	462.12	281,523
	O-4-010	関東圏	スカイコート100	千葉県千葉市	30	1,903.05	379,857
	O-4-011	関東圏	FC高砂町	神奈川県横浜市	21	483.17	233,142
	O-4-012	関東圏	サイトピア	神奈川県相模原市	86	1,694.90	506,142
	O-4-024	関東圏	VISTAシュブリーム	東京都町田市	37	894.34	563,584
	O-4-025	東京都心7区	ジョイ尾山台	東京都世田谷区	21	1,057.19	624,265
	O-4-031	関東圏	エステージ大塚	東京都豊島区	27	1,064.46	725,229
	O-5-013	地方	ステージア金山	愛知県名古屋市中区	48	1,192.32	490,095
	O-5-026	地方	エクスセルシオール栄	愛知県名古屋市中区	48	1,486.56	641,767
	O-5-027	地方	ステージア日比野	愛知県名古屋市中区	31	767.25	317,603
	O-6-014	地方	セレンディテッドネオポリス市岡	大阪府大阪市	62	1,626.88	722,761
	O-6-015	地方	セントロイヤルクラブ海老江	大阪府大阪市	28	769.93	350,904
	O-6-016	地方	ドリームネオポリス今福西	大阪府大阪市	29	1,020.93	413,857
	O-6-017	地方	メゾンフローラ	兵庫県神戸市	38	1,684.21	584,285
	O-6-018	地方	ウインドフォー南本町	兵庫県伊丹市	39	905.42	307,142
	O-6-028	地方	インベリアル新大阪	大阪府大阪市	27	628.65	285,723
	O-6-029	地方	グランメーブル東淀川	大阪府大阪市	27	585.30	236,069
	O-6-030	地方	ドリームネオポリス深江南	大阪府大阪市	16	567.76	184,716
	O-9-019	地方	スターズ内山	福岡県北九州市	27	567.61	160,000
	O-9-020	地方	内山南小倉駅前ビル	福岡県北九州市	48	3,343.95	579,761
	O-9-021	地方	デュミナス唐人町	福岡県福岡市	24	532.80	209,714
	O-9-022	地方	ストリームライン大瀬	福岡県福岡市	48	1,249.52	382,857
	O-1-032	地方	ステージアn25	北海道札幌市	36	1,279.89	316,000
	O-1-033	地方	フラットカレラ	北海道札幌市	26	971.15	290,000
	O-1-034	地方	s13w9 h+	北海道札幌市	48	1,835.21	463,000
	O-1-035	地方	s9w12 h+	北海道札幌市	55	2,210.96	533,000
	O-1-036	地方	ステージアhg7	北海道札幌市	36	1,208.07	315,000
	O-2-037	地方	パーティハウス西下台	岩手県盛岡市	76	2,304.00	512,000
	O-4-038	関東圏	マーベラス新座	埼玉県新座市	56	1,260.00	590,438
	O-4-039	東京都心7区	東信松涛マンション	東京都渋谷区	27	1,044.19	912,000
	O-5-040	地方	ステージア千代田	愛知県名古屋市中区	60	1,447.40	633,000
	O-5-041	地方	ステージア太閤通	愛知県名古屋市中区	98	3,075.93	1,120,000
	O-5-042	地方	ステラ金山雲番館	愛知県名古屋市中区	36	892.44	370,000
	O-5-043	地方	ステラ金山武善館	愛知県名古屋市中区	36	970.80	375,000
	O-6-044	地方	ドリームネオポリス大日	大阪府守口市	19	608.45	217,000
	O-6-045	地方	ステージア東中島 I	大阪府大阪市	21	539.07	244,000
	O-6-046	地方	インベリアル塚本	大阪府大阪市	66	1,710.27	730,000
	O-6-047	地方	セントロイヤルクラブ天満橋	大阪府大阪市	20	662.00	338,000
	O-6-048	地方	セントロイヤルクラブ材木町	大阪府大阪市	21	723.58	325,000
	O-6-049	地方	City Life 谷町	大阪府大阪市	54	1,927.80	1,040,000
	O-6-050	地方	インベリアル桜川南 II	大阪府大阪市	45	1,146.51	488,000
	O-6-051	地方	インベリアル桜川南 I	大阪府大阪市	66	1,650.57	690,000

タイプ	物件番号	地域区分 (注1)	物件名称	地域	賃貸可能戸数 (注2) (注3)	賃貸可能面積 (㎡) (注3)	取得(予定)価格 (千円) (注4)
ワンルーム	O-6-052	地方	星空井天	大阪府大阪市	34	1,099.34	466,000
	O-9-053	地方	サンマークレジデンス	福岡県福岡市	175	5,759.20	2,460,000
	ワンルームタイプ 合計				2,657	82,272.05	28,873,709
ファミリー	F-2-001	地方	ロイヤルガーデン森林公園	宮城県仙台市	29	2,053.10	396,190
	F-2-002	地方	グリーンパーク小松島	宮城県仙台市	45	2,781.60	550,523
	F-2-003	地方	ダイアパレス泉崎	宮城県仙台市	37	2,036.05	355,095
	F-2-004	地方	サンヴァーリオ高砂	宮城県仙台市	32	1,623.68	364,904
	F-4-005	関東圏	ジョアンナマンション	群馬県前橋市	52	4,066.20	556,714
	F-4-006	関東圏	入間駅前ビル	埼玉県入間市	67	4,266.59	1,517,000
	F-4-007	関東圏	入間駅前第二ビル	埼玉県入間市	53	3,601.74	687,666
	F-4-008	関東圏	セレーノ大宮	埼玉県さいたま市	102	6,698.60	1,554,523
	F-4-009	関東圏	すずらん館	埼玉県さいたま市	20	1,151.35	441,190
	F-4-010	関東圏	ボヌール常盤	埼玉県さいたま市	28	1,925.47	752,904
	F-4-011	関東圏	プロフィットリンク竹ノ塚	東京都足立区	46	2,404.66	636,333
	F-4-012	関東圏	竹ノ塚フラット	東京都足立区	111	8,232.98	2,051,809
	F-4-013	関東圏	ドリームハイツ	東京都板橋区	19	1,073.69	358,666
	F-4-014	関東圏	グリーンヒルズ荒島山	東京都北区	28	1,480.10	587,238
	F-4-015	関東圏	王子ハイツ	東京都北区	20	989.31	347,857
	F-4-016	関東圏	阪上ロイヤルハイツ第二	東京都荒川区	28	1,175.86	360,714
	F-4-017	東京都心7区	パティオ等々力	東京都世田谷区	26	2,410.47	1,764,809
	F-4-018	関東圏	シェモア桜ヶ丘	東京都多摩市	30	1,910.03	609,904
	F-4-019	関東圏	リーベスト西千葉	千葉県千葉市	140	10,988.88	2,152,476
	F-4-020	関東圏	コリンズ津田沼	千葉県習志野市	20	1,450.80	352,761
	F-4-021	関東圏	磯子フラット	神奈川県横浜市	279	25,007.11	5,290,571
	F-4-022	関東圏	茅ヶ崎ダイカンブラザ	神奈川県茅ヶ崎市	34	1,838.43	453,571
	F-4-028	関東圏	ウインベルコース平塚第13	神奈川県平塚市	33	1,533.51	477,587
	F-4-029	関東圏	リーベスト東中山	千葉県船橋市	76	6,011.36	1,371,314
	F-4-030	関東圏	リーベスト中山	神奈川県横浜市	56	4,973.19	837,348
	F-5-023	地方	ステラートシティ伝馬町	愛知県名古屋市中区	40	2,179.40	627,785
	F-5-024	地方	グレースマンション藤	三重県四日市市	45	2,882.52	492,761
	F-6-025	地方	ルネ神戸北町Ⅱ センターコート	兵庫県神戸市	126	10,548.28	878,857
	F-6-026	地方	サテラ魚住	兵庫県明石市	64	4,676.55	635,666
	F-9-027	地方	イマージュ霧が丘	福岡県北九州市	63	3,667.49	662,714
	F-4-031	関東圏	MGA金町	東京都葛飾区	26	1,522.89	484,000
	F-5-032	地方	ステラートシティ桜山	愛知県名古屋市中区	26	1,922.25	735,000
	F-6-033	地方	ラ・ヴィータ日本橋	大阪府大阪市	69	4,605.19	1,890,000
	ファミリータイプ 合計				1,870	133,689.33	31,206,463
プレミアム	P-4-001	東京都心7区	チェルシーガーデン	東京都渋谷区	17	3,810.93	4,238,476
	P-4-002	東京都心7区	c-MA1	東京都港区	4	377.93	618,095
	P-4-003	東京都心7区	c-MA2	東京都港区	10	658.20	699,285
	P-4-004	東京都心7区	c-MA3	東京都港区	26 (注5)	3,602.99 (注5)	4,344,238
	P-4-005	東京都心7区	n-GT1	東京都世田谷区	10	707.55	466,095
	P-4-006	東京都心7区	n-OM1	東京都港区	21	1,960.94	3,750,000
プレミアムタイプ 合計				89	11,440.03	14,116,190	
合計				4,616	227,401.41	76,656,367	

(注1)「地域区分」の欄に記載されている東京都心7区とは、千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区、世田谷区及び目黒区をいいます。関東圏とは東京都心7区以外の関東大都市圏、地方とは札幌大都市圏、仙台大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏、広島大都市圏、及び北九州・福岡大都市圏並びに人口が50万人以上の都市をいいます。

(注2)「賃貸可能戸数」の欄には、各取得済資産に係る物件の賃貸可能戸数を記載しています。

(注3)「賃貸可能面積」の欄には、各取得済資産に係る物件の賃貸可能面積(小敷地30㎡未満の土地は5人として記載しています。なお、倉庫、駐車場、管理人家、車庫、自動販売機及びアンテナ等の、賃借人の土主の賃借目的に分類して賃貸される面積及び賃借人が当該物件の維持管理のために賃貸(使用貸借を含みます。)する面積を除きます。)

(注4)「取得予定価格」の欄には、各不動産又は不動産信託の受益権の売買価格(いずれの場合も消費税等相当額を除きます。)を、それぞれ千円未満を切り捨てて記載しています。会計単位が小単位には、切り捨て後の取得価格を合計したものを千円未満を切り捨てて記載しています。

(注5)取得予定資産は赤色の文字にて記載しています。

(注6)c-MA3(物件番号:P-4-004)については、平成18年11月30日現在共用部分として使用されていた部分のその後、賃貸に供されることとなったため、本書の日付現在、賃貸可能面積は321.49㎡増加して3,924.48㎡、賃貸可能戸数は1増加して27となっております。

ポートフォリオ概要

地方／北海道エリア（10物件）



■ワンルームタイプ ■ファミリータイプ ■プレミアムタイプ





■ ステージアs12



■ サテラ北34条



■ サテラ永山



■ カレラ2.9



■ サッポロヒルズ

地方／東北エリア (5物件)



■ ロイヤルガーデン森林公園



■ グリーンパーク小松島



■ ダイアノリス泉崎



■ サンヴァーリオ高砂



■ パーシティハウス西下台



■ ワンルームタイプ ■ ファミリータイプ ■ プレミアムタイプ

ポートフォリオ概要

関東圏 (32物件)



■ マーベラス新宿





■ 入間駅前ビル



■ 入間駅前第二ビル



■ セレーノ大宮



■ リーベスト西千葉



■ ボヌール常盤



■ ジョアンナマンション



■ 竹ノ塚フラット



■ すずらん館



■ ドリームハイツ



■ グリーンヒルズ飛騨山



■ 磯子フラット



■ 茶ヶ崎ダイカンプラザ



■ 王子ハイツ



■ 阪上ロイヤルハイツ第二



■ シェモア桜ヶ丘



■ コリンス津田沼



■ リーベスト中山



■ ウィンベルコーラス平家第13



■ ワンルームタイプ ■ ファミリータイプ ■ プレミアムタイプ

ポートフォリオ概要

東京都心7区エリア（9物件）



■ R+DM1



■ チェルシーガーデン



■ c-MA1



■ c-MA2



■ c-MA3



■ フルルームタイプ ■ ファミリータイプ ■ プレミアムタイプ

ポートフォリオ概要



■ n-GT1



■ ワンルームタイプ ■ ファミリータイプ ■ プレミアムタイプ



■ ジョイ尾山台



■ バティオ等々力



■ 東信松清マンション

地方／東海エリア(10物件)



■ ステージア千代田



■ ステージア太閤通



■ ステラ金山香番館



■ ステラ金山武番館



■ ステージア金山



■ エクセルシオール栄



■ ステラートシティ桜山



■ ステラートシティ伝馬町



■ ステージア日比野



■ グレースマンション緑



■ ワンルームタイプ ■ ファミリータイプ ■ プレミアムタイプ

ポートフォリオ概要

地方／近畿エリア (20物件)



■ワンルームタイプ ■ファミリータイプ ■プレミアムタイプ

■メゾンフローラ



■ ウインドフォー南本町



■ インペリアル新大塚



■ サテラ恵比寿



■ City Life 山手



■ グランメール奥平



■ ドリームネオポリス相模原



■ ルネサンスコート

地方／九州エリア (6物件)



■ サンドマークレジデンス



■ 内山温泉駅前ビル



■ スターズ内山



■ デュミナス恵比寿



■ ストリームライン大塚



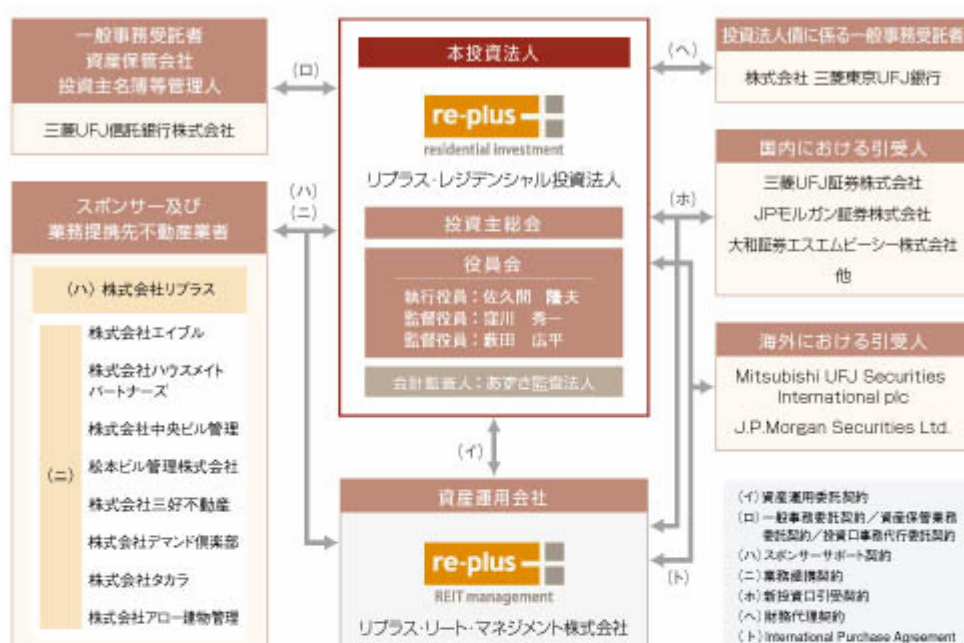
■ イメージジョ相模原



■ ワンルームタイプ ■ ファミリータイプ ■ プレミアムタイプ

本投資法人/資産運用会社の概要

本投資法人の概要



資産運用会社の概要

社 名: リプラス・リート・マネジメント 株式会社

設 立: 平成17年2月25日

認 可 取 得: 平成17年10月4日
投資信託委託業者に係る業務認可取得
(認可番号 内閣府理大臣第53号)

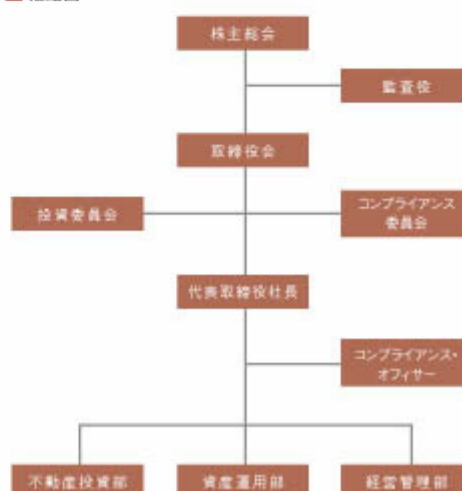
代表取締役社長: 岡村 一郎

本 店 所 在 地: 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

事 業 内 容: 投資法人資産運用業

株 主: 株式会社リプラス 90%
株式会社三菱東京UFJ銀行 5%
株式会社三井住友銀行 5%

組織図



独立監査人の監査報告書

平成18年12月20日

リプラス・レジデンシャル投資法人
役員会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大東 正躬 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 内田 正美 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているリプラス・レジデンシャル投資法人の平成17年10月7日から平成18年9月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リプラス・レジデンシャル投資法人の平成18年9月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、投資法人は資産の取得、資金の借入及び金利キャップの取得を行っている。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しております。